

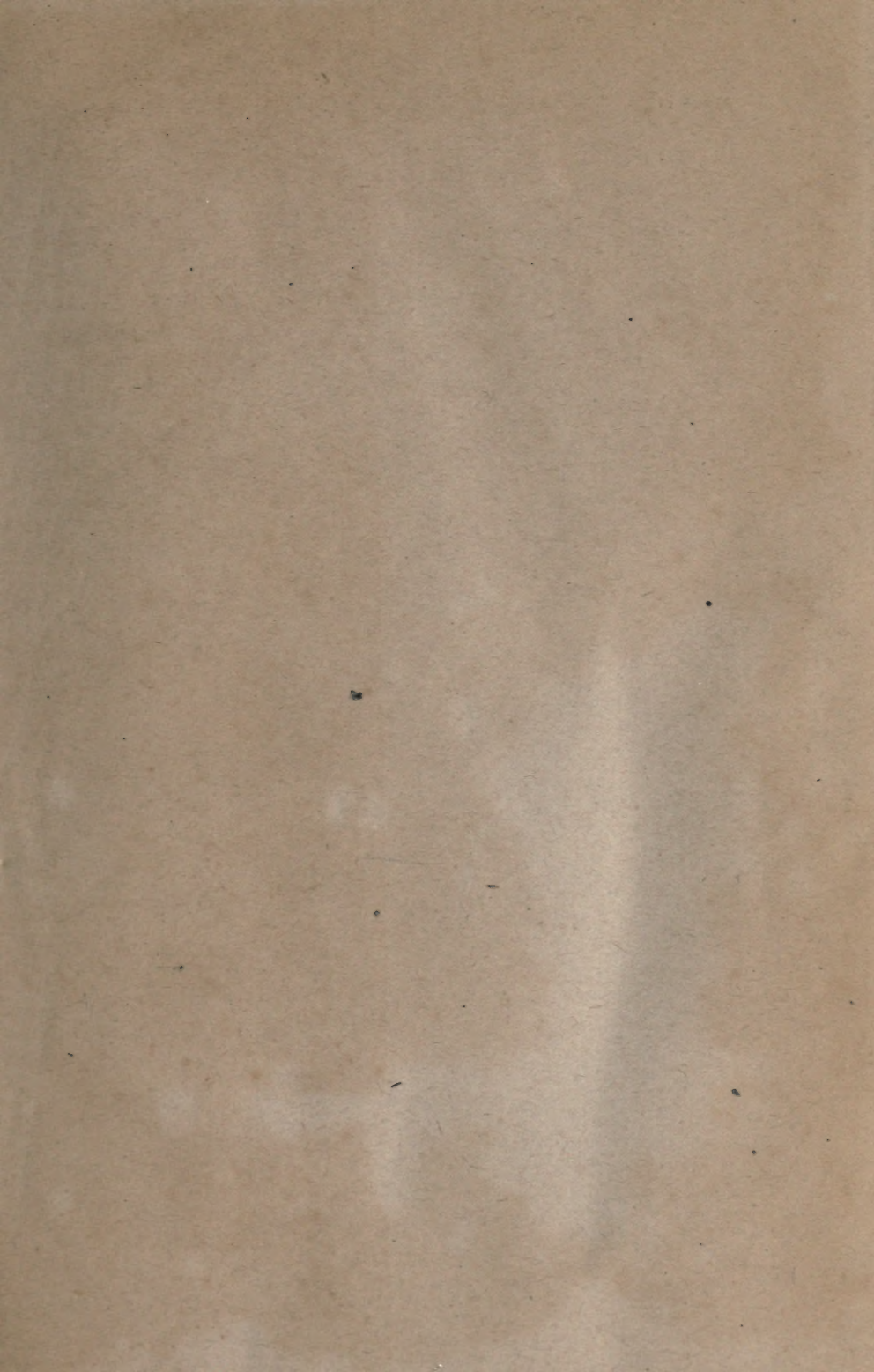
EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO.



3 1761 03148 8364







昭和七年三月十日印刷
昭和七年三月十五日發行
昭和十五年十二月十日再版發行

不許
複製

發行所

國譯一切經律部十七

【定價 金一圓五十錢】

編輯者兼
發行者

岩野真雄

東京市芝區芝公園地七號地十番

印刷者

長尾文雄

東京市芝區芝浦二丁目三番地

印刷所

日進舍

東京市芝區芝浦二丁目三番地

東京市芝區芝公園地七號地十番

株式會社

大東出版社

振替東京一九四七一番
電話芝三〇九四〇番

所本製角兩

所本製

索 引

(頁數は通頁を表す)

- ア—
- 阿濕薄迦 82
 阿遮利那 30
 阿蘇羅 37
 阿蘭若住處外受食學處 279
 惡性違學諱處 83
- イ—
- 以指擊握他學處 245
 以食作塔狀戒 228
 以手擬苾芻學處 225
 以衆教罪謗清淨苾芻學處 250
 違惱言教學處 183
 意味麥 62
 一月衣學處 108
- ウ—
- 有隔無隔 32
 有食家強坐學處 224
 有食家強立學處 225
 有主 59
 有智の男子 172
 有長衣不分別學處 92
 鄭波索迦 75
 鄭波陀耶 30
 嚙鉢羅 112
- エ—
- 迴索物入已學處 144
 衣法の中 281
 壞生種學處 180
 壞生地學處 260
 搖肩戒 282
 搖身戒 282
 搖頭戒 282
 溢鉢受食戒 282
 溢鉢受羹戒 282
- オ—
- 汚家違諱學處 80
 汚手捉淨水戒 283
 飲酒學處 267
- カ—
- 珂但尼 134
 迦利沙波擊 37
 迦攝波戒 293
- 過限索衣學處 115
 過後齋急施衣學處 134
 過三鉢受食學處 207
 過四月索衣學處 263
 過分數作數具學處 119
 過量乞衣學處 113
 過量作兩浴學處 274
 過量作牀學處 272
 過量作尼師但那學處 273
 過量作覆積衣學處 274
 學家受食學處 279
 學處 25
 學贏 29
 羯吒謗浴迦底迦 76
 羯恥那衣 92
 羯諾牟尼佛 293
 羯磨陀那 11
 羯蘭 27
 勸共作衣學處 115
 勸足食學處 210
 勸非親織師織衣學處 133
 觀軍學處 226
- キ—
- 毀誓語學處 165
 急施衣 135
 恐怖苾芻學處 247
 教授至日壽學處 199
 稔 103
 憍閃毗 69
- ク—
- 拘留孫佛 292
 擢咎彌 123
 共至俗家不與食學處 229
 俱厭劫 5
 求寂 49
 具壽 10
 軍中過二宿學處 226
- ケ—
- 假根謗學處 75
 輕呵戒學處 179
 厭蘇洛迦 94
 肩隔 95
- 挑牛戒 282
 牽他出信房學處 191
 據毀輕賤學處 182
 減六年作新數具學處 120
- コ—
- 故澤精學處 56
 故二 58
 故惱苾芻學處 214
 故放身坐臥脫脚牀學處 194
 故妄語學處 165
 孤迦量 76
 五蓋 53
 五條 93
 五法 131
 五蒲膳尼食 209
 期 198
 向未近圓人說他重罪學處 176
 高世耶 118
 高視戒 282
 劫具 133
 強惱處觸他學處 193
 乞鉢學處 130
 近圓の人 17
- サ—
- 左右顧視戒 282
 作新尼師但那不用故帖學處 121
 作法衣界 107
 在阿蘭若過六夜離衣學處 132
 索供養學處 62
 索美食學處 218
 三着處 32
 三攝 95
 三沒達羅達多 76
 散食戒 282
- シ—
- 尸棄 291
 四學 66
 使非親尼院故衣學處 109
 使非親尼治羊毛學處 123
 齒木 220
 自擔羊毛過三踰膳那學處 123

自乞糲使非親織師織作衣學處	133	隨意	18	中方近圓	18
食前食後詣餘家學處	269	隨捨置入學處	235	畜長鉢過十日不分別學處	128
食會觸食學處	113	—七—		著不壞色衣學處	237
七例聲	28	施一食過受學處	206	盡口待食戒	283
室羅伐	56	制底	12	張手	67
室羅末尼羅	80	勢分	106	天授	79
實得上人法向未近個人說學處	177	殺傍生學處	243	展轉食學處	205
捨置羯磨	235	設利羅	39	突色訊里多	11
造傳教學處	263	說鄙惡語學處	60	窞吐羅	21
釋迦牟尼佛	294	舌舩手戒	283	動亂兵軍學處	227
守護	41	先捨後受	31	獨與女人屏處坐學處	203
取非親尼衣學處	112	扇佉	30	獨與尼屏處坐學處	203
衆不差教授苾芻尼學處	197	懺摩	81	—十—	
受用有蟲水學處	221	善說惡說	61	乃至破	133
受尼指授食學處	277	暫用心	45	—二—	
十二有支	9	—リ—		二三重	196
十三僧殘	56	蘇陳那	27	尼師但那	93
從非親居士居士婦乞衣學處	122	草木綿貯牀學處	273	尼陀那	5
從非親尼受食學處	276	僧脚尸袴	99	泥薩祇波逸底迦	92
出息求利學處	125	總攝頌	165	若持迦	223
助伴破僧伽違陳學處	78	造大寺過限學處	196	入王宮學處	269
觸女學處	56	造小房學處	66	人停息處大小便戒	284
小食	156	造大寺學處	69	—八—	
小聲戒	282	藏他衣鉢學處	248	波逸底迦	90
生支	33	足食學處	208	波阻羅	35
生草上大小便戒	284	捉金銀等學處	123	波羅市迦	27
性罪	16	捉寶學處	238	波羅底木叉	5
攝受惡見求寂學處	235	觸火學處	230	波利婆婆	86
攝頌	27	孫陀羅難陀	34	破僧伽違陳學處	76
舒舌唇戒	283	—夕—		媒嫁學處	64
上樹戒	286	他寄衣不問立軌著學處	249	八正行	31
掉臂戒	282	打苾芻學處	227	八正道	7
淨尸羅	6	對法	276	反抄戒	283
諍論諍事	171	第三分之白	120	半醫戒	283
身授身受	218	第五轉聲	167	半擇迦	30
深摩舍那	48	提婆	53	半豆	82
申搏食戒	282	但尼迦	36	—七—	
振手食戒	282	噉嚼食戒	283	非時食學處	213
—ス—		彈舌食戒	283	非時入聚落不嘔苾芻學處	268
水中戲學處	245	斷人命學處	47	非時浴學處	241
水中大小便戒	286	壇隔	94	非法非法非法	80
吹氣食戒	283	—子—		毗舍佉波斯迦	90
		知俗人淨與衣就乞學處	114	毗舍浮佛	292
		知苾芻尼讚歎得食學處	204	毗鉢尸佛	54, 291
		地上置鉢戒	284	苾芻	8

畢隣陀婆蹉	45	訪迴乘利物學處	178	與苾芻尼同道行學處	200
—フ—		訪蘇畢舍遮鬼	54	與佛等過量作衣學處	274
不恭敬學處	285	訪他爲飲食故授學處	199	與未近圓人同讀誦學處	174
不舉草敷學處	190	發舉珍諍羯磨學處	169	與未近圓人同室宿過二夜	
不舉敷具學處	184	—マ—		學處	232
不捨惡見違諫學處	234	摩室里迦	70	與無衣外道男女食學處	225
不受食學處	270	摩納毗迦	5	與欲	232
不攝耳聽作不知語學處	215	賣買學處	126	與欲已更造學處	232
不定法中	91	—ミ—		預前求過後用雨浴衣學處	137
不淨行學處	27	未請坐戒	282	用牙角作針筒學處	171
不與取	36	—ム—		用意受食戒	282
不與欲默然起去學處	265	無衣	225	用蟲水學處	185
不與取學處	36	無根誘學處	73	用野蠶絲作敷具學處	119
補棕伐蘇	82	—モ—		淫喚求食戒	282
覆藏他處罪學處	228	妄說自得上人法學處	52	羹飯互覆戒	283
覆鉢	75	默聽評論學處	264	—ラ—	
服過七日藥學處	154	—ヤ—		蘭若	8
佛粟	27	踰繕那	12	—リ—	
分別	92	—ヨ—		離間語學處	168
—ハ—		與滅年者受近圓學處	252	離三衣學處	105
別業食學處	211	與賊同道行學處	251	立洗鉢戒	284
別人	117	與女人說法過五六語學處	172	—ル—	
變吐	156	與女人同室宿學處	246	累脚戒	282
—ホ—		與女人同道人學處	250	累外踝戒	282
放身戒	282	與非親尼衣學處	200	—ロ—	
褒麗陀	10	與苾芻尼同乘一船學處	202	露形	34

長淨を作し、意戒いけいを護まもること慇懃しんしんにして、寧ろ死すとも犯さず、犛牛の尾を愛するが如く、身命をも顧みず。次ぎに所爲しよゐの福業は、廻まわして有情じやうじやうに施たづなひ、廣く無邊を利して、俱ともに佛果ぶつぐわを成なぜん。

根本薩婆多部律攝終

第五部(三)七佛略教法

諸佛及び弟子

戒經を恭敬するが故に

汝當さに出離を求むべし

生死の軍を降伏し

此の法律の中に於て

能く煩惱の海を竭す

爲めに説く所の戒經

當さに共に戒を尊敬すべし

我れ已に戒經を説く

諸の有情を福利し

咸共に戒を尊敬し

無上果を獲得す

佛教に於て勤修し

象の草舎を摧くが如し

常に不放逸を爲し

當さに苦際を盡すべし

和合して長淨を爲せ

犍牛の尾を愛するが如くせよ

衆僧長淨竟らば

皆共に佛道を成ぜん

初めに三頌あり、結集して説く所、初めの一頌は七佛の名を彰はす、「天中天」と言ふは、一切諸佛は皆是れ淨天、彼れ自ら清淨無上の法を證するが故に。釋迦大師は、是れ天申天、獨り能く五濁惡世に於て、難調者を調す、調御師と號す、隨機教化して解脱を得せしむ、故に天中天といふ。次に二頌あり、佛の勝德を讚し、諸の聲聞衆戒經を尊重す。次に二頌あり、是れ結集して經を引き、出離を希ふことを勧め、勤修して解脱せしむ、「汝當さに出離を求むべし」と言ふは、發心して俗を捨て、出離の行を修し、無常等に於て、樂著すべからず。「佛教に於て勤修し」とは、謂はく見道を得、「生死の軍を降伏す」とは、謂はく修道を得、「象の草舎を摧くが如し」とは、譬へば大象の草舎を摧くに、未だ力を勞盡せざるが如し、智者も亦爾なり、生死の獄を壞するに、多時を假らず、教に依りて奉行し、自他の利を作し、諸の結漏を斷す。佛教の中に於て放逸を爲さず、煩惱の海を出で、苦の邊際を盡し、妙菩提を證す。次に二頌あり、亦是れ結集に置く所なり、勸戒して

は、悉く應さに奉行すべし、故に「一切の善は應さに修すべし」と云ふ。心所行の處悉く皆調伏す、故に「遍く自心を調す」といふ、是れ則ち略して佛の教誡する所を明す。次ぎの頌は、即ち是れ善方便を示す。初めの三句は其の次第の如く、別して三業を護す、故に「善く身を護す」等といふ、一々體を作さざれども、皆是れ善なり、然も生死涅槃皆三業の、惡を捨て、善に従ふに由る、勸めて盡く護せしめて、即ち衆苦を解脱するが故に「善い哉」と歎す、是の故に苾芻其の力分に隨つて常に能く護持し、能く常樂を證す。次ぎの第三頌は、忘念せざらしむ、然るに三時に於て、人多く忘念す、教へて意を存せしめ、想を攝して、現前す、一に他人の詰罪の時に於て、應さに審に口を護して、以て彼れに答ふべし、失念して卒暴の言を爲すこと莫れ、故に「善く口言を護す」と、二つには、先時に經る所の欲境に、若し憶念を起せば、當さに善く心を護して、愛著を生ずることなかるべし、故に亦「善く意を護す」といふ、三には、五處の非所行境に於て遊行を作し、他物を與へざるに、而も自ら取り、食ふべからざる所を強えて之を食ふ。或は時に身を以て彼れを觸惱す、此の諸過を離るゝが故に、「身諸惡を作さず」といふ、此の三業は、常に清淨ならしむるを善苾芻と名づく、方さに是れ聖教を光顯奉順し、能く大師所行の正道に隨ふ。然るに七佛世尊變遷陀の日、機に隨つて教を設くる多少同じからず、初めは則ち六月の一を長淨として、其の略教を説く、次ぎは五月、乃至釋迦如來は、半月半月、斯の略教を説きたまふ。

毗鉢尸と式棄と

羯諾迦牟尼と

是くの如く天中天

七佛皆雄猛にして

大名稱を具足して

毗舍と俱留孫と

迦葉と釋迦尊と

無上調御者

能く世間を救護す

咸此の戒法を説きたまふ

惱を斷ずる能はざるが故に。煩惱あるによりて心靜かならず、息念圓滿ならず、未來世に於て、憂惱還た生ず、若し諦理を見れば、更に復退せず、諸餘の煩惱漸次に斷除す。次ぎの一行の頌は、見諦者は、餘の煩惱を斷ずることを明す。次第の義、初めの三句は欲界の煩惱を斷ずることを明す。慳貪の垢を除くが故に、能く施等を行じ、其の福漸く増し又聖人の清淨尸羅に於て、及び忍等を行じて諸の怨諍を息む。上の二地等の持力に由るが故に、能く欲界散亂の惡心を除く。「惑盡きて涅槃に至る」とは、若し三界の惑盡き、業累俱に亡すれば、無生に契會して、涅槃の樂を生ず。

釋迦牟尼佛世に出現し、諸の聲聞衆、性煩惱多く、諸の惡業を造り、多く放逸を行じて善品を修せず、少善を作す時便ち喜足を生ず。三事を爲すが故に、其の三頌説き、惡行を遮せんが爲めに、善方便を示す、忘念せざらしめて、善品日に増し、十二年中に於て抱僧伽なし、斯の波羅提木又略教を説く。

一切の惡は作すこと莫れ

遍く自心を調するは

身を護するを爲す善い哉

意を護するを爲す善い哉

苾芻一切を護し

善く口言を護し

身諸惡を作さず

是れ則ち能く隨順す

一切の善は應さに修すべし

是れ則ち諸佛の教なり

能く語を護す亦善なり

盡く護する最も善と爲す

能く衆苦を解脫す

亦善く意を護す

常に三種の業を淨む

大仙所行の道に

此の中の初頌の上一句に云はく、「一切の惡は作す莫れ」とは、性遮罪は俱に作すべからざることを明す、其の惡行事を遮することは、三業に通ず、故に一切の惡は作すこと莫れと云ふ、所有の衆善

【五三】釋迦牟尼佛 (Sakyamuni)。

足するが如し、持戒は色の具するが如し、定は香の如し、乞食して身を資くる、此の二を虧くこと勿れ。

【五】羯諾迦牟尼佛世に出現し、諸の聲聞衆、自ら己れの勝を談じて、他を毀譽し、唯多聞を習うて、義理を講論す、好く相違逆して、上人の行に乖く、彼れを對治せんが爲めに、斯の略教を説く。

他人に違逆せず

但自ら身行を觀る

若し正か若しは不正か

時に彼の苾芻、自ら戒を持つに由り、他の破戒を觀、當に他人の過失を伺求することを樂む、是れ應作か是れ不應作かと、心をして散亂して、證解すること能はざらしむ、彼れを對治せんが爲めに、彼れ初半頌を説く、下の兩句は、上に反して應さに知るべし。「正か不正か」とは、謂はく善惡行なり。

迦攝波佛世に出現し、諸の聲聞衆、多く習定を樂み、心に味著を生じて、更に進修せず、彼れを對治せんが爲めに、斯の略教を説く。

定心に著すること勿れ

能く救ふ者は憂なし

勤修寂靜處に
常に念じて失はざらしむ

若し人能く惠施すれば

善を修して諸惡を除き

福増して怨自ら息む
惑盡きて涅槃に至る

「定心に著する勿れ」とは、放逸にして、定に耽味する勿れと勸む、「勤修寂靜處」とは、謂はく是れ涅槃なり、彼れを勸めて、速に見諦に證入せしむ、諦理を見るは、是れ妙涅槃所生處なるに由るが故に。「能く救ふ」とは、謂はく是の苾芻憂なし、「常に念じて失はざらしむ」とは、諦を見るに由りて斯の果を獲、利長くして憂煩なきことを顯はす。假令定を證して憂らく憂なきも、定に由りて煩

【五】羯諾迦牟尼佛(Kaṇṭha-muni)。

【五】迦攝波佛(Kaśyapa)。

者は非を了す、其の見に隨はず、出離の行を修して、彼の邪途を遠ざく。

【五〇】 毘舍浮佛世に出現し、諸の聲聞衆、多く持戒心に於て喜是を生じ、勝行を修せず、又常に他人の過失を説くを樂む、語を以て意を以て人を惱害す、彼れを遮するが爲めの故に、斯の略教を説く。

毀ならず亦害せず

善く戒經を護す

飲食は止足を知り

下臥具を受用し

勤めて増上定を修す

此れは是れ諸佛の教なり

此の頌の意は、初めは口過を遮し、他を毀訾せざることを明し、次ぎに意業を防止して、彼れを害することを欲せず、「能く戒經を護す」等とは、爲めに彼れを對治しす、沙門の果を證得すること能はざるが故に、教によりて行じて、妙涅槃を求めしむ、戒に由つて諸の欲樂を淨捨することを要す、及び身を苦むる、白衣諸外道の華と同じからず、二邊の過を離れて、方に正修に契ふが故なり。「飲食止足を知り、下臥具」とは、謂はく邊房に在りて匱臥具を受け、及び蘭若處に、常に定門を習す、教に順じて勤修するが故に、勤修増上定と云ふ、彼れを遮せん勤修しす、此れは是れ諸佛の教なり。

拘留孫佛世に出現し、諸の聲聞衆多く利益を希ひ、慢に善品を修し、彼れを遮せん爲めに、斯の略教を説く。

譬へば蜂の花を採るが如し

色と香とを壞せず

但其の味のみを取りて去る

苾芻衆に入るもあり

彼の佛世尊、諸の苾芻に教へ、行いて聚落に入りて食を乞ふの時、彼の施主の敬心を壞すべからず、喻へば遊蜂の衣處に在るがごとし、少しく輕葉を持つて色香を損するなし、趣ち虚を充すことを得て、惱壞を生ずることなし、又釋して云く、苾芻の行にこの端嚴あり、猶ほし妙花の色香の具

【五〇】 毗舍浮佛 (Vishvabhu)。

【五二】 拘留孫佛 (Kṛnucchohanda)。

毘鉢尸佛世に出現し、諸の聲聞衆多し、身を苦めて以て正行と爲し、又諸の邪師、其の情欲に順じ、爲めに邪法を説き、但苦行に由りて能く樂果を招ぎ、常樂を得と、是くの如きの行を作すを、方さに沙門と曰ふ。爾の時彼の佛、此の邪解を對治せんが爲めの故に、斯の略教を説く。

忍は是れ勤中の上

能く涅槃處を得

出家にし他人を惱ますは

沙門と名づけす

此の頌の意は、苦身修行の類を對治することを顯はす、故に忍は是れ精勤中の上類説く、自ら餓えて身を苦め、諸の熱惱に由らずして勝涅槃を得。此の中の忍とは、謂はく諦察に忍なり、法を解了するに由りて、終に涅槃を獲、是れ常善の故に、苦身に由らずして、能く證會す。復彼の邪見外道出家の輩を遮せんが爲めなり。妄に異法を説いて他人を教化し、無益に身を苦めて已行に同ぜしめ、自他俱に惱みて、終に果益なきが如し、故に出家して他人を惱ますは、名づけて沙門と爲さずと云ふ。沙門とは是れ寂靜の義なり。

尸棄佛世の出現して、諸の聲聞衆、多く天に生れんが爲めに、而も梵行を修し後世に天上の妙樂を受けんことを希望す。爾の時彼の佛、諸の弟子衆を對治せんと欲するが爲めに、斯の略教を説く。

明眼は險途を避け

能く安隱の處に至る

智者は生界に於て

能く諸惡を遠離す

人の眼ありて、能く險難を避け、安隱を獲るが如し。此の中の眼とは、謂はく是れ慧眼なり、眼明照あり、慧と相應す、故に明眼と名づく。「險途」とは謂はく、二處、一は生天、二は是れ惡道なり。復天に生じて、諸の勝樂を受くると雖、報盡くるの後は、還た惡道に墮す。「安隱」とは、所謂涅槃の安隱常住なり、「智者」は即ち是れ善く解し、方便して出離の因を修す。「生界」とは、謂はく是れ三界の衆生の諸の惡者なり、謂はく、是れ愚夫は、羊を殺して祠祀し、生天の樂を求む、智

【四六】毗鉢尸佛(Vipassinji)。

【四七】尸棄佛(Uddaka)。

當さに自ら審察すべし、種々の折伏の方便を作すといへども、然も煩惱心除く能はされば、即ち應さに捨戒し歸俗して白衣と爲るべし、罪あらしむること勿れ。他の信施を受く、此の諸の惡業は、定んで當來の惡異熟果を感すべし、增三經に、廣く其の事を説くが如し。上に四諍及び七藏事を明了し了んぬ。次ぎに異教を明さん。

問ふ、此の廣説毘奈耶の中に於て、或は時に事あり、佛の所遮に非ず、亦開許に非ず、苾芻此れに於て當さに云何が行すべき。答ふ、若し此の事あらば、應さに略教を觀すべし、如律雜事の中に説くが如し。佛諸の苾芻に告げたまはく、或は時に事あり、我れ先きより來、遮に非ず許に非るは、然も此の事に於て、若し違へば不清淨なり、清淨に順する者は、此れ即ち是れ淨、應さに之を行すべし、若し違へば清淨にして、順すれば不淨ならば、此れは是れ不淨なり、即ち行すべからず、此れを制するに、略して教ふるに、其の二意あり、一には外道を遮せんが爲めなり、釋迦子は一切智に非ずと云ふが故に。二には未來の諸の弟子をして、安樂に住するを得せしむるが故に。總結は文の如し、此れは是れ如來應等正覺の戒經中の所説所攝なり、若し更に餘あり、法と隨法と、此れを相應する者あらば、皆當さに修學すべし。仁等共に集まりて歡喜して諍ひなく、一心一説にして水乳の合するが如し、應さに勤めて大師の教法を光顯すべし、安樂に住せしめて、放逸を爲すこと勿れ。「所説」と言ふは、謂はく時の文句、「所攝」は是れ義、「餘あり」とは、謂はく十七跋窣覩等なる所説の學法、感應さに修習すべし、「法の法に隨ふ」とは、法は謂はく涅槃なり、清淨にし累ひなし、隨法は即ち是れ八聖道等なり、能く彼の圓寂の處に隨順す、是の故に隨と名づく、餘文學を勤む、知るべし。

第五部(三)、七佛略教法

か當さに得。共に評競者を生すべき。佛言はく、但説法人、下一頌を説くに至るまで、所得の利養は、法師受くべし、疑惑を致すこと勿れ。復次に、既に評ひに於て、及び除滅の事を識らば、苾芻要らず、煩惱を伏する法を行ぜよ、阿爰摩教に依り、當きに略して之を言ふべし。此の別解脱經は、統べて首末を明す、體義の大綱は要するに十事あり、謂はく止息・忍證・依仗・僧伽・諍信・女人・資生・受用・苾芻・苾芻尼・俗人の事、取食・受請・威儀・軌範・共相語る事、若し苾芻、此の十事に依りて、修行の時、一種の煩惱に由りて其の犯を生ず、一には遠、二には近なり、遠とは、謂はく、正念を忘失し、昔事を追尋して煩惱を起し、其の罪業を作る、近とは謂はく、煩惱の心忽然として自ら起り、現前事に於て其の罪業を作す時、彼の苾芻其の因を知り已りて、應に遠離すること、火坑を避くるが如くすべし、理に順じて作意すれば、因をして起らざらしむ。若し彼の煩惱、自心の力を以て除く能はざれば、應に尊宿に就き、及び三藏を閑なべし、德行ある人に、對治法を請ひ、作意除遣せよ、仍ほ除かずんば、當に晝夜に於て識誦聞思して、其の義を簡擇すべし、三寶所及び師長の處に於て、至誠に供養して、自の劬勞を忘れ、或は他方に向ひ、或は食を減する等、彼の煩惱をして、復現行せざらしむ、仍ほ除かずんば、當に屍林に往き、獨り蘭若に居り、若しは不淨觀を修し、四念住無常等の想を爲し、仍ほ除かずんば、應に慚耻を生じて、是くの如きの念を作すべし、我が所爲は非なり、戒清淨ならず、一々如法に護持すること能はず、而も復他の四事の供養を受く、諸佛也尊及び天眼を得たる諸の同梵行、并びに天神等、悉く遙に我れを見、我が破戒を知る、此れが爲めに、煩惱心を起し、諸の惡業を造るべからず、當に自ら剋責して、頭然を救ふが如くすべし、清淨の境に於て、所犯を説除し、後悔を致すこと勿れ、上に説く所の如し、依行し、及び信心を受くる能はずしば、所有の衣食皆惡作罪を得。若し斯くの如く對治行を作す時、性多煩惱にして、未だ歎息すること能はずして、仍ほ染心を起さば、信施を受くと雖、亦犯あることなし。

て、言を發して稱歎す、是れを三業犯罪の差別と謂ふ。作事諍とは、單白等羯磨の事を作すに由りて諍根と爲す、所作の事に於て、諍生ずることを得るが故に。已に四諍を明す、七減は云何、此の中に於て、略して其の要を言はん。

初めに評論諍は、二法を以て減す、謂はく現前及び多人語なり、次ぎに非言諍は、三法を以て減す、謂はく現前と憶念と不寢となり、次ぎに犯罪諍は四法を以て減す、謂はく、現前と自言と、求罪自性と如草相掩となり、次ぎに作事諍は、利合僧伽當さに除殄を爲すべし。現前と言ふは、其の二種あり、謂はく、人法現前す、人とは是れ能く殄諍の人及び所爲者の法とは謂はく、如法如律にして、其の爲めに、諍ひを除く。多人語と言ふは、若し諍殄し難ければ、應さに籌を行すべし、籌多き者に據り、其の諍を除くに四種あり、行籌と覆蓋と顯露と耳語一切僧伽となり。「憶念」と言ふは、實力子の他の苾芻の非法詰を被る時、心に愧耻を生ず、衆應さに作白四羯磨を與ふべし、憶念の法は、其の無犯を彰はす。「不寢」と言ふは、西羯多苾芻の如し、癡狂の時、衆の過惡を造り、後他に詰せらる、衆應さに作不寢羯磨を與ふべし。「自言」と言ふは、如し苾芻あり、既に罪を犯し已りて、或は詰すると詰せざると、或は憶せしむると憶せざると、苾芻の前に詰りて、如法に説罪す。「求罪自性」と言ふは、謂はく、衆中に在りて、初めに犯なしと言ひ、輕慢の心を生じ、後に犯あり等と言ふ、應さに羯磨を與へて治罰法求罪自性を爲すべし。「如草相掩」とは、兩朋調諍して和合せざる時二明の中に尊宿の者あり、自朋に於て理を以て告示して、他黨の處に於て共に懺摩を作し、某所犯の罪皆說悔し、高慢の心を息めて、共に和合を求む、是くの如く展轉して更に相愧謝すること、草の相掩ふが如し、三種の人あり、一には舉事人、二には被舉人、三には處中人なり、此の三に各十六及び處中人の八法あり、五法は簡んで與へ、重ねて簡んで有徳につき、使に付して往還せしめ、諍法を減する等、具さに廣文の如し。因みに說法鬘經を論するの時、獲る所の施物は、誰

利養を獲ば、此の物は説法の人に入るべし、と、有るが云く、此れにより縁と爲すべからずと、遂紛競を致す、評論事に因りて諍を起すが故に、評論諍と名づく。此の評論は、局りて僧衆に在り、或は別人に望めて、諍根に六あり、若し縁差別すれば、即ち十四あり。何をか謂つて六と爲す、一には忿根、二には覆惱、三には嫉慳、四には詭誑、五には無慚愧、六には惡欲邪見。何をか十四事と謂ふ、一には法、二には非法、三には調伏、四には非調伏、五には有犯、六には無犯、七には重、人には輕、九には有餘、十には無餘、十一には責心罪、十二には惡作罪、十三には惡說罪、十四には越法罪、下の三は人に對して説く。又三種あり、謂はく、善惡無犯なり、亦是れ諍根なり。問うて曰く、凡そ是の評論は、即ち是れ諍なりや。應さに四句を作るべし、第一句は、是れ評論にして諍にあらず、謂はく、但評論ありて、諍門に入らず、第二句は、是れ諍にして評論にあらず、謂はく、餘の三諍なり。第三句は、前二の合、第四句は、謂はく、前相を除く。餘の三諍も、各四句と爲す、此れに准じて應さに説くべし。「誹言諍」と言ふは、若し前人是れ善ならば、詰責すべからず、而も詰責すれば非言諍と名づく、「非」とは是れ鄙惡の義、謂はく、鄙惡の法を以て他を詰責す、世人の云ふが如し、此れは是人に非すと、意其の是れは鄙惡人なりと説かんと欲す、非法を以て實力子を詰責して、諍を興すが如し、此れ即ち是れ根なら、餘は上に説くが如し。犯罪諍とは、謂はく五部の罪なり、此の罪を諍ふに由りて、諍ひを起す、此れ即ち是れ根なり、身語心に從つて犯あり、唯身は、苾芻、未具人と同室宿するが如き、未だ生ですして、已に出づる想を作すが如し、若しは睡臥し已り、女人後より至り、或は睡りて覺めず、他高牀を置き、或は他燈燭を然す等は犯あり。唯語とは、謂はく、故心なくして五六語を過ぎ、女人の爲めに説法すれば犯あり、唯心とは、謂はく、長淨の時、有心羅罪すれば、犯あり、身心俱とは、殺生・飲酒の如き、犯あり、語心俱とは、女の爲めに説法するが如し、故心に五六語を過ぐるは犯あり、身語心俱とは、謂はく、殺生・飲酒し

在り、及び食に對しては、皆決唾せされ、凡そ決唾する時は、大聲を作すこと勿れ、亦數ふべからず、若し唾多ければ、應さに屏所に向ふべし、若し病緣あれば、承器を安んずることを聽す、若しは沙、若しは石、及び草土等を、安んじて器中に在け、瀆溢せしむること勿れ、應さに數ば之を洗ひ、臭氣せしむることなかるべし。〔四六〕「水中を得ず」とは、若し水潤ければ、應さに水上に於てすべし、若し得べきなれば、上の草圓に同じ。「人に過ぐる木に上らず」とは、日時過ぐるを恐れて取食人を望む、若しは虎豹あれば、高樹に上るを聽す、但し難緣あれば、並びに皆無犯な潛。此の衆學法は、總じて八例と爲す。一には著衣服事、二には入村事、三には坐起事、四には食噉事、五には譏鉢事、六には說法事、七には便利事、八には觀望事なり、餘は廣文の如し。

第五部(二)七滅諍法

攝頌に曰く、

應さに現前毗奈耶を與ふべきは 當さに現前毗奈耶を與ふべし 應さに憶念毗奈耶を與ふ

べきは 當さに憶念毗奈耶を與ふべし 應さに不癡毗奈耶を與ふべきは 應さに不癡毘

奈耶を與ふべし 應さに求罪自性毗奈耶を與ふべきは 當さに求罪自性毗奈耶を與ふべし

應さに多人語毗奈耶を與ふべしは 當さに多人語毗奈耶を與ふべし 應さに自言毗奈

耶を與ふべきは 當さに自言毗奈耶を與ふべし 當さに草掩毗奈耶を與ふべし

若し諍事に起るれば、當さに七法を以て、大師の教に順ひ、如法如律にして之を除滅すべし、此等は皆他の諸問事、他語を忍せず、義嫌煩惱に由りて、斯の學處を制す。七滅諍法とは、四諍事に於て、七法能く之を除く、是の故に七滅諍法と爲す。何をか四諍と謂ふ、一には評論諍、二には非言諍、三には犯罪諍、四には作事諍なり。評論諍と言ふは、若し諍ありて云く、凡そ說法の時に

〔四六〕 水中大小便戒。

〔四七〕 上樹戒。

近く、瓶は左膝に安んじ、左臂は牢臂し、或は三叉木の上に安んじ、水を注いで身に向ひ、然る後に右手に七土を取り、但左手を洗ひ、後の七土は兩手俱に洗ひ、餘に一土あり、用つて君持を洗ふ、其の水は、洗ふに隨つて、隨つて流れ、停住せしむること勿れ、次ぎに餘處に向ひ、別に雙足を洗ひ、衣を披、瓶を持ち、既に房に到り已りて、觸瓶を安置し、乾手糞を以て手を挫し、淨瓶水を取りて、如法に再三洗漱す、方さに名づけて淨と爲す、餘事を作すことを得、此れは身子斯の洗淨を作すに由る、彼の外道婆羅門を伏するが故に、世尊此れに因りて、諸の苾芻を制したまふ、若し依行せざれば、咸惡作を得。若し小便の時は、但一土身を洗ひ、一土手を洗ふ、廣文に説くが如し。檢校寺人は、數ば廁處を觀、不淨あるを見れば、即ち應さに掃拭塗治すべし、或は水にて洗ひて淨らむ、其の小行處に不淨ある時は、應さに草を用ひ挫し、或は破布にて拭ひ、水を以て灌洗すべし、泥あらば決通して、臭穢あらしむる無し、若し病人ありて起動する能はざれば、應さに牀席を穿ち、孔を作り、破衣を以て替すべし、身に瘡損を生じ、不淨を不淨を除棄せんことを恐るれば、應さに兩盆を畜へ、更互に淨洗すべし、或は油を將つて拭へ。大小行時には、三衣を披るべからず、但僧脚崎及び裙を着けよ、好者を用ふべからず、善く須らく詳審にすべし、衣を地に觸るゝ勿れ、若し苾芻、大小行訖り、乃至未だ淨水を將つて口を漱がされば、他の禮を受けず、亦他を禮せず、牀座に主し、及び飲食を噉はされ、違ふ者は、皆惡作を得。若しは藥湯を飲み、水の求むべきなれば無犯なる。若し瀉藥を服し、若しは苦痢を患へば、乃至未だ止まざれば、應さに數ば洗ふべからず、須らく籌等を將つて、時を權りて且つ用ふべし、若し瀉痢竟れば、法に依つて洗へ。鞋履は、露汚すれば、即ち洗除すべし、病の坐處及び洗淨處は、勞倦せしむる勿れ、若し便利未だ至らざれば、預め去るべからず、時至らば、久しく留まるべからず。若し下氣を池らする、聲を作さしむる勿れ、旋溺事了らば、久しく其の處に住すべからず、廁屬内に於て、若しは上座の前に、若しは淨地に

【四】下氣を泄らすは、放屁。

し已り、清水を盛滿し、聖伽他を誦すべし。兩三遍にして、方さに人に授與すべし。【四一】地上には、替なくして鉢を安んずべからず」とは、若し樹葉等を以て替と爲さば無犯なり。【四二】立つて鉢を洗はず」とは、墮して鉢の破れんことを恐るゝが故に、及び危險等の處には、皆損せんことを恐るゝが故に。聽法の人は、先づ應さに虔敬すべし、若し憍慢を懷かば、【四三】法水停まらず、是の故に恭動にして、方さに能く道を受けよ、憍慢の相及び諸の兵刃を離れて、方さに爲めに法を授け、若し病あらば無犯なり。若し青草上、好樹の下、及び花果樹の、人の停息する所には、大小便すべからず、若し棘刺叢處は無犯なり。若し大林中を行き、枝葉交も茂らば、應さに人の行處を離るべし、若し【四四】生草に涉りて、田間に空處なければ、應さに乾葉、布上を持つて便利すべし、若し得べきなければ無犯なり。應さに寺の東北角に於て、圓廁を安置すべし、其の廁の四邊には、應さに棘刺を栽うべし、大小の行廁は、須らく別に作るべし、各門扇を安んじて、皆傍居を着けよ、其の便利の處は、應さに隱屏に在るべし。凡そ廁に入らんと欲すれば、應さに上衣を脱すべし、上風の淨處に在りて、洗手處を、甌版石上に安置せよ、先づ灰土を置き、用つて淨洗を爲し、其の土物を置く、長さ一時、闢さ一握手餘、灰及び土を以て、列ねて兩竹と作し、行別に七聚、更に一聚を安んじて、惣じて十五聚なり、土は細末聚を須ひ、或は半排す。貯土の器は木槽を用ふべし、預め收備し、擬して闕乏せしむ。將さに廁に入らんとする時は、土三塊を持ち、事訖れば餘物を用ひ、時に隨つて穢を去るべし、一は用つて身を洗ひ、二塊は徧く左手を洗ふ、其の礬片等は、廁内に棄つべからず、應さに小孔を穿ち、外に向つて之を棄つべし、下溼の郷は、別に洗處を爲し、水外に流れて出て、停滯すべからず、若し懸絶して崖に臨むは、事に隨つて礬量せよ。初め廁に入る時は、礬效の聲を作し、或は時に地を踏み、或は復彈指せよ、應さに門扇を掩うて、閉づるに傍居を以てせよ、便轉だ既に竟れば、左腋に瓶を抱き、右手に門を開き、洗淨處に至り、蹲して一邊に在り、土は右手に

【四一】 地上置鉢戒、他律に見ず。
【四二】 立洗鉢戒、同前。

【四三】 人停息處大小便戒、同前。

【四四】 生草上大小便戒。

こと勿れ、若し^{三二} 預め鉢を申べて、貪心あること表すれば、鉢^{はつ}、食上^{じじょう}に臨みて、是れ醜惡の相なり。

「恭敬」と言ふは、多く言説して、相姪女^{あひいんじよ}に同じからず。「應^{おつ}さに善く心を用ひて搏すべし」とは、謂はく、手を以て飯を把り、多に非ず少に非ず、口にして内るべし、是れ搏して相著せしむるに非ず。

口を張りて食を待つは、饜餐^{わんさん}の相を現す、食口中に在れば、言説すること、白衣の法に同うすべからず。

「羹飯互に掩覆するを得ず」とは、意多^{いおほ}く求めんと欲し、貪心を長するが故に。應さに飲食に於て、厭離の想を生ずべし、是れを出家相應の作事と爲す、得るに隨つて、隨つて食し、少欲を念と爲す。

「舌を弾じて食はず」とは、施主食を設け、其の食甜きに過ぐれば、故らに彈舌を爲し、詐りて醋相を現す。

「氣を呵して食す」と言ふは、其の食熱きに過ぐれば、戯れに冷相を現じ、之を呵して熱からしむ。

「氣を吹いて食す」とは、其の食冷に過ぐれば、戯れに熱相を現じ、之を吹いて冷ならしむ、是等は、皆是れ施主を調弄して、譏過^{ぎあつ}を招ぐことを致す。

「手には散食せず」とは、鶏の如く爬食せず、「齧むこと半ばせず」とは、半ば口中に在り半ば鉢中に墮つ、「舌を舒べず」とは、長く其の舌を舒べて、兩脣を舐掠^{しりやく}す。

「窺視波形」とは、下に鉢圍を置き、其の塔狀に倣ひ、上に蘿履^{らふり}を置いて相輪形を作す、是れ地獄中の脯爛攀塔なりと、其の調戲を爲して、俗の譏嫌を致す。

「手を舐むる」とは、手に餘食あらば、舌にて舐むべからず、手に食水あらば、餘人に振らず、緊心して食脰に充つも、長道して他を觀て、嫌賤^{けんせん}の心を生ずることを得ず。

「汗手にて淨水を捉る」とは、謂はく、食ひ所の霑及び不淨所の汗れ、凡そ食噉せんと欲せば、皆須らく土屑、溲豆等にて、手を淨洗し已り、方さに食器、飲器及び淨水瓶を捉れ、諸の俗人あり、苾芻に從つて、鉢中の水を乞ふ、吉祥の爲めの故に、病を除くが爲めの故に。時に即波難陀、所食の鉢水を以て、殘飯に和し、持つて與へて、嫌賤^{けんせん}を生ぜしむ、是の故に聖制して、鉢水法を授く、應さに先づ三遍鉢を淨洗

【七】 申鉢待食戒、同前。

【八】 大搏食戒。

【九】 張口待食戒。

【一〇】 羹飯互覆戒、「四分」以下は飯覆羹戒、羹にて飯を覆ふ戒はない。

【一一】 彈舌食戒、「十誦」等なし。

【一二】 哮喘食戒、前同じ。

【一三】 吹氣食戒、同前。

【一四】 散食戒、同前、但し把散飯戒あり、少しく異なり。

【一五】 半齧戒、同前。

【一六】 舒舌舐脣戒、同前。

【一七】 以食作塔狀戒、同前。

【一八】 舌舐手戒。

【一九】 振手食戒。

【二〇】 汗手捉淨水戒、「四分」等は汗手捉食器がある、淨水戒はない。

覆蓋して、偏へに形を露さず、「語言少し」とは、俗に同じく、多く言説を作すべからず。大に叫呼すること、童兒の類の如くせされ、設ひ他を喚ぶを須ふるあるも、聞えざる時は、應さに俗人を請うて其の大喚を爲せ。「高視せず」とは、目を擧げて前を視ること、一踰伽地す、是れを視量と爲す、踰伽量とは、長さ四肘なり。傍視すべからず、亦迴顧せず、端形直視し、徐行して進む。牛馬犬等は、應さに預め視察すべし、逼近すべからず、傷損あらんを恐る。「覆頭せず」とは、衣物を以て覆頭すること、新嫁の如くせず、上下の衣服は、偏へに一邊を抄して、形體を露現することを得ず、「双抄」とは、惣じて兩邊を抄して肩上に置く。「凡そ是の行歩は犬人の相に非ず」とは、皆應さに遠離すべし。「身を揺かさず」とは、街色女の身を揺して行くが如し。「臂を掉せず」とは、小兒及び癡狂の類の如し。「頭を揺かさず」とは、猶ほ象子の、其の頭を揺動するが如し。「肩排せず」とは、肩髀を以て、他を排觸せず。「連手せず」とは、連手して路に在りて並び行くべからず、「未だ坐に請ぜざれば、坐すべからず」とは、室羅婆悉底城に在りて、鄒波羅陀の婆羅門の舍に在るに由りて、斯の學處を制す。「善く觀察せず」とは、亦室羅婆悉底城に在り、鄒陀夷の、牀坐を觀ずして、小兒を殺すに由る。「身を放つ」とは、緣劫比羅伐窣覩城に在り、鄒陀夷、菩薩昔し宮に在る時を習學するに由り、戲弄心を生じ、身を放つて坐し、牀座摧破し、譏りを招ぐ、故に制す。「足を疊せず」とは、一脚を以て脚上に重ね、之を疊して坐す。「内踝を重ねず」とは、謂はく、不正身にして踝を重ねて坐す。「外踝を重ねず」とは、事に准じて知るべし。「恭敬して食を受く」とは、凡そ受食の時は、極めて須らく念を存すべし、寛慢にして、鉢を破らしむべからず。「満鉢に飯を受くるを得ず」とは、受食の時、應さに其の鉢を觀て、流溢せしむることなかるべし。所有の羹菜は、多く請ふべからず、後に飯を安んずる時、溢れ出でんことを恐るゝが故に。食を行するに、未だ至らざれば、遙に喚ぶべからず、到るに隨つて之を受け、貪想を生ず。

【八】 語言少しは小聲戒。

【九】 高視は高視戒。

【一〇】 傍視は、左右顧視戒。

【一一】 迴顧せずは、諦視戒、

覆頭戒。

【一二】 反抄戒。

【一三】 搖身戒。

【一四】 掉臂戒。

【一五】 搖頭戒。

【一六】 搖眉戒。

【一七】 擲手戒。

【一八】 未請坐戒、此の戒は、

【一九】 十師にも【四分】にも見ず。

【二〇】 放身戒、これも【十誦】

等なし。

【二一】 果脚戒。

【二二】 果外踝戒、これも【十誦】等に見ず。

【二三】 用意受食戒。

【二四】 淫鉢受食戒。

【二五】 淫鉢受羹戒。

【二六】 遙喚求食戒、これも【十誦】以下諸律に見ず。

ば、應さに香湯にて足を洗ひ、供養の事の爲めに上るは、無犯なり。若し大師の形像を作らば、脚釧耳璫を除いて、餘の莊嚴の具は、隨意に應さに作るべし、若し菩薩の像は聽す。佛陀大會に、都城を旋遶し、行道の時、五衆咸應さに隨從圍遶すべし、其の最老上座は、應さに吉祥水を受くべし、有力の少年は、應さに助けて像を擎ぐべし。是くの如き等は、律の所説に於て、依行せざる者は、咸惡作を得。又苾芻尼學處に於て、苾芻の爲すべからざる所は、亦皆罪を得、是の故に通じて、衆多の學法といふ。此等皆法式事譏嫌煩惱に由り、斯の學處を制す。

爾の時世尊是くの如きの念を作したまはく、淨居天所著の衣服の如き、世尊即ち天眼を以て觀知し、天の所説の如く異なることなし、因つて苾芻尼披著衣法を制す。「齊整」と言ふは、不齊整著衣の過を離る、應さに學すべき者は、是れ學すべき事なり。「太だ高からず」とは、膝上を過ぎず。此の中の犯とは、若し苾芻佛敎に依らず、羞耻を顧みず。「非法を爲さんと欲す」とは、衣を捉りて開張すれば、責心惡作を得、若し身に披著すれば、對説惡作を得。若し苾芻、順奉の心あり、而も著衣不如法あり、或は時に忘念し、或は是れ無知ならば、非法に著するは、唯責心惡作を犯す、是の如く、餘の學處も、此れに准じて應さに知るべし。「太だ下からず」とは、謂はく、下垂して地に至らず。何を齊り、是れ著裙の量なる、謂はく、踝上四指を齊る。「象鼻ならず」とは、裙邊を放つて臍に當て、内擊して地に下垂すること、象鼻の如くなるに由る。「蛇頭ならず」とは、謂はく、衣角を反出して、腰間に屈擊し、頭龍蛇の如し。「多羅葉ならず」とは、謂はく、裙邊を捉りて細疊して攝を成し、腰邊に總擊し、形多羅葉の如く、上聚下散す。「豆團形ならず」とは、惣じて上裙を捉り、内腰に傍うて裹み、俗の婦女に同じ、著裙豆團形を作す。「齊整して三衣を披る」とは、亦是れ不齊著衣の過を離る。「太だ高からず」とは、謂はく、膝上を過ぎず、「太だ下からず」とは、垂れて裙縁を過ぎず、「好正に披る」とは、手足を張りて、撩亂の相を現ぜず、「好正に覆ふ」とは、應さに

【六】衣法の中で、齊整以下は、裙の着け方を規定したものである。「齊整」と言ふは云々であるのは、本文を題として解釋したもので、多分本律によつたのであらうが、こゝには本文は擧げてないのである。

【七】齊整して三衣を披る以下は、衣の着け方を明すのである。

に向ふといふ、此の一學處は、過空林に在るが故に、應さに住處に遷るべしといふ。實に無看守に無看守想を作し、疑ふは根本罪を得、次ぎに二は輕、後の二は無犯なり。阿蘭若在らば、所居の方地、星辰、道路咸應さに善く知るべし、行人の來往には、力に隨つて、乾糞及び水を供給し、時を量りて貯畜せよ。若し客の至るを見れば、應さに善來と唱ふべし、笑を含んで先づ言ひ、嘔噎すべからず、若し女人來らば、其の年の幾なるを知り、母女姉妹等の想を作せ。餘文は知るべし。

第五部(一)衆學法

總攝頌に曰く、

衣と食と 形齊整と 俗舎と容儀を善くすると 護鉢と衆病を除くと 草と水と過人

樹となり

衆學法とは、謂はく廣釋及び十七事の中に於て、所有の衆多の惡作惡説は、咸悉く衆學法の中に攝在す。如し諸の苾芻は樂を越すべからず、若し供養の時は、告げて汝樂を作すべしと云ふを得ず、應さに語りて、大師を供養すべしと言ふべし。三指點灰を、自の額上に於て、畫して三道を爲すべからず、亦鏡及び水を以て好を爲すべからず、面を觀て蟲を觀るの時は、面を見るも無犯なり、若しは面の瘡痕を看、若しは頭の白、面の皺を看、前後容顏の改變を觀知し、厭離の想を生ずるは、此れ皆無犯なり、梳を以て髮を理すべからず、諸の善品に於て、癡情なるべからず。若し大衆の爲めに諸樹を種種すれば、未花未果には、捨て、遠く行くべからず、若し別に囑して看守せしむるは無犯なり。門戸を出入するには、咸須らく心を用ふべし、開閉の時は、造次にすべからず。若し經行の時は、緩にする勿れ、急にする勿れ。應さに洗足器を畜ふべし、若し瓶の空なるを見れば、應さに即ち水を添ふべし。杖を以て制底に釘すべからず、上に登るべからず、若し求寂及び餘人なければ

ば、並びに無犯なり。「解法」とは、謂はく、彼の貲財還復すること故の如くなれば、應さに白二を作し、前の遮法を捨つべし。境想の六句は、上の如く應さに知るべし。

五 阿蘭若住處外受食學處第四

佛劫比羅伐窣視城多根樹園に在しき。時に六衆苾芻阿蘭若在りて住す。時に彼の林野諸の賊冠多し、信心ある者は、供食を持つて來り、林中に就いて福會を興設せんと欲す。是の時六衆預め往いて食を迎へ、彼の女人の賊に剝脱せられ、身を脱して衣服なく、隠れて草中に在るを見る。六衆見已りて、強えて食を授けしむ。家人後に至りて、問うて非法を知り、信心を斷絶し、因りて譏謗を生ず、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、阿蘭若恐怖の處に在りて住し、先きに險難を觀察するの人なければ、住處外に於て受食して食はゞ、是の苾芻應さに住處に還り、諸苾芻の所に詣り、各別に告げて言ふべし、大徳、我れ對說惡法を犯す、是れ爲すべからず、今對說悔すと、是れを對說法と名づく。「阿蘭若」とは村を去ること、一拘盧舍に僧の住處あり、此れ緣起に據るが故に是の説を作す、若し更に遠き處は、亦此の制に同じ。凡そ是の住處は、若しは惡魔、不信の天衆、不畏藥叉、及び諸の猛獸あらば、並びに住すべからず。若し險難處にして、看守人なければ、應さに苾芻の、五法を具する者を差して、往いて看守せしむべし、既に差せらるゝこと已らば、彼れ應さに、晨朝に險難處に詣り、用心觀察すべし、若し賊を見る時は、應さに火烟を放つべし、或は道中に葉を布き、或は高幡を豎て、人をして遠く具せしめ、若し施主ありて、供食を送り來らば、此の標を見る時、其れをして警備せしめ、或は人を遣はして迎接す。其の觀察人は、中前に在りて、五正食を食することを聽す、若し看守人、道に在りて供を受くるは無犯なり。「住處外」とは、謂はく住處を離るゝなり、「應さに住處に還るべし」とは、前三學處は、過家に由りて起るが故に、村外

【五】阿蘭若住處外受食學處、
舊に有難蘭若受食戒。

門戸あり、巷陌（こやしやく）の處、若し寺中に在らば無犯なり、「食」とは上に説くが如し、此に「多好（たかう）を與ふ」等とは、勝を顯はし、多を顯はず、「姉妹、且らく止むこと少時せよ」とは、謂はく、食竟るに據りて、以て少時と爲す、是の故に、「諸の苾芻食竟るを待て」といふ、「若し一苾芻の、是の語を作すなれば」とは、若し一人遮すれば、合衆無犯なり。若し門外に在りて食する者は、應さに門内に、苾芻尼の指授食するなきや不やを問ふべし、若し問はざれば、惡作罪を得。若し尼あり、或は出で、或は入るを見れば、亦應さに之を問ふべし、若し問はざれば、亦惡作を得。若しは尼の親族家、若しは彼の尼に由りて供食を設け、指授するは無犯なり。

■ 學家受食學處第三

佛廣（ぶつくわん）嚴城（げんじやう）に在しき。僧詞將軍已に諱理を見、心正信を生じ、常に惠施（ゑし）を行じ、所有の庫藏遂に空竭を致す。世尊時を知り、白二羯磨（びやくにけつぼ）を作さしめ、彼の舍内に於て、受食すべからず、若し牀座あらば、應さに爲めに之を受くべしと教ふ。時に尊者舍利子、目軋連、先きに彼の請を受け、舍内に於て食す。六衆見已りて是の念を作す、此の人初めて見諱の時、亦我を食に請ず、又食竟るに因りて、彼の家中に、小男小女あり、食を求めて泣くを見ると、乞食事に由る、煩惱（ぼんなん）前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、是れ學家と知り、僧作學家羯磨（そうさくがくかこんぼ）を與ふ、苾芻先きに受請せざるに、便ち彼の家に詣りて、自手食を受けて食すれば、是の苾芻、應さに村外の住處に還り、諸苾芻の所に詣る、各別に告げて言ふべし、大徳、我れ對說惡法を犯す、是れ爲すべからず、今對說悔すと、是れを對說法と名づく。「學家」と言ふは、謂はく、豫流果・一來果・不還果なり、唯此の學人の處在、居家にして無學位にあらず。「學家羯磨」とは、謂はく衆の共許作法成就す。「先きに請を受けず」とは、羯磨を得ると雖、受請すれば非犯なり。若し二五蕒菜等の類に非るを、自手受取し、及び解法を得れ

【四】學家受食學處、舊には學家受食戒。

尼たり、受得すれば便ち重を犯す。「食す」と言ふは、本意を説くなり。「是の苾芻」とは、苾芻尼を簡ぶ、「應さに村外の住處還る」とは、本住處に往いて、説いて其の罪を悔ゆ、設し村路中に苾芻あらば、亦説くべからず、「諸の苾芻に詣る」とは、謂はく清淨人なり。「我れ惡法を犯す」とは、謂はく是れ如來所遮の事、「是れ爲すべからず」とは、苾芻所應作の事にあらず、「是れを對説と名づく」とは、各々に人に對して、罪の名字を説く。問ふ、自餘の諸罪も、皆他に對して説く、云何ぞ此れに於て、對説の名を得たる。答ふ、謂はく住處に於て現に苾芻あり、皆須らく、一々に、別に對して陳説す、餘罪に同じからず、故に別名を受く。又罪を犯し已りて、即ち須らく陳説すべし、停息することを得ず、復餘罪に異なり。實に非親尼に非親尼想し、疑へば根本罪を得、親に非親想し、疑へば惡作罪を得、親非親に於て、親想を作すは無犯なり。

三 受尼指授食學處第二

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、寧吐羅難陀苾芻尼に語りて曰く、若し有施主請僧食處には、汝宅に就いて、彼の施主に教授し、多く好食を以て我れに與ふべしと。爾の時彼の尼既に教を受け已り、他の請處に於て、多く好食を持つて偏へに六衆に與ふ、此れに由りて食少く、周遍することを得ず、諸苾芻をして、空腹にして去らしむ、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復衆多の苾芻、白衣家に於て食す、苾芻尼あり、此の苾芻に指授して、應さに多く美好の飲食を與ふべしと、諸苾芻應さに是の苾芻尼に語りて言ふべし、姉妹、且らく止まること少時せよ、諸苾芻の食竟るを待と。若し一人の是の語を作すもの無ければ、是の諸苾芻、應さに村外の住處に還り、諸苾芻の所に詣り、各別に告げて言ふべし、大德、我れ對説惡法を犯す、是れ爲すべからず、今對説悔すと、是れを對説法と名づく。「衆多の苾芻」と言ふは、二人已上乃至大衆なり、「白衣の家」とは、謂はく

【三】受尼指授食一學處、舊に在俗偏心受食戒。

卷の第十四

第四部、四波底羅提舍尼法

攝頌に曰く

非親尼自ら受くると 舍中に處分食すると

請はざるに學家に向ふと 受食寺外に於てするとなり。

從非親尼受食學處第一

佛王舍城竹林園中に在しき。時に蓮華色苾芻尼、自ら發願して言はく、我れ乞食する時、初めの滿鉢を得ば、僧伽に奉施せん、第二鉢を得ば、自ら供して食はんと。後に乞を行じて、餓苾芻を見るに因り、復第二鉢を持つて、以て布施に用ふ。斯れに縁つて斷食し、明日又初鉢を乞うて僧に施し、第二鉢を得て、方さに自ら食せんと欲す、時に鄒波難陀彼れに従つて乞求す、便ち持つて施與す、身體虛羸し、大巷の中に於て、悶絶して地に倒る、諸居士見て咸譏嫌を生じ、沙門釋子悲愍の心なすと、苾芻尼乞食事、過分廢闕待緣譏嫌の煩惱に因つて、斯の學處を制す。若し復苾芻、村路の中に於て、非親尼より、自手食を受けて食すれば、是の苾芻應さに村外の住處に還り、諸苾芻の所に詣り、各別に告げて言ふべし、大德、我れ對語惡法を犯す、是れ爲すべからず、今對說悔す、是れを對說法と名づく。「非親」と言ふは、若し是れ親尼受食は非犯なり。「苾芻尼」とは、謂はく已近邊是れ清淨行なり。「村路の中に於て」とは、若し尼の住處に受取し、若しは苾芻尼自ら施主と爲るを食す、非乞得を苾芻受取するは、悉く皆無犯なり。「自手」とは、謂はく、是れ自ら受け、若しは他爲めに受く、若し尼人を遣はして送るは無犯なり。「食」と言ふは、謂はく五珂但尼、五蒲膳

【一】從親尼受食學處、舊に在俗家從非親尼取食戒。

【二】對說は波底羅提舍尼(Drāṭhādanīya)の譯語であつて、舊には向彼悔と譯されて居る、即ち對說悔と同意義である。

く衣を作り、或は復過ぐれば、波逸底迦なり。是の中の佛の衣量とは、長さ佛十張手、廣さ六張手、此れは是れ佛の衣量なり。佛の衣量に同じと言ふは、此れは衣量を擧げて、佛の衣量に従へば、是れ罪を得、分齊衣とは、守持に堪ゆるを謂ふ、佛の十張手は、中人の十五肘に當る、廣さ六張手とは、中人の九肘に當る、若し此の量を減じ衣を作れば、本罪を得ず、若し五肘已上を過ぐれば、皆罪作を得。

廣文の如し。

二七 過量作覆瘡衣學處第八十八

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に諸の苾芻、多く瘡疥を患ふ、世尊覆瘡衣を畜ふることを聽許したまふ、諸の苾芻過量にして作るに由る、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻覆瘡衣を作らば、當さに應量に作るべし、是の中の量とは、長さ佛四張手、廣さ二張手、若し過ぎて作らば、應さに截り去るべし、波逸底迦なり。「作る」とは、自ら作り、及び他をして作らしむ、「長さ佛四張手」とは、當さに中人の六肘、廣さ二張手とは、三肘量に當る、量を過ぐれば墮罪を得、減量は守持すれば、惡作罪を得、若し他の爲めに作らば、亦惡作を得。

二八 過量作雨浴衣學處第八十九

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に諸苾芻露身洗浴す、毗舍佉鹿子母に因りて、雨衣を畜ふることを開す、諸苾芻過量にして作るに由り、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、雨浴衣を作らば、當さに應量に作るべし、是の中の量とは、長さ佛六張手、廣さ二張手半、若し過ぎて作らば、應さに截り去るべし、波逸底迦なり。「作る」とは、或は自ら作り、或は人をして作らしむ、量は中人に依り、三倍減量して守持すれば、惡作罪を得。

二九 與佛等過量作衣學處第九十

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄒波離陀、大支伐羅を作り、縫刺既に竟る、但一邊を披いて、餘は肩上に聚め、餘の位處に詣る、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、佛の衣量に同じ

【二七】 過量覆瘡衣學處、四分には、覆瘡衣過量戒第八十八。

【二八】 過量作雨浴衣學處、四分には、雨衣過量戒第八十九。

【二九】 與佛等過量作衣學處、四分では、與佛等量作衣戒で、これは九十單墮罪の最後に數へられることは、諸律の一致するところである。

須らく截却し、方さに説悔を爲すべし、寶を以て裝校すれば惡作罪を得。凡そ牀脚は、應さに半截すべし、若し地を損せんことを恐る、應さに安んじて物を承くべし、謂はく、穀糠袋、或は甌木等なり。中人の一時と言ふは、長さ笏尺一尺五寸、是れに過ぐる時、此れは是れ高牀量、用ふれば皆罪を得、

草木綿貯牀學處第八十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀、草木綿を以て僧臥床に貯ふ、餘の苾芻臥す、遍身皆白し、臥具事煩惱に由る、前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、草木綿等を以て、僧臥牀座に貯ふる者は、應さに撤去すべし、波逸底迦なり。「草木綿」と言ふは、其の五種あり、一には草綿、二には木綿、三には劫貝、四には羊毛、五には諸雜絮等なり。「貯ふ」と言ふは、謂はく、牀褥の上に於て、其の綿を散布し、便ち布禪を用ひて、時に隨つて掩覆す、若し淨綿及び淨布を以て、初めて作る時は、惡作罪を得、成れば波逸底迦なり、不淨綿布は惡作罪を得、凡そ苾芻、應に用ふべき者を淨と名づく、用ふべからざる者を不淨と名づく。

過量作尼師但那學處第八十七

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。諸苾芻尼師但那を作るに、度量に依らざるに因り、衣量事に由る、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、尼師但那を作らば、當さに應量に作るべし、是の中の量とは、長さ佛の二張手、廣さ一張手半、長さの中に、更に一張手を増す、若し過ぎて作らば、應さに截り去るべし、波逸底迦なり。「長さ佛の二張手」と言ふは、謂はく中人の三肘量に當り、「更に一張手を増す」とは、謂はく肘半なり、總じて長さ四肘半、廣さ一張手半とは、總じて廣さ二肘、餘に六指あり。尼師但那を作る、應さに須らく割截して、葉を安んずべし。襪臥具を用ふることは

【一五】 草木綿貯牀學處、「四分」の兜羅綿牀褥戒第八十五。

【一六】 過量尼師但那學處、「四分」の過基尼師檀戒第八十七で、これは一致す。

打碎するや未だしやと、若し問はざる時は、惡作罪を得。四種の針筒あり、應さに畜ふべし、銅・鐵・鍮石・及び赤銅なり、金・銀・琉璃・頗胝迦寶を以て、針筒を作るべからず、亦非鐵と措を成すに雜色を以てし、針筒を畜へんには、應さに密に藏擧すべし、若し無慚愧の苾芻及び未圓人は、借りて與ふべからず、善く愛護する者には與ふべし。針刀を貯畜せんに、鐵に垢を生ずるを恐るれば、應さに蠟布を以て之を裹むべし。如し針筒を作らば、受用すべからず。「打碎せしむ」とは、若し自餘の違法の資具を作らば、此れに准じて應さに知るべし。刀子小印は、苾芻應さに畜ふべし。刀子に三種あり、謂はく上中下なり、其の形鷄曲鏃の如く、或は烏曲羽の如し、上は長さ六指、濶さ一指、下は四指、内を中と名づく。此れ並びに連身鐵六犯、若しは木犯、尖直は、皆畜ふるを見ず、印に四種あり、謂はく白銅・赤銅・鍮石及び木なり。若し僧伽印の文は、應さに寺主の名を造るべし、上に轉法輪の像あり、其の大小に隨ひ、以て記驗と爲す、若し別人の印は、骨鎖形に作り、或は鬻體形に作り、見る時念を起して不淨觀を作す、皆實を用ひて作るべからず。境想の六句は知るべし。

過量作牀學處第八十五

佛室雜伐城給孤獨園に在しき。世尊の説きたまふが如し、牀前にて足を洗ふべからず、若し老病あり、行來疲極には、應さに牀の兩頭に在りて洗ふべし、牀脚極短なれば、亦眠るべからず。是の時六衆便ち大牀脚を作る、長さ十二肘、梯を安んじて上下す、牀量事に由り、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、大小の牀を作るに、足は應さに高さ八指なるべし、除に桂木を入る、若し過ぐる者あらば應さに截り去るべし、波逸底迦なり。斯の事惱、下の戒皆同じ、「牀を作る」と言ふは、若しは自ら作り、若しは人をして作らしむ、「佛の八指」とは、謂はく中人の一肘なり、「徐に桂木」を入るとは、謂はく、除に桂木を入る、牀の脚木なり。「應さに截るべし」とは、過ぐれば、

【一三】 犯は擲なりとあり、小刀の柄である。

【一四】 過量作牀學處、「四分」の過量牀足戒第八十四。

作意せず、一想せず、攝耳せず、策念せずして聽法する者は、波逸底迦なり。「不恭敬」とは、是れ總標の句、「心に住せず」等は、是れ別釋の句なり、六の過失を顯はす。謂はく、信心なきの失、敬心なきの失、樂欲なきの失、外境を緣するの失、心慳沈の失、勞倦を生ずるの失、其の次第の如く之を配屬す。若し苾芻已に會て再三戒經を説くを聞く、長淨の時に於て不知語を作す、若しは煩惱に由り、或は忘念に由り、若しは睡眠し、若しは亂意し、一一の戒に隨つて聽聞せざれば、皆墮罪を得。若し苾芻尼不共學處を聞き、是くの如きの語を作せば、惡作罪を得、若し共學處は、便ち本罪を得。若し老耄にして識知するところなく、實に依りて説く者は無犯なり。長淨の時には、純熟ならしむべし、善く戒經を誦する者は、衆の爲めに之を誦せよ、先づ擺椎を鳴らす時、諸苾芻、應さに自ら罪を憶し、如法に説悔し、然る後に集に赴くべし。

用牙角作針筒學處第八十四

爾の時薄伽梵室羅伐城給孤獨園に在しき。時に巧師あり達摩と名づく、牙骨作を善くし、以て自ら工巧す。諸の苾芻に告ぐ、若し牙骨作を須ひば、我れ當さに施すべしと。手づから作る時、諸苾芻厭足を知らず、終日驅使して針筒を作らしめ、暫らくも停息なし、遂に家業をして、終に窮困を致さしむ、針筒事過分廢闕譏嫌煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、骨牙角を用ひて、針筒を作り、成る者は應さに打碎すべし、波逸底迦なり。「針筒」と言ふは二種あり、應さに一筒二管を畜ふべし。「作る」と言ふは、若しは自ら作り、若しは他をして作らしむ、打碎と言ふは、謂はく、作成し、入手せば、應さに打碎して之を棄つべし、若し作りて未だ成らざれば、亦應さに捨棄すべし、若し作成して自ら受けず、或は他の爲めに作れば、惡作罪を得、若し先成の者を得、受用するは無犯なり。若し苾芻に對し、罪を説悔する時、彼れ應さに問うて曰ふべし、所作の針筒は、已に

【三】用牙角作針筒學處、即ち【四分】の骨牙角針筒戒第八十六。

はく黄色現す、三には赤銅相、謂はく、光り亦銅色の如し。「未だ寶を藏せず」とは、謂はく、宮内に於て、未だ其の寶を藏せず。門闕と言ふは、其の三種あり、一には城門闕、二には王家門闕、三には内宮門闕、初めの二門を入れれば、惡作罪を得、内宮門を入れれば、便ち墮罪を得。「餘縁を除く」とは、橋閃毗城王の、瞿羅舍と、國王の宮とを、通じて一處と爲すことを許すは無犯なり。教に五種あり、皆違ふべからず、一には謂はく是れ國王、二には如來大師、三には衆中の上座、四には阿遮利耶、五には鄧波陀耶なり。未曉に未曉想等の六句は、上に説くが如し。若し四天王門揭路茶宮に入るも、亦惡作罪を得。凡そ王の宮に入るに、十の過失あり、一には、夫人苾芻を見て笑へば、王疑心を起す、二には、宮人振むあれば、便ち苾芻を疑ふ、三には宮中寶物を失ふ、四には王に密語あり、聞えて外徹す、五には太子損あり、六には王身損あり、七には國相を黜く、八には大臣を擧す、九には數ば征伐を數ふ、十には征伐の所得、王反つて將を奪ふ、是くの如き等の事、咸苾芻を疑ふ、而も指搗を作すが故に、往くべからず。

三 不攝耳聽戒作不知語學處第八十三

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。六衆苾芻、半月說戒の時に於て、心を用ひて聽かず、是くの如きの説を作す、我れ今始めて是の法を知る。是れ善逝の説なりと、輕學處事慢法煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、半月半月戒經を説く時、是くの如きの語を作す、具壽、我れ今始めて、是の法戒經中に説くを知ると、諸苾芻、是れ苾芻にして、若しは二、若しは三、同じく長淨を作すことを知る、況んや復此れに過ぐるをや、應さに彼れに語りて言ふべし、具壽、知らざるにあらず、故に其の罪を免るゝことを得、汝所犯の罪、應さに如法に說悔すべしと。當さに勸諭して言ふべし、具壽、此の法希奇なり、逢遇すべきこと難し、汝說戒の時、恭敬せず、心に住せず、慳重ならず、

【三】不攝耳聽戒作不知語學處、「四分」の恐擧先言戒第七十三。

食前食後詣餘家學處第八十一

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀親友の白衣、自家の中に於て、廣く供養を設け、鄔波難陀を首となし、苾芻を請す。時に鄔波難陀親友に報じて曰く、我れ緣事あり、須らく某家に向ふべし、要らず我が至るを待ちて、食を行すべしと。既に餘處に往く、久しく待てども來らず、遂に大衆をして、多く食を得ざらしむ、俗家に至る事の過限廢闕煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、食家の請を受け、食前食後に、行いて餘家に詣り、囑授せざるは波逸底迦なり。「食家の請」とは、謂はく、俗家の請を受けて食す、若し婆羅門及び餘の俗家なり。「食前」とは、謂はく中前に在り、囑授せずして、去り、行いて兩家を過ぐれば、便ち墮罪を得。「食後」とは、謂はく是れ中後、行いて三家を過ぐれば、亦墮罪を得、若し施主に語りて、我れ設し來らざれば、應さに僧に食を與ふべし、廢闕せしむること勿れ、若しは施主、此の人を以て、先首となし去る、並びに罪なし。

入王宮學處第八十二

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔陀夷緣あり、摩利迦夫人の處に詣るべし、侵に早く宮に入る、彼れ臥して未だ起きず、尊者來ると聞き、遂に便ち驚き覺め、常宮内細薄の衣を著け、以て尊者を見る、其の事前に同じ、譏嫌待緣煩惱に、斯の學處を制す。若し復苾芻、明相未だ出でざるに、刹帝利灌頂王、未だ寶及び寶類を藏せず、若し入りて宮闈を過ぐるは、餘緣を除くが故に、波逸底迦なり。「刹帝利」とは、謂はく刹帝利種、設ひ斯の種に非るも、若し灌頂を得れば、亦刹帝利王と名づく。「明相未だ出でず」とは、相に三の別あり、一には青相、謂はく青色現す、二には黃相、謂

【一〇】食前食後詣餘家學處、「四分」の不囑同利入聚落戒第四十二。

【一一】入王宮學處、「四分」は、突入王宮戒第八十一。

酒を得ざる時、遂に便ち瘦弱すれば、造酒物の麴及び樹皮を取り、并びに香藥を搗こ攪して末と爲し、布帛に之を裹み、杖を以て横に繫け、新熟酒瓮の内に懸く、酒に霑ぬはしむる勿れ、一二宿を經、水を以て和して攪し、時と非時と、飲めば皆無犯なり。又無犯とは、酒變じて醋と成る、飲めども醉はず、澄清にして面を見る水、解けて淨じやうと爲る、羅を以て之を濾すは、非時漿に同じく、隨意に應さに飲むべし。

非時入聚落不嘔苾芻學處第八十

佛室羅伐給孤獨園に在しき。時に卽陀夷非時に入村し、賊の爲めに殺さる。入聚落事煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し苾芻、非時に聚落に入る、餘の苾芻に嘔せず、餘縁を除くが故に、波逸底迦なり。「非時」と言ふは、二種の分齊あり、一は午を過ぐ、二には明相未だ出でず。「聚落」と言ふは、俗人の所居にして、街巷ある處、「餘の苾芻」とは、若し苾芻なければ無犯なり。「餘縁を除く」とは、謂はく身に病あり、若しは衣鉢を寄せて村に在り、火に舍を燒かる、須らく村に入りて看るべし、若しは命難、淨行難は皆無犯なり。非時に非時想し、疑ふは波逸底迦なり、時に非時想、疑は惡作を得、後二は無犯なり、村に村想を作す、六句前に同じ、若し阿蘭若に住する苾芻は、須らく村中に入るべし、或は道村に由りて過ぐ、若しは路兩村の中間に在り、若しは空に乗じて居る、若しは苾芻なし、餘の俗人に嘔するは無犯なり。

第九頌に曰く、

食と明相と今知ると

貯花と并びに坐具と

針筒と牀脚量と

瘡と雨と大師衣となり

【九】非時入聚落不嘔苾芻學處、「四分」の非時入聚落戒第八十三。「十誦」は八十一戒である。

罪を得。「人主」と言ふは、謂はく是れ國王王子、并びに諸の悪佐、來去せしむる等、其の言を用ひず、此の因縁に由りて、情不敬を生じ、或は殺害を爲し、無利益を作す。「流俗」と言ふは、世俗の人に於て、相瞻顧せず、自ら情好に隨つて、以て譏嫌を致す、道路に於て、大小便利して、俗の呵す所たらしめざれ。又俗人と違ひ競ふべからず、若し輕慢心を作し、他を惱まさんと欲せば、凡そ爲す所ある、咸惡作を得、若し大衆、評論に評論想を作し、恭敬を生せず、六句あり、初二は墮罪なり、四は皆惡作なり。

飲酒學處第七十九

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に莎揭多苾芻俗、人の家に於て、非時漿を得、酒に和して飲む、遂に便ち大に酔ひ、街衢に委臥す、受請事譏嫌煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、諸の酒を飲まば、波逸底迦なり。「酒」とは、若しは飯麴を以て、或は米粉を以て、蒸熟して釀作す。復雜酒あり、謂はく、根皮葉及び花果に、少しく米麴を安んじ、醱釀して酒を成す。「飲む」とは、謂はく呑咽なり。凡そ酒色、酒香、酒味を作るに、或は一を闕き、二を闕く、而も飲咽する者は、能く人をして酔はしめ、皆墮罪を得。若し酔はざる人は、飲んで惡作を得。若し體酒にあらずして、酒色あるは、之を飲むも無犯なり。若しは器を用ひ飲む、若しは手に掬して飲む、乃至酒糟も、咸墮罪を得。若しは麴を噉ひ、若しは花果を噉ひ、能く人をして酔はしむ、并びに惡作を得。境想の六句は、後二は無犯なり。有るが説く、非酒に酒想す、亦墮罪を得と。佛の言ふが如し、曰く、汝諸の苾芻、我れに依りて師となして出家せば、酒を飲むべからず、他に與へず、貯蓄せざれ、乃至茅端を以て酒を滯して、口中に置かず。不犯とは、若し酒煎煮され、飲めども人を酔はさず、若し口に病あり、醫酒を含ましむ、若しは酒を身に塗る、此れ皆無犯なり。若し苾芻、先きに是れ就酒人、

【八】 飲酒學處、勿論舊の飲酒戒である。【四分】は第五十一。

若しは苾芻、僧伽中に在りて、事を評論するの時、或は衆立たしむ。或は此の座に於てする勿からしむ。或は時に去らしむ。或は來るを聽さず、或は褥を取らしむ、或は取らしめず、衆の所説の如く、依行せざれば、波逸底迦なり。若しは阿遮利耶、鄔波陀耶所有の言教に、依行せざれば、突色訖里多を得。若し二師順理の告白に於て、或は餘の習宿、非法の言を作さば、止息せしめんと欲するは無犯なり。復餘の不敬の事を説くあり、謂はく法事、佛事なり、若しは尊人、若しは弟子、若しは人主、若しは流俗、是くの如き等に於て、恭敬を生ぜず、若しは語り、若しは黙し、如法の言あるも、相順從せず、若しは身語心其の所應に隨ひ、不敬の時は、各輕重に依りて其の罪を得。「法事」と言ふは、先づ自身の戒清淨なりや不やを觀、若しは讀誦教授し、他に法義を施して理の如く作意し、靜慮と相應す、是くの如き等の事、所應に隨つて作して、奉行せず、心常に癡墮にして善品を修せず、戒を敬せずして、無益の言を話し、若しは盧迦耶の典に後世なしと説く、此くの如きの書を、若しは聽き、若しは讀み、共に相親近せば、皆波逸底迦罪を得。「佛事」と言ふは、謂はく、尊像に於て、禮敬を勤めず、制底香臺時に掃拭せず、若し墮落を見ても、有力能く爲せども、而も修補せず、作すべき所の事、懈慢して作さず。「尊人」と言ふは、尊及び尊類、皆尊人と名づく。凡そ尊處に到る、行住坐儀は、不高不下、通肩に衣を披す、膝踞を堅てす、足直努せず、身背面せず、坐して尊命を聞かず、輒く坐すべからず、陛を以て陛に重ねず、放身すれば傲慢なり、語らしめざる時は、輒く語るべからず、尊人の所説は、遮止すべからず、言教するところあれば、違逆すべからず、但默然として、恭敬して住すべし、嫉ます恚らす、罪惡の心を除き、恒に爲めに敬養を爲す、若し敬を修せずんば、咸墮罪を得、「弟子事」とは、非時非處、輒ち呵責を爲す、小過失に於て、容忍すること能はず、獎訓の事に於て、善く開諭せず、若し疑悔あれども、殄滅を爲さず、心に哀愍なくして、龜獮の言を出し、法食を以て、共に相攝受せず、救済に存せずして、惱害心あり、皆墮

聴く、初めは實を説く、非評論に評論想を作す、亦墮罪を得、若しは情に向背なく、若しは忽ち遇うて聞く、若し其の言を聽いて、錯珍せしめんと欲す、此れ皆無犯なり。

不與欲默然起去學處第七十七

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に十七衆既に六衆に、朋黨を分離せられ、心に不忍を生ず、便ち鄔波難陀に、作捨置羯磨を與ふ。時に難陀自ら無力を惟ひ、治罰せらるゝを恐れ、遂に毛織を將つて、座上に聚め置き、默爾として出づ、其の事前に同じ、不寂靜煩惱に、斯の學を制す。若し復茲芻、衆如法評論事の時を知り、默然として座より起つて去る、茲芻あれども、囑授せざれば、餘縁を除くが故に、波逸底迦なり。「如法事」とは、謂はく三羯磨、「默然として去る」と言ふは、謂はく、座より起つて離開處に至る、「餘の茲芻に囑授せず」とは、若しは病、若しは看病、授事人等なり。縁あらば、須らく去るべしとは、應さに與欲すべし。若し輒く去るとは、聞處を離れざれば、惡作罪を得、若し聞處を離るれば、波逸底迦なり。如法に如法想す、六句あり、有るが説く、實に是れ非法に如法想を作さば、亦墮罪を得。若し大小便事は、訖れば還り來れ、若しは聞處を離れず、若しは衆非法羯磨を作さんと欲するに、默然として去るは、悉く皆無犯なり。

不恭敬學處第七十八

佛王舍城竹林園中に在しき。時に質呾羅茲芻、大衆の中に在りて、他の如法殄諍の時を見、心に違逆を生じ、或は瞋忿を起し、肯て隨順せず、鬪諍の事、及び不敬煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復茲芻、恭敬せざるは波逸底迦なり。「恭敬せず」と言ふは、二の不恭敬あり、一には僧伽を敬せず、謂はく、大衆を見て、論説する所あり。二には別人を敬せず、謂はく、阿遮利耶、鄔波陀耶、

【六】不與欲默然起去學處、舊の不與戒、「四分」は第七十五戒。

【七】不恭敬學處、「四分」の不受諫戒第五十四に當る。

時六衆便ち惡言を出し、共に相遮障す、輕學處事輕毀の煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し諸苾芻、是くの如きの語を作す、具壽、仁今當さに、是くの如きの學處を習ふべしと、彼れ是の語を作さく、我れ實に用ひず、汝愚癡にして分明ならず、善く解せず、所説の言、受行の學處、我れ若し餘の能く三藏を開ふものを見れば、彼れの言に隨つて、受行すべしとは、波逸底迦なり。若し苾芻、實に解を求めんと欲せば、當さに三藏に問ふべし。此れは是れ時なり。此の中の「愚」と言ふは、思は其れ惡思、説は其れ惡説、「癡」とは謂はく、三藏を持せず、「分明ならず」とは、謂はく其の義を了せず、「善く解せず」とは、理の如く、善く決擇を爲さず、愚等と説く時、便ち墮罪を得、若し實を説かば無犯なり。

默聽評論學處第七十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に十七衆作捨作置法を得んと欲し、論説する所あり、六衆便ち屏處に往き默然として聽く、評論事不忍煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、餘の苾芻の評論の事生じ、過を求めて紛擾評競して住するを知り、默然として彼れに往き、其の所説を聽き、是くの如きの念を作す、我れ聽き已らんと欲す、當さに鬪亂せしむべしと、此れを以て縁と爲さば、波逸底迦なり。「評論の事生ず」と言ふは、謂はく、不可意の事を見て、初めに評論す、「過を求めて紛擾す」とは、過失を求覺して、更に相道説す、「評競」と言ふは、情含忍せず、其の事を發學す、謂はく、此の言説を以て、評論評中に入り、自ら朋黨を結んで、共に相扶扇す、「默然として往いて聽く」とは、謂はく、屏處に在りて、彼の評論を聽く。「鬪亂せしむ」と言ふは、小事始め生ず、大評を成さしめ、紛紜息まず。若し諸苾芻上闍に在りて論説する所あらば、往かんと欲するを須ふるものは、應に彈指すべし、或は警歎して、聲を作す者は無犯なり。若し默し去りて、彼の言説を

【五】默聽評論學處、【四分】は屏處四評戒第七十七。

に前説に同じ。無犯とは、若しは純沙石處、或は營事の苾芻、好時日を得、驅使人なくして、屋基を定め、拏繩打檝を須ふるは、深さ四寸を齊る者は無犯なり。

三 過四月素食學處第七十四

佛劫比羅伐窰親城の、多根樹園に在しき。時に六衆苾芻、莫訶男の四月供養を受け、此れを過ぎ已りて後、更に彼れに従つて索む、重請事過限廢闕煩惱に由り、斯の學處を制す。若し復苾芻、四月請あらば、須ふれば應さに受くべし。若し過受するは、餘時を除いて、波逸底迦なり。「餘時」とは、謂はく別請、更請、慇懃請、常請此れ是の時なり。此れは四月を開す、過ぎては受くべからず。「別請」とは、謂はく別々の施主諸苾芻を請じ、其の供養を興す、元尊者異隣陀婆蹉、王請を受くるを開するに由る、後更に王妹の夫の請食を受く。「更請」とは、謂はく、諸苾芻、後王家に至りて、敢て受食せず、王問うて知り已り、重ねて更に請食す。「慇懃請」とは、或は云く、王家事多し、我れ當さに乞食すべしと、王更に至心に彼れを請じて受食せしむ。「常請」とは、四月既に満じて、世尊食を受けたまふ、諸餘の苾芻、皆行いて食を乞ふ、王曰く、時節を限らず、恒常に請食すと、四月未だ竟らず、匱食を請食す、更に好者を求むれば惡作罪を得、食すれば墮を得、好食を請食す、更に匱食を索む、索むる時惡作、食する時無犯なり。

遮傳教學處 第七十五

佛王舍城竹林園中に在しき。世尊共學處を制せんと欲す、時に二部僧伽並びに須らく和集すべし。然るに前四月戒を制して、尼現前せず、佛阿難陀に告げ、半託迦苾芻をして、往いて尼衆に報ぜしむ、時に半託迦教を奉じて去る。是の時六衆見て之を問ふ、時に半託迦具さに事を以て答ふ。是の

【三】 過四月素食學處、舊に過受四月藥請戒、「四分」は第四十七戒。

【四】 遮傳教學處、「四分」は、拒勸學戒第七十一。

を経て、前の憶知に同じ、斯等は皆善受と名づく、正教逢ひ難し、是れ聞聽するが故に。若し人あり、其年滿すと雖、而も相貌滿ぜず、應さに四句と爲すべし。相貌滿ずとは、謂はく、形狀事相并びに成熟の相なり。何をか形狀と謂ふ、謂はく、其の形狀及び言聲、小兒の狀にあらず、事相と言ふは、腋等の處に於て、皆已に毛を生ず。成熟と言ふは、其の意志及び性行を觀るに、幼年に同じからず。四句中に於て、初三は無犯、二四は有犯なり。若し年滿ぜずと疑はゞ、須らく方便して、密かに隱相を檢し、方さに近圓を授くべし。若し人十五に滿ずれば、應さに出家を與へ、度して求寂と爲すべし、若し此れに異ならば、惡作罪を得。其の人能く教に順ずと知らば、出家を與へよ、十戒を受け已りて、應さに餘人に付すべし、其の所付人は、此れに因りて、即ち近圓を授くるを得ず、須らく本師に問うて、方さに圓具を與ふべし。

壞生地學處第七十三

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、手づから自ら泥を和し、生地を斷掘し、鄙業を作し、正修を廢し、壞地事鄙業煩惱に因りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、自手地を掘り、若しは人をして掘らしむるは波逸底迦なり。「地」と言ふは、二種あり、一は生地、二は非生地。生地とは、謂はく未だ曾て掘らず、若しは曾て掘を経るも、天雨を被りて濕ふ、若し餘水霑ふ時は、三月を経て是れを生地と名づく、若し雨濕及び水の霑潤なきも時六月を経れば、亦生地と名づく、此れに異なるは非生なり。此の中の犯とは、若し苾芻、是れ生地に於て、火燒せられず、未だ耕墾を経ずと知り、自ら掘り、人をして掘らしめ、若しは打擲し、若しは剗削し、堅く地皮を鞭ち、岸を崩し、牆を墮し、著地の堅泥を、擧して相離れしむ、若しは土多く、沙少なければ、咸墮罪を得、若し地皮等堅からざれば、鞭處擧の時、惡作罪を得。生地に生地想し、地に地想す、各六句あり、並び

【二】壞生地學處、舊に掘地戒、「四分」は第十戒に列して居る、これも「四分」の位置が、諸律に比して、頗る前にあるので注目される。

後に在り、皆須らく禮拜すべし、若し晡時に至れば、制底を禮し、日暮れんと欲する時は、皆應さに師を禮すべし、毎日三時に、常に是の事を行ぜよ、若し寺を出でんと欲する時は、皆須らく就いて禮すべし、白して云へ、我れ今是くの如きの縁あり、某處に往かんと欲す、佛應量に、宜しく隨意に遮遣すべし、此れ乃ち略して、常行の儀式を陳ぶ。

凡そ是の弟子、應さに勤めて檢察すべし、其の慢情を恣にすべからず、白事を爲さず、善品を修せず、鹽なき馬の如く、非法にして自ら居る、世尊の言ふが如し、汝諸の苾芻、寧ろ屠兒と作りて殺害業を作すも、出家受近圓を與へず、已に捨て、問はず、我が正法をして、速に滅壞せしむ、是の故に苾芻、弟子の處に於て、極めて須らく檢問すべし、若し教に順ぜざれば、事に隨つて呵責せよ、若し教ふべからずんば、驅りて出で去らしめよ。

已に餘義を辯ず、當さに本文を釋すべし。「諸の苾芻罪を得」と言ふは、謂はく、越法罪を得。此中の犯相は、其の多種あり、若し人あり、年二十に滿ぜざるに、不滿想を作し、或は復疑を生じ、之を問ふ時に當り、並びに實に依り説かば、此れ皆近圓を成ぜず、諸苾芻衆皆越法罪を得、是の人共住すべからず。若し人あり、年未だ二十に滿ぜず、定んで滿想を作し、或は復疑を生じ、之を問ふ時に當り、並びに實に依りて説く、若し人あり、年未だ二十に滿ぜず、其の年を識らず、或は復疑を生ず、之を問ふ時に當り、黙して答へず、斯の二類は受近圓に非ず、若し清淨苾芻と共に、二三長淨を経れば、便ち賊住と成る、若し人あり、近圓時に、年實に未だ滿ぜず、而も滿想を作す、後に親屬ありて報じて云く、滿ぜず、應さに胎月閏月を數ふべしと、若し滿すれば、斯れを善受と名づく、若し滿ぜざれば、退いて求寂と爲り、應さに更に受近圓を與ふべし、若し爾らずんば、前の賊住に同じ。若し人あり、年十九にして、二十の心を作して近圓を受く、後一年を経て、親族來り見て、報じて云く、滿ぜずと、或は自ら不滿を憶知すと、或は年十八にして近圓を受け、後二歲

も、在處住することを得、若し依止なければ、即ち停まるべからず、若し教授師は、多く弟子あり、應さに番次を爲して、供侍を作すべし。阿遮利耶嫌隙の處あれば、往いて親附せざれ、應さに恭敬心にて、師長に給侍すべし、若し師に白さざれば、灑掃等の事、及び衣鉢を料理し、及び他を教授する皆作すべからず。若し客の來るあり、先きに相識らずんば、即ち按摩解勞を與ふべからず、要を以て之を言へば、本師の邊、及び依止師の處に在りては、一切の事に於て、問はざれば作さず、唯五事を除く、何をか謂つて五と爲す、謂はく、水を飲み、齒木を嚼み、大小便利す、同界内四十九尋内を齊る制底に於て、畔睨すること、前に説くところの如し。行法の軌式一々依らざれば、咸突色訖里多罪を得、此等の諸罪は、皆不敬あり、波逸底迦及び方便罪を教ふ、其の教を請ひ事を白す、晨旦安を問ひ、各々別に陳ぶ、合して作すべからず、事若し促らば、併せ諮ふも無犯なり。

諸問の法は、晨朝に早く起き、自ら齒木を嚼み、次いで房中に往き、師の爲めに身體を按摩し、師已に起き已れば水を供し、齒木を坐處に安置し、拭巾等を授け、應さに自ら尊像を禮し、次に來りて、師を禮すること一拜すべし、低頭虔誠に合掌して、是くの如きの白を作せ、鄔波陀耶、若しは阿遮利耶、存念せよ、我れ今請ひ問ふ、不審鄔波陀耶、尊體起居、宿夜安きや不やと、依止師も此れに准ず、師も時に隨つて、其の事を答ふべし、如し病患あれば、問うて所須を知り、時に隨つて供侍せよ、次に應さに、心に隨つて、自ら善品を修すべし、食を欲するの時は、還た須らく禮を致すべし、而して白を請うて言はく、鄔波駄耶、或は阿遮利耶、存念せよ、我今白を請ふ、我れ手足及び鉢を洗ひ、粥を食せんと欲すと、或は云く、我れ手足及び鉢を洗ひ、中食せんと欲すと、但是の所有吞飲の物、飯餅果等、乃至薑薑等半片、胡椒一粒、非時漿を飲み、唾黃、洗足、臥具を敷設す、眠息等の事、咸須らく白して知るべし、設ひ白事なきも、若し午時に至る、若しは午

處、二三日を経て、且らく自ら停息し、次ぎに當さに觀察すべし、誰か師と爲すべきと、應さに就いて依止すべし、若し依止なければ、停住すべからず、設ひ阿羅漢も、亦須らく依止すべし、況んや復異生をや、若し所到の處、五夜已來、依止を覓めて、求心息まざれば、現前の利物應さに、其の分を與ふべし、此れに異なれば不應なり。五法あり依止を與へず、一には敬信の心なし、二には龜惡語を出す、三には惡友に親近す、四には性恒に嫉憎、五には恭順なし、此れに翻すれば、應さに與ふべし。依止を捨つべきと、依止を捨てざると、前の二の五に於て、次での如く應さに知るべし。五事ありて依止を捨つ、一には決して捨て去りて、界外に出づ、二には謂はく還俗す、三には親教師至る、四には此の黨より餘黨に向ふ、五には依止の事を捨つ。若し鄔波駄耶を見る時は、即ち依止を失ふ、若し道行の時、師心ありて住すれば、仍ほ須らく供侍し、更に相囑授すべし。若し依止師及び弟子、出でて遊行すべく、中路にして返り、若しは多時を経て、意重來を擬せば、還た舊住に依りて依止と作る、心捨てざるに依るが故に。設し中間に於て、別に餘人に依止するも、亦前の依止師の位を失はず、若し其の處に於て、依止師死せば、更に依止なくして住すべからず、第二長淨を経ば、亦復此處に於てせず、若しは前、若しは後に、而も安居を作せ、後安居の内に、師命過せば、應さに自ら防心して住すべし、兩月を経、此れを過ぎて已後は、更に住すべからず、若し住處、阿遮利耶、鄔波駄耶を去ること、兩踰經那半あらば、當さに半月半月に、其れに就いて禮問すべし、若し五拘盧舍ならば、六七日を経て、應さに往いて禮問すべし、若し去ること五里ならば、日々應さに往くべし、若し界内に居らば、日別三時に、而も禮問を爲せ、若し阿遮利耶、鄔波駄耶、衣鉢等の所有の營務に於て、皆應さに先づ作すべし、此の二師及び教授師、皆應さに如法に供侍すべし。若し依止師及び教授師、二俱に病あらば、應さに何れの者をか看るべき、若し力あらば、能く兩處俱に看よ、若し力なければ、能く應さに依止を看るべし、然る所以は、若し教授なき

を得。二種の穢觸あり、一には、食竟りて、未だ深漱せざる時は觸、二には、便利して、未だ洗淨せざる時は觸なり。出家の苾芻は、恨みを懷くべからず、設し嫌憚あれば、小は大に近づく時、即ち睥睨と唱へて禮拜すべし、大は禮するを見て、即ち願はくは病惱無けん」と云へ、如し兩つながら言はざれば、俱に惡作を得、若し大苾芻、恨みを懷いて死せば、毒蛇の中に墮す、小は憊せんと欲する時は、應さに宿形を念じて、敬法を行すべし。若し唯下裙を著けて、上衣なければ、他を禮すべからず、亦禮を受けざれ、違ひて行すれば、俱に惡作罪なり。大者嗟する時は、小者睥睨と言へ、小者若し嗟すれば、大は阿路祇と言へ、若し言はざれば、俱に惡作を得、然も願はくは長命を得よと云ふべからず。若し俗老母、及び摩訶羅、願はくは長壽者たれと道ふ時は無犯なり。闇中に禮拜するに、地に至るべからず、口に睥睨と言へ、即ち是れ敬を致し已る。已に出家の受具禮敬の法式を辯す、其の門徒を攝受する共相依止、今次ぎに應さに説くべし。

既に近圓竟り、十夏を滿じて已來、親教師の邊に在りて、律藏及び餘の經論等を受學す、若し親教師縁あれども、自ら教ふるに及ばざれば、應さに別に明徳の委付すべき人に仗り、之に依りて住せしむべし、次ぎに明に依止法を受けよ、凡そ依止を受けんと欲する時は、當さに彼の人の性行を觀るべし、溫恭にして、有慚有愧ならば、是れ信用すべし、諸の善品に於て、修習を樂ぶ者は、應さに之を攝受すべし。依止を請する時は、應さに衣を整へ、一肩にて禮敬し訖り、兩手を以て、彼の双足を按すべし、是くの如きの説を作せ、大徳存念せよ、我れ某甲、今大徳を請じて依止と爲す、願はくは、大徳我が爲めに依止と作れ、我れ大徳に依るが故に、安隱に住することを得ん、是くの如く三たび説く。師云く爾り、弟子云く、善し、或は云く極好と。若し依止師なければ、輒く餘處に向ひ、人間に遊行すべからず、若し五夏を滿じて、五法を明解すれば、犯非犯を知り、重を知り、輕を知り、別解脱經善く通塞を知り、本師及び依止師を離るゝことを得。遊方習業所到の

各一二三同時に授與す、若し更に多界皆近圓を成す。總じて十種あり、近圓法を得す。云何が十と爲す、一には無師、謂はく佛世尊なり、二には證智、謂はく五苾芻なり、三には問訊、謂はく廓陀夷なり、四には歸依、謂はく大迦擲波なり、五には五人、謂はく邊國の律師を第五と爲す、六には十人、謂はく、中方に在り、七には受敬法、謂はく大世主なり、八には遣使、謂はく達摩陳那なり、九には二衆、謂はく兩部の俱衆、十には善來、謂はく大師の親命、是れを名づけて十と爲す。世尊已に羯磨受を開し已り、餘法は皆止む、唯善來を除く、是れ最後に生ずるに由るが故に。已に近圓已る、所有の行法、次下當さに説くべし。

小苾芻等應さに大者を禮すべし、若し初めて相見すれば、應さに夏數及び受時を問ふべし、時に五別あり、一には謂はく、冬時四月、二には謂はく春時四月、三には謂はく雨時一月、四には謂はく終時一日一夜、五には謂はく長時三月一日一夜を少く。四種あり、應さに禮すべし、一には是れ如來、一切の人天並びに敬を致すべきが故に、二には出家者は俗人を禮せず、是れ彼れの所敬なるが故に、三には已近圓の苾芻、皆應さに禮敬すべし、先きに近圓を受くとは、唯尼衆を除く、彼の敬も、亦爾なり、四には未近圓者應さに禮すべし。近圓に十種あり、禮すべからず、行遍住等の四人、授學人の三種、被捨置人、諸在家人、及び未近圓なり、是れを名づけて、十と爲す。若し一羯磨に、二三人に同時に近圓を與ふれば、此れ大小の別なし、互に敬を致さず、衆使巡來すれば、他の差遣に任す。禮敬の儀に、其の二の別あり、一は謂はく、五輪地に著く、二に謂はく、臚足を執捉し、口に畔睨といふ。有るが説く、大師を禮する時は、五輪地に至る、若し尊、及び尊の類は、應さに手膝地に至るべし、或は時に曲躬し、低頭し、合掌し、或は臚を捉り、或は躡蹠合掌すと。若し諸餘の同梵行者に對しては、若しは但合掌し、或は復低頭し、或は口に畔睨と云ふ。若し他の身に穢觸あり、而も禮敬を爲す、或は自身に穢觸あり、而も他を禮すれば、俱に惡作

れば、惡作罪を得。即ち衆前に對して、本師守持衣鉢を爲し、次ぎに其の人をして、眼見耳聞處に向ひ、合掌して立たしめつ、度んで大衆を仰がしむ。近圓の人は遠く使すべからざるを欲し、高樹に上らず、損傷あらんを恐る。屏障處に於て、其の屏教師、障法を問ひ已りて、次ぎに喚んで衆に入れ、乃至其れをして躡躑合掌せしめ、羯磨師の前に在りて、一心に領受す。既に羯磨竟れば、即ち影を量るべし、四指を折りて籌す、名づけて商短と爲す、四指の影に隨つて、皆一人と號す、應さに日時及び五時の差別を告ぐべし、即ち應さに爲めに四他勝法を説くべし。次ぎに四依及び四聖法を説け、若し説かされば、皆惡作罪を得、若し先きに四依を説けば、越法罪を得。其の五事ありて近圓を成ぜず、一には鄒波駄耶の名を稱せず、二には己れの名を稱せず、三には僧伽を牒せず、四には羯磨を作さず、五には羯磨減少す、此の五非を翻すれば、即ち善受と名づく。正近圓の時、轉根して女と爲れば、此れ亦受を成ず、應さに尼寺に送るべし、近圓時に、變じて男とならば、遣して僧寺に向ひ、各自戒に依らしむ。又苾芻、苾芻尼二衆、互に羯磨を乘り、若しは障法を問はず、若しは親教師なし、若しは有れども而も請ぜず、若しは十戒を受けず、若しは羯磨を乘らず、咸近圓に非ず、親教師なきは、衆皆越法なり、得れば善受と名づく。若し親教師是れ破戒と知らば、近圓を成ぜず、如し知らざれば、得ると名づけて受と爲す。實に障法あり、而も自ら無しと言ひ、實に無障にして、自ら有りと云ふ、前は受を成ぜず、大衆は無犯なり、後は近圓を成ず、衆は越法罪を得。正受近圓の時、我れ學處を捨つと云ひ、或は我れ受を樂はずと云ふ、皆近圓に非ず、若しは重聽、若しは蔑戾車、但し解語者は、受近圓を成ず、此れに翻するは成ぜず、衆僧罪を得。若し鄒波駄耶及び餘の足數人、作法の時、轉根して尼と成り、若し白して方さに轉すと聞かば、此れ近圓を成ず、此れに異ならば成ぜず、互に空地に居れば、亦受を成ぜず。問うて曰く、何の處所に齊り、復幾人を齊りて、近圓を受くると名づく。答へて曰く、一界に三人一時に授與す、乃至四界の人、

至心に當さに奉持すべし

端正の者は出家し

實語者の所説

無障の身は得難し

清淨の者は圓具す

正覺の所知なり

「進止威儀」と言ふは、若し俗人ありて、出家を求むれば、應さに彼の心に隨つて、一師の處に詣るべし、其の師即ち障法を問ふべし、若し清淨ならば、當さに之を攝受すべし、其の意趣を觀て、堪能あらば、應さに三歸及び五學處を授くべし。次ぎに親教師を請じ、又苾芻を請じて、白僧者と爲せ、彼れ請を受け已らば、本師に問うて云へ、已に此の人の諸障法を問ふや未だしやと、若し問はざれば惡作罪を得。衆若し來集すれば、應さに僧伽に白すべし、若し集まらざれば、房を巡りて告知せよ、若し衆に白さざれば、惡作罪を犯す。白の時に當り、衆咸語りて言はく、若し清淨ならば、應さに出家を與ふべしと、若し問はざれば、惡作を得。次ぎに剃髮人をして、剃髮せしむ、剃將さに了らんとする時、應さに頂髻を留むべし、而して之に問うて曰く、宋茶を除くや不やと、若し留むと言はざり、遺して隨意に去れ、若し除くと言はざり、盡く之を剃るべし。應さに時候に適して、其の洗浴を爲すべし、洗浴既に訖らば、爲めに下裙を著けよ、方便して身を檢し、其れをして覺らしむること莫れ、二根あり及び無根を恐るゝが故に。次ぎに僧脚崎を著け、後に緩條を授け、頂戴して持たしめよ。方さに披著を爲さば、一苾芻を請じて、受三歸并びに十學處を爲せ。應さに鉢盂を畜ふべし、若し鉢なければ、出家すべからず。次ぎに請を教へ、白と教ふ、事大苾芻に同じ。若し年二十に滿すれば、師應さに爲めに、六物の資縁を辨すべし、若し自ら貧にして無ければ、應さに假借を爲すべし、爲めに羯磨師并びに屏教師、諸の證戒者を請じ、若しは壇場の中、若しは大衆の中に受け、既に入壇し已れば、衣鉢を安置し、先づ教へて歸波駄耶を請じ、即ち三遍一々に僧を禮せしめ、次ぎに鉢を捧げて巡行せしめ、大衆に呈現す、一々觀已りて、咸好鉢と云ふ、通はざ

行を行すれば、汚尼と名づけず、尼に犯して、男の他勝に觸るゝが故に。「賊住」と言ふは、師主に依らず、輒ち自ら出家して、清淨苾芻と共に、二三長淨を經、乃至同じく白四羯磨を作す。摩納毘伽中に説く、未近圓人、他の淨衆と同じく、自二、或は白四法、長淨、隨意を爲し、并びに衆と共に十二種人を差すを、并びに賊住と名づく。「歸外道」とは、謂はく、外道ありて、佛法内に投じ、法衣を著くるといへども、外道の見を愛し、本處に還りて戒を捨てず、法衣を脱去して、明相出を經。殺父殺母、殺阿羅漢、惡心出佛身血、破僧伽諸伴人天授なりと知る、是れを其の非法に非法想を作すと言ふ、亦是れ破僧なり。「先曾犯戒」とは、謂はく、五學及び十學處に於て、其の重戒を破し、若しは四他勝中會て其の一を犯す。此の黃門等は、未受は授くべからず、已受は滅捨すべし。又二種の異住の人あり、一は法黨より非法黨に向ふ、二は作捨置羯磨を與ふ。若し已に還俗し、重ねて來りて戒を受くるは、亦授くべからず。「他人に繫屬す」と言ふは、謂はく、奴婢、負債、及び王の大將、若しは父母聽さざれば得ず、若し遠方の者は無犯なり。若し母生み已つて、即ち棄擲し、餘の母收養すれば、若し出家の時は、應さに養母に問ふべし、若し前母を殺せば、無間罪を得。「不端嚴相」と言ふは、謂はく、是れ非人傍生等、變形して人と爲りて、來りて戒を受く。或は拳旗の大賊、若しは減二十歲、若しは過分に青黃赤白狀の異人形、若しは身に象毛を生ず、若しは無髮、若しは大腦、若しは匾匾、若しは多頭、若しは凸眼、若しは盲、若しは短、若しは象牛等の頭、若しは馬猿猪形、若しは無耳鼻、若しは象馬耳牙、若しは無牙齒、若しは項短、若しは太長、若しは太短、若しは偏肩、若しは曲脊、若しは無生支、及び卵、若しは下墜、若しは身極龜極細、若しは手足を截らる、跛躄、聾、瞎、若しは膝行、若しは被打傷、若しは房室過度にして、堪能するところなし、若しは氏族卑下、此等は咸出家の相に非ず、已に近圓已る、爲めに二頌を説く。

汝最勝の教に於て

具足して尸羅を受く

白四法を乘る、四には依止阿遮利耶、乃至一夜之に依りて住す、五には教讀阿遮利耶、下彼の四句伽他を授くるに至る、此の五人は、並びに師位に當り、能く軌範を生ず、總じて軌範師と名づく。「僧伽」と言ふは二種あり、一には十人、謂はく、十方に在り、二には五人、謂はく邊地に在り、若し其の處に於て、十人の得べきあるを、五人を取らば、善近圓衆と名づけ、越法罪を得、若し但五人のみあらば、斯れを善受と名づく。若し衆數足らざれば、佛を以て衆數に足すことを得ず、佛陀と僧伽と、寶體別なるに由るが故に、若し狂聾人、及び天授部等、將つて衆數に足すも近圓を成ぜず。

「所授」と言ふは、多種の相あり、謂はく、意樂損壞・所依損壞・丈夫損壞・白法損壞、他人に繫屬す、及び醜惡不端嚴の相ある。「意樂損壞」と言ふは、謂はく、死に臨む時、或は怖來逼す、或は活命の爲めに出家を求む、「所依損壞」と言ふは、謂はく、身に難療の疾あり、三寶に投じて、除差を望得せんと欲す、「丈夫損壞」とは、謂はく半擇迦なり、此れに五の別あり、一には生半擇迦、謂はく、生來の不男、二には半月半擇迦、半月は男、半月は不男、三には觸抱半擇迦、他觸抱する時、生支方さに起る、四には嫉妬半擇迦、他の行姪を見れば妬みて根起る、五には被害半擇迦、謂はく、病傷に遇ひ、或は刀割を被る、此の五黃門は、出家近圓、悉く皆分に非ず、後一は不定なり、若し近圓已りて傷損せられんには、若し性行移らざれば、還た舊位に依る、若し性改變すれば、應さに滅擯すべし、初めの一黃門を、亦屬化と名づく。「白法損壞」とは、謂はく、諸の外道は、邪教を崇重して、正信なきが故に。諸の外道中、釋迦種及び事火人を除き、自餘の外道は、四月共住し、大衆食を食ひ、親教師の衣を著け、供承作務、一に求寂に同じ、若舊見を捨てざれば、即ち應さに遣去すべし、若し舊見を捨つれば、應さに出家を與ふべし。「汚苾芻尼」とは、謂はく、尼は八多勝法を犯さず、若し不淨行を以て、此の苾芻尼を汚す時、若し俱に染心あり、先きに尼の身に觸れ、後に不淨

卷の第十三

與減年者受近圓學處第七十二

爾の時薄伽梵室羅伐城給孤獨園に在しき。時に尊者大目乾連、十七衆に、受近圓を與へ已る、饑を忍ぶ能はずして、遂に便ち啼哭す、近圓事攝受門徒の煩惱に因りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、年未だ二十を滿ぜざるを知り、受近圓を與へて、苾芻性と成す者は、波逸底迦なり。此れは非近圓の諸苾芻罪を得、「年未だ二十を滿ぜず」と言ふは、其の年小にして、饑渴逼る時、堪忍せざるに由るが故に。「受近圓を與ふ」と言ふは、謂はく、能授所授の進止威儀、所有の行法、次いでに随つて、當さに説くべし。

「能授」と言ふは、謂はく、鄒波駄耶・阿遮利耶、并びに餘の僧伽なり。二種の「鄒波駄耶」あり、一は初めて出家を與ふ、二は受近圓を爲す、十夏を滿足して、方さに師位に住す。復須らく五法を成就すべし、一には犯あるを知る、二には犯なきを知る、三には輕を知る、四には重を知る、五には別解脱經に於て、廣く能く開解す。諸の學處に於て、創結し隨開す、若しは難縁に遇ひ、善く通塞を知る、常に戒本を誦して、能く他の疑を決す、戒見多聞にして、自他俱に利す、威儀行法虧犯あることなし、是くの如きの徳を具するを親教師と名づく、其の親しく能く出離の法を教ふるに由るが故に。若し苾芻、近圓じじるといへども、諸の學處に於て、重輕を知らざれば、設ひ六十夏するも、仍ほ明德に仗任して、依止して住すべし。若し師小なれば、唯禮拜を除いて、自餘は成作す、此れ即ち名づけて老小苾芻と爲す、然も他に出家及び受近圓を與ふことを得ず。

「阿遮利耶」と言ふは、其の五種あり、一には求寂阿遮利耶、謂はく、三歸五、十學處を授く、二には屏教阿遮利耶、謂はく、屏處に於て其の障法を問ふ、三には羯磨阿遮利耶、謂はく、近圓の時

【一】與減年者受近圓學處、舊に與年不滿戒、「四分」は第六十五。近圓學は、普通に言ふところの具足戒である。

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。諸の苾芻あり、王舍城より、室羅伐悉底に詣る。時に織師あり、婦と共に闘ふ、其の婦遂に便ち家を捨て去る、苾芻之を見て、與に同伴と爲り、路に在りて行く。是の時織師、後ろに隨つて尋いで見る、其れを誑誘すと謂ひて之を打つ、次いで死す、道行時護嫌煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、女人と共に同道して行き、更に男子なく、乃至一村の間なるは、波逸底迦なる。「男子なし」と言ふは、謂はく惟女のみあり、「一村の間」と言ふは、謂はく一拘廬舎、若しは半拘廬舎は、皆惡作を得、滿拘廬舎は、皆墮罪を得。若し無男子の境想六句同に同じ、下二は無犯なり。女に女想を作す、亦六句あり、若しは化女、天女、龍女、半擇迦女、若しは二根、若しは未堪行姪女は、同路を行く時、咸惡作を得。有るが説く、若し無女に有女想を作し、有男に無男想を作すは、亦本罪を得と。若しは險路を過ぎ、女人を以て防護を爲す者、或は時に道を失する女人に指示するは、斯れ皆無犯なり。

第八の攝頌に曰く

賊徒と年未滿と

掘地と請と違教と

竊聽と默然として去ると

不敬と酒と非時となり

與賊同道行學處第七十一

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に苾芻あり、輿易人の、關稅を偷む者と共に、路を同うして去る、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、賊の商旅と共に同道して行き、乃至一村の間するは、波逸底迦なり。「賊」と言ふは、若しは竊盜、若しは強奪、若しは偷稅人、路を曲げて過ぐ。「同道」と言ふは、謂はく是れ險道。犯罪の分齊は前の如し、應さに知るべし。若しは賊を乗て、前に去り、若しは癡狂病者は無犯なり。賊伴に賊伴想す、其の六句あり。有るが説く、非賊に賊想すれば、亦墮罪を得と。

【三】 與賊同道行學處、「四分」の、與賊期行戒第六十四。

し、極めて垢膩ならしめて、還た本處に安んず。弟子後に還りて衣を見、惱を生ず、取衣事及び廢
 銅煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、他の寄衣を受け、後時に、主に問はずして、輒ち
 自ら著用すれば、波逸底迦なり。「衣」とは、謂はく三衣、「問はず」とは、他に從つて借用せざる者
 を披著す。此の中の犯とは、若しは苾芻、苾芻に衣を與へ、主に問はずして、自ら取りて著す。不
 間に不問想し、疑ひ、衣を取りて著する時、二は重、二は輕、後二は無犯なり。授學人等の衣、及
 び不淨衣は、借らずして用ふれば、並びに惡作を得、若し親友物を、彼れ聞いて用ふる時、心の歡
 喜するは無犯なり。有るが説く、實に借得すと雖、不借想を作せば、亦墮罪を得。

三 以衆教罪誘清淨苾芻學處第六十九

佛王舍城竹林園中に在しき。時に蜜咀羅步弭迦、實力子の披衣にて蓮華色苾芻尼の頭を拂著する
 を見る、遂に便ち彼れ衆教罪を犯すと誘す、同梵行事、不忍不寂靜煩惱に由りて、斯の學處を制す。
 若し復苾芻、瞋恚の故に、彼の苾芻の清淨無犯を知り、無根僧伽伐尸沙を以て誘する者は、波逸底
 迦なり。「無根」と言ふは、謂はく見聞疑なし、「僧伽伐尸沙」とは、十三中に於て、一々の事に隨ひ
 て誘する者、謂はく、理の出言にあらず。不淨人に於て、十一事ありて犯を成ず、六事は非犯なり、
 清淨人に於ては、十事犯を成ず、五事は無犯なり、上の如し應さに知るべし。衆教を以て誘すれば、
 便ち墮罪を得、若し蜜咀羅罪にて誘じ、若しは授學人を誘じ、若しは前人語を領解せざれば、咸惡
 作を得。淨と不淨とに、淨想を作し、疑へば波逸底迦を得、不淨心を作せば、惡作罪を得。有るが
 説く、非苾芻といへども、苾芻想を作して他を誘すれば、亦墮罪を得。

三 與女人同道行學處第七十

【三】 以衆教罪誘清淨苾芻學處、舊の無根殘誘戒で、「四分」は、之を第八十戒とす。

【三】 與女人同道行學處、この戒は「四分」には、第三十に列す即ち與女人期同行戒。

頌に曰く、

金等を捉るを得ず

隱處毛を除かず

生地を掘らす

生草等を壊せず

不受食を喰せず

曾觸食ふべからず

若し正學女及び求寂男女受戒の法式は、廣文に説くが如し。

「衣」と言ふは、應重衣、分別すべき者、「鉢」は謂はく守持を得るに堪ゆ。「餘の資具」とは、謂はく、鉢絡・飲水器・腰條・針筒等なり。鉢絡とは、謂はく鉢帶を盛る、若しは布を用ひて作り、或は織網を用ふ、若し是れ老病は、杖絡を畜ふことを聽す。飲水器とは、謂はく、十銅蓋・腰條」とは、三種を畜ふことを聽す、一には匾條、二には圓條、三には方條なり、諸の繩索の類は、悉く用ふべからず、若し更に餘の綺飾修帶あらば、皆畜ふべからず、金銀莊嚴の具は、是れ不淨物なり、亦著くべからず、但是れ沙門の畜ふべき物は、根本罪を得、畜ふべからざる者は、惡作罪を得。「餘縁を除く」とは、若し王賊等の難あるを恐れ、其の藏學を爲すものは無犯なり、此の中の犯とは、是れ他物と知りて、故惱心を作し、或は復戲笑す。彼の前人に隨ひ、惱を生ずる、惱せざる、彼の物を藏する時便ち墮罪を得。若し金銀等の器、若しは犯捨鉢等、若しは不淨の三衣、若しは減量衣、若しは授學人物、若しは此の部と餘部と、互に藏學を爲す、及び餘の沙門婆羅門等の物、輒ち藏學すれば、威惡作を得。

二〇 他寄衣不問主輒著學處第六十八

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄒波難陀、己れの三衣を以て、依止の弟子に與ふ、弟子得已りて、治染既に訖り、已物心を作して、還た師主に寄せ、便ち他方に行く、彼の師主輒ち取りて著

【二〇】 他寄衣不問輒著學處、これは「四分」の眞實淨不語取戒第五十九。

なきに、無怖想を作す、亦六句あり。有るが説く、設し非苾芻に苾芻想を作せば、亦墮罪を得。

藏他衣鉢學處第六十七

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。六衆苾芻水に在りて浴す、時に十七衆水中に在りて戯る、没して疾く出でず、是の時六衆其の衣を收取し、草叢の下に藏し、之を捨て去る、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、自ら苾芻、苾芻尼、若しは正學女・求寂・求寂女・衣鉢及び餘の資具を藏し、若しは人をして藏せしむれば、餘縁を除くが故に波逸底迦なり。「正學女」と言ふは、若しは曾嫁女、年二十に滿ち、若しは童女年十八に滿つれば、應さに正學法を與ふべし、白二羯磨を作して之を與へよ。正學法と言ふは、謂はく六法及び六隨法なり。云何が六法なる。

一には獨り道に在りて行くを得ず 二には獨り河水を渡るを得ず 三には丈夫の身に觸る

を得ず 四には男と同宿するを得ず 五には媒嫁の事を爲すを得ず 六には尼の重罪を

覆ふを得ず

頌に曰く

獨り道に在りて行かず

故らに男子に觸れず

媒嫁の事を爲さず

云何が六隨法なる。

一には已れに屬する金銀を捉らす

二には隱處の毛を剃るを得ず

を得ず

三には生地を擊掘する

四には故らに生草木を斷ぜず

五には不受を得て食せず

六には曾觸食を食す

獨り河水を渡らず

男と同宿せず

尼の重罪を覆はず

【七】藏他衣鉢學處、これは舊も同じ、藏他衣鉢戒、四分は第五十八。

芻をして守護を爲さしめんには、其の守護人は眠睡すべからず、若し此れに異なれば、便ち墮罪を得。或は同室すと雖、物を以て遮障し、往來を絶せしめ、若し女室外に在り、其の戸を牢閉す、或は牧羊の狐獨舎中、遮障前に同じ、若し柴棘を以て、周匝圍遶する者は無犯なり、若し爾らざれば、明相出づる時、咸墮罪を得。若し天龍女の可見形の者、及び傍生と、同處に宿する時は、咸惡作を得、小傍生の、行姪に堪へざるは無犯なり。若しは叢薄に居り、或は榛林密竹の間、空樹の内、庇崖坎、蔭樹枝に、女と宿する時は、咸惡作を得、無堪の女も惡作を得。長行の屋宇は、門各別開す、女のある處に隨つて、同宿するは罪を得。女に女想を爲すに其の六句あり、前四は罪を得、後二は無犯なり。若し苾芻先きに臥し、女人後より來り、苾芻知らざるも亦本罪を得。有るが説く、設し女人無きも有女想を作せば亦本罪を得、若し父母夫主等ありて、守護を爲せば、同宿するも無犯なり。

二〇 恐怖苾芻學處第六十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄢陀夷、毛綫を披著して、十七衆を驚恐して云はく、神鬼來ると、恐怖を生ぜしむ、戲笑事不寂靜煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、若しは自ら恐怖し、若しは人をして他を恐怖せしめ、下戲笑に至るは、波逸底迦なり。「下戲笑に至る」とは、調弄を作すと雖、本惱心たり。此の中の犯とは、若し苾芻、餘の苾芻に於て、恐怖の意を作し、可惡事を以て、畏惱を生ぜしむ、謂はく、色聲香味觸を以て、驚怖事を爲し、彼の人に告げて曰く、畢舍遮等、來りて、汝を殺さんと欲すと、彼の怖に隨つて、言義を解せざるも、便ち本罪を得。若し可愛の色聲等の事を以て、王來りて汝を害せんと欲すと謂はく、惡作罪を得、若し授學人及び餘人に於て、驚惱を爲さば、惡作罪を得、若し地獄傍生餓鬼を説き、情化導に存すれば、彼れ怖を生ずといへども、無犯なり。苾芻に苾芻想す、其の六句あり、初二は本罪、後四は輕罪なり、實に怖事

【二〇】 恐怖苾芻學處、舊にも怖比丘戒、「四分」は、第五十五戒。

想を作し、初め座より起ち、裙すそを着け衣いを披ひ、去りて洗處に至り、洗裙せんすそを着けて水中に入る、其の深淺しんせんに隨ひ、或は堪たと不堪ふたと、戯調あそびしらべを爲すに擬すれば、一々皆得、方便ほうべんは惡作あくさくなり。若しは戲笑あそびわらを爲し、若しは浮うび、若しは没ぼつし、若しは去り、若しは還る、或は波なみに沿うて下り、或は沂あかりて上に流る、若しは水みづを打ちて樂うたを作し、水波みづなみ文ぶんを畫まき、水頂みづたか中に於て、或は罐器かんぎの内にて、若しは羹碗あつたんに於て、手てを以て打拍うし、絃管げんぱんの音ねを作すは、威墮ゐだ罪つみを得、若し指彈さしだして聲こゑを作し、戲調あそびしらべ心を爲せば皆惡作あまごころを得。若し涼冷りやうれいを取るの意いを作して、水波みづなみを騰攪たうかし、若しは河かを渡り、若しは浮うを學ぶ者は無犯むぼんなり。世尊せそんの説きたまふが如し、苾芻びしゆ應まさに浮うを習ふべし、雜緣ざつげんありて、浮渡うたすること能はざるを恐ると。若し水みづを以て灑あいで他たを弄する時は、滯おの多少たうしやうに隨ひ、威墮ゐだ罪つみを取らんがために、水みづを灑あぐは無犯むぼんなり。油等あぶららうを他に滯おするは、惡作あくさく罪つみを得。水みづを除いて已外いがいに、若しは餘物あまものを將あつて戲調あそびしらべすれば、皆惡作あまごころを得。水みづに水想みづまうを作すに、其の六句むくあり。有るが説く、實まことに是れ水みづに非るに、而も水想みづまうを作せば、亦墮まただ罪つみを得と。

【七】 與女人同室宿學處第六十五

佛室羅伐城孤給獨園びつしやらばじやうこくじやくに在しき。時に阿尼盧陀苾芻あにろだびしゆ、無男子處むなんしよに於て、女人にょなんと同一室どういつしやうに宿す、女染にょせん意いを生じ、家中ぢやうちゆうに就いて、食じきを設けて供養くじやうせんことを請ひ、強えて苾芻びしゆに逼りて非法ひぽうを行ぜんと欲す。女人にょなん事じ譏嫌煩惱ぎけんぼんごうに由りて、斯かの學處がくじよを制す。若し復苾芻またびしゆ、女人にょなんと共に同室どういつしやうに宿すれば、波逸底はいつぢ迦ぢなり。「女人にょなん」と言ふは、謂いはく、是れ人女にんにょにして、非法ひぽうを行するに堪へ、手足てあし相稱さうじやうふ。「同室どういつしやう」と言ふは、四室前しじつぜんの如し。此の中の犯ぼんとは、苾芻女びしゆにょと一處いつじよに同宿どうじやくし、明相出づるに至れば、便べんち墮罪だつみを得、若し明相未だ出でざれば、惡作あくさく罪つみを得、若し女閣上にょかくじやうに在り、苾芻下びしゆげる在り、或は復此またこゝに翻す、若し梯はしあらば、除去とせよ、戸かどあらば牢閉らうへいせよ、若し梯はしを去らざれば、關鑰かんぎよを安んずべし、若しは苾

【七】 與女人同室宿學處「四分」は共女人宿戒で、これは第四戒に列して居る。これも獨り「四分」が、甚だしく前に名を列して居るので注意するところである。

迦を除き、若し餘縁を以て惱亂すれば、威惡作を得、若し授學人、及び不解語人に惱を生ぜしめんと欲すれば、亦惡作を得。若し饑益心を作して、律教に隨順し、理を以て開導するは、皆悉く無犯なり。境想の六句は兩は重、四は輕なり。惡作事に於て、想疑等に亦六句あり、上の如く應さに思ふべし。

四 以指擊握他學處第六十三

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に十七衆苾芻中に一人あり、惱まされて樂まず、彼の十六人共に來りて愧謝す、指を以て、擊握するに、笑ふこと過分なるにより、遂に命終を致す、事惱前に同じ、斯の學處を制す、若し復苾芻、指を以て他を擊握するは、波逸底迦なり。若し苾芻、一二指乃至十指を以て、他を擊握する時は、各墮罪を得、若し二人の身、俱に頑痺して擊握すれば、惡作罪を得。苾芻に苾芻想す、兩は重、四は輕なり、擊握想に於て亦六句と爲す、若し指頭を以て、瘡癩處を示すは無犯なり。

六 水中戲學處第六十四

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に十七衆苾芻、阿市羅跋底河中に在りて戲る、時に勝光王見て譏嫌を生ず、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、水中に戲るは、波逸底迦なり。「水中に戲る」と言ふは、九事に因りて犯を生ず、謂はく、自ら喜び、他をして喜ばしむ、自ら戲れ、他をして戲れしむ、自ら跳び、他をして跳ばしむ、掉擧し、影を弄し、身相打つ。此の中の犯相とは、謂はく、水中に在り、若しは出で、若しは没し、若しは去り、若しは來り、若しは水を打つて鼓と爲し、若しは自ら作し、若しは他と共に作し、若しは三業の引起する所の事に隨ふ。若し苾芻戲調

【四】以指擊握他學處、舊の擊握戒、【四分】は第五十三。

【五】擊握の握は、揅と同義二字熟して、「くすぐる」の意である。

【六】水中戲學處、舊も水中戲戒、【四分】は第五十二、

復茲芻。故らに傍生の命を斷ずれば、波逸底迦なり。「故らに」と言ふは、謂はく、傍生想を作し、故心にして殺す。「傍生」と言ふは、謂はく烏禽蛇鼠等なり。「命を斷ず」とは、彼の命根をして、身中に續がさらしむ。此の中の犯とは、若し茲芻自身の手を以て、若しは器仗を持つて、或は餘物を擲ち、殺心を作して打てば、或は當さに時に死すべし、或は後に命終す、皆本罪を得、若し死せざれば、惡作罪を得。癡狂者をして殺害を行ぜしむる時は、彼は無犯と雖、教ふる者は本罪なり、若しは遺書、若しは手印等は、其れをして殺を行ぜしめ、命を斷ずるの時、皆惡作を得、境想の六句は、亦上に説くが如し。復有る處に説く、實に傍生にあらざるに、傍生想を作すは、亦本罪を得、心結の重きに從ふ、若し故らに彼れを殺して、而かも錯つて此れを殺せば、惡作罪を得、若し惡心にして境に當れば無犯なり。

故惱茲芻學處第六十二

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔陀夷茲芻、十七衆の近圓を受くるを見已りて、惱亂心を作し、之に告げて曰く、汝等作法を蒙るといへども、實に戒を得せず、何を用つて心を勞して、更に學業を求むると、戲笑事不寂靜煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復茲芻、故らに他の茲芻を惱まし、乃至少時も樂まず、此れを以て緣と爲さば、波逸底迦なり。「故らに惱ます」と言ふは、謂はく、彼れの本心、惡作事を以て、他をして惱みを生ぜしむ。「少時も樂まず」とは、謂はく、彼れ箭射心を悔ゆ。「此れを以て緣と爲す」と言ふは、謂はく、惱亂を以て緣と爲す。此の中の犯とは、他事を説く時、或は理に稱ふ、或は理に稱はずと言ひ、觸惱の心を作す。謂はく、時と非時と、結果は不二を成す、師過あれば、汝更に受くべし、汝某處に於て、親教師の衣を盜む、或は重罪を犯すと、是の語を説く時、他の惱悔心、生ずると生ぜざると、言説了る時、便ち墮罪を得、近圓事及び波羅市

【二三】故惱茲芻學處、舊の疑惱比丘戒、【四分】は第六十三戒。

應さに牛糞を以て、其の地を塗拭すべし。次ぎに身を洗浴するに、老病にして水に乏しければ、應さに五支を洗ふべし、謂はく頭及び手足なり、若し洗浴の時は、應さに觀すべし、其の澆水せざるものを合せて、應さに二衣を著くべし、師子にして野干を洗ふべからず、謂はく破戒人、持戒者を使ふ、若し父母、阿遮利耶、鄔波駄耶、此の四人は、縦ひ是れ破戒なるも、亦應さに供養すべし、輕慢すべからず。若し洗浴の時は、輒く不信の人及び初信の人を使ふべからず、浴室に入りて、若し洗浴する時は要らず須らく心念守持すべし、我れ今洗はんと欲す、何の時中に在ると、然る後に方さに浴せよ、甄石等を以て、睚眦を磨指することを得ざれ、露體にして浴すべからず、浴裙を畜ふべし、長さ四五肘、潤さ一肘半なり、複作することを得ず、若し複作すれば、蟲の内に住せんことを恐る、洗はんと欲する時は、應さに其の水に、蟲なきを觀じて、方さに浴すべし、若し裙なければ、應さに樹葉を以て身を掩ひ、屏處にして浴すべし、若し洗浴の時に、蟲身に著かば、此の水は則ち浴すべからず、若し河池に在りて、洗浴し竟る時は、方さに便ち手を以て浴裙を開掩し、漸々にして水を出で、相著けしむる勿れ、小蟲を帯びて出づれば、若し岸邊に至り、暫時蹲住し、然る後偏へに抽振して其の水を除け、體を濕ほして、支伐羅を披るべからず、若しは拭身巾、或は洗裙を以て身水を拭去し、方さに衣を披るべし、上に説く所の如し、順はずして行する者は、咸惡作罪なり。

第七攝頌に曰く、

殺傍生と故惱と

藥纏と水と同眠と

怖と藏と資索衣と

無根と女同路となり。

殺傍生學處第六十一

佛室羅伐給孤獨園に在しき。時に鄔陀夷苾芻、教射堂に往き、自ら己れの技を現はし、五箭法を作し、人衆を輕忽し、因つて、飛禽を害し、傍生事不忍無悲煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し

【二】殺傍生學處、これ舊の奪畜生命戒、【四分】も【十誦】も、これは共に六十一戒。

て、之を掃拭すべし。若し八日、十五日に至らば、應さに鴉稚を鳴らして、合衆共に掃へ、衆集の時、應さに法語を説くべし、或は聖默然せよ、事訖りて應さに浴すべし。制底を禮し已らば、共に相慰問し、隨意にして去れ。苾芻地を見るに、若し淨灑掃し、或は牛糞にて塗らば、踐まんを欲する時は、皆伽他を誦せよ、佛堂・制底・及び幡幢等は、須らく影を踏んで過ぐるに、亦伽他を誦すべし。若し方處あり、地暑熱多ければ、亦随意に浴せよ、若し死屍に觸るれば、亦應さに洗浴すべし。苾芻身死すれば、應さに其の屍を検すべし。若し蟲なければ、火を以て焚燒し、燒くに暇なければ、水中に棄て、或は地に埋むべし、若し蟲あり、及び天雨ならば、應さに輿と共に、空野林中に棄つべし、北首にして臥し、竹草頭を支へ、葉を以て身を覆うて、面は南に向つて望む。殯處に於ては、無常經を誦すべし、復能くする者をして、呪願頌を説かしめよ、喪事既に訖らば、宜しく本處に還るべし。其の屍を捉るものは、衣を連ねて身を浴せよ、若し觸れざれば、應さに手足を洗ふべし。若し剃髮は、亦時の攝に在り、若し爪甲を除くには、應さに剃刀形、或は斧双形を作るべし。稻粒形、人頭、半月及び烏鳥糞を作ることを得ざれ、指して光澤あらしむるを得ず、應さに塵垢を刮去すべし、若し剃髮は、咸須らく總じて剃るべし、頂上に朱塗を留むべからず、鉸刀を以て剪髮すべからず、若し瘡邊に在りては、隨意に之を剪れ、三隱處の毛は、並びに剃るべからず、若しは蟲生じ、或は瘡あらば、應さに上座に告げて方さに剃るべし、若し脛膺の毛は、瘡に近ければ、應さに剃るべし。蘭若の苾芻の髮、極長時は、兩指を齊ることを得、餘は爾るべからず、剃髮の時、三法服を披るべからず、應さに別に一剃髮の衣を畜ふべし、此れ若し無くんば、僧脚崎を披るべし。若し剃髮人なければ、苾芻の解する者、應さに屏處に於て之を剃るべし、此れに由りて、僧伽剃刀等の物を畜ふることを聽す、須ひんには取りて用ひよ。若し大衆の灑掃淨處は、中に於て爪髮を除棄すべからず。若しは是れ老病、及び風雨あらば、隨處に剃ることを聽す、剃髮竟る時は、

・無犯なり。女に觸るれば殘を成し。殊輪は墮罪。無犯なり應さに知るべし。

二 非時浴學處第六十

佛王舍城竹林園中に在しき。時に六衆苾芻、溫泉所に在り、諸の調弄を作して、影勝王を惱ます。此れに由りて縁と爲して、遂に洗浴を遮ぎる、身形の臭氣は、時俗譏嫌す、因つて更に開して、半月中の洗を聽す、復時に在りて過ぐるなきを聽す、隨自樂事過限煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、半月應さに洗浴すべし、故ら違ひて浴すれば、餘時を除いて、波逸底迦なり。「餘時」とは、熱時・病時・作時・行時・風時・雨時・風雨時、此れ是の時なり。「故らに違ふ」と言ふは、謂はく、限齊に違うて浴す。「熱時」とは、謂はく春時、餘一月半あり、當さに安居を作すべし、即ち是れ四月初めより、五月十五日に至る、及び夏初一月、即ち五月十六日より六月十五日に至る、此の兩月半を極熱時と名づく。「病時」とは、若し身を洗浴せざれば、心安からず。「作時」とは、義上に説くが如し、「風時」とは、謂はく微風ありて、吹いて衣角を動かす、「雨時」とは、乃時天雨二三滂ありて、其の身上に墮つ、「風雨時」とは、謂はく、風雨俱に有り。初め半月浴を開するは、大熱時に因る、後隨意を聽す、更に病等を開し、皆是れ犯に非ずと、此人中の犯とは、若しは灌頂、若しは河池に入る。若しは冷水、若しは煖湯、斯等の處に於て、時心を作さず、守持して浴す者、上より水を澆ぎ流れて臍に至る、若しは河池の水に入り、臍上に過ぐれば、波逸底迦を得。若し要縁あり、河澗を渡るべし、若しは灘磧を遶り、若しは橋隄を過ぎて、脚踏水に墮ち、或は時に悶絶し、他水を以て澆ぐ、若しは河池に在りて、浮を學ぶが爲めの故に、若しは天雨に遇ふは、並びに皆無犯なり。若しは時内に在りて、數ば洗ふべくんば、應さに守持心にて、方さに沐浴を爲せ。苾芻の住處は、咸須らく處を淨掃すべし、若し寛大にして、修治過くし難きは、當さに要用處に於

【二】非時浴學處、書に半月浴過戒、「四分」は第五十六。

はず」とは、謂はく他をして觸れしむ、「寺内」とは、謂はく、苾芻の住處なり。鹿子母に因りて、遂に擧捉を開す。「白衣の舍」とは、謂はく俗人の舍なり。他の金囊を捉り、藏擧を爲すは無犯なり。此の中の行法は、凡そ遺物を得んには、主若し來り索めば、應さに之を反問すべし、若し記憶同じければ、即ち宜しく彼れに還すべし、若し差互すれば、此れは還すべからず。若し寺外に於て、他の物を見る時は、葉草等を以て蓋覆して密ならしめ、此れに於て輕乘心を爲すことを得ず、主の來り索むるなければ、收めて住處に歸り、私に自ら擧掌し、七八日を経て人の索むるなければ、收めて僧庫に貯へよ、五六月にして又索むる者なければ、應さに僧伽に供すべし。牢器具を買ひて、若し後に主索むれば、應さに彼れを勸喻して僧伽に施さしむべし、若し肯施さずんば、當さに本直を酬ゆべし、若し利を索むれば、宜しく之に告げて曰ふべし、佛の制戒に由りて、爾に本物を還す、其の利を索むるは、是れ應ぜざる所なり。若しは、寶裝瓔珞、若しは臂釧等嚴身の具、若しは張絃の樂器、若しは吹くに堪ふる螺、角、弓に絃磬を施す、箭に鏃頭ある、若しは像身中に佛舍利ある、斯くの如き等の類、自ら觸れ、他を教ふる、皆波逸底迦を得、方便の罪は果に准す、應さに知るべし。若し嚴身の具は、寶を以て裝せず、及び諸の假寶弓に弦なく、箭に鏃なく、未張の樂器、螺吹くに堪へず、乃至草を結んで瓔珞具となし、舍利なき像、及び龍象の額珠は、自ら觸れ他を教へ、及び作書等、或は寶座に坐するは、咸惡作罪なり。若し、天上の白つて觸るゝ時は、無犯なり、若し先きに是の兵刃、打壞して堪ふるなき者は無犯なり。亦諸の瓔珞具を著くべからず、必ず有舍利像、及び無舍利像を執捉すべくんば、大師の想を作し、然る後に方さに捉れ、是れ佛寶なるに由るが故に若し守持せずして心に觸るれば本罪を得。若し月光珠及び日光珠、出水の爲めに觸るゝは、亦無犯なり。是れ賊徒なりと知るも、指示すべからず、若し水火を須ふれば、應さに與ふべし、若し輪王の七寶に觸るれば、其の所應に隨つて、輕重の罪を得、一は衆教を得、二は墮罪を得、餘の四は

しめ、徐ろにして之を問ふ、汝何の處に於て、王の伏藏を得たる、彼の人報へて曰く、我れ實に王家の伏藏を得ず、捉へて以て王に送る、王自ら問うて曰く、汝實に説くべし、吾が伏藏を得たりや、答へて言はく、我れ實に得ず、王諸臣に問ふ、王の教勅に違ふ、罪如何がすべき、答へて曰く、死すべし、此れ我が命に違ふ、宜しく當さに法に准すべし、所有の眷屬皆獄中に繋がる、即ち將さに殺處に向はんとす、彼の人悲泣し、屠者に隨つて行き、高聲に大に喚ぶ、阿難陀、此れは是れ害毒なり、此れは是れ害毒なりと、刑せられんとし、言ふことあれば、法須らく返り奏すべし、使此の語を持つて、返りて王に報す、王曰く、言相當らず、必ず其の義あらん、汝喚び來るべし、我れ自ら親しく問はんと、彼の人具さに昔縁を以て答ふ、王三寶に於て、初始より信を生ず、此の言を聞いて覺えず涙を流し、彼の人に告げて曰く、汝世尊の斯の珍寶を護するに緣りて、罪死すべしと雖、我れ今釋放す、并びに汝の眷屬、應さに此の物を將つて、佛僧を供養すべしと。既に釋免を蒙り、遂に上供を辨じて佛僧を奉請す、其の住宅に就いて、佛爲めに說法したまふ、踊躍歡喜して、便ち初果を獲たり、斯れに緣りて苾芻の寶を捉るを聽さず。又鄒波難陀、射を教ふる處に往き、復樂坊に往く、其の博士の、餅道を輸さしむるを怖れ、弓矢戲具の屬を賣り盡し、終に貧窮を致す、此れは是れ寶類なり。又鄒波難陀、薛舍離に於て、他の童子の瓔珞を取りて云はく、是れ藥叉神の物と、不淨財を受くる事、過限慶闕煩惱に因りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、寶及び寶類、若しは自ら捉り、人をして捉らしむ、寺内及び白衣舍を除いて波逸底迦なり。若し寺内及び白衣の舍に在りて、寶及び寶類を見れば、應さに是の念を作すべし、然る後に當さに取るべし、若し認むる者あらば、我れ當さに之を與ふべし、此れ是の時なりと。「寶」と言ふは、謂はく、金・銀・琉璃・碑磧・瑪瑙・珊瑚・虎魄・商佉右旋、及び牟薩維帝青、大青、日月光等なり。「寶類」と言ふは、謂はく、鬪戰具・所有の兵刃・或は管絃所須の戲具雜物なり。「自ら捉る」とは、謂はく、自身に觸る、「他を遣

贖罪を得、此の方便は、皆惡作を得。下拭巾・拂足巾・鉢・鉢・鉢・鉢・腰條等に至るまで、咸壞色を須ひ、點淨して畜ふ。若し其の衣體は、或は經、或は緯、是れ不淨物なり、壞せずして披れば、皆惡作を得。先きに壞せる色衣を、王賊奪ひ去る、後時に重ねて舊を得んには、淨已に成ず。若し不壞色に不壞色想す、六句上の如し。若し重大皮靴は是れ僧祇物ならば、縫續を留めて之を受用することを聽す、亦染むることを須ひず、露著して外に出て、遊行すべからず、若し出づるを要する時は、表裏皆赤衣を遮覆す、外に現ぜしむること勿れ、若し縫續尙ほ露出すれば、應さに之を截り去るべし、若し是れ別人物は、皆須らく委寄法を作して受用を爲せ、應さに苾芻に對して、是くの如きの説を作すべし、具壽念を存せよ、此の重大衣は、某甲施主を以て委付者と爲す、我れ彼れの想を爲して之を受用すと、第二第三亦是くの如く説く。

○
捉實學處第五十九

佛王舍城鷲峰山に在しき。爾の時世尊、日の初分に於て衣鉢を執持し、尊者阿難と將なひて以て侍者と爲し、鷲峰山より、王舍城に詣りて乞食す。天犬に雨ふるに遇ひ、水蕩して崖崩れ、劫初の人の安んずるところの伏藏、光色晃曜なり。世尊告げて曰はく、阿難陀、汝應さに見るべし、此れは是れ大害毒なりと。阿難陀、答へて言さく、大德世尊、實に是れ畏るべき毒なりと。斯を去ること遠からず、一探椶果人あり、之を誦いて念を生じ、我れ先きに來るに於て但毒毒を見る、害毒に至りて未だ曾て見ず、夜蜚に於て、我れを害せしむる勿れ、試みに往いて之を觀、其の形狀を識らんと。既に其の至り已りて是の伏藏を見る、光彩外に發す。竊に是の念を生ず、願はくは此の害毒、恒に我が父母妻子所有の眷屬を毒さんことを、亦痛きを辭せずと。遂に葉を將つて蓋ひ、細々將つて歸り、諸の親族と共に隨意に受用す。時に未生怨王其の富盛を見、使を遣はして往いて察せ

【一〇】 捉實學處、舊も同じく捉實戒、「四分」は八十二戒に列し、「十誦」は五十八戒。

九 著不壞色衣學處第五十八

佛王舍城竹林園中に在しき。時に祇利跋蹉山の大節會の日、遠近城邑の士女咸萃まり、歌管音樂並びに皆雲集す。是の時樂者、是くの如きの議を作す。我れの管は、人皆見聞す、未だ是れ殊妙ならず、宜しく須らく改異すべし、更に新奇を作さんと。時に樂人あり、六衆苾芻の形像を取り、變じて管絃に入る、既に是れ新異なり、人皆競ひ集まる、自餘の鼓樂往いて看るものなし、遂に多く珍財を得。時に六衆苾芻、是の事を聞き已りて、自ら相告げて曰く、無識の倡優我が形像を摸し、將つて舞樂を爲す、尙ほ多財を獲たり、豈若し自ら爲して、物を得ざらんやと、既に衣鉢足り、乞求を假るなし、遂に大會衆聚の時に於て、俗衣裳を著け、自ら歌樂を爲す。諸有の看人咸此に集まり、自外の管絃並びに皆唱を息む、是の時樂人自ら相告げて曰く、前には形狀を爲して、多く珍財を得たり、今彼れ自ら爲す、我れ所得なし、珍寶を將つて、密に六人に贈り、彼れに哀憐せらるべし、必ず我が欲に隨はんと。時に六衆苾芻既に貨を受け已り、彼れに住して樂を作す。苾芻は歌舞を習學し、及び往いて觀聽すべからず、此れ染衣事不寂靜煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、新衣を得ば、當さに三種の染壞色を作るべし、若しは青、若しは泥、若しは赤、一に隨つて壞す、若し三種の壞色を作さずして受用すれば、波逸底迦なり。「新衣」と言ふは、謂はく、是れ體の新にして、是れ新得に非ず、名づけて新衣と爲す。衣に七種あり、具さに上に説くが如し。「青」と言ふは、訶黎勒を取り、或は研き或は擣き、水を和して泥と成し、鉢器の中に塗り、停めて一宿を經、和するに煖水を以てし、物を染めて青と成す、深青色にはあらず。若し「泥」とは、謂はく是れ泥染なり、又赤石と云ふは是れなり。若し「赤」とは、謂はく是れ樹皮根莖葉華果、衣を染むるに堪へたるものは、皆壞色を得。「受用」と言ふは、謂はく是れ披著なり。初めて體に撰く時は、即ち

【九】 著不壞色衣學處、これ「四分」の著新衣戒で、第六十戒になつて居る、但し「十誦律」は、第五十九戒になつて居る。

を作して、心に羞耻なし、昔の朋友の羅漢果を得たるを見て、是の念を作さく、彼れ我等と舊非法を行す、而も今勝上の果を得たり、故に知る犯罪は聖果を障ふるにあらざることをと。此の悪見人、衆應さに開諫すべし、安んじて見處に在き、聞處を離れしめ、大衆和合して白四法を乗り、惡見を捨てしむ。若し白を作し已らば、應さに往いて告知すべし、乃至羯磨一々皆爾り、第三法竟りて、若し捨てざれば、即ち應さに駈擯すべし、同住することを得ず、而かも鄢波難陀便ち攝養し、與に共に同住す、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復茲芻、求寂あるを見て、是くの如きの語を作す、我れ佛所説の法を知る、欲は是れ障礙の法とは、習行の時は、是れ障礙にあらずと、諸の苾芻、應さに彼の求寂に語りて言ふべし、汝是の語を作すこと莫れ、我れの佛の所説を知る、欲は是れ障礙の法とは、習行の時は、是れ障礙にあらずと、汝世尊を誘ふること莫れ、世尊を誘ふは善からず、世尊は是の語を作したまはず、世尊無量の門を以て、諸欲の法に於て、説いて障礙と爲す、汝是くの如きの悪見を棄捨すべしと。諸の苾芻、彼の求寂に語る時、此の事を捨つれば善し、若し捨てざれば、乃至二三まで、正に随つて應さに諫むべし、正に随つて、應さに教へて、是の事を捨てしむべし、捨つれば善し、若し捨てざれば、諸苾芻、應さに彼の求寂に語りて言ふべし、汝今より已去、説いて如來應等正覺は、是れ我が大師なりと言ふべからず、若し尊宿及び同梵行者あるも、隨行すべからず、餘の求寂の如き、苾芻と二夜同宿することを得、汝今是の事なし、汝は愚癡の人、速に滅し去るべしと。若し苾芻、是れ被擯求寂なりと知り、而も攝受饒益し、同室に宿すれば、波逸底迦なり。「攝受」と言ふは、謂はく、依止を與ふ、「饒益を爲す」とは、彼の衣鉢を給し、或は學業を教ふるも、亦饒益と名づく。與に同室に宿して、初二日を経れば、各一墮罪、第三日に至りて、二墮罪を得。若しは依止を與へ、及び讀誦を教ふれば、皆墮罪を得。凡そ不見罪等の被捨置人、共に受用を爲せば、皆惡作を得、餘は前に説くが如し。

法とは、謂はく五部の罪なり、「障礙にあらざ」とは、謂はく、沙門の聖果を障ふる能はず。此の中の犯とは、若し苾芻、心に惡見を生じて、謂へらく正見と爲し、我が所解最も殊勝と爲すといふ、實に佛に従つて、是くの如きの語を聞かず、但自意に出でて、其の文義を説き、慚耻を生ぜず、邪説他を誑らかす、餘の苾芻見る時は、應さに屏け諫むることを爲すべし、若し捨てざれば、惡作罪を得、次に羯磨し諫め、初白を作し竟り、乃至第二羯磨竟りて、若し捨てざれば、一々皆惡作の罪を得、第三竟る時は、便ち墮罪を得、應さに大衆の中に於て、説いて其の罪を悔いよ。

隨捨置人學處第五十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に無相苾芻、僧伽與めに捨置羯磨を作す、時に鄔波離陀其れと同住す、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、是くの如く語るを知りて、人未だ隨法不捨惡見を爲さず、共に言説を爲し、共住して受用し、同室にして宿するは、波逸底迦なり。未だ隨法不捨惡見を爲さず」とは、衆法を得すと雖、隨順を欲せず、所陳の惡見に改悔の心なし。設ひ未だ衆に順ぜざるも、若し惡見を捨つれば、與に同住すと雖、其の墮罪なし。「共に言説を爲す」とは、謂はく、善惡受白事等を評論す。「共住」とは、與めに依止師となる、「受用す」とは、謂はく供給を受く、「同室にして宿す」とは、前の四種室中に於て、如上の事を作す、宿して明相を経れば、皆墮罪を得、方便すれば輕を得、若し知らざれば、是れ衆に捨棄せらる。或は身に病苦あり、或は惡見を捨てんと欲するは、並びに無犯なり。

攝受惡見求寂學處第五十七

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。二の求寂あり、一を利刺と名づけ、二を長大と名づく、諸の惡行

【六】 隨捨置人學處、「四分」の第六十九隨舉戒。

【七】 捨置羯磨は、一般に言ふ波擯羯磨のことである。

【八】 攝受惡見求寂學處、「四分」の、隨擯沙彌戒第七十。

と同室すれば、亦應さに淨宿すべし、此の授學人と未近圓人と、亦其の宿を淨す。凡そ眠臥の時は、若し雜縁ありて、餘の牀席なければ、應さに唱咀羅僧伽を疊んで、四重と爲して其の上に臥すべし、僧伽毘を以て、疊んで頭下に安んぜよ、或は身を覆ふに安咀婆娑を用ひ、以て内服に充つ。凡そ臥息の時は、右脇を牀に著け、兩足は重疊し、身は動搖せずして光明想を作し、正念に安住して、情に憊惱なし、衣服亂れず、睡に於て量を知り、當さに早起すべきことを念ぜよ、初夜後夜俱に善品を修せよ、此れは是れ沙門眠息の法なり。若しは無病、若しは晝は臥すべからず。若し眠息の時に、人の相惱ます者あらば、應さに餘處に向ふべし。

不捨惡見違諫學處第五十五

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に無相苾芻罪惡見を生じ、捨てしめんと欲するが故に、白四羯磨を作す、衆開諫する時、猶ほ尙ほ捨てず、不善觀事邪智憊惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻是くの如きの語を作す、我れ佛所説の法を知る、欲は是れ障礙とは、習行の時は是れ障礙にあらずと、諸の苾芻、應さに彼の苾芻に語りて言ふべし、汝是の語を作すこと莫れ、我れ佛の所説を知る、欲は是れ障礙の法とは、習行の時は是れ障礙の法にあらずと、汝世尊を諷すること莫れ、世尊を諷するは善からず、世尊は是の語を作したまはず、世尊無量の門を以て、諸欲の法に於て、説いて障礙と爲す、汝是くの如きの惡見を捨つべしと、諸苾芻是くの如く諫する時、捨つれば善し、若し捨てざれば、應さに再三懇勸に正諫すべし、教に隨つて應さに語りて、是の事を捨てしむべし、捨つれば善し、若し捨てざれば波逸底迦なり。「是くの如きの語を作す」とは、謂はく、世尊の所説を引いて、妻室ありと雖、沙門の果を獲得すと、遂に惡見を生ず。「世尊所説の法」とは、一に世尊の説、二に弟子の説なり、大聖の力に由りて、法世に興る、弟子の説と雖、亦佛説と名づく。障礙の

【五】 不捨惡見違諫學處、これ「四分」の惡見違諫戒第六十八。

すべからず、寺外に出で、及び簷前を離れしめ、但其の房門の勢分を離すべし、若し惡苾芻、破戒の縁と爲すことを恐るれば、第三夜に至り、宜しく求寂をして、善友の房に向はしむべし、此れ若し無ければ、應さに共に罪惡の苾芻を驅出すべし、或は自ら求寂を將ひ、餘處に臥せ、若し自ら安居已り、餘處に往くを得ざれば、應さに心を生ずべし、防護の爲めの故に。三月中に於て、求寂と同宿するは無犯なり。行路に於て、宿を出づる時に至り、虎豹等の恐驚怖の者ありと爲さば、第三夜に至り、當さに須らく驚覺すべし、若し其れ通夜覺むる能はずんば、明相出づるに至る時を極とし必ず睡るべからず、若し猶ほ困乏せば、睡ることを聽す、無犯なり、難時に聽許すれば難なけれども行くべからず、路に驚恐あれば、應さに前に在らしめて、自ら其の後に居るべし、若し行いて困極まらば、當さに小食を與ふべし。時に鄔波難陀に、二の求寂あり、一を利刺と名づけ、二を長大と名づく、二夜を過ぎて共に宿し、并びに俗人と同處す、眠臥事不寂煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、未近圓人と同室にして、二夜を過ぐれば波逸底迦なり。「未近圓人」と言ふは、苾芻、苾芻尼を除いて、諸の餘人の類は、咸斯の學を犯す、是くの如く應さに知るべし。第三夜に至り、女と共に宿する時は、便ち兩墮を犯す。二夜を過ぐることは、謂はく、二夜を経て、第三夜に至り、始め初臥より即ち惡作を得、明相出づる時、便ち墮罪を得。四種の室あり、一には總覆總障、諸の房舍及び客堂樓觀等の如く、上は總べて遍く覆ひ、四壁皆遮す、二には總覆多障、其の四壁に於て、少しく窓戸を安んず、三には多覆總障、即ち四面舍なり、四邊に於て壁を安んじ、中間に柱を立て、四簷内に入り、或は低、或は平なり、四には多覆多障、謂はく三面舍なり、此れは四面舍に於て其の一邊なし、若しは半覆半障、或は多覆少障、或は簷際等なり、並びに皆無犯なり。若し二夜を過ぎて淨宿の時、扇化、半擇迦等と、明相を經れば、惡作罪を得。未近圓に於て、未近圓想を作す等の六句、四は犯、二は非犯なり。若しは崖坎の下、或は空樹の中は無犯なり、若し授學人

卷の第十一

與欲已更遮學處第五十三

爾の時薄伽梵室羅伐城孤獨園に在しき。時に即波羅陀、大衆爲めに捨置羯磨を作す、羅陀知り已りて、餘の苾芻に向ひ、是くの如きの言を作す、我れ先きに 與欲す、是れ善與ならずと、與欲事不忍煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻 他に欲を與へり、後に便ち悔いて、我れに欲を還し來れ、汝に與へずと言はゞ、波遮底迦なり。「與欲し已る」と言ふは、謂はく、僧伽に如法事あり、先きに情に許し已る。「後に便ち悔ゆ」とは、謂はく、先きに與欲し、後に悔心を起す。「我れに還し來れ」と言ふは、此れは遮詞を出す、誰か汝等の我が欲を取り去るを知らん、反つて我等に於て、不饒益を作すと。此の戒は、前の毀破學處と差別ありとは、前は羯磨事に望めて、已に先きに知る、此れは知らざるに據りて、但其の欲を遮す。此の中の犯とは、已に他に欲を與へ、後に悔恨を生ず、煩惱既に生じて、心に慚耻なし、所對の境に對して、苾芻想を作して、言彼れに告ぐるの時に、墮罪を得。

與未近圓人同室宿過二夜學處第五十四

佛室羅伐城孤獨園に在しき。世尊の説きたまふが如し、常に月の八日、十五日を以て、大衆同じく集まり、共に經法を聽き、便ち夜半に至る、老苾芻あり、明を然して臥す、夢に故二と遂に共に交通することを夢じ、譚言外に聞こえ、遂に譏謗生ず、困つて未近圓人と、同一室に宿すべからず、亦復明然して臥すことを得ずと制す、日月の光は無犯なり。又尊者羅怛羅及び病苾芻に因りて、二夜を経て、第三夜に至ることを聞ず、未近圓人をして宿を出でしめよ、宿を出づるの時は、驅遣

【一】與欲已更遮學處、舊に與欲後悔戒、「四分」は第七十六戒。

【二】與欲といふのは、自己の意志を、他人に托して代理させることである。

【三】與未近圓人同室宿過二夜學處、是れは「四分」に共未受人宿過限戒で、「四分」では第五戒に列して居る、其の列數の順序に、非常に相違があるので、注目せらるゝものである。

【四】「譚言は音義に「睡語より」とある、「れごと」である。

爲めにす、所有の事業、或は時に己れが爲めにす、熏鉢・染衣・諸の飯食を熟す、或は寒、或は病の所有の營爲に、作心守持す、乃至事訖りて、中間忘念し、觸るゝ時は無犯なり。守持心と言ふは、若し火に觸れんと欲せば、應さに心念して云ふべし、我れ今是くの如き事を作さんが爲めの故に、須らく此の火に觸るべし、及び同梵行者の爲めにすと、若し滅せんと欲する時は、應さに云ふべし、事なきが爲めの故に、須らく滅すべしと。若し師子等に觸るれば、惡作罪を得。觸火想を作すに其の六句あり、後二は無犯なり。若し野火を放てば、窳吐羅罪を得、亦石炭の地上に於て、輒爾に火を然やすべからず、應さに韮石を厚布を將つて、方さに焼くべし。若し廊蕪及び寺中の庭に於て、火を然やすの時は、屋を熏ぜしむる勿れ、煙盡くるを待ち已りて、方さに持つて屋に入れ、若し營作人須ふる所の木は、輒く焼くべからず、若し輕損する時は、惡作罪を得。火聚を翻ぜんが爲めには、應さに鐵錘を作るべし、夜誦經の時は、應さに燈燭を炳すべし、所須の燈樹は、應さに一重に作るべし、若し是れ僧物ならば、多重に作ることを聽す。

坐し、獨り語るは樂しと、是の語を作す時、惱を生ぜしめんと欲するは、波逸底迦なり。「俗家」と言ふは、謂はく婆羅門及び餘の俗家なり。「飽滿を得せしむ」と言ふは、意飲食を與へず、饑餓を受けしめんと欲す。此の中の犯とは、苾芻相あり、苾芻想を作し、惱亂心を爲し、他領解する時は、便ち墮罪を得。若し授學人及び餘人を惱ませば、惡作罪を得。若しは尼寺に在り、若しは天廟處、若しは外道家にして惱亂すれば、皆惡作罪なり、若し醫の教に隨ひ、病の爲めに斷食するは無犯なり。

三三 觸火學處第五十二

佛王舍城に在しき。火樹を燒くに囚り、黑蛇を熏出し、諸苾芻見て皆悉く馳走す、或は火頭を以て遙に打擲し、火を用ふる事に囚りて、不寂煩惱に斯の學處を制す。若し復苾芻、病なくして身の爲めにし、若しは自ら火を然やし、若しは他をして然やしむるは波逸底迦なり。「病なし」とは、若し病緣あれば、觸るゝも亦犯にあらず、「身の爲めにす」と言ふは、他の爲めにするにあらず、「自ら然やす」と言ふは、若しは吹いて餘を發せしむ、若しは火を薪に翻轉す、「若しは他をして然やしむ」とは、謂はく、他をして火を然やさしむ、若しは火を薪に翻轉す、「若しは他をして然やしむ」とは、謂はく、他をして火を然やさしむ、若しは戲謔の爲めに火頭を弄す、若しは半月像を作し、若しは車輪形を作す、凡そ諸の觸火、時中に在らずして、若しは然し、若しは滅し、若しは忘念し、若しは掉擧し、若しは氣順し、若しは投薪し、若しは柴炭を動かし、纒に動轉する時は、皆隨罪を得。若しは方言を解せざる人、若しは遺書等、若しは身料を現じて火を然やしむる時は、咸惡作を得、若し糠麩の火を翻覆し、或は中に於て、餅を燒いて食ふべし、時内にありと雖、無心に守持す、若しは髮毛爪骨涕唾血等を、火中に置くは、咸惡作を得。無犯とは、謂はく、時中に在りて作心守持す、時と言ふは、謂はく三寶・郎波駄耶・阿遮利耶の爲め、若しは諸餘の同淨行者の

【三三】觸火學處、舊の露地然火戒、「四分」の第五十七戒。

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀うぱなんだ僧伽伐尸沙罪しんがふししよぼを犯す、達摩苾芻だまひつしゆの見るあり、其の外に説くを恐れ、遂に是の言を作す、爾親教師、我れ先きに犯すを知るも、惡を過め善を揚げ、曾て人に語らず、汝我が非理を見る、應さに藏覆すべしと。達摩聞き已りて、諸苾芻しよひつしゆに向つて説く、其の事前に同じ、覆藏煩惱ふくざうぼんごうに斯の學處がくじよを制す。若し復苾芻、他の苾芻に、龜惡罪きよくざいあるを知りて、覆藏すれば波逸底迦はいいつていなり。「知る」とは、謂はく、自ら見知す、或は他の説に因る。「苾芻」と言ふは、若しは持戒、或は破戒はかかいにして、苾芻の相あるは、皆苾芻と曰ふ。「龜罪」と言ふは、謂はく初めの二部、及び此の方便なり。覆藏は、即ち是れ其の過を掩覆す。此の中の犯とは、若しは見聞して覆藏心を作し、明相出づるに至れば、便ち墮罪だざいを得、自餘の諸犯は、覆へば皆惡作あくさなり。破戒人の邊に、設ひ發露せしむるも、發露はつろを成ぜず、境想准じて知れ。無犯むはんとは、若し他を説く時は、自をして不安ならしむ、若しは命梵難、若しは破僧ははそうの因縁あり、此れを護せんが爲めの故に覆ふ、皆無犯むはんなり。

第六攝頌に曰く、

伴惱はんごうと觸火と欲と

同眠と法と非障と

未だ求寂を捨てざると染と

寶を收むると極炎

時となり

三 共至俗家不與食學處第五十一

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。鄔波難陀うぱなんだ、達摩苾芻と先きに嫌惡あり、便ち美言を以て誘説いざせつし、將さに俗家に至らんとす、遂に食を與へず、彼れをして饑乏うせせしむ、其の事前に同じ、不忍煩惱にじんぼんごうに由りて、斯の學處がくじよを制す。若し復苾芻、餘の苾芻に語りて、是くの如きの語を作す、具壽、汝と共に俗家に詣り、當さに汝に好飲食かうあんじきを與へ、飽滿を得せしむべしと、彼の苾芻俗家に至り竟りて、食を與へずして語りて言はく、具壽、汝去れ、我れ汝と與に坐し、共に語るも樂しからず、我れ獨り

【三】 共至俗家不與食學處、
【四分】の驪他出衆戒第四十六。

結伴事、不忍煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復茲芻瞋恚の故に喜ばずして、茲芻を打てば、波逸底迦なり。「打つ」と言ふは、若しは手指にて彈す、若しは脚指にて蹴る、若しは鞭瓦等、若しは草莖を以て他を打著すれば、其の所有の手指の多少に隨ひ、及び芥子草莖の數を以て量り、還つて爾許の波逸底迦を得、若し不著ならば、亦爾許の惡作の罪を得、若し殺心にて打たば牽吐羅罪を得。「茲芻」と言ふは、若しは持戒、若しは破戒。茲芻相あれば、茲芻想を起し、或は復疑を生ず、皆墮罪を得、若し非茲芻に茲芻想を作し、疑ひ、或は柱壁に於て、或は餘事に於て、掉亂心を作して打拍すれば、威惡作を得。無犯とは、瞋心を以てせず、利益の事を爲す。

以手擬茲芻學處第四十九

緣は前に同じ、手を以て擬するを異と爲す、斯の學處を制す。若し復茲芻瞋恚の故に喜ばず、手を擬して茲芻に向へば、波逸底迦なり。謂はく、打心を作して其の手を擬す、初め手を擧ぐる時、便ち本罪を得、若し一擧手にて、多茲芻に向へば、其の多少に隨ひ、人に准じて罪を得、若し茲芻と相瞋恨する時は、應さに往いて彼れに詣り、其の懺摩を求むべし、應ぜずして瞋心未だ歇まず、往いて辭謝を求むるに彼れ亦得ず、師子の行ひに同じく、堅鞭の心を爲して相容恕せず。若し肯忍せざれば、應さに智人を遣はして、方便して和解し、速に諍を息めしむべし。小者は、彼の瞋茲芻の邊に到り、勢分に至る時に、即ち應さに禮拜すべし、彼れ應さに無病といふべし。若し茲芻の鬪を見るの時は、朋黨心なくして、揮解を爲せ、俗人の鬪處には、往いて看るべからず、引いて證と爲さんことを恐るゝが故に。上座の所説の如く順行せざれば、威惡作を得。

覆滅他僉罪學處第五十

【一〇】以手擬茲芻學處、「四分」の擧比丘戒第七十九。

【一一】擬するとは、打つ形をなして、威嚇するのである。

【一二】覆滅他僉罪學處、舊に覆他僉罪戒、「四分」は第六十四。

事機前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、因縁ありて軍中に往かば、應さに二夜を齎るべし、若し過宿すは、波逸底迦なり。此の中の犯とは、相去る遠からずして、兵軍を整ふるあり、苾芻縁ありて、請を受けて彼れに詣る、或は衣利あり、貪心を引起す、而も彼の軍營、或は整あり、不整あり、兵を整ふるを作す、心停留觀察す、第三夜に至り、明相出づる時は、便ち墮罪を得、設し方便する時は、亦多惡作なり。不犯とは、若し王の爲めに拘礙せらる、若しは餘の雜事あらば無犯なり。

二六 動亂兵軍學處第四十七

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、整兵軍處に詣る、動亂の兵戈、象馬逃奔す、軍をして懼怖せしむ、事機前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、軍中に在りて二宿を經、整裝軍を觀、先旗兵を見、若しは布陣を看れば、波逸底迦なり。「整裝軍」と言ふは、謂はく、是れ裝束して、臨んで戰はんとする時なり。「先旗」と言ふは、四種旗中、先づ引くを見る者なり、何をか四旗と謂ふ、一には師子旗、二には大手旗、三には鯨魚旗、四には金翅鳥旗なり。「兵」とは、四種兵中首出を見る者なり。「陣を布く」とは、陣に四種あり、一には消刀勢、二には車轆勢、三には半月勢、四には鷗翼勢なり。散兵と言ふは、前に引くところを除いて、餘の雜兵戒なり。此の中の犯とは、整軍を觀已りて、即ち墮罪を得、若し未整軍は、惡作罪を得、若し整軍乃至散兵を觀る者は、俱に墮罪を得、餘は並びに前に同じ、雜縁は犯にあらず。

二七 打苾芻學處第四十八

佛室羅伐給孤獨園に在しき。時に鄔陀夷、十七衆其の命に隨はざるに困りて、遂に便ち之を打つ、

【二六】 動亂兵軍學處、舊の觀軍合戰戒、「四分」は、第五十。

【二七】 打苾芻學處、「四分」の毘打比丘戒第七十八。

總じて餘類を收む。「自手にて與ふ」とは、謂はく、親しく自手にて決心して施與す。此の中の犯とは、謂はく是の露行等の外道の男女、受者現前し、苾芻授與す、或は手内に墮ち、或は器中に落つるは波逸底迦、若し未だ墮ちざる時は惡作罪を得、自手彼れに與ふれば、憍慢を生じ、羞慚なきに由るが故に。若し現前せず、或は時に地に棄て、先きに其の分を出し、後に方さに食すれば、威惡作を得。境想の六句は、上の如し、應さに知るべし。若しは宗親、若しは病に、若し與ふる時は無犯なり。若し出家せんと欲し、其れと與に、共住するは、廣文に説くが如し。

觀軍學處第四十五

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に勝光王、軍旅を嚴整し、將さに征討せんと欲す、時に六衆苾芻輒ち往いて觀察す、軍事を觀るに由りて、不寂靜煩惱に、斯の學處を制す。若し復苾芻、往いて整裝の軍を觀る者は、波逸底迦なり。「整裝の軍」と言ふは、將さに戰陣せんと欲す。軍に四種あり、謂はく象馬車歩なり。此の中の犯とは、寺を去ること遠からず、大軍旅あり、師旅を嚴整し、兵旗を按せんと欲す、苾芻往いて觀る、假使按せざるも、按すと爲して觀る、初め見る時に、便ち墮罪を得、設し方便の時は、多くの惡作を得、若し天龍阿蘇羅等の軍を觀れば、亦惡作を得、乃至故心にて鶉等の鬪を觀れば、並びに惡作罪なり、境想前に同じ。不犯とは、若し賊軍至らんと欲す、須らく往いて觀望して、其の遠近を知るべし、若しは乞食して遇うて見る、若しは軍營路に近し、若しは軍寺中に來る、若しは雜緣あらば、縱ひ觀るも無犯なり。

軍中過二宿學處第四十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に勝光王勅して軍旅に命す。六衆見已りて、遂に久しく停留す、

【一四】觀軍學處、「四分」は、觀軍戒は、第四十八戒。

【一五】軍中過二宿學處、舊の有緣軍中過限戒、「四分」は第四十九戒。

食、男は是れ女の食、謂はく、男女交會を行するの時、更る相受用す、故に有食と名づく。「強えて安坐す」とは、舍主に問はず、自ら己れの心を縦まにす、故に「強えて坐す」といふ。此の中の犯とは、謂はく、彼の男女各姪ありて契合す、此の時交會を行ぜんと欲す、苾芻染心強えて爲めに説法し、以て其の事を妨げ、他をして瞋恨せしむ、座に在り坐する時、便ち墮罪を得。有食に有食想の六句は前に同じ。若し天女及び半擇迦等は、威惡作を得、賊の爲めに逐はれ、難を避けて形を潜む、姪染心なき者は無犯なり。

二 有食家強立學處第四十三

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。鄒陀夷苾芻、前に俗舎に入り、門扇の後ろに居て、自ら其の身を隠し、惡法を行するを見る、彼の人知り已りて、遂に便ち譏罵す、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、有食家屏處に在るを知り、強えて立つは波逸底迦なり。「屏處」と言ふは、謂はく惟二人あり。前は屏露に隨ひ、坐を以て儀と爲す、此れは但屏に據る、立を以て事と爲す、乃至少時も即ち本罪を得、若し難縁あれば、前に同じ、非犯なり。

二 與無衣外道男女食學處第四十四

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に阿難陀苾芻、飯食已に訖り、即ち殘食を以て、二無衣女人に與ふ、彼の二女は、一は老一は少年なり、審に觀察せずして、老に一餅を與へ、少年には二を與ふ。老母・少年に告りて言はく、彼れ二餅を與ふ意求むる所あり、汝宜しく備さに辨すべしと、外道事議嫌待縁の煩惱に由り、斯の學處を制す。若し復苾芻、白手にて無衣外道、及び餘の外道の男女に食を授與するは、波逸底迦なり。「無衣」と言ふは、謂はく露形外道なり、「及び餘の外道」と言ふは、

【二】有食家強立學處。他の諸律には、食家強坐はあるが、食家強立といふ戒はない、是れは本律に限るものである。但し他律には、露處に、女人と對するの戒があるが、本律にはそれが缺けて居る。「四分」に、獨與女人坐戒といふのが、是れである。

【三】與無衣外道男女食學處、即ち舊に與外道食戒、「四分」では第四十一戒。
【三】無衣は、裸行外道にて、或は尼耆子外道(Nigrahika-putra)ともいひ、今のジャイナ派(Jaina)のことである。

よ、必ず原陸に居らば、井中に放つべし、虚羅を懸けて、井上に翻すべからず、蟲をして聞絶せしめ、或は生を損することを致さん。應に放生器を爲すべし、小罐子を作り、上下に各兩鼻を安んじ、繋ぐに双繩を以てし、羅にて此の中を覆ひ、淨水遠瀝せば、惡慙に觀察せよ、蟲なきことを知り已りて、正に井内に沈め、底を翻じて之を抜くこと再三し、縦ひ没するも、蟲をして羅に在らしむる勿れ、須らく淨洗して、曬曝して乾かしめよ、若し羅壞れ易ければ、應に鋼鐵瓦器を以てすべし、底に花孔を安んじ、潤さ三四指、高さ兩三指、絹或は疊を以て、之を繋いで用ふ。若し寺中に於ては、佛伽水更を安んじ、應に便處に在き、井びに木牀に安んずべし。或は甌座の爲めには、常に須らく淨潔にすべし、時々應に、茅草を以て洗ふべし、垢穢を刷せしむる勿れ、若し臭氣あらば、陰處に於て曬乾せよ、若し不淨手にし、輒く觸るべからず。若し飲縁ありて、將ち去るべくんば、或は銅瓦椀、或は蕪内に於て、持ち去れ、其の水を行する人は、須らく淨服を著けよ、宿觸衣裳を以て、其の瓦器に觸るゝ勿れ。諸小苾芻も、亦水を行することを聽す。若し俗家より來りて瓦器を借るあらば、故き者と與ふべし、新を與ふべからず、苾芻借る時は、隨意に與へよ、應に一房を以て用ふべし。貯器物の銅器若し少ければ、應に共處に安んずべし、如し其れ多ければ、別に一庫を置け、其の放生罐の一繩も亦得、承水の椀は、或は羅中に置く。

一〇
有食家強坐學處第四十二

佛室雜伐城給孤獨園に在しき。時に鄒陀夷苾芻、善く逆相を解し、豫め人情を識り、彼の男女の、非法を行ぜんと欲するを知り、即ち女の爲めに說法して、共に相憐亂す、俗家に詣る事と、及び姪煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、食家あるを知り、強えて安坐する者は、波逸底迦なり。「知る」と言ふは、彼の人の心、交會を行ぜんと欲するを知る。「食家あり」とは、女は是れ男の

【一〇】有食家強坐學處、四分の第四十三戒食家強坐戒。

り。觀ず濾さざれば、咸用ふべからず、應さに知るべし。濾物に其の五種あり、一には謂はく方羅、二には謂はく法瓶、三には 若持迦、四には酌水羅、五には謂はく衣角なり。若し苾芻、濾羅等なければ、餘村餘寺に往くべからず、三拘盧舍を齋る、若し所到の處、闕乏なきを知らば、持ち去らざる者も無犯なり、謂はく、彼の僧祇には、恒に淨水あることを知る、若しは河井に於て、先きに蟲なきことを知る、若しは同行の伴、下一人に至るまで、羅を持つて去る。然も共に行く時、應さに彼れに問うて云ふべし、羅共に用ふるや不やと、或は別路に至り、或は爾迦還せんに、能く我れに羅を與ふるや、獨り持ち去るや不やと、若し其れ許さば、共に俱に往くべし、若し爾らずんば、共に去るべからず、若し問はざれば、惡作罪を得。若し河流に順へば、五拘盧舍を齋り、若し不流河は三拘盧舍を齋り、濾羅なくして去ると雖、亦無犯なり。若し河流に順ひ、一たび水に蟲あることなきを觀れば、一拘盧舍を齋り、隨意に飲用せよ、然も中間に、別河の入るなきを須ふ、若し不流水、及び逆流水は、一度觀る時、一尋内を齋り、用ふることを得。五種の淨水あり、一には僧伽淨、二には別人淨、三には濾羅淨、四には湧泉淨、五には井水淨なり。若し彼の人は是れ持戒者にして、生命を存護すと知らば、縦ひ觀察せざるも、彼の水を得る時、飲用するは無犯なり。凡そ一たび水を觀れば、始め日出より、明相未出に至るまで已來、咸隨つて受用せよ。若し水を取る時、手に濾羅を捉り、久しくして勞倦を生ずれば、應さに三股を用ひ、扼羅を立て、兩邊を繋ぐべし、若し水駛くして停まらず、蟲多く悶死すれば、應さに羅中に於て沙を安んずべし、若しは牛糞末に之を承けて住せしめ、若しは瓦椀・銅椀を作り、縁に三孔を穿ち、各繩鎖を安んじ、繋けて三竿に在り、其の水羅角は、之を椀内に置き、下は器を以て其の水を承く、頂内に蟲を觀ば、必ず器の滿つるを須て、若し水を觀る時、蟲細かにして見難ければ、應さに草莖にて示すべし、指を以て指すこと勿れ、水を取ること既に訖らば、羅は椀中に置け、若し河池に近ければ、彼れに就いて傾覆せ

【九】若持迦 (Kumbhika) は兩口ある瓶類、澡灌なりとある。

の者ぞと、即ち情の所欲に隨つて、從つて乞はゞ無犯なり、若し彼の施主、苾芻に告げて曰く、須むる所あらば、意に隨つて索むべしと、或は酪漿を乞ふに、彼れ便ち酪を施す、或は天龍藥叉の舍に隨つて乞ふ、皆無犯なり。

第五攝頌に曰く、

蟲水と二食舍と 無服と往觀軍と 兩夜と觀遊兵と 打と擬と覆倉罪となり

受用有蟲水學處第四十一

佛憍因毘國に在しき。時に闍陀苾芻水を受用する時、衆生の命を害す、用水事無悲煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、水に蟲あるを知りて受用すれば、波逸底迦なり。「受用」とは、二種の受用あり、一には内受用、謂はく身の所須に供す、二には外受用、謂はく衣鉢等を洗ふ。前の學處は營作の爲めの故に、泥草に澆ぐに局る、今は通じて何の受用に隨ふを論ず。若し苾芻、貪瞋等の心を以て、或は忘念に由り、或は渴乏により、蟲水を受用すれば、多少を問はず、或は有蟲無蟲を、觀ると觀ざると、有蟲想を作して、心に慚恥なく、而かも濾漉せずして、瓶等の中に於て、乃至飲むこと一掬するも、便ち墮罪を得。有るが説く、瓶等を以て水を取るの時、若し用ひ盡せば、方さに墮罪を得、若し起心して取らんと欲すれば、責心惡作を得、已に方便を起せば、對説惡作を得、諸の墮罪處此れに類して應さに知るべし。始終觀るを忘るゝも、亦惡作を得。境想の六句、四は犯、二は犯にあらす。有るが説く、無蟲水に於て、有蟲想を作す、亦墮罪を得。五種の眼ありて、水を觀るべからず、一は蟲瘡眼、二は晴翳眼、三は狂亂眼、四は老病眼、五は天眼、彼の天眼は、入事と同じからざるが故に、觀るを許さず、幾許時を齊りて、應さに其の水を觀るべき、謂はく、六牛の竹事迴轉の頃なり。或は心淨なる已來、觀て蟲なしと知る、設ひ濾漉せずして飲むも無犯な

【七】 受用蟲水學處、「四分」は飲虫水戒第六十二戒である。

【八】 前の學處は、第十九の用蟲水學處を指す。第十九戒は、専ら建築等のことに局限した戒だといふのである。然しこゝに内受用、外受用に分つ上より言へば建築も外受用に屬すべきである。故に本律ではなほ二戒の別が頗る不分明である。「四分」等は、外受用の總べてを用蟲水戒とし、内受用の飲用に限り、飲蟲水戒としたのは、甚だ明瞭であると思ふ。本律と「四分」と、戒の名の一致せざるところあるは、之が爲めである。

れば、應さに豆腐、或は乾牛糞を用ひて、口唇を洗淨すべし、然る後に食せよ。若し食了已の事亦同然なり、乃至未だ淨水を將つて、口内を洗滌せざれば、食津は輒く咽むべからず。此の中の犯とは、不受に不受想し、或は復疑を生ずれば、咸墮罪を得、次の二句は輕、後の二は無犯なり。若し行食の人少く、俗家の酥蜜等の瓶、非法に受け已らば、苾芻應さに行すべし。若し僧家の器物は、則ち觸るべからず、餅果等を行する、所有の筐籠は、苾芻先づ受け、俗人後に捉り、如し其れ放たんと欲すれば、苾芻前に在り、俗人後に在り、苾芻行く時は、先きに已に受を成す、俗人與ふれば是れ新受得なり。諸有の雜果は、分ちて三色と爲す、謂はく上中下なり、行する時間取して平ならざらしむる勿れ、里を盂中に放ち、墮ちて餘處に向はゞ、手の及ぶ處を齊りて、自ら取り食せよ、此れ已に受を成す、如し更に遠ければ、重ねて應さに之を受くべし。

索美食學處第四十

佛劫比羅伐窣覿園に在しき。時に六衆苾芻、大名施主の請を受け、既に宅に至り已り、其の所設の食に堪ふるなき者を見、遂に餘家に詣りて、求めて美膳を乞ひ、乳酥等を得、飽足食し已りて、還りて其の舍に至り、更の食すること能はず、因りて譏議を生ず、事憊前に同じ、斯の學處を制す。世尊の説きたまふが如し、上妙の飲食は乳酪生酥、魚及び肉なりと。若し苾芻病なくして、已れの爲めに他家に詣り、食を乞ひ取る者は波逸底迦なり。「他家」とは、親族にあらず。「乞ふ」とは、他先きに許さず。病なくして乞ひ、病なくして食ふ、波逸底迦及び惡作罪を得、病なくして從つて乞ひ、病ありて食す、乞ひて小罪を得、食する時無犯なり、病ありて從つて乞ひ、病なくして食す、乞ふ時無犯、食する時、墮罪を得、第四は無犯なり。若し食を乞ふ時、餘物を得んと欲すれば、他食を持つて與ふるに、報じて言はく、姉妹我れ飯已に足る、若し彼れ問うて言はく、何の須むる所

【六】索美食學處、これも學處を戒としたゞけで、舊名同じ。

洗し、時と非時と、咸用ふることを得、或は池中に之を浸して淨ならしめよ。若し鉢中に飯を盛り、鳥ありて來り啄み、去りて四邊に葉し、意に隨つて食し、穢處に蝨蠅食に觸るゝも非犯なり。諸の盛水瓠は、應さに輒木を用つて蓋となし、蟲をして入らしむること勿れ、若し淨水瓶の傍に上穴は、應さに竹木を以て蓋塞すべし。若し瓶中水少くして、洗手に不足を恐るれば、應さに葉を用ひて飲むべし、人の葉を取るなければ、黃落葉を用ひよ、此れ若し無ければ、連枝葉に就け、或は此れ亦無ければ、一處に躡踏し、瓶を以て口に注ぎ、隨意に之を飲め。

齒木を用ふるの法事、亦應さに知るべし。謂はく、晨旦に於て、嚼んで之を用ふる時、五種の利を得、一には熱水を決除す、二には能く冷癢を弱く、三には口をして又清淨ならしむ、四には飲食を樂欲す、五には能く眼目を明かにす。齒木に三種あり、長き者は十二指、短き者は八指、二の内を中と名づく。嚼用の時は、先づ藻豆土屑を以て、手を淨洗し已りて、次に齒木を洗ひ、然る後之を嚼む。若し嚼み了れば、水にて洗ひ、方さに棄つ。若し水に乏しき處は、沙土の中にて搗し已りて棄つ。此れ苾芻前生の中に於て、曾て毒蛇を作り、齒木を嚼みし時、洗はずして棄て、蟲ありて附近に毒に中りて死せしに由り、斯れに由りて世尊、洗つて方さに棄つることを制したまふ。然るに齒木を棄て、及び痰唾等は、應さに屏處に於て、再三譚指警歎し、然る後に方さに棄てよ。若しは常行處、若しは是れ淨地、若しは好樹の邊、少にして老の前に在り、咸嚼處にあらず。三種の事あり、應さに屏處に在るべし、謂はく大小便、及び齒木を嚼む。若し老病者は、承水器を畜へよ、此れ若し無ければ、應さに水甕に臨みて、頭寸許を嚼み、柔軟ならしめ、然る後徐々に齒斷牙を措し、悉く周迴せしめ、次に刮舌算を用ひ、屈して淨刮し、極利ならしめて、損傷せしむる勿れ、應さに竹木鋸、石銅鐵を用ふべし、諸の寶物を除き、餘は皆作ることを聽す。若し算たければ、應さに齒木を擧して兩片と爲し已り、更互に相措すべし、前に准じて順さに用ふべし。若し卒に齒木なけ

【五】齒木は、普通に所謂楊枝である。

り、諸の供食を持つて、列して衆の前に在り、本心施を擬す、家中に火起る、食を棄て、往いて救ふ、人の食を授くるなし、時將さに過ぎんと欲す。佛言はく、北州の心を作して、自ら取つて食せよ、若しは受得食に、不受食の中に墮つるあり、若しは淨人あれば、更に其れをして授けしむ、必ず授くる者なければ、撥去して之を食せよ、若し汗中に墮つること多ければ、却けて方さに食せよ。若し先きに受得し、小兒來りて觸るれば、更に受けて方さに食せよ。五種の塵あり、觸塵・非觸塵・淨塵・不淨塵、及び微塵なり、若し了知すべきは、須らく更に受くべし。復五塵あり、飯食・衣・花、及び果塵なり、咸須らく受食すべし。凡そ食を受けんと欲せば、先づ須らく用心すべし、或は鉢中に置き、或は承くるに葉を以てし、遣はして此に置かしむ、遂に墮つれば、餘處に更に受けて方さに食せよ、食を授くる人軌則に閑はず、槃上に放てば、應さに更に總べて受くべし、亦自ら取るべからず、持つて淨人に與へ、授けて食はしめよ、若し是れ病人は、人の得べきなし、受けざるも無犯なり。凡そ看病人は、要らず須らく識知すべし。方さに病人に食を與へざるべし。噉咽」と言ふは、謂はく咽噉にあり。又灌鼻の時は、先づ手を淨洗して、他より受取し、然る後之を灌げ、其の口に入るに由りて、必ず呑咽するが故に。「水及び齒木を除く」とは、水若し渾濁し、嚙面して見えざれば、亦他に授けしむ、然も諸の濁水は、應さに蒲萄、及び菓葉子を用ふべし、或は麩團を以て濁水の中に内るれば、水即ち澄清して、飲用するに堪ゆ、若し鹹水、饂飩水は、鹽と爲して用ふるに堪ゆ、此れ皆受くべし。若し池河内に、飯粒を棄つるあれば、水を取り、濾して用ふるは無犯なり。若し水中に油酪あり、膩津上を覆へば、應さに撈動して濾して用ふべし。若し行路中に輻輳ありて、水を汲むを見れば、或は酪瓶、皮箆を用ひて水を盛り、時・非時に、濾して用ふるは無犯なり。後に難の爲めに開するは、常に用ふべからず。五の瓶瓿あり、謂はく大小便を盛る、及び酒を貯ふる器、此れは用ふべからず、應さに遠く之を棄つべし、酥油を盛る瓶は、火燒して膩を去り、牛糞にて淨

さに再三之を洗うて用ふべし、若し熱食を盛り、膩の浮上する者あるは、無犯なり、若し鉢隙中に、宿飯粒あらば、應さに擲して之を去るべし、水滌再三にして、設ひ餘津あるも、食して皆無犯なり。苾芻及び尼各獨宿あり、兩つ相換用すれば、食することを聽す、若し苾芻尼所有の飲食、苾芻爲めに擧して彼の物の心を作し、尼將つて施す時は食することを得。境の六句、上に准じて思ふべし。

不受食學處第三十九

佛室羅伐給孤獨園に在しき。時に哥羅苾芻、多く深庵舍那處に住す、諸の俗人あり、先靈を祠祭す、所有の食飲自ら取りて食す、時俗譏謗して云はく、人の肉を食ふと、惡聲流布す、法衆慚恥す、世尊因りて、他授けて方さに食せよと制したまふ、既に授人あり、明證と爲すに堪ゆ、是の時六衆、受と不受と、並びに皆取りて食す、事慚前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、不受食を、口中に擧著して、噉咽すれば、水及び齒木を除いて、波逸底迦なり。「不受」とは、謂はく、授學人、苾芻尼、式叉摩拏・求寂男・求寂女、并びに諸の俗類より、受けずして得るなり、若し猿猴・熊羆・有智にして受非受を知るは、此れ亦受を成す。受法に四あり、一には意を作すべし、二には授人あり、三には自手に受く、四には髮等を地に置き、手に一邊を承く。復五種あり、一には身授身受、二には物授身受、三には身授物受、四には物授物受、五には置地受。謂はく、有る方の國は、苾芻を嫌惡し、曼荼羅を作りて、鉢の上に置き、遙に指して授け、遣はして其の中に置く。復五種の受法あり、一には手を仰いで受く、二には鉢を以て受く、三には木枯にて受く、四には衣角にて受く、五には鉢中に安んじて受く。五種の不成受あり、謂はく、界外若しは遙遠の處に在り、若しは傍邊に在り、若しは背後に在り、或は時に手を合す。此れと相違すれば、便ち受法を成す。時に施主あ

【三】不受食學處、これも舊同じ不受食戒である。

【四】身授身受は、身にて授け、身にて受くにて、授くる方も手、受くる方も手は、其の一例である。以下之にて解すべし。

を撃うげ、其れをして憩けい息そくせしむ、彼れ賊怖ぞくふを緣ゆして、食を棄すて、逃走す、自ら持つて行くべし、觸宿の過なし、若し河澗を越え、餘の求むべきなく、亦繩を持つて、共に擊うげて渡らしむ、若し此の兩人方さに濟わたることを得るなく、獨り持つて渡れば、此れ亦犯とがにあらず、僧祇そうぎの米穀まいこく、車を以て運載するに、若し車覆くつがへらんと欲すれば、應まさに共に扶たすけ正すべし、若し病苾芻びつしゆ此の車に乗ることを須もとひば、應まさに軾邊しやくへんに避くべし、若し船に乗する者は、樞處しゆちよに避くべし、穀米等を曬ほし、雜縁ざつぜんの來るあらば、若し人なければ、應まさに自ら收内すべし、若し險路けんろに行くに、人の求むべきなければ、若し食糧じきりやうあらんには、應まさに自ら持ちて去るべし、所到の處、換易して食せよ、必ず換人なければ、分ちて二分と爲し、一を以て彼の未近圓人に恵み、餘の一分を以て、共に易へて食せよ、此れ亦無くんば、應まさに一日の中、斷食して行くべし、第二日に至りて、一虎拳こけんを食し、第三日中には、二虎拳を食し、第四日已去は、隨意ごういに飽食ほうじきせよ、若し其の糧食りやうじき、中途にして罄絶けいぜつし、飲食おんじあるを見るも、未近圓人の授けしむべき者なければ、不作淨ふそじやう及び不受ふじうをゆるす、或は自ら樹じゆに上り、果を打つて食するも、並びに開す、無犯むはんなり。若し僧伽鎗鐵そうかうせんてつ内に、酥乳そにちゆ等を煎じ、湧沸流溢ゆうぱうりゅういして、人の使ふべきなければ、應まさに自ら撈攪らうかくすべし、棄失きしつせしむること勿れ。若し苾芻びつしゆ、藥等を曬曝しやくはくし、雜ざつに至り人なければ、設たてひ自ら擧學きよがくするも、觸宿の罪なし。凡そ雜事に因る所有の開縁かいぜんは、無難の時に至りて、皆作すべからず。若し酥瓶そびやう等を、是れ煮染瓶器しやぞびやうきと謂ひ、誤りて觸著しゆくするは無犯むはんなり。若し錯さくりて此の瓶びやうを持つて、閣かくに上らんと欲するに、若し未だ半ばならざれば、閣道かくだうに應まさに地に放置すべし、若し行いいて半ばを過ぐれば、即ち擊うけて出づべし。凡そ非時漿ひじしじやうを飲むには、先づ須らく手を洗ひ、口を漱しゆいで淨じやうならしむべし、然る後に之を飲め、若し此れに異なれば惡作罪あくさくざいを得、然も口中に於て、常に津觸しんじゆくを含む、極淨ごくじやうを求めんと欲するも、此の故に緣なし、應まさに澡豆及び瞿摩きよま等を以て、水に和して唇しんを措たくし、周遍しゆべんして淨じやうならしめよ、再三水漱して飲む時は非犯むはんなり。若し鉢はつ中隙ちゆうきやくあれば、應

逃底迦なり。「會經觸」とは、謂はく、是れ自手先きに會て執捉し、或は留めて夜を経て、自ら噉食するに擬す。然るに會經觸に其の二種あり、一は謂はく、中前に他より受得し、日中時を齊る、二は謂はく、申後受得し、初夜時を齊る、此の限分を過ぎて、若し更に食すれば、波逸底迦なり。若し受けずして觸齊し、時分内に食すれば、惡作罪を得。是れを輒觸と名づく。若し時分を過ぎて、會觸を得れば、波逸底迦なり。會觸に會觸想し、疑へば波逸底迦なり、次ぎの二句は輕、後二は無犯なり。若し北州に在りて、會觸、輒觸するは受けず、並びに皆無犯なり、彼れ物に於て彼我の心なく、或は彼れに於て取りて、餘處に向ふは、亦犯あることなし。若し苾芻、三處に於て會觸の過あり、謂はく、僧祇に由る、及び苾芻并びに授學人と、若しは苾芻尼に由る。四處に於て會觸の過あり、謂はく、式叉摩拏を以て第四と爲す。二種の人に望むるに、會觸の過なし、一には無羞恥人、謂はく罪を畏れず、二には羞恥あるも正念を忘失す。若し求寂等に於て希望心あり、食を持つて彼れに與へ、食時に至らんと欲して、還た望心あれば、一惡作を得、食すれば墮罪を得、望心ありて與へ、望なくして食すれば、但惡作を得、望なくして與へ、有望にし食すれば、唯墮罪を得、俱に希望なくして之を食すれば無犯なり。若し會觸の鉢匙盞、鉢伴、并びに支伐羅・水瓶・錫杖、乃至戸輪相染の觸物、及び觸口觸手にして飲噉すれば、咸墮罪を得。苾芻若し水を飲み食を噉はんと欲すれば、時と非時と、皆須らく水を以て、再三口を漱ぎて、方さに飲噉すべし、若し爾らざれば、惡作罪を得。若し是れ病人は得べき處なし、會觸の酥等、食するも亦罪なし。水乳を瀉ぐ時、流注して下に向ひ、之を承くるに器を以てするは、觸食と相違す、苾芻疑つて敢て食はず、佛言はく、水等下に流るゝ、之を食するも無犯なり。路行の時に在りて、所有の糧食、若し求寂等力弱くして堪ふるなし、持つこと能はざる者は、應さに繩を以て繋ぐべし、彼れをして繩を持たしめ、方さに爲めに攀擧し、及び下を抉くるに、並びに皆無犯なり、或は彼をして繩を持たしめ、暫らく爲めに食

し。鉢を安んずる草葉は、足踏すべからず、鞋履を脱せずして、亦食すべからず、若し是れ病人は、身に損あるを恐る、應さに皮革履の上を踏むべし。若し脆軟の餅果を食するに、聲を作すべからず、應さに須らく潤濕すべし、薄粥は嚙飲するに聲を作すべからず、若し羅縠等は擊破して應さに食ふべし。若し俗家に在りては、上座食し竟りて、洗瀨既に了れば、應さに本座に復すべし、爲めに施頰を説け、施頰を説く時、若し聲を聞かば、即ち食すべからず、若し時の過ぎんを恐るれ、食するは無犯なり、或は一兩伽他を聴き、然る後更に食せよ、上座と爲る者は、常に應さに觀察すべし、上中下座をして、忽遽に食して、飽足せざらしむること勿れ。若し食了る時は、一掬の食を取り、水を以て之に澆ぎ、隨意に棄てよ、以て傍生に施す。若し施主あり、來りて僧を請する時は、應さに先づ籌を行じ、數を知りて、方に報すべし、食事に到るに臨み、更に客の來るあり、或は數内に於て、人あり他に行かば、應さに施主に報すべし、若し食に臨む時、出で行かんと欲せば、應さに留まりて食を待ち、有縁に任せて去るべし、若し多客來り、飲食少ければ、上座應さに平等ならしめて與ふべし、若し食多ければ、彼の施主の多少に隨つて、之を行ぜよ、若し大衆食了れば、施頰復訖る、應さに住すること少時、施主を觀望すべし、若し法を聞かんと欲すれば、應さに爲めに宣説すべし、若し心なければ、意に隨つて去れ。苾芻食訖らば、皆應さに一兩の伽他を誦し、施主の恩に報すべし、亦邪惡の願を發すべからず、煩惱を斷じ、永く解脱するが爲めの故に。上の所説の如き、依らずして行すれば、戒惡作を得。

二 食會觸食學處第三十八

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に哥羅苾芻乞食して食す、所有の餘食は、遂に即ち曝乾し、風雨の時は、水漬して食ふ、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、曾經觸食を食ふ者は、波

【二】食會觸食學處、舊に食殘宿戒。

長打三通、大打三下なり、若し寺家の營作には、長打三通、大打兩下す、若し苾芻死せば長打一通して、漸く細く、便ち絶す。若し坐禪處は、應さに錫杖を搖かして驚覺すべし。時に衆若し賊に遭ふ時は、人をして覺せしめんと欲し、打の多少に任す、大衆集會に、食を行すること難ければ、隨處に分坐し、上座の前に於て、各飲食を安んぜよ、若し行食均平ならざるを恐るれば、其の撿校人、行に隨つて觀察せよ、若し行食人、撿校少なければ、苾芻飲食を受取して應さに行すべし、兩人同一盤に食するを得ざれ、若し行路に於て器なければ、求めて共に食すべし、非犯なり、或は求寂と共に同じく食するも亦聽す。苾芻先づ食を受取せば、器を持つて放つこと勿れ、然る後に同じく食せよ。若し淨人あり、食を與ふべくんば、應さに遙に擲與すべし。若し眷屬久しく離るゝ、相遇うて心喜び、同じく食せんと欲せば、屏處に共に食せよ、求寂の法に准す。苾芻唯下裙を著け上に衣なければ噉食すべからず、若し病羸と老とは、上に小僧脚崎を著け、或は偃帯を貫き、屏處にして食す、若し此れ亦著くる能はずんば、隨時に將つて息し、但下裙を著け、屏處にして食せよ。若し金銀水精及び琉璃器は、並びに用ふべからず。若し天龍藥叉所居の處にして、器の求むべきなければ、隨意に用ひて食せよ。若し食時に、衆人坐定まるも、未だ唱時至らざれば、食を行すべからず、乃至一ヒの鹽も、亦受くべからず、受くれば越法罪を得、若し行食人解せざれば、上座唱へしめ、上座若し忘るれば、次座教ふべし。噉食の時は、情に隨つて輒く飲食を索むべからず。若し火力微なれば、熟果を索むることを得、若し少壯の者は、隨意に生を取れ、設ひ索むべきありとも、應さに小に聲を作すべし。食時には踞坐して、好く威儀を整へ、顧視すべからず、當さに厭想を生じ、正念に住し、掉亂の心なし、然る後に方に食すべし、若し此れに異なれば、越法罪を得。若し食了る時は、所有の餘食は、輒く棄つべからず、應さに父母等に與ふべし、若し俗男俗女來りて食を乞ふ時は、應さに自ら防心し、有るに隨つて惠むべし、若し傍生の類は、應さに一掬を施すべ

卷の第十一

非時食學處第三十七

爾の時薄伽梵室羅伐城給孤獨園に在しき。時に十七衆苾芻、縁に遇うて斷食す、便ち俗舍に詣りて乞食を行す、既に食を得已りて、非時にして噉ふ、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、非時食すれば、波逸底迦なり。「非時」と言ふは、二の分齊あり、一は謂はく午を過ぐ、二は明相未出なり。「食」と言ふは、謂はく是れ時藥の噉嚼すべきの物なり。非時に於て非時想を作し、疑ひ、若し噉嚼する時は、便ち墮罪を得、時に非時想し、疑へば惡作罪を得。時と非時とに、時想を作すは無犯なり。若し病緣あり、醫人非時に藥を食ひ、肉を食せしむれば、應さに牛糞中の穀麥を取り、磨して以て勢となし、彼れに與へて食はしむべし。豺の糞中の肉は、非時に噉ふことを聽す。若し此等の物にて、病猶ほ差えず、好食を食して、方さに病を除くことを要せば、屏處に於て、所須の食に隨つて、之を授與すべし。瞻部州の人、餘の三州に向ひ、及び天上に往かば、當さに本處に依る時、量り食すべし。頗し無病の苾芻あり、南瞻部に在り、非時に食噉して、罪なきを得るや。有るが謂はく、東西兩州の苾芻此に來り、彼れの時分に依りて食す、應さに知るべし。

食時所有の行法、大衆多くして、日の時候に於て、知るべきこと雜ければ、佛言はく、食時至らんと欲すれば、先づ撻稚を鳴らし、長打一通、更に打三槌す、總じて三下と名づく、衆聞き已りて、各淨洗浴し、及び諸の大衆、共に尊像を浴し、病苾芻あれば、即ち應さに請食すべし、授事苾芻、亦先づ噉ふことを聽す。次ぎに打すること三通、更に打すること三下、總じて長打と名づく。大衆方さに食す、若し聲小にして聞えざれば、應さに大鼓を打つべし、或は双蠡を吹く。凡そ讀經・浴像、及び洗浴の時は、皆打すること三下す。撻稚を打つの法は、復五種あり、若し掌の集衆には、

【一】非時食學處、これたた非時食戒、「四分」十誦」共に一致して第三十七戒。

犯はんなり。しと、若もしは神じん力りきを現けんじて、空くう中ちゆうに於おて食じきし、若もしは僧そう伽が食じきし、若もしは私じに已じに食じきするは並へびに皆みな無む

事を縁するが故に、當さに憂惱を生ずべし、是れ別釋の句なり、「彼の苾芻をして、斯の犯罪を縁じて、憂惱を生ぜしむるが故に。若し惡心なくして、他をして食せしむれば無犯なり。遮足想・疑・總じて六句あり、餘長想を作さず、疑、亦六句あり、二重兩輕、後二は無犯なり。」

二六 別衆食學處第三十六

佛王舍城に在しき。天授等に因る、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、別衆食するは、餘時を除いて波逸底迦なり。「餘時」とは、病時・作時・道行時・船行時・大衆食時・沙門施食時・此れ是の時なり。「別衆」とは、謂はく同處に食せず。若し四苾芻、同一界内にて、餘一人あり、共同に食せざれば、並びに別衆と名づく。此に「食」と言ふは、犯過の縁を出す、謂はく是れ正食なり、餘の食は犯に非ず。病時・作時・道行時は、皆上に説くが如し。船行時とは、道行に説くが如し、大衆食時とは、謂はく、世尊頂髻大會、若しは五年大會、若しは六年大會を作す、此の大會の日、施主の心に隨ひ、各處に食を設け、若しは四、若しは五、隨意に分食す、和同せずと雖、別の過なし。沙門施食とは、謂はく、諸の外道廣く供養を設く、此の時中に於ては、開して別食を聽す、外道と曰ふと雖、亦沙門と稱す。若し界内に於て界内想し、疑へば、別衆食の時根本罪を得、若しは界外に居り、及び界内に居り、界外想を爲せば無犯なり、是くの如く應さに知るべし。別食に別食想の六句は、應さに思ふべし。處に二種あり、一には大院住處、二には邊房住處なり。若し大院に在りては、四人已上受請の時は、應さに問うて言ふべし、邊房住處に、頗し入あらば、來りて此の食を同うするや不やと、若し問はずして、彼れに人あるも來らず、別衆食する時は、便ち墮罪を得。若し四人の中、一は開緣あり、若しは一は求寂にして、三近圓と共にし、若しは少食を送りて、下鹽一匙、或は草葉一握を送るに至る、若し本施主但當房に擬し、此に於て居る人、我れ當さに供給すべ

【三〇】別衆學處、これも一般に別衆食戒。「四分」は第三十三戒。「僧祇律」には、此の戒が脱落して居るのは、有名なことである。

し。彼れに對して踰踏し、告げて曰く、具壽存念せよ、我れ苾芻某甲、食已りて遮足す、今復此の噉食嚼食を得たり、我れ更に食せんと欲す、願はくは、我が與に餘食法を作せと。時に彼の苾芻兩三口を取り、食し已りて報へて曰く、此れは是れ汝の物なり、隨意に應さに食すべしと。此れは前人自ら未だ遮足せざるに據る、食を得て無犯なり、若し自ら足り已りて便ち食ふべからず、應さに手を以て按じて告げて曰はく、斯れは是れ汝の物なり、隨意に之を食せよと。五の不成作餘食法あり、一には身界内に在りて界外の人に對す、二には不相及處、三には傍邊に在り、四には背後に在り、五には前人離れて坐す、此れに翻すれば、便ち成す。若し一人作法すれば、設ひ餘人食するも、並びに皆無犯なり。若し遮足し已りて、遮足想を作し、疑ひ、餘法を作さずして吞咽すれば、便ち墮罪を得、未だ遮足せずと雖、遮足想を爲し、疑へば、俱に惡作を得、後の二は無犯なり。若しは北方の果、若しは天神の藕、此れは是れ希物なり。或は復饑年にして飲食得難ければ、餘法を作さずして、之を食ふも無犯なり。粥は、若し初め熟して、匙を豎て、倒れず、若しは水を和して指にて畫して跡を見る、此れ皆足を成す、此れに異なれば是を成ぜず。足想を爲す六句は常の如し。

勸足食學處第三十五

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に年老の苾芻あり、數々罪を犯し、師に呵責せられ、不忍心を生ず、便ち師に告げて曰はく、阿遮利耶、此の好飲食は、已に餘法を作す、宜しく之を食ふべしと、他をして犯さしめんと欲す、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、他の苾芻の足食し竟るを知り、餘食法を作さず、勸めて更に食せしめ、告げて言はく、具壽、當さに此の食を噉ふべしと、此の因縁を以て、他をして犯して憂惱を生ぜしめんと欲すれば、波逸底迦なり。「勸めて食せしむ」とは、謂はく、頻りに請ひ白す。「他をして犯さしめんと欲す」とは、是れ總標の句、彼の苾芻、斯の

【三十五】勸足食學處、これも一般に勸足食戒、「四分」には第三十六戒。

す、下座げざを行じ、及び葉を受食じゆくするに至るまで、皆起つべからずと。六衆ろくしゆ苾芻びじゆの飽あき已りて、更に食して、貪饕こんたう厭えんくなきに由る、事惱前に同じ、斯の學處がくじよを制す。若し復苾芻足食びじゆかんじゆ竟り、餘食法じゆじゆほふを作さずして、更に食すれば波逸底迦はいつだいちやなり。「苾芻足食竟る」とは、謂はく、食じゆ噉たん飽足ほうじゆして遮止じやくしの言ごんを作し、心に棄捨きしやを生ず、若し心に未だ捨せざるも、縱し捨の言ごんを出さば、未だ遮足を成ぜず、若し更に食する時は惡作あくさくを得、若し作し了りて、心に唱へて休足じゆたと言はゞ、此れ遮足を成ず。然るに五支ごしを具す、一には是れ食と知る、謂はく五正食ごせいじゆなり、二には授食人じゆじゆじんありと知る、謂はく是れ女男半擇迦にょなんはんたくか等なり、三には授けて入手じゆじゆすと知る、謂はく已に食を受得す、四には足食じゆじゆを知る、謂はく食じゆを作し了りて、心に發言はつごんして足ると唱ふ、五には座より起つと知る、若し更に食すれば、根本罪こんぽんざいを得、此の五種ごしゆに異なれば、遮足を成ぜず。若し食に不淨物ふじゆじゆぶつを雜ざゆれば、亦足を成ぜず、餘は廣文くわんの如し、「食」と言ふは、五蒲膳尼ごぼぜんにあり、即ち五種は噉食たんじゆすべし、一には飯はん、二には麥豆飯ばくぢゆはん、三には麩ぼ、四には肉、五には餅もちなり、魚いそは是れ肉の攝しやくなるが故に、別に言はず。又五種の珂但尼かたんにあり、即ち五種は噉食たんじゆすべし、謂はく根莖葉華果こんじやうはけなり。若し先きに五種噉食たんじゆ及び乳酪菜にゆたうさい等を食し、後に五噉食たんじゆを食ふは無犯むぼんなり、若し先きに五噉食たんじゆを食ひ、更に五噉食たんじゆ及び乳酪菜にゆたうさい等を食ふを犯と名づく。「遮足じやくじゆ」は應おつさに知るべし。五未足の言あり、謂はく、他人授食たにんじゆじゆを見るの時、未だ即ち須しよひずんば、應おつさに彼かれに報こたへて言ふべし、且らく待て、且らく去れ、且らく有り、且らく我が食じゆを待て、且らく我が盡ことすを待てと。若し「且らく」の聲こゑを兼ねるを、名づけて未足みじゆと曰ふ、若し且らくの聲こゑなければ、即ち是れ遮足じやくじゆなり、若し足意そくいを爲なさざれば、設たてひ足の言ごんを作すも、亦是を成ぜず、惡作あくさく罪ざいを得、言法ごんぽうに稱なぞはざるに由るが故に。「餘食法じゆじゆほふを作さず」とは、若し病人殘びじんざんは、作法さふせずと雖、食じゆを開ひらかず、無犯むぼんなり。若し餘食じゆじゆを得、作法さふして食すれば、自身樂住じしんがくじゆし、施主福じしゆふくを得。作法さふせんと欲する時は、先づ手てを淨洗じゆじゆせんし、食じゆを受得じゆじゆし已りて、應おつさに持つて一未足苾芻みじゆびじゆ、或は已足おつじゆすと雖、未だ本座ほんざを離はなれざるに就つくべ

【四】此の五種蒲膳尼食ごぼぜんにじゆの説は、「四分しぶん」十誦じゆじゆ等と稍異なり、これは本律が、前の二律等より後に成立して、改めたことを物語つて居るものかも知れない。兎に角他の諸律では、魚いそと肉にく(獸肉じゆじゆ)とは、別々に擧げられて居るのに、本律では魚と肉を一として、肉に攝し、別に餅もちを擧げて居り、それから乾飯かんはん或は糲せを除いて、麥豆飯ばくぢゆはんを加へて居るのも、相違さういの一つである。

ねて小鉢一、或は大鉢一、兼ねて處中二なり、要を取りて之を言へば、謂はく、過四升半米飯を取れば、取る時は輕罪、食すれば墮を得、若し大鉢一中鉢一小鉢一、或は唯大鉢二、或は大鉢一小鉢二、或は中鉢二小鉢一、或は中鉢一小鉢二、或は中鉢三、或は小鉢三は、悉く皆無犯なり。還りて住處に至る」とは、謂はく本處に至る。「共に分ち食す」とは謂はく、餘人と共に均分して食す、若し分たざれば、惡作罪を得、人なければ不犯なり。是の故に文に言はく、若し苾芻あり、若し過三を受くれば、便ち墮罪を得と。若し天龍藥叉及び諸鬼類、或は外道、及び出家外道の舍に過三鉢を取る、或は非黨、隨黨互往の俗家に、若し過取する時は、威惡作を得、或は書を遣はして請ひ、或は他をして取らしむ、亦惡作罪なり。過受到過受想の六句前に同じ。若し即ち此座に於て、三を過ぎて食ひ、或は鉢餅を除き、但餘物を將つて、或は施主隨意に將ち去るを歡喜せば、並びに無犯なり。三種の虚損の信施あり、一には、施主の信心、此の苾芻は是れ持戒者なりと知り、頼め已りて施す、苾芻受け已りて、便ち此の物を將つて破戒人に與ふ。二には此の苾芻は、是れ正見者と知り、信心惠施す、後に此の物を將つて邪見の人に與ふ。三には量を過ぎて受け、自ら噉食せず、乃至長く一掬の食を受く、其の施主先きに道意あるを除く、斯くの如き三事は並びに虚損の信施なり、當さに惡果を招くべし。

三三 足食學處第三十四

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。爾の時佛諸の苾芻に告げたまはく、我れ一坐食を爲して、能く少欲等の諸の功德を生ず、汝等も亦應さに一坐にして食すべしと。時に諸の苾芻、食時に尊者の來るを見、遂に便ち座を離れて、將つて足食と爲す、敢て更に食はず。是れに由りて世尊苾芻に告げたまはく、應さに飽足食すべし、若し尊者來るも亦起つべからず、既に受食し已るも座を離るべから

【三】 足食學處、これは同じく舊も足食戒、「四分」は第三十五戒。

處に宿して、此處の食を得れば、波逸底迦を得。若し多宿食を經、食想を爲す等、境心の六句は、初は重、中は輕、後二は無犯なり。復舍利子病緣あるに因りて、食するも無犯なりと開す、若し是れ衆集まり、及び親識の施主懇勸に相留めて食を與へ、若しは天廟處、或は苾芻處、或は是れ遊行外道處は並びに皆無犯なり。

三 過三鉢受食學處第三十三

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、施主の家に於て、已に足食竟り、復鉢に盛滿して住處に歸る。又婚娶家所有の餅飯、盡く乞ひ持ち去り、他をして闕乏せしむ、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復衆多苾芻、俗家の中に往く、淨信の婆羅門居士あり、懇勸に請じて、餅と鉢飯とを與ふ、苾芻須ひんには、應さに兩三鉢受くべし、若し過受すれば、波逸底迦なり。既に受得し已り、還りて住處に至り、若し苾芻あらば、應さに共に分ち食ふべし。此れ是の時、俗家に往く者、乞食の處を指す。然るに諸苾芻乞食の儀式、次ぎに當さに之を辯すべし。

其の乞食の人は、應さに錫杖を執り、搖動して聲を作し、方さに人の舍に入るべし、若し村坊亂住すれば、行次に迷はんことを恐る、應さに私記を作すべし、或は飯、或は鉢を門際に置く。五處あり、乞食すべからず、謂はく、唱令の家、姪女の舍、酤酒店・王宮内・旃陀羅の家なり。若し女人の性、姪染多しと知らば、亦乞に從はざれ、患を生ずるを恐るゝが故に。「淨信」と言ふは、三寶を敬信する人なり。「鉢」とは謂はく、諸鉢「飯」とは謂はく、雜飯。「鉢」とは三種あり、大小中なり、大は摩揭陀國の二升米飯を受くべし、上に於て豆糜并びに餘の菜茹を安んじ、大拇指一節を以て縁を鉤し、其の食に觸れず、斯れを大量と爲す。小は一升米飯を受け、二の内を中と名づく、餘は上に説くが如し。「過受」と言ふは、謂はく大鉢三、或は大鉢二、兼ねて處中一、或は大鉢二、兼

【三】 過三鉢受食學處、これは「四分」の第三十一戒、施一食處過受戒で、「十誦」は第三十二戒になつて居る。

此れは是れ第四の四番なり。若し前請衣あり、或は衣直あり、後請は衣等なければ、前に背き後に赴き、受くる時は、惡作を得、食する時は墮罪を得、諸番の中に於て受くべし、受くべからず、及び有犯無犯なり、若し衣と衣直となければ、此れ即ち有犯なり、斯れに異なれば無犯なり、事に准じて、當さに思ふべし。若し後請を受けんと欲すれば、前の所受に於て、應さに心念を作すべし、捨て、餘の苾芻に與ふれば無犯なり。若し苾芻正食の時、餘の苾芻至るあれば、施主共に食すべきや不やを斟量し、意弘廣にして、應さに喚んで共に食すべし。若し心有局なれば、應さに施主に問ふべし。若し饑年に於て多く請食を得ば、同淨行の者は、應さに共に赴くべし、食の多少を量り、均分して食せよ。若し施主餘人を遮すれば、應さに自ら少許を食すべし、施主に問ひ已りて、共に分ちて食せよ。手印等を爲して請を受くれば、但惡作を得、若しは一舍に於て、或は寺中に在りて、或は阿蘭若にて、肥盛を求め、或は美食を樂むが爲め、數食する者は、惡作罪を得。若しは輕賤心、或は矯詐を懷いて食はざるは、亦惡作を得。受請想等、應さに六句を爲すべし、初めは重、中は輕、後二は無犯なり。

三 施一食過受學處第三十二

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に外道あり、住處を造立し、外道沙門婆羅門四方の客旅に供給す。時に六衆苾芻久しく停留し、家主出で行けば、便ち身を縦まにして語り、授食の女人に向つて、非法の言を説く。家主伺ひ知りて、漸く飢食を與ふ。復外道と相打ち、世の譏嫌を生ず、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻外道の住處に於て、一宿を經、一食することを得、病の因縁を除いて、若し過ぐれば波逸底迦なり。此れは六衆に由りて、一宿一食を制す、若し過宿重食する者は、惡作罪并びに波逸底迦を得。若し此の宿に於て餘處の食を得れば、惡作罪を得、若し餘

【三】 施一食過受學處、即ち施一食處過受戒四分は第三十一戒。

て、此の人輒ち食すれば、成惡作を得。無犯とは、實に依りて徳を讚し、妄を矯むる心なし、或は正信の家、或は親族の舎は、設ひ讚歎を知るも、並びに無犯なり。

第四攝頌に曰く、

數食と一宿處と

受鉢して餘を爲さざると

足食と別と非時と

觸と不受と妙食となり

展轉食學處第三十一

佛辟舍利に在しき。時に六衆苾芻、先きに威儀長者の請を受けて已り、復親識家に於て、菴沒羅餅及び諸の雜餅を食し、後に長者の家に至り、美食すること能はず、爾の時施主飲食を唐捐し、便ち譏嫌を起す、此れ食事過分に由り、廢闕不寂靜、譏嫌煩惱に斯の學處を制す。若し復苾芻展轉食すれば、餘時を除いて、波逸底迦なり。「餘時」とは、病時・作時・道行時・施衣時、此れ是の時なり。此の攝頌の中、食と相應するものは、皆應さに此れに准すべし。展轉食とは、謂はく、此の家に食し已り、餘家に更に食す。病時とは、謂はく身に病あり、乃至一食を食して樂住する能はず、或は復人ととなり、性飢苦多し、唯一食を食して、能く濟はざるものは、威敷食を開す。作時とは、僧伽地及び窻觀波に於て、時に隨つて灑掃し、牛臥處の如し、或は大さ席許の如し、并びに牛糞塗拭す、是れを作時と謂ふ。道行時とは、若しは一驛を行き、若しは半驛にして迴還す。施衣時とは、謂はく、施主あり、洗裙及び餘の帳服、或は貝齒物等を施與し、以て衣直に充つ、若し苾芻前請を受け、食あり衣あり、後請は或は衣あり、或は衣なし、衣あり衣直あり、或は衣なし、衣直なし、是れ第一の四番なり。若しは前請を受け、食あり、衣なし、後請は衣等あり、前に准じて應さに作るべし、是れ第二の四番なり。若し前請を受けて、衣あり、衣直あり、後請は衣等あり、前に准じて應さに作るべし、是れ第三の四番なり。若し前請を受けて衣なし衣直なし、後請は衣等あり、前に准じて應さに作るべし、是れ第四の四番なり。

【三〇】展轉食學處、これは「四分」でも、同じく展轉食戒である、或は展轉食を、數々食ともいふので、頌に數食と言つて居るのは是れである。

二九 獨與尼屏處坐學處第二十九

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔陀表苾芻、故二尼芻多と共に、屏障處に坐す、此れ尼事に由る、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。

若し復苾芻、獨り一苾芻尼と、屏處に坐すれば、波逸底迦なり。此に「坐」と言ふは、犯縁を起すに據る、設ひ餘の威儀も、亦皆同犯なり、自餘の輕重は、皆上に説くが如し。

三〇 知苾芻尼讚歎得食學處第三十

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に宰吐羅雜陀苾芻尼、施主の、尊者憍陳如等の爲めに飲食を奉施することを知り、彼れ便ち六衆苾芻を讚歎し、所施の食を廻し、自ら持ちて將ち去る、其の事前と同じ、家慳煩惱に斯の學處を制す。若し復苾芻、苾芻尼讚歎の因縁にて、食を食することを得と知らば、施主先きに意あるを除いて、波逸底迦なり。「讚歎」と言ふは、二種あり、一は具戒を讚す、二は多聞を讚す、過分に稱揚して、他をして敬信せしむ。「食」と言ふは、謂はく五蒲膳尼食、五珂但尼食なり。「食す」と言ふは、謂はく、呑んで咽に入る。「先きの意を除く」とは、謂はく、彼の施主、先きに此の念を生じ、飲食を營辨し、其の人に施さんと擬すれば、設令具戒多聞を讚歎するも、此れ亦犯にあらず、讚歎を聞くに由りて、遂に便ち食はず、是の故に、「先きに意あるを除く」と言ふ。此の中とは、若し苾芻尼、施主の舍に向ひ、食の精麁を問ひ、若し麁と聞けば、精妙を設けんことを勧め、彼の苾芻は、四果を證得し、明かに三藏を解し、善く諸定を修すと讚歎し、若し供養すれば、殊勝の福を感ずと。讚するを知りて食すれば、便ち墮罪を得。他の讚歎を知る、境想の六句、二は重、二は輕、二句は無犯なり、若し書印を遣はし、教化して食を得、若しは餘人を讚し

【二九】 獨與尼屏處坐學處、此れは道宣が、獨與尼屏露坐戒とし、「四分」の文を以て、屏露兩坐と解して居るのであるが、全く誤解で、此の律文と同じく、「四分」を屏處坐とすべきである。「四分」は、之を第二十六戒とし、「十誦」は第二十八戒として居る。

【三〇】 知苾芻尼讚歎得食學處、舊の食尼嘆食戒、「四分」は第二十九戒。

流れに沂ひらば、直渡を除いて、波逸底迦はいつだいかなり。「期きして一船せんに乗じます」とは、謂いははく無心むしんにして同じく一船せんに乗じまするあり。安危あんき共に同じきを、名づけて「契けいりを結むすぶ」と曰いわふ。「波なみに沿よふ」とは、謂いははく水を下くだる、「流れに沂ひる」とは、謂いははく水を上ある。時に警羅跣底河北けいらかの施主せしゆ、二部僧にぶそうを請まねじて、大會たいかいを設たてけんと欲ほす、諸しよ必かならず敢あて尼にと同じく一船せんに乗じまらず、遂つひに食じすることを得えず、因よつて直渡ちきどを開ひらく。此この中の分齊ぶんさいは、半々はんはん拘盧舍くろしやは突色とくしき訖里多にくと、滿まん々くく拘盧舍くろしやは、波逸底迦はいつだいかなり。尼にに對たいする境想きやうの六句ろくご前に同じ。或あるは近圓男こんえんなんと未近圓女みえんじよと、或あるは未近圓男みえんえんじよと近圓女こんえんじよと、或あるは俱ともに未近圓みえんえんじよと、伴ばんを結むすんで、乘船せんせんすれば、咸惡作かんあくさくを得え。若しは遠とほく灘なん積せきを避け、若しは槍折せんせれ、若しは船師語せんしごを用もちひず、或あるは一岸いっがんに隨したがつて八難はつなん事じ生なずるは上下無犯じやうじやうむふんなり。

獨與女人屏處坐學處第二十八

佛室羅伐城給孤獨園ぶつしらしらばじやうつこどくえんに在あしき。時ときに鄒陀夷じゆたゐ必かならず獨どく、女人にょなん眾多じゆんたうと屏處びんじよに同坐どうざす、鄒波斯迦じゆはしかの事ことに因より、煩惱ぼんごう前に同じ、斯この學處がくじよを制せいす。若し復また必かならず、獨どくり一女人いっにょなんと、屏處びんじよに坐ますれば波逸底迦はいつだいかなり。「女人にょなん」と言いふは、謂いははく、行姪ぎやうじやくに堪たゆる境きやう、人女にんじよにして餘あまに非あらず、「獨どくり一」と言いふは、更さらに餘人あまじんなし、「屏障びんじやう」とは、非ひを行まするに堪たゆる處ところ、「坐ます」とは、一尋いっじん内うちを齊ならり、放身はうしんして坐ます。屏處びんじよに屏處びんじよ想きやう、疑ぎふ、皆みな墮罪だうざいを得え、次つぎの二句にごは輕けい、後あとの二には無犯むふんなり。若しは天女てんじよ・藥叉やくしやく・健達婆けんたつぱ・緊那羅きんなら・阿蘇羅あそら・畢麗多ひれいだ・畢舍遮女ひせしやにょ、及および半擇迦女はんたくしやにょ、若しは行姪ぎやうじやくに堪たへざる境きやう、若しは髻げ等とうと、共ともに屏びんに坐まする時ときは、咸惡作かんあくさくを得え。是こゝれ天女てんじよと雖な、而しかも執持しやくぢすべし、彼かれと共に坐まする時ときは、亦また墮罪だうざいを得え、若し女人にょなんをして、藥やくを磨こせしめて、同おなじく門邊もんぺんに在あり、門扇もんせん掩おほはず、多人たにんしゆつじん出入しゆつにんす、此こくの如ごときの處ところは、坐ますと雖犯なに非あらず。

【七】獨與女人屏處坐學處、これは獨與女人坐戒で、「四分」には、第四十五戒に列す、「十誦」は第二十九戒。

と、爲めに衣鉢を持つて、引いて房中に進め、座を授けて坐せしめ、衣服を解除し、爲めに足を搦
 離し、以て勞倦を瀧く。洗足盆を持つて、其の濯足を爲し、稍勞の息むを待つて、方さに敬儀を設
 け、衣を整へて一禮し、手に双足を按し、其の安不を問ふ、若し未だ曾て相見ざれば、應さに大小
 を問ひ、位に依りて敬を設くべし、若し少なるは、來りて前に准じて問答せよ、老者は、少をし
 て迎接せしめ、衣鉢は時に隨つて座に置き、遣はして爲めに勞を解く。若し恩慈の老者あらば、或
 は時に爲めに、肩背を按ぜよ。凡そ客苾芻、創めて他處に到らば、應さに先づ衆首上座を禮敬すべ
 し、上座も亦應さに善來等と唱ふべし、若し客人を見れば、有無を量り已りて、牀席臥具時に隨つて
 供給せよ、上の所制の如し、依らずして行すれば、惡作罪を得。「商旅」等と言ふは、若し此の件を
 離るれば、路を進むに由なし、此れが爲めに聖闍す、餘縁を除くが故に。此の中の行法とは、苾芻
 尼の食は、苾芻應さに持つべし、若し食時に至れば、更に相授與せよ、病苾芻あらば、應さに共に昇
 ぎ去るべし、若し人少ければ、尼も亦助け昇げ、應さに頭邊に在るべし、足に近すくべからず、若し
 村落に至らば、病の所須に隨つて、爲めに醫藥を覓めよ、若し乞食の時は、人をして病を看せしめ、
 食を持つて來り與へよ、若し尼に病あらば、此れに准じて應さに知るべし。此の中の犯とは、半拘
 盧舍は突色訖里多を得、拘盧舍に滿つれば波逸底迦を得。尼に尼想を作す、境想の六句、及び無商
 族に、無商旅想を作す、亦六句あり、並びに悉く前に同じ。地を行いて契を爲し、後遂に空に乘じ
 て身を現じて共に期し、隱形にして去る、皆惡作を得、乘船も亦爾り。

與苾芻尼同乘一船學處第二十七

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。六衆苾芻、苾芻尼と契りを結んで伴となり、同じく一船に乘す、
 事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、苾芻尼と、期して一船に乘じ、或は波に沿ひ、或は

【二〇】 與苾芻尼同乘一船學處、
 是れは舊の與尼同船戒、「四分」
 は第二十八、「十誦」は、第二十
 五戒。

れに異ならんやと、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復茲芻、茲芻尼と與に商旅と共に期して行けば、餘時を除いて、波逸底迦なり。「餘時」とは謂はく、恐怖畏難處あり、此れは是れ餘時なり。此の中「與に」とは、謂はく、期契なり。下一茲芻尼と、同道して去れば、便ち墮罪を得。「期して行く」とは、始め住處より、餘の處所に詣る、若し茲芻、茲芻尼、將さに行かんとするの時、豫め先き一日應さに二師に白すべし、我れ今事あり、彼の村坊に詣ると、聽不は師に隨つて、違逆すべからず、若二師なければ、應さに上座に白すべし、所有の臥具は、他に囑して守護せしむ、同行の伴に於ては善く告げて知らしむ、病人あらば、捨棄して去ること勿れ、門を出づるの時は、應さに相告げて曰ふべし、今日我等遺忘の事あらざるや、應ぜざれば、所依の商旅の善惡進不を斟量し、廢闕せしむること無かるべし。自の同伴に於ても、更に相願戀せよ、讐隙ある者は、共に行くべからず、若し因縁ありて、共に行くべくんば、應さに懺摩し已りて、之と同じく去るべし。凡そ道を渉る時は、應さに法の爲めに語るべし、惡言を出すこと勿れ、或は聖默然を爲せ、心をして散亂せしむること勿れ、若し天神祠廟の處に至らば、佛の伽他を誦し、彈指して進め、茲芻は、天神を供養すべからず、若し路次に於て暫らく止息する時は、泉池の取水の處に至り、皆伽他を誦せよ、其の止宿の處は、應さに三啓を誦すべし、水を汲む繩索は亦應さに持ち行くべし、此れに三種あり、長きは一百五十肘、短きは百肘、此の内を中と名づく、或は方處と地勢の高低に隨ひ、時宜に准望して、持ちて去るべし。凡そ寺外停息の處に至れば、衣塵を振ひ去り、身を洗ひ、足を濯ぎ、皆清淨ならしめ、次に瓶水を添へて路を行き、皮鞋は破布を以て拭え、柱壁に於て、打つて傷損せしめされ、更に手を淨洗し、衣服を通披し、容儀詳審にして方さに寺中に入り、一房に詣るに隨つて、少しく言語を作し、自ら威儀を整へ、停止の處を問へ。舊住の茲芻、客茲芻を見、若し少しく長なるを見れば、應さに起つて迎逆すべし、遙に善來と唱ふ、合掌して言はく、昨晝と、客即ち報へて言はく、極めて善來

二二 與非親尼衣學處第二十四

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。一苾芻あり、己れの大衣を以て、故二尼に與ふ、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、非親苾芻尼に衣を與ふれば、貿易を除いて、波逸底迦なり。「非親」と言ふは、非親尼は、多く苾芻の三衣の、足と不足とを籌量せざるに由る、親族の人は、即ち是くの如くならず、顧念心を生じ、然る後に方に受く、世尊の説きたまふが如し、若し自の父母、貧にして飲食なくんば、當さに己分に於て、半ばを減じて之を與ふべし、或は施主に於て、勸化供給せよと。若し依らずして行すれば、惡作罪を得。「衣」と言ふは、謂はく、是れ應法、受持するに堪へたるの衣なり。非親及び尼、境想の六句、並びに前説に同じ、若し尼賊を被りて、現に衣服を闕かば、設使非親に之を與ふるも、無犯なり。

二三 非親尼作衣學處第二十五

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄒陀夷苾芻、笈多尼のために法服を作り、五色の線を以て刺し、己れの形を作り、並びに尼形の頸を抱いて坐するを作る、事惱前に同じ、斯の學處を制す、若し復苾芻、非親尼のために衣を作らば、波逸底迦なり。「衣を作る」と言ふは、謂はく割刺浣染するなり。境想の六句は、亦前説に同じ。

二四 與苾芻尼同道行學處第二十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、十二衆苾芻尼と、共に期して一路を行く、諸の俗人見て、是くの如きの言を作す、男は是れ夫、女は即ち是れ婦なり、自ら相匹するに足る、何ぞ我

【二三】 與非親尼衣學處、是れは舊も同じく、與非親尼衣戒である。

【二四】 非親尼作衣學處、同じく舊も與非親尼作衣戒。

【二五】 與苾芻尼同道行學處、【四分】には、與尼期行戒、之を第二十七戒とし、【十誦】は第二十四戒として、本律と一致せず。

二 教授至日暮學處第二十二

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に難陀苾芻、非時中に於て說法し、苾芻尼衆を教授し、城門外に於て、夜を経て共に住し、明且城に入る。諸の俗人見て皆是の言を作す、諸釋迦子の男女、合雜して一處に同居す、何ぞ淨行あらんと、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、衆の差を被りて苾芻尼を教誡すと雖、乃至日暮時に、而も教誡するは波逸底迦なり。「乃至日暮」とは、其の分齊を指す。日既に没し已るを「非時」と曰ふ、時中にありと雖、若し諸の尼衆立ちて坐せず、或は復營務紛擾して未だ息まず、或は身に拘礙ありて説を爲さば、亦非時といふ。日暮に日暮想等の六句、二は重、二は輕、後二は無犯なり。若し施主の本意、説法を請うて通夜説法す、或は尼の住處近く城門に對す、或は復城門夜關閉せず、或は尼の住處、同じく城中に在り、或は復尼衆白衣の舍に在らば、此れ皆無犯なり。尼を教授する人、一たび差を被り已らば、盡壽教授するも、更に差を須ひず。

三 誑他爲飲食故教授學處第二十三

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に苾芻尼衆、既に教授を蒙り、無畏を求めんと欲し、好飲食を設けて、教授師を供養す、時に鄒波難陀見て譏誑す、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、諸の苾芻に向ひ、是くの如きの語を作す、汝飲食供養の爲めの故に、苾芻尼を供養すとは、波逸底迦なり。「飲食の爲め」とは、謂はく五蒲膳尼、五珂但尼なり。境界上に同じ。若し惡心なくして、説いて飲食の爲めと言はゞ、惡作罪を得。

【二】 教授至日暮學處、舊に與尼說法至日暮戒。

【三】 誑他爲飲食故教授學處、即ち譏教尼人誑。

攝頌に曰く、

尼に八他勝あり

四は苾芻に同じ

餘は觸染男と一期と

覆罪と僧棄に隨ふとなり

八尊重法とは、一に苾芻に従つて近圓事を受く、二に半月半月教授を請ふ、三に苾芻なき處には安居すべからず、四に苾芻の過を見て詰責すべからず、五に苾芻を瞋呵すべからず、六に年少の苾芻を禮敬すべし、七に二部衆中に在り摩那馳を行す、八に苾芻の處に往きて、隨意事を作す。

攝頌に曰く、

近圓は苾芻に従ひ

半月教授を請ふ

苾芻に依りて坐夏し

過を見て言ふべからず

瞋呵せず少を禮す

兩衆中に意喜す

隨意は苾芻に對す

斯れを八尊法と名づく

若し徳に於て闕くるあらば、若し衆差遣すれば衆は惡作を得、設令作法するも、亦成ぜず。「衆差す」とは、謂はく是れ一味の情乖離せず。「苾芻尼」とは、謂はく近圓尼なり、「教授」と言ふは、極少乃至八尊重法なり、彼は請問の時、能く爲めに開釋す。若し處に人の肯て教授するものなければ、衆應さに時に隨ひ、一苾芻をして、是くの如きの語を作さしむべし、諸姉妹等の苾芻尼衆、並びに悉く和合し、清淨にして住す、同じく勝行を修して、罪過なきや不や、今此の衆中、一苾芻の教授を爲さんを樂ふなし。然るに僧伽にこの教授あり、一は廣、二は略なり、今は略教授法を作す、兩謹慎にして勝法を修すべし、放逸を爲すこと莫れ、敬んで之を奉行せよと。「勝法を獲るを除く」と言ふは、此れは朱茶半訶の、阿羅漢を獲、法俗をして信敬心を生ぜしむることを顯はす。設ひ差を蒙らざるも、往いて教ふるは無犯なり。近圓尼に於て近圓想を作す等、六句あり、二は重、二は輕、後の二は無犯なり、若し彼の先犯重等の尼、或は授學尼、黨教非黨尼に於て、或は復此れに翻す、教授を爲す時は、咸惡作ん得、若し相解せずと言はゞ、亦惡作罪なり。

【一〇】期は、男子と會合をすること、八事の中の一を擧げたのである。八事は捉手、捉衣、屏處に入る。共に立つ、共に語る、共に行く、相傍る、共に期すである。「四分」も「十罰」も大體一致して居る。

後の二は無犯なり。遺書して作る時は、但惡作を得、是れ濕泥と雖、覆ふに草席を以てすれば、雨水に遭ふと雖、崩墮を懼るゝなし、或は時に、施主須らく急に營むべしと、限齊過ぐると雖、斯れ皆犯にあらず。

第三攝頌に曰く、

不差と至日暮と 爲食と二種衣と 同路及び乗船と 二屏と教化食となり

衆不差教授苾芻尼學處第二十一

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、各自意に任じ、輒ち界外に出で、共に相差遣し、或は界内に居りて他の欲を取らず、或は闕徳を強えて差して尼寺中に往かしめ、輒く爲めに、教授す、此れ尼事の貪心希望世の譏嫌を招く、待緣煩惱に由り、斯の學處を制す。若し復苾芻、衆差遣せざるに、自ら往いて苾芻尼を教誡する者は、勝法を獲るを除いて、波逸底迦なり。此の十學處の起るは、尼に由る者、事及び煩惱此れと皆同じ、其の中の別とは 第三は不忍に由るが故に、第八は鄒波斯迦に由る。「差せず」と言ふは、謂はく非白の二衆共に差遣するに、四の過失あり、差は差を成ぜず、謂はく界と日と衆と人となり、界は謂はく、界外の差、日は長淨日にあらず、衆とは、人集まらず、人は謂はく、七徳虧く、七徳と言ふは、一には持戒、二には多聞、三には住位善宿、四には都城語を善くす、五には會て身を以て苾芻尼を汚さず、設し會て身苾芻尼を汚す者は、其の罪已に如法に悔いて除く、六には八他勝法に於て、所有の開遮皆能く宣説す、七には八尊重法能く開演す。八他勝法とは、四は苾芻に同じ、餘の四は異あり、一に謂はく、眼膝中間所有の身分、染心の男子と相觸れて樂を受く、二には謂はく、本心不淨行を爲し、染心の男子と期契等を作し、乃至全身地に臥す、三には尼に重罪あるを知り、故心に藏覆す、四には被舉乘人に隨順して住す。

【六】衆不差教授苾芻尼學處、舊に輒教尼戒。

【七】十學處は、前の攝頌に擧げてあるところである。

【八】第三は飲食の爲めの第二十三戒、第八は一般婦人に由る第二十八戒である。二屏の第一の獨與せん屏處坐戒である、女人とありて、尼ではない。

【九】四は苾芻に同じは、四波羅市迦は苾芻に同じく、更に四を加へて八とし、世に所謂比丘尼の八波羅夷罪である。四は一は摩觸戒、二は八事成重戒で、男子に關する八事を擧げ、之を一重罪とする、之は覆比丘尼重罪戒、四は隨順被舉比丘違尼僧三諫戒である。

洗足を作すこと聽す、瓦盆の底は稍高起し、狀象跡の如し、若し僧伽物の擧處は、衆をして共に知らしむ、或は水竇の邊は、虧損せしむること莫れ、別人物は、房の門扇の後或は覆牀の下に安んぜよ、若し金銀等の器は、咸畜ふべからず。凡そ是の洗鉢及び洗足處は、水の地を踏ほすあれば、應さに曼荼羅形を作りて、稍刃の如くし、或は水流の勢に隨ふべし、若し正方形に作らば、惡作罪を得。若し三寶の爲めに、曼荼羅を作らば、則ち形に定なし。其の澆水糞を制し、放生の法は、廣く餘處の如し。

造大寺過限學處第二十

佛憍閃毘國に在しき。時に六衆苾芻、一日の中に住處を造成し、水竇を開かず、牀方箒の如し、平闌にして三層、雨によりて墮毀し、譏謗を招ぐことを致す、住處事輕心煩惱に由り、斯の學處を制す。若し復苾芻、大住處を作らば、門檻の邊に於て、應さに横居及び諸の窻牖を安んじ、并びに水竇を安んずべし、若し牆を起す時は、是れ濕泥ならば、應さに二三重にして、横居處を齊るべし、若し過ぐれば波逸底迦なり。「大住處」と言ふは、二種の大あり、一は形量の大、二は施物の大なり。此れは形大に據り、有主にして爲めに作る。凡そ住處を作るには、或は自ら作り、他をして作らしむ、應さに門框、戸扇、并びに横居、窓竇等の事を安んずべし。「横居處を齊る」とは、此れは一日休息の限齊を出す、謂はく、濕泥を用ひて壁と爲し、或は時に草を和す、若し限齊に過ぐれば、便ち本罪を得。若し別人あり、衆の爲めに興造し、苾芻に告げて曰く、我れ營作を解す、假令高大ならしむるも、亦傾墮せずと、苾芻之を信するは、斯れ亦無犯なり。或は時に乾墜、及び熟輒木石等を以て成せば、便ち限齊なし、若し濕泥は、其の限外に於いて、一團を著くる時、便ち惡作を得、若し遍く匝らせば、便ち本罪を得。濕泥に濕泥想し、疑ふ其の六句あり、初めは重、次は輕、

【四】造大寺過限學處、「四分」に、覆屋過三節戒。

【五】二三重は、土壁の塗り方の如く見ゆ。此の戒は、「四分」には、三節戒とありて、草を重ねること三節、重きに堪へずして崩ることあり、屋根を葺くことの様であるが、然しまだ「五分」などの因縁を見ても、「便ち高基を起し、繫を以て薄く重ね、四壁を作りて極重に之を覆ふ、覆重くして壁圯れ、一時に崩倒し云々」とあるから、壁のことの様でもある。道宣は屋根と解し、之を覆屋過三節戒と呼んで居るが、法勵律師は、「三節の相隣り難し」と言つて居る。

上なるを知る」と言ふは、謂はく、是れ草室棚閣の牢固にあらず、復防備せざることを顯はす、若し屋牢固にして、防備を爲さば無犯なり。「脱脚牀」とは、謂はく、挿脚牀なり、是れ挿脚といへども、逆楔して牢き者は無犯なり。「坐物」とは、謂はく是れ諸餘の挿脚小牀なり。「放身坐臥す」とは、謂はく情掉戲を懷き、恣に其の身を放てば波逸底迦を得、掉戲にあらずれば無犯なり。脱脚境想の六句は、二は墮、兩は輕、後二は犯にあらず、是くの如く准じて知れ。住處に住處想す、亦六句と爲す、初二は墮罪、次ぎは皆惡作。若しは板棚上、若しは脚下に替を安んず、或は仰き置くは無犯なり。

用蟲水學處第十九

佛憍閃毘國に在しき。時に閻陀必芻、有蟲水を用ふ、用水の事に由り、無慈悲煩惱の故に、斯の學處を制す。若し苾芻、水に蟲あること知り、自ら草土に澆ぎ、若しは牛糞に和し、及び人をして澆がしむれば、波逸底迦なり。「知る」と言ふことは、蟲あるを知らざれば無犯なり。「蟲あり」と言ふは、自ら蟲あるを觀、他蟲あるを觀、蟲あるを觀ざるも、客來りて蟲俱に生ず。蟲に總じて二種の蟲あり、一には謂はく眼見、二には是れ澆得。斯等の澆は、用つて或は蟲を去るべし、或は蟲なき處を取りて用ふ、或は可信人水に蟲なしと言はゞ、並びに是れ無犯なり。此の中に「水」と言ふは、亦漿錯等の物をも收む。若し草土牛糞、塗地の泥牆を、自ら作り、人を使ふ、並びに皆同犯なり。有蟲水に於て有蟲想を作し、疑ふ、咸墮罪を得、二は輕、二は無犯なり。縦ひ無蟲水も、輒く棄つべからず、惡作罪を得、應さに須らく散灑すべし、或は竇邊に向ひ、一肘を齊りて來、是れ其の傾處なり。應さに洗浴處并びに濯足處を作るべし、井邊に近く、甕を疊んで作るべし、四邊の高さ一肘、大さ一牀の如し、一邊に孔を通じ、徧く灰を以て泥し、中間甕にて砌す。若し老病者は、

【三】用蟲水學處、されば同じく用蟲水戒。

に扇ぎ、若熱時にありては、遣はして密室に居らしめ、火に近いて住せしめ、蓋ふに毛織を以てす。或は住處に於て大便處なく、他器を置いて夜の所須に擬すれば、並びに皆打破し、諸苾芻をして、事に虧闕あらしむ。遂に水匱に於て、不淨を放棄し、便ら此の事を將つて、遍く白衣を告げ、或は故らに瀉藥を服し、詐はりて病狀を現じ、牀に寢臥し、問病の人をして、久しく立つて勞倦せしむ、又苾芻の、禪思讀誦作業の處に於て、他をして起動して、彼れの進修を妨げしむ、怖至るありと聞いては、門を閉づることを許さず、彼れの驚忙して、眠睡を得ざることを欲す。苾芻、大小行處に久しく臥し、門邊にて諸來る者を妨ぐべからず、凡そ故心に、苾芻を惱ますことを作す者は、咸墮罪を得。又大小便處に於て、久しく經行を作すべからず、此の室に到る時は、大小に依らず、前に在りて至る者は、即ち應さに先づ入るべし、便利既に了れば、久しく住すべからず、足を洗ふの處は、須らく長幼に依るべし。僧伽の器物は、下は染器に至るまで、前に在りて用ふる者は、皆事の畢るを待て、年の大小に依りて奪ふを得ず、先きに用ふる者も、亦器中に少染汁を安んじ、留滯心を作して、他の所用を廢すべからず、經を讀誦する時、先きに來りて已に坐すれば、大小に依りて、彼れをして起つて避けしむべからず。僧伽の剃刀は、若し用ひらる時は、應さに本處に還すべし、留むべからず、擧すれば更に備へて後に須ひよ、此等は依らずして行すれば、皆惡作を得。

故放身坐臥脫脚牀學處第十八

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に即波羅陀忿恚を懷くに由り、脫脚牀に坐し、乞食の苾芻を打傷す、事慚前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻僧の住處に於て、重房の棚上なるを知り、脫脚牀及び餘の坐物に、故身坐臥するは、波逸底迦なり。「僧伽の住處」と言ふは、已に上に説くが如し。若し僧伽の房舎に於て、脫脚牀に坐臥すれば、便ら墮罪を得、若し餘房は惡作罪を得。重房棚

【二】故放身坐臥脫脚牀、これは同じく舊には、坐脫脚牀とある。

卷の第十

強惱觸他學處第十七

爾の時薄伽梵室羅伐城孤獨園に在しき。鄢陀夷茲芻他を惱まさんと欲するが故に、久しく門外に在り、人と共に談説す、夜門を開けて喚んで、房に入りて強えて臥す、自ら恃んで他を凌ぎ、觸惱を生ずるに因り、其の事前に同じ、不忍煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復茲芻、僧の住處に於て、諸茲芻先きに此處に住すと知り、後より來りて、中に於て故らに相惱觸し、彼の臥具に於て、若しは坐し、若しは臥し、是くの如きの念を作す、彼れ若し苦を生ぜば、自ら當さに我れを避けて去るべしと、波逸底迦なり。「諸茲芻先きに此處に住すと知る」とは、或は自ら先きに知る、或は他の報に因る。「故らに相惱觸す」とは、謂はく、故らに強力を恃んで、前人を觸惱す。「臥具」とは、謂はく、牀座、氈褥なり。「苦を生ず」と言ふは、謂はく、禮敬の時に苦を生ず、或は承事の時、供養の時、看病の時、講教の時、讀誦の時、諮問の時、與欲の時、飲食の時、施を受くる時、坐臥等の時、悉く皆苦を生ず。但發心して他を惱ますの意を作さしめ、他をして苦を生ぜしむるは、僧の住處に於て、皆本罪を得、餘の住處に於ては、咸惡作を得、設し僧の住處は、惱心を作さざるも、強臥の時は亦惡作を得、若し餘の緣あるは、無犯なり。此の中の犯とは、若し他の先住に、先住想を作し、疑ひ、惱ます時は墮罪なり。非先住人に先住想を作し、疑ひ、是の先住人に非先住想を作し、故らに惱亂を爲すは、亦惡作を得。若し未近圓人をして、惱觸を生ぜしむれば、惡作罪を得、尼の住處等に於て、他をして惱ましむる時は、亦惡作を得。時に鄢陀夷廣く惱觸を作し、若し茲芻の匱食不足を見れば、勸めて經を誦せしめ、竟夜臥せず、若し他の飽滿美食を得るを見ては、其れをして徹曉係念せしむ、若し是れ寒時には、遣はして露地に居らしめ、冷水を以て灑ぎ、經夜爲め

【一】強惱觸他學處、「四分」では強數坐戒第十六。

ず、共に受用せず、承事を受けず、善品を遮す、依止を捨つ。五の過失ありて、應さに訶責すべし、信心なし、懈怠あり、麁言を出す、惡友に親しむ、恭敬せず。若し呵すべからざるを而も呵し、呵すべきを、而も呵せざれば惡作罪を得。若し破戒の罪なきに、但共に語るを難ぜば、應さに爲めに羅法を曳いて、之を折伏すべし、應さに智人を遣はし、彼れに就いて開陳すべし、其れをして、惡を息めて、來りて懺謝せしむべし。前の五事を捨て、應さに之を忍恕すべし、恕すべからざるを、而も恕し、恕すべきを恕せざれば、皆惡作罪を得。若し已近圓人恭敬を行ぜず、教誨に堪へざれば、應さに六物を與へて、驅りて出で去らしむべし、若し是れ求寂ならば、上下二衣を與へて、亦驅りて去らしめよ。若し佳處に於て龍蛇忽ち至らば、彈指して之に語りて曰ふべし、賢首、汝應さに遠く去るべし、苾芻を惱ますこと勿れと、若し告げ已りて去らざれば、應さに輓物を持つて、羅して之を去るべし、毛繩等を以て繋ぐるること勿れ、傷損せしむること勿れ、草叢處に於て、安詳として解放せよ、穴に入り已るを待ち、然る後に捨て去れ。若し蚤蟲等を棄つるは、宜しきに隨つて、輒く便ち地に棄つべからず、應さに故布帛上に於て、時の冷熱を觀て之を安置し、此れ若し無ければ、應さに壁隙柱孔に安んじ、其の自活に任すべし。前の所制の如き、依らずして行すれば、威惡行を得。

■ 牽他出僧房學處第十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄒陀夷苾芻、瞋忿に由るが故に、四方僧の住處に於て、夜門徒を牽いて出でしむ、其の事前に同じ、門徒を攝受する煩惱に因りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、瞋恚して喜ばず、僧の住處に於て、苾芻を牽き出でしめ、或は他をして、牽き出さしむるものは、餘縁を除くが故に、波逸底迦なり。「餘縁」と言ふは、舍崩倒せんと欲し、病人を牽き出すは無犯なり。若し苾芻の是れ鬪諍する者あり、先きに諍事なきに、能く諍をして生ぜしめ、現に諍事あるは、轉だ増長せしむ、戒見軌式多く虧損あり、此くの如き人は、瞋りて曳き出し、若し善心なければ、亦惡作を得。此の中の犯とは、或は賈財の爲め、或は讎隙を念じ、或は利養に因りて嫉妬を生じ、或は師主門徒及び餘の智識を毀謗するに由り、瞋恨を生ずるが故に、若しは自ら牽き、若しは人をして牽かしむるは、住處を出づるの時、咸本罪を得。若し衣鉢を曳けば、惡作罪を得、若しは書印等を以て、他をして牽き出さしむれば、突色訖里多を得。若しは尼の住處、授學入處、或は先犯人、或は非人等所住の處、或は自の私房、或は求寂の住處、或は空處に於て、或は外道處、斯等の處に於て、清淨苾芻を曳き出せば、惡作罪を得。僧伽處に於て、僧伽想を作す、境想の六句は、二は墮罪を犯し、四は皆惡作なり、無過苾芻に無過想を作す、亦六句あり、初めは重次ぎは輕、後の二は無犯なり。若し破戒人は、大衆應さに共に驅出すべし、若し鬪諍を恐るれば、應さに恐懼を爲すべし、其の衣鉢を持つて、方便して出でしめよ、若しは門に倚り、若しは柱を抱かば、咸斫り去るべし、并びに之を推出せよ、若し事殄息すれば、斫截する所の處は、僧應さに修補すべし。若しは門徒に於て、或は餘人に於て、訶責の心を爲して、其の懲息を冀ひ、房を牽き出す時は無犯なり、然も其の住處を出でしむべからず、應さに五事を以て、門徒を訶責すべし。謂はく、共に語ら

【一四】牽他出僧房學處、舊の牽他出房戒「四分」は第十七戒。

惡作を得。

一三 不舉草敷具學處第十五

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に南方に二苾芻あり、寺中に來至し、草臥具を敷き、去りて收舉せず、房舎を損することを致す、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、房舎内に於て、若しは草、若しは葉、自ら敷き人をして敷かしめ、去る時自ら舉せず、人をして舉せしめず、若して苾芻あるも囑授せざれば、餘縁を除くが故に、波逸底迦なり。「僧房」と言ふは、謂はく四方僧伽の房舎なり、下皆此れに同じ、若し是れ私處ならば、但惡作を得。「房舎」と言ふは、四威儀に於て、得て受用を爲す。「敷具」と言ふは、若しは草、若しは葉にて敷具を作る。「去る時」とは、謂はく勢分を離る、勢分の多少は、上に已に明すが如し。又「囑授せず」とは、謂はく、苾芻あれば、應さに須らく囑授すべし、然るに諸苾芻、他の囑授を受けば、即ち心を存して、爲めに其の事を作すべし、言に依らざれば、惡作罪を得。若し寺中に於て草敷具あり、是れ常に敷くところ、主人遮する時は、即ち却くべからず。境想前の如し。然るに此の草敷に二種の壞あり、一には風に吹かる、二には蟲蟻に食はる、亦上に説くが如し。若し白衣の舎、當さに須ふべきは、主に問ひ、他の所説に依りて、或は去り、或は留まれ、若し言に違はゞ惡作罪を得。阿蘭若處は、舉して起つて方さに行け、舉せずして動く時は、惡作罪を得。若し衣を染むる時は、草上に曬し、主に問ふこと前に同じ。若し經行の時、草を將つて地に布き、日々常に收舉を爲すべからず、然も去る時に於ては、須らく束縛すべし、樹に掛けて當さに行くべし。大會處に於ては、草薦に坐する時、且らく應さに收舉して、之を一畔に置くべし、若し會了りて後は、應さに即ち除棄すべし。牛糞土屑は、に手を洗ふ須ふる所、瓦器の中に安んじて損壞せしむること勿れ。

【三】 不舉草敷具學處、舊に覆處敷僧物戒。

ひ敷くは、設し無常想むじやうきやうを作して坐すれば犯にあらず。蘭若らんじやくの中に於て、信心の施主、苾芻びしゆの爲めの故に寺舎を造立し、若し臥具を須ひば、應さに暫らく之を與ふべし、若し持ち送るの時、天雨に遇はば、應さに樹下に安んじ、故衣こいを以て覆ふべし、設し會既に了りて、肯て還かへさずんば、應さに強ひて奪取すべし、散失せしむること勿れ。若し露處に於て、瞻部光像を安んじ、若し天雨に逢ひ、未圓人なれば、大師の心を作し、宜しく撃うげて入るべし、若し軌範師くわんし、或は親教師、晝日林中靜心の住處に、若し坐枯あらば、應さに爲めに持ち返るべし、若し師自ら灑掃し、或は衣を縫ふ時は、應さに前まへんで白し言すべし、尊自ら勞したまふこと勿れ、我れ當あたさに代りて作すべしと。若し師自ら福樂を求むるを先首と爲し、或は衆作縫衣人を差遣すれば、代らざるも過なし。若し苾芻經を習誦する時は、應さに離聞處りもんじよにて、舊業を溫理すべし、傍人を惱ますこと勿れ、若し斷惑だんわく習定の者は、既に教法を受くれば、一處に隨つて靜意にして思へ。若し俗人あり、來りて食を請すれば、應さに糲れん稚を鳴らして、時を知りて早く去るべし、自の門徒もんたに隨つて、應さに須らく檢察すべし、衆首上座は、客苾芻に問へ、同じく去りて食するや不や、所有の房の門並びに牢く閉づるや不やと。苾芻事なければ、斷食だんじきすべからず、若し輒ただく斷すれば、惡作罪を得。若し衆僧の座物を將つて食處に往かば、牆邊に置き、或は樹下に安んじ、人をして守護せしむべし、事了らば持ちて歸れ。俗人座を借り、送り寺中に至りて相報あひらた知せず、遂に捨て、去らば、苾芻びしゆ若し見んには、應さに即ち之を内るべし、若し能くせずんば、授事人に報ぜよ。或は時に、露處に多く臥具を曬し、難緣若し來らば、應さに糲れん稚を鳴らして、衆と共に收擧すべし、苾芻びしゆ若し火の寺を燒くを見る時は、先づ自己所有の衣鉢を出し、其の次ぎに常住の贖財を出すべし、無力人をして一處に看守せしめ、其の火若し盛んならば、輒ただく入るべからず、大水の來り漂ふも、亦應さに此れに准ずべし。自財じざいを失ふに由り、交こまも廢闕あり、設し衆物を損するも、斯の苦に同ぜず、上の所制の如し、違うて行ぜざれば、並びに

處を記すべし。僧伽所有の編織坐牀は、求寂輒く坐すべからず、物を以て覆はゞ聽す、若し善く用心すれば、覆ひなきも坐すべし。凡そ聽法の時、苾芻尼來らば、編織坐牀は亦坐せしめされ、若し離欲者夜聽法の時は、應さに坐せしむべし。諸苾芻夜聽法の時は、尼及び俗人、求寂と、同一氈席に、相近づいて坐せしむべからず、授學の人亦同座せされ、雜緣あらば非犯なり。無夏の苾芻は、二夏の者と同座にして、坐すべからず、一夏の者は、四夏の者と同座せされ、若し二夏已去は、大三夏の者と、皆同座することを得。若し白衣の舍處所迄き時は、鄢波駄耶と同座すといへども非犯なり、一牀座上に於て、乃至三人亦同坐することを聽す、若し大木枯は、二人同座することを聽す、小方座は、但一人坐せよ。道路に在りて行き、臥具を借り得ば、成應さに均分すべし、理獨り用ふるなし、若し多く得ば別々に之を與へよ、若し一被ならば、彼の眠人に隨ひ、普く皆通覆せよ、施主被帳の意、多人の爲めにす、獨り披て經行すべからず、若し是れ私衣は、披行するも無犯なり。一牀に二人同臥すべからず、有慚愧の者は、無犯なり、若し行途に在り、大牀大帳を得ば、中間を衣にて隔て、同臥するは犯に非ず。木枯を重疊せずして坐し、若しは施主あり、衣物を以て地に布き、法衆を請じて、爲めに踏まんことを願はゞ、苾芻應さに愍念を生じ、無常想を起して之を踏むべし、無犯なり、外道をして、信敬を生ぜしめんが爲めの故に。若し施主あり、衆僧を請ぜんが爲めに、席褥を須ふる時は、衆物應さに借るべし、若し自ら送り來らば善し、若し爾らすんば、應さに健稚を鳴らし、門徒等をして、相率勵し、彼れに往いて之を取るべし、若し施主私縁あり、褥席を借らば、亦應さに之を與ふべし、一苾芻をして隨ひ去り、守護せしめ、應さに一邊に在りて、自ら念誦を爲すべし、若し事了りて後は、送歸せしめよ。油膩の汚れあらば、應さに澡豆にて洗ふべし、不淨の汚れは、土を用ひて洗ふべし。空露處に在りて聽法の時、若し天雨ふらば、座を棄てて去るべからず、同座の人、應さに共に收擧すべし。師子座上寶を以て莊嚴し、或は俗人、衣を持つて用

すべからず、大小行室だいせうぎょうしつに行かず、食厨しょくどに向はず、露體ろたいにて輒つひち披著ひやくすべからず、應おさに懶替らんかひを加へて、徐々じゆじゆに受用じゆじゆすべし、五處ごじよに於て意いを存ぞんし、損傷そんじやうせしむる勿なれ、或は牽けん、或は推おし、或は烟えん、或は塵じん、或は垢かなり。凡たゞそ是こゝの僧伽しやうか所有しよじゆの衣服いふくは、餘物じよぶつを以て懶替らんかひせざれば、受用じゆじゆすべからず、其の替かふるところの物、或は兩重りやうじゆ、或は多重たじゆじゆにして、亦疎破じよはにあらず、若し不淨ふじゆじゆ霑汚じゆんくあれば、尋じゆんいで即すなはち應おさに洗せんふべし。苾芻びしゆ癩病らひびやうならば、應おさに下房げふやうに住すし、下敷具げしきぐを與よふべし、自ら濟じふ能よはずんば、供侍人きやうじにんを給たませよ。若し僧伽しやうかの敷具しきぐを用もちひ、損壞そんわいあらば默然もくねんとして捨すて、不料理ふりりすべからず、破穿はせんの處ところあれば、應おさに須すらく縫補ほうふすべし、若し斷壞だんわいすれば、應おさに爲なめに連接れんげつすべし、若し修補しゆふに堪たへざれば、用もちつて燈炷てんじゆに充みて、或は拂掃ふつさうと爲なし、或は斬きりて泥どろとなし、及び牛糞ぎゆうふんに和わし、用もちつて牆壁けうへきに塗ぬり、或は孔隙くうきやくに填みめ、施福せふくを増まさしめよ。門人もんにん弟子だし毎ごとに月の八日はつにち、十五日じふごにち、二十三日にじふさんにち、月盡日げつじんにちに於て、應おさに師主ししゆの臥具ふしぐ、拂拭ふつしきを觀みて曬曝せうはくすべし、若し爲なさざれば、威惡ゐあく作さを得え。若し門徒もんたなれば、自ら須すらく料理りりすべし、賊等そくたうの怖おそれあるも、僧伽しやうかの衣物いぶつは、輕かろしく棄すつべからず、受用じゆじゆに堪たゆる者は、應おさに持ちて將もち去さるべし、持者ちしやは自ら用もちひよ、若し後怖ごお除じゆかば、應おさに本處ほんじよに還かへるべし、敷臥具しきふしぐの處ところは、先まづ灑せんぎ次つぎぎに掃はひ、其れをして淨潔じゆんけつならしめよ。復故衣ふこくいを以て、更さらに須すらく拂拭ふつしきすべし。先まづ席せきを安やすんじ已まり、方かたさに氈褥せんじゆく毼毯とんたん等の物ものを置おき、應おさに敷座しきざを用もちひ、及び經行きやうぎやうを敷しくべし、應おさに數かずば補洗ほせんすべし、經行物きやうぎやうぶつを護ごせんが爲なめの故ゆゑに。修定しゆぢやうの苾芻びしゆは、其の足あしに、三日さんにちに一度油いちどあぶらを塗ぬれ、少年せうねん苾芻びしゆは、染衣せんいの時とき、衆しゆの杜座とざに坐まし、老者らしゃ來き至きするも起たたしむべからず、事ことを廢やするを恐おそるゝが故ゆゑに。又衆食處しゆじよじよに、他人たにん先まきに至きり、已まに坐まして受食じゆじよせば、起たたしむべからず、下鹽げえんを請こひ、及び草葉くさゑを取とるに至いたるまで、即すなはち受食じゆじよと名なづく。亦また復また其そのの坐次ざじにあらずして、輒つひち受食じゆじよすべからず、若し客創きやくじゆめて至いたらば、其の大小だいせうに准あはずべからず、主人しゆじんをして、起たつて次第じだひを論ろんぜしめよ。若し坐處ざじよに於て起たつて經行きやうぎやうする時は、應おさに僧脚崎しやうけうさきを以て、或は偃帶えんたいを將もつて、其の

【三】 枯は苔と同じとある、草座であらう。後に大木枯の狀とあるから、枯は樹名とも見られる。苔は、草にて屋上を覆ふものであるが、喪には茅草の座にも用ふる字である。

凡そ是の不應作の事、慢心にして爲すと。惡作罪を得る者は、犯す時に皆須らく心念口言し、是くの如きの説を作すべし、此くの如きの事、我れ更に爲さずと。又念ず、寺中の同梵行者、我が出で行くを見れば、亦應さに擧を爲すべしと。若し路中に於て、苾芻の來るを見れば、應さに慇懃に囑請すべし。若し苾芻、路中にて他に爲めに擧することを許し、寺中に來至して、初夜に擧せず、乃至明相出で、損せずして擧すれば、惡作罪を得、若し損して擧すれば、便ち墮罪を得。損壞に二あり、一には風壞、謂はく、風吹いて卷かしむ、二には雨壞、若し表裏に濕徹すれば、此れは憶して擧せざるに據る、若し忘念ならば、但惡作を得。若し諸敷具は、是れ不淨物なり、謂はく駝牛鹿毛と、羊毛に間雜し、經緯相兼ぬ、或は木牀は佛の八指を過ぎ、或は寶莊嚴す、或は先犯等の人、及び苾芻尼の物なり、或は寺内にあらば、謂はく餘の沙門、婆羅門の處にあり、設ひ寺内に居くも、或は是れ已物、或は別人の物、若し擧せざれば、成惡作を得。一牀座に於て二人共に坐すれば、後に在りて起つ者應さに擧すべし、同時にして起たば、小なる者應さに擧すべし、若し同夏ならば、共に之を擧すべし。境想六句は、初重大輕、後には無犯なり。

僧敷具を用ふる所有の行法、今次ぎに當さに説くべし。若し諸の敷具、毒物と相雜はり、或は脂油等に雷汚せらるれば、受用すべからず、若し無觸物を防護する能はざれば、敷具を與ふべからず。諸の敷具に於て、水火等の八雜事至り、及び猛獸等の緣あらば、咸須らく囑授して去るべし、若し難緣近ければ、棄て去るも無犯なり。若し彫彩雜色莊畫の敷具あらば、僧伽應さに畜ふべし、別人は畜ふべからず、若し施主ありて、供を設くるの時、遣はして坐せしむれば、施主を怒むの故に、暫らく坐するは犯にあらず、凡そ彩畫の物は、若し個の替りなければ、坐臥すべからず、若し損壞多ければ、坐するも亦無犯なり。但是の僧伽被褥衣服は、空露處に在りて披臥すべからず、或は冒雨に住し、或は外に出で、遊行し、亦急走し、及び衣を洗染し、并びに鉢を重する等、諸餘の作務

「僧伽」と言ふは、六種の僧伽あり、一には人僧伽、二には過此僧伽、三には現前僧伽、四には四方僧伽、五には主僧伽、六には客僧伽なり。此の中の僧伽は、謂はく四方僧伽なり。「敷具」と言ふは、謂はく牀座・被褥・枕囊・小褥等なり、「牀座」と言ふは、謂はく、非法の高大牀座を除く、此れは苾芻の受用すべき所にあらず、若し坐臥すれば、惡作罪を得、若し俗人の舍に、施主を慍むが爲めに坐臥するは、無犯なり。牀る多種あり、謂はく、鎌脚小牀・跪坐繩牀・眠臥繩牀なり、「褥」は謂はく臥褥なり、長さ四肘、闊さ二肘、四邊を縫合して、貯ふるに毛絮を以てす、毛は謂はく羊毛、絮は謂はく木綿・荻苔・劫貝・蒲葦・雜絮・并びに故破物、或は藪掃衣、是くの如き物を以て、内れて褥中に在り、拍つて平正ならしめ、中に於て横堅線を以て交絡し、綿絮をして、一邊に聚在せしむること勿れ、或は毛を扞して褥となし、復表裏を安んず。「被」は謂はく臥物、「枕」は謂はく偃枕、諸苾芻食消せざるに因のが故に、世尊此れに由りて枕囊を開許す。「小褥」と言ふは、即ち坐褥なり、「空露處」とは、蔭庇なき處なり。「囑授せず」と言ふは、若しは苾芻あれば、應さに敷具を安んずる處を囑授すべし、若し苾芻なければ、應さに求寂に告ぐべし、此れ若し無ければ、近施主に囑せよ、施主なければ、應さに四方を觀、密戸鑰を藏し、方さに隨意に去るべし。若し路中に於て苾芻に逢はば、應さに須らく指的して、戸鑰の處を告ぐべし。「囑授」と言ふは、其の五事あり、彼の人に告げて曰く、具壽、此れは是れ住房、此の房觀察すべし、此れは是れ敷具、應さに掌持すべし、此れは是れ戸鑰なりと。五種の人あり、囑授するに堪へず、謂はく無慚愧、髻隙あり、年衰老、身病を帶ぶ、及び未圓人なり。「餘緣」と言ふは、謂はく是れ命難、及び淨行難なり。此の中の犯とは、謂はく、露地に於て僧敷具を置き、或は他緣の爲め、或は輕慢心、或は忘念に由り、之を捨て去る、乃至未だ勢分を過ぎざれば、惡作罪を得、若し四十九尋を過ぐれば、便ち墮罪を得。若し初め去る時に忘れ、中路に方さに憶すれば、應さに心念口言すべし、此くの如きの事、我れ更に爲さず、

【二】僧伽の説明は、僧敷具の僧の一字の解釋である。僧敷具は、四方僧伽の敷具である。四方僧伽は、一般僧伽のことである。四方僧伽は、僧伽共有である。

さしむ、佛言はく、應可して爲めに辨ぜよ、若し能くせずんば、處を移して去れ、若し住すれば惡作を得。教の須らく違すべきあり、謂はく、非理虚誑の所有の言説なり、教の須らく爲めに受を捨すべきあり、謂はく彼れ非理にして、瞋りを帯びて言ふ、教の應さに反つて聞悟すべきあり、謂はく非理にして、瞋らずして言ふ、教の當さに如説に行すべきあり、謂はく犯あり悔いしむるの言、教の須らく順従すべきあり、謂はく持戒せしむるの言なり。若し知衆事を差するに垢惡心を以てし、作すべきを作さず、作すべからざるを作す、皆墮罪を得、若し垢心なければ惡作罪を得。若し口に語らずと雖、身他を惱ます時は、去らしむれども去らず、去らしめざれば而も去る、喚び來れば來らず、喚ばざれば而も來る、有垢心無垢心並びに前に同じく墮罪及び惡作なり。不犯とは、若し茲芻、獵人の麋鹿等を逐ひ、邊より走過するを見る、彼れ來りて問ふ時は、應さには是の語を作すべし、時寒ければ應さに火に向ふべし、毒熱には冷水を飲むべしと、若し問うて休まざれば、應さに指甲を看るべし、而して後れに報へて云へ、諸佉鉢奢弭と。或は太虚を看て、彼れに報へて云へ、納婆鉢奢彌と。或は四方周徧に於て觀已り、是くの如きの念を作せ、一切の諸行は皆我あることなし、亦情あることなしと、然る後に報へて云へ、我れ實に一の有情あることを見ずと、此れ皆無犯なり。若し口に病あり、藥を含んで言はざるは無犯なり。

不學敷具學處第十四

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に諸苾芻空露地に在り、僧敷具を安んじ、棄て、出で去る。是の時世尊、天の雨ふらんと欲するを見て、手づから自ら擧置したまふ、臥具事に因り、輕心不取學煩惱に由るが故に、斯の學處を制す。若復苾芻、露地處に於て、僧敷具及び諸牀座を安んじ、去る時自ら擧せず、人をして擧せしめず、若しは苾芻ありて囑授せざれば、餘縁を除くが故に、波逸底迦

【一〇】不學敷具學處、舊の露處敷僧物戒。

は、突色訖里多罪を得、若し善人に於て善人想を作し、疑ひて嫌毀する者は、波逸底迦を得。善人に惡人想するは無犯なり、若しは傍生に託して譏謗を興し、或は方言を解せざる者に對し、有人に無人想し、或は復此れに翻す、或は所對の境に、清淨の苾芻なければ、皆惡作罪なり。

違惱言教學處第十三

佛憍閃毗國瞿師羅國に在しき。時に闍陀苾芻、既に罪を犯じ已りて、諸苾芻勸めて改悔せしむ、便ち異言惱亂を説き、衆苾芻應さに正しく教悔すべきに於て、白四羯磨の呵責を作す。若し黙して惱まさば、亦乘法呵責す、衆法を得ると雖、仍ほ改めざれば、若しは語、若しは默、或は兩俱、違惱事輕毀の煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し苾芻、違惱言教するものは、波逸底迦なり。違惱言教」と言ふは、謂はく、諸苾芻如法に教ふる時、此れは是れ作すべし、此れは作すべからずと、既に語を聞き已りて、遂に便ち教へに違ひ、不忍の言を出し、或は默然として應答せず、如し苾芻あり、苾芻に問うて言はく、爾是くの如き相貌の苾芻及び俗男女を見るや不やと、便ち惱心を作して之に答へて言はく、此くの如きの人我れ會て見ず、但兩脚の此れより去るを見ると。或は時に默惱す、皆墮罪を得。是くの如く乃至片に惱心あり、詭誑異説し、或は時に默然す。若し僧伽及び清淨苾芻に對し、教に違惱する時は、咸墮罪を得、或は他問ふ時先きに語り、後に默すれば惡作罪を得、若し僧伽及び尊重類の稱理の教に於て、垢心違惱すれば亦墮罪を得、非稱理の教に違惱の言を作せば、惡作罪を得、僧伽教勸し、此の事を作さしむるに、彼の事を作さば、亦墮罪を得。稱理の教に於て、稱理想し、疑ひ、違すれば皆墮罪なり。不稱理教に稱理想を作し、疑へば、惡作罪を得、若し稱理教に不稱理想を作せば、違すと雖無犯なり、若し不解語人に對して違惱すれば、亦惡作罪なり。若し賊教に違惱すれば、惡作罪を得、如し賊苾芻をして、阿蘭若に於て、我が爲めに食を作

【九】違惱言教學處、是れは道宣の所謂身口綺戒にして、【四分】には第十二に列す。

さに極めて詳審にして、傷損せしむること勿れ、若し行動する時、及び牽曳あり、湯水を傾瀉し、并びに灑掃の時、損害の心なくして、損すといへども無犯なり。然るに諸根種及び果菜は、應さに淨すべき者は、先づ淨を作し已りて、後に方さに食用せよ。淨法に五種あり、火淨・刀淨・薙淨・鳥淨・瓜淨なり。又五種あり、墮破淨・拔出淨・振斷淨・擊破淨・非種淨なり。若し蒲萄、瓜果は總じて一聚と爲す、三四處に於て、火を以て之を炆す、此れを便ら淨と爲す、若し刀瓜は、一々に皆須らく別淨なるべし。又生種の中に、但損する者あれば、此れ即ち是れ淨なり。然るに種中に於て不熟種あり、蒸煮せられ已りて食すれば、皆非犯なり。若し苾芻、自ら刀等を以て淨を作さば、食する時無犯なり、淨せざれば墮罪を得、若し火を以て淨すれば、自煮の過あり、然も不淨地中に於て、又内煮あり、並びに食ふべからず、他をして淨せしむる時は、内煮は自に同じ、若し險途を涉るに、未近圓者なし、及び饑餓の世は、淨せざるも犯にあらず。

嫌毀輕賤學處第十二

佛王舍城に在しき。時に實力子、大衆差して臥具を分ち、并びに食を知らしむ。次ぎの時に蜜咽羅步弭迦兄弟二人、數ば行いて誑謗す。大衆乘法呵責を知ると雖、仍ほ對面輕毀し、又方便譏刺の言を作す、輕毀事、輕毀の煩惱によりて、斯の學處を制す。若し復苾芻、苾芻を嫌毀輕賤する者は、波逸底迦なり。「嫌毀」と言ふは、謂はく他を毀謗す、或は對面、或は私屏にあり、此の中對面過を生ずとは、若し苾芻あり、衆差を被り已り、輒ち其の人に於て嫌毀を爲す者は、應さに白四呵責を作すべし、既に法を得已りて、彼の十二種人に於て衆差を被らば、若しは對、若しは背、嫌毀を爲す者は、咸墮罪を得。若し衆未だ呵責法を作さざる時は、輕毀を作す者は、但惡作を得。若し惡人に於て惡人想を作し、嫌毀する者は無犯なり、若し惡人に非惡人想を作し、疑ひ、對面嫌毀する者

【八】嫌毀輕賤學處。「四分」に嫌罵僧知事戒第十三。

するが故に、四には開裂種、謂はく桃、杏、豆等、種子開裂して、芽乃ち生ずるが故に。五には異子種、謂はく穀、麥等異類の諸種是れなり。又釋す、穀、麥等も、亦開裂に因りて方に芽を生ず、是れ開裂種なり。其の異種子に播するは、牛角に因りて、能く荻等を生ずるが如く、或は羊毛に因りて、青稜を生じ、牛糞聚に於て青蓮華を生ずるは、異類より生ずれば、異子種と名づく、或は子子種といふ、子より生ずるが故に。「有情村」と言ふは、謂はく是れ林薄くして、諸有の鬼神、鳥獸等、生命を稟くる者之に託して住す、猶ほ人村のごとし。有情といふは、謂はく、諸の禽獸蚊蟻蛇蠍及び蜂蟻等なり。「他をして壞せしむ」と言ふは、壞は是れ拗拉拔掘斬截催傷の總名なり。若し苾芻、諸の種子及び生草木に於て、種子生草木想あり、或は復疑ひを生じ、而も刀爪を以つて、及び甄石水火杵木灰汁沸湯を以て、或は是れ水生出して乾死せしめ、或は柴を牽いて損ぜられ、或は經行の處足を以て踰傷し、隨ふに、何の縁を以てするも、或は自或は他、故らに損壞を爲す者は、皆本罪を得、若し傷けされば、惡作罪を得、若し前境に於て、別々に損壞すれば、損する所あるに隨つて、皆墮罪を得、多くの方便に於ては、皆惡作を得。若し一方便を以て便ち多種を壞すれば、一惡作を得、多本罪を得、若し多方便を以て一種を損すれば、上に翻じて應さに知るべし。餘の學處に於て、境に望め、心に望め、因果の罪を論ずる、此れに准じて應さに説くべし。若しは樹葉新生し、及び斃朽皮、若しは華已開、或は萎黃葉、或は成熟果、此れを損落すれば、皆惡作を得。若しは活根、若しは青葉、若しは生皮、華未開、華未熟は、皆本罪を得。若しは青苔、浮萍等、水中に動搖すれば、咸惡作を得、擧して水を出す時は、便ち本罪を得。若し地甄石に有縁の苔生なる蛇蓋菌を、而も損壞する者、或は竿笠瓶衣に、白醜を生じ、而も受用す、損動すれば、咸惡作を得、他をして拂淨せしむれば無犯なり。「諸の有情村に生命の居あり」とは、損するに隨つて罪を得。窠木だ卵を生まず、或は時に敷壞すれば、除く者は無犯なり。若し諸の生命を移さんと欲すれば、應

作等の想を作し、疑ひ、六句皆犯あり。無犯とは、自の實心により、發言陳説するなり。

第二攝頌に曰く、

種子と輕と憒教と

安林と草炭と牽と

強住と脱却林と

澆草と應三二となり

壞生種學處第十一

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に苾芻あり、先きに是れ工師なり、寺を造らんがための故に、遂に便ち天神堂に近き、形勝の大樹を斬伐す。時に樹天神、即ち其の夜に於て世尊の所に至り、具さに上事を陳ぶ。世尊知りたまふ時に、神を安慰し已りて、諸の苾芻に告げたまはく、汝等樹木を斫伐すべからず、若し營事の苾芻樹を伐るを須ふる時は、去る七八日に、應さに樹下に於て曼荼羅を作り、三啓經を讀誦すべし、次ぎに應さに爲めに布施呪願を作すべし、又十不善道は、是れ墜落の因、十善業を修すれば、解脱の果を獲と説け、復告げていふべし、此の樹に若し天神の居あらば、應さに餘處に向ふべし。今伽伽の所須となり、或は寧觀波を作らば、此の告を作し已りて、方さに之を伐るべし、若し異相の現するあらば、更に應さに爲めに、讚陀那功德毀慳惜の業を爲すべし、仍ほ變怪を現すれば、更に伐ることを得ず。又六衆苾芻、手に自ら草木を誅伐す、外道俗人見て譏嫌を生ず、悲愍の心なく、生を損じて宅に住すと、種子及び鬼神村の事に因り、譏嫌無悲の煩惱を以て、斯の學處を制す。若し復苾芻、自ら種子と有情村を壞し、及び他をして壞せしむれば、波逸底迦なり。「種子村」と言ふは、種子の村を種子村と名づく、村は是れ聚の義なり。種子同じからず、其の五種あり、一には根種、謂はく香附子及び薑、芋等、根に因りて生ずるが故に。二には莖種、謂はく菩提樹及び石榴等、莖に因りて生ずるが故に。三には節種、謂はく甘蔗、竹等、節に因りて生

【七】壞生種學處、「四分」にも壞生種戒で、同じく十一戒である。

じて利物と言はゞ、亦食を攝す、「與」とは、謂はく、衆に與へず、餘の別人に與ふ。此の中の犯とは、不迴に不迴想し疑ふは波逸底迦なり、迴に不迴想を作し、疑へば惡作罪を得。無犯とは、迴及び不迴に、而も迴想を作す。

六 輕呵戒學第十

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、半月半月に波羅底木叉を聽く。波羅市迦を説くを聞く時、默然として住す、僧伽伐尸沙等を説くを聞く時、便ち不忍を生じ、言を出して輕毀す、波羅底木叉の事、慢法煩惱に因りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、半月半月に戒經を説く時、是くの如きの語を作す、具壽、何を用つて此の小は小に隨ふ學處を説くことを爲さん、是の戒を説く時、諸の苾芻をして、心に惡作惱悔懷憂を生ぜしむ、若し是くの戒を輕呵することを作さば、波逸底迦なり。「半月」と言ふは、謂はく半月半月なり、戒經を説く時は、謂はく、四波羅市迦より、終り七減淨法に至るまで、亦是れ總じて、諸事及び雜碎等の所有の學處を攝す。「何を用つて」と言ふは、是れ輕呵の相、數ば罪を犯すに由りて、罪を説くを聞く時、情不喜を生じ、遂に即ち輕呵す。「小は少に隨ふ」と言ふは、謂はく下三部なり。「學處」と言ふは、謂はく是れ三學所住の處を、名づけて學處と爲す。「心に惡作を生ず」とは、愛非愛に於て、應さに作不作なるべし。心に悔恨を生ずるを、名づけて惡作と爲す、惡作に由るが故に。熱惱の害心あり、名づけて惱悔と爲す、情憂感を生ずるが故に、懷憂といふ、是の呵を作す時、便ち墮罪を得。若し十七事の尼陀那目得迦處に於て、五を増し、六を増し、十六を増し、摩納毘迦處、及び餘の經典と毘奈耶相應の事に於て、而も輕呵する者は、皆波逸底迦なり、若し此の毘奈耶と相應せざる經教を、而も輕呵するは、惡作罪を得、若し苾芻尼等をして、惡作を生ぜしむれば、並びに惡作を得。他の實に惡作等のことなきを知り、無惡

【六】輕呵戒學、即ち「四分」には、第七十二戒の毀毘尼戒に當る。

佛薛舍離城跋窣末底河の側に在しき。諸の苾芻あり、先きに未だ得ざる所、而も今之を得、上人法を以て、未近圓者に向つて説く、其の事前に同じ、求利煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻實に上人法を得、未近圓人に向つて説けば、波逸底迦なり。「上人法」とは、義上の如し、中に於て別なるは、虚實重輕に差別あるが故に。前は是れ吐羅なるは、此れは惡作を得、前はれ惡作なるは、此れ還た惡作なり。此の中の犯とは、謂はく、實に上人法を得、未近圓人に向つて、説いて我れ得たりと言へば、波逸底迦を得。若し非人及び癡狂等に對し、并びに先きに等を犯じ、而も向つて説かば、惡作罪を得。或は書印を爲せば、惡作罪を得。若し苾芻、手中に果を執り、他に問うて言ふあり、仁果を獲たりやと、意此の果に在り、答へて得たりと言はゞ、惡作罪を得、意聖果に在り、答へて得たりと言はゞ、波逸底迦を得。若し俗人に對し、神通を現すれば、惡作罪を得、若し苾芻尼大師の前に對し、神變を現すれば、亦惡作を得。無犯とは、聖教を顯はさんが爲めに、希有事を現じ、自ら己徳を陳ぶ、或は彼の所化の有情の心をして、調伏せしめんと欲するが故に、説くと雖罪なし。

■ 謗迴衆利學處第九

佛王舍城に在しき。時に實力子衆の爲めに營務し、三衣破壊す。世尊因りて、羯磨して衣を與ふることを聽す。時に蜜吐羅步弭迦の二人、宿世已來、實力子と常に怨嫌あり、遂に便し惱謗す、諸苾芻衆、淨事を起す、不忍煩惱に因りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、先きに同心して許して後、是の説を作さく、諸具壽、僧の利物を以て、親厚處に隨つて、廻して別人に與ふとは、波逸底迦なり。「先きに同心して許す」と言ふは、謂はく、已情、同じく作す所の事に和す。「親厚に隨ふ」とは、謂はく、阿遮利耶、即波駄耶共住の門人なり。「利物」とは、衣なり、緣起に據りて説く。通

【四】 謗迴衆利學處、これは「四分」の、同羯磨後悔戒に當る。「四分」には、第七十四戒に列す。
【五】 二人は、兄と妹と二人なり。

麁惡と爲す。「衆羯磨を除く」とは、廣額苾芻、松樹苾芻尼に因るが故に、世尊制して羯磨を與へしむ。諸の俗衆に告げ、先づ誰か能くすると問ひ、次ぎに白二羯磨を作し、差遣して既に得法し已れば、方さに告語することを聽す、若し怖畏して、彼れ獨一にて能くせずんば、應さに單白を作して、合衆共に告ぐべし、一人に於て、害を爲し易きに由るが故に。須らく衆人に告げて、知らしむるを須ふる所以は、三寶を損滅することを遮するが爲めの故に、破戒の惡黨の増すを遮するが爲めの故に、惡友を棄て、善友に近かしめんが爲めの故に。又衆人の心を將護せんが爲めの故に、彼れ總じて同惡行と謂ふことなきが故に、亦總じて諸の苾芻等、多く戒を犯じ、行想覆蓋すと謂ふことなきが故に、又其れをして、白衣の舍に於て、斯れに因りて更に無益の事をなさしむることなきが故に。若し苾芻、彼の俗家に於て、他先きに苾芻の麁惡罪を知らざるに、不知想を爲し、疑ひ、苾芻の麁惡罪を告語すれば、波逸底迦を得。他若し先きに知るに、不知想を爲し、疑ひて他に語らば、惡作罪を得。此れ得法に據りて其の四となす、若し未得法を、知と不知とに望めて、亦其の四と爲す、得罪は前に同じ。姪欲相應の罪を與ふるを除き、餘の犯事及び壞見等を以て他に告語し、或は自身に於て麁惡罪あり、未近圓に向つて説き、或は他に告ぐる時、他領解せず、或は苾芻尼に向つて、己れの麁罪を説かば、威惡作を得。麁罪に麁罪想す等の六句は、前の如く應さに説くべし。衆法を得ると雖、已知人に於て私忿の心あり、而も向つて説かば、亦惡作罪を得。此れに由りて應さに知るべし、出家の人の所有の言説は、皆利益の爲めにす、私忿にて他に道説すべからず。無犯とは、謂はく、城邑聚落の内に遍く、並びに悉く知聞す、若し他知らざるに、已知の想を作し、或は見諦の人、他に説くは無犯なり。

實得上人法向未近圓人說學處第八

【三】實得上人法向未近圓人說學處、即ち實得道向未具者說戒。

は方言、若しは國法、時に隨つて吟詠して唱導を爲すは、斯れ亦無犯なり。苾芻律も、亦應さに習學すべし、尼來りて請學すれば、如法に教示せよ、若し疑問あらば、善く爲めに開釋を爲せ。若し講誦の時、其の因縁、所在、方處を忘るれば、六大城の隨一に於て、應さに説くべし、若し國王并びに大施主、及び鄔波斯迦の名を忘るれば、應さに隨意に勝光大王・給孤獨長者・毘舍佉鄔波斯迦と稱ふべし。若し昔日の本起因縁を論ずれば、國を婆羅痾斯と云ひ、王を梵摩達多と名づけ、長者を珞陀那といひ、鄔波斯迦を闍婆灑陀といふ。又苾芻の住處は、常に月の八日、及び十四日に於て、小食時に至り、撻稚を鳴らして大衆を集め、香華を設けて經法を聽く、外道ありて來れば、應さに方便を設けて、彼をして出で去らしむべし、應さに著宿を請じ、情度敬を存すべし、善威儀者、宜しく聖言を宣説すべし、利を求めて以て、活命を爲すべからず、惡作罪を得。若し非法を説けば、上座應さに遮すべし、又説法人は、多く門徒を領して、以て侍徒と爲すべからず、彼れ自ら隨つて行く者は無犯なり。既に彼れに至り已りて、師子座に踞し、双足を下垂し、若し讀經者は、前に高案を置き、用つて經典を承け、香華を嚴設し、説法の師は、若し他請はざるに、輒く人の爲めに説けば、越法罪を得。

二 向未近圓人説他僇罪學處第七

佛室羅伐給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻中に、一年老の苾芻あり、僇伽伐尸沙罪を犯す。餘の苾芻知りて、未近圓人に向つて説き、彼の老少をして、共に相輕賤せしむ、此れ未近圓事不忍煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、他の苾芻に僇惡罪あるを知り、未近圓人に向つて説かば羯磨を除いて、波逸底迦なり。「未近圓人」とは、上に説くが如し。「僇罪」といふは、謂はく、初二部及び彼の方便なり。此の中の意は、姪と相應する自性方便を顯はす、是れ纏染の故に、名づけて

【三】 向未近圓人説他僇罪學處、即ち舊に向非其人説僇罪戒。

經を聽かしめ、或は王處に在り、或は信敬の人、或は是れ首領ならば、並びに皆非犯なり。五種の人あり、爲めに毘那耶藏を説くべからず、謂はく性知るところなく、強ひて異問を生じ、或は爲めに疑を除かずして問を發し、或は試み弄するが故に問ひ、或は他を惱ますが故に問ひ、或は過失を求むるが故に問ふ、上の五人に返して、爲めに説くは非犯なり。無犯とは、謂はく、若しは語吃、若しは性急言、若しは同じく誦して、爲めに文句を正し、若しは教授の時、先づ彼れに告げて言はく、汝、我れと同時にすること勿れと、而も説いて同じと雖無犯なり。若し未近圓に未近圓想を作し、後に在りて想并びに非法想すと説くは、並びに皆無犯なり。

因みに授法の言、次ぎに授受の行法を明す。四威儀の中、皆授受することを得。其の受法は、三威儀を具す、敬法の爲めの故に、眠受すべからず、弟子の法は、若しは老、若しは少、彼の師の所に到り、合掌鞠躬として、方さに請問を申ふ、四大安きや不やと、應さに敬仰を生ずべし、直心無諂にして、所疑を請決し、一心に善く領して忘失せしめず、若し疑なければ、常の如く受法し、足を禮して退け、若し師出でて行かば、後へに隨つて去れ、若し師坐すれば、自ら應さに踞蹠し、或は卑座に居るべし。其の師もまた、彼の學徒を敬すべし、輕慢を生ずること勿れ、虚心にして法を授與して憍むことなし、善く領し善く答へ、忍あり悲あり、恚恨を懷くことなく、業を受くるものをして、情疲惱ならしむ。常給侍の者は、應さに數ば教授すべし、性愚鈍の者は、亦應さに偏へに教ふべし。若し吟咏の聲を作して法を授くれば、惡作罪を得、若し説法の時、或は讚歎を爲し、隱屏處に於て、吟諷の聲を作し、經を誦するは非犯なり。外書典籍を讀誦すべからず、若し異道を降伏せんが爲め、自ら力あるを知り、日に三時を作し、兩分勝時は、應さに佛法を學すべし、一分下時は、應さに外典を習ふべし、年月を計して以て三分と爲さず。夜も亦三時、初後は定を習ひ經を誦し、中間は繫心寢息す。若し婆羅門の誦書の節段音韻を作して讀誦すれば、越法罪を得。若し

卷の第九

與未近圓人同讀誦學處第六

爾の時薄伽梵、室羅伐城給孤獨園に在しき。六衆苾芻、未近圓人と共に、聲を齊うして讀誦す、婆羅門の如く、喧嘩雜亂にして、譏損を招致す、其の事前に同じ、慢法煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、未近圓人と、同句讀誦して、法を教授すれば、波逸底迦なり。「未近圓人」と言ふは、苾芻苾芻尼を除き、所餘の人は是れなり。人といふは、假にして實にあらず、四種の義に由りて、假りに説いて人と爲す。謂はく、世俗に順するが故に、言説を爲し易きが故に、又人なしと聞かば、恐怖を生ずるが故に、自他得失の事を陳べんが爲めの故に。「同句」と言ふは、謂はく同句に説く、或は先句に説く、或は同字に説く。或は先字に句を説くとは、所謂一伽陀中の四分の一は、俱時にして説くを、名づけて句を同うすと爲す。若し阿遮利耶未だ説かざるの時、弟子先きにありて抄説すれば、是れを句を先きにと説く。「授」は謂はく受學の人に授與す、「法」は謂はく十二分教なり。又有るが説いて云はく、此の中の法とは、毗奈耶相應の法を與ふと、既に未具を遮す、具らば便ち犯にあらず。若し苾芻、所授人に於て、實に未近圓に未近圓想を作し、或は疑ひ、或は同句、或は先句、或は同字、或は先字にして、説を授くれば、波逸底迦を得。近圓人に於て、未近圓の想を作し、疑へば惡作罪を得、或は非人・傍生、或は狂亂心、或は苦所纏・癡・聾・盲等、同句に説く時は、威惡作を得。同句等を以て未圓人に望むれば、應さに四句を作るべし、事に隨つて應さに思ふべし。法に法想を作し、疑ふは、前の如く應さに説くべし。若し俗人あり、過失を求め、或は偷法心の爲め、或は信敬なく、或は所知なく、或は是れ外道律教と相應するの語を以て、彼れをして聽かしむれば、彼れ若し聽く時は、皆墮罪を得。若し賊爲めに罪相を説くを聞くことを樂ひ、或は戒

【一】 與未近圓人同讀誦學處、舊に與未受具人同讀戒。

識知人、或は蔑辰車、或は眠・醉・入定、或は愚癡、或は男に欲意なく女に染心あり、或は時に此れに翻す、皆悪作を得、縦ひ是れ聰敏なるも、亦説くべからず。

與女人說法過五六語學處第五

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に耶陀夷苾芻、善く身相を知り、諸の女人を見て、其の陰處を説く、異の記驗あれば、因つて爲めに説法す、譏嫌を招致す、遂に便ち遮制す。利益を觀るによりて、復更に開して、五六句を齊ることを聽す。時に六衆苾芻故らに句説を増し、彌蕪等を以て有智人となし、法事を説いて、姪染過限し、待緣義嫌の煩惱に因りて、斯の學處を制す。若し復苾芻女人の爲めに説法し、五六語を過ぐれば、有智の男子を除いて波逸底迦なり。「女人」と言ふは、謂はく、能く善惡の言義を解す。「法」と言ふは、謂はく、是れ如來の親しく宣説するところ、或は聲聞の所説も、亦名づけて法と爲す。「過ぐ」と言ふは、謂はく、五六語に於て、更に多く説を爲す。「五六」と言ふは、五は謂はく五蘊、色は是れ無常、受想行識も亦復無常と言ふが如し、六は謂はく六根、眼は是れ無常、乃至意も亦無常と言ふが如し、五六相應の所有の言語を、五六語と名づく。此の中の犯とは、謂はく、五を過ぎて六に至り、六を過ぎて七に至る。其の無犯とは、有智の男子に對す、謂はく、是の人は越ち善惡の言を識る、或は在家人或は出家者にして言説容儀皆姪蕪なきを、有智人と名づく。又有る釋に云はく、設ひ女人に對して説くも、亦無犯なり、猶ほ捨戒に、有智男に對するが如し、女人といふと雖、智男子に同じ、此の女に對して、邪説なきによるが故にと。又無犯とは、謂はく、閣上に於て爲めに五語を説き、下中層に至りて、足して六語と爲し、下地に至る時、加へて七語に至る、此れ處別なるにより、説くといへども無犯なり。或は時に彼の女の所誦の義、數を過ぎて諮問せん、或は是れ聰明にして、轉だ疑問を生じ、或は苾芻語吃、或は性急にして頻言にして、若しは答へ、若しは過ぐるも無犯なり。無智の男子に無想及び疑等、若し五六語を過ぐれば過を作す、五六想・疑・境想の句數上の如し、應さに思ふべし、若し半擇迦等、或は無

【二】 與女人說法過五六語學處、即ち與女人說法過限戒。

【三】 有智の男子とは、苾芻説法の時、其の席に於て、説法に姪事等のことのないことを證明すべき、證人として立合ふべき男子のことである。有智といふ語は、其の説法について、理解力を有することの意味なのである。此の有智の男子立合の時には、五六語に限らないのである。

爲めに捨羯磨を作さば、時に當りて、睡者白を聞くも亦成ず、若し睡眠入定人、但白を聞けば、足數を成するを得。或は時に合衆既に白を作し已れば、並びに皆睡者亦捨置を成す。若し睡時に於て白を作さば、捨置を成ぜず。若し白を作す時、雜事の起るあり、乃至一人聞くを得ば、其の白亦捨置を成す。乃至七種羯磨に成不成あり、上に准じて應さに説くべし。苾芻羯磨を、苾芻尼羯磨に望むるに、其の事皆別なり、唯二部共所作法を除く。「諍事」と言ふは、事是れ諍の所依、此の事に託するに由りて、諍競便ち生ず、諍に四種あり、一には諍論諍事、二には非言諍事、三には犯罪諍事、四には作事諍事なり、此の中の差別に其の多種あり、廣文に説くが如し。如法に諍事を斷じ已りて「除滅す」とは、謂はく事消殄す。「發舉」と言ふは、謂はく、其の諍に於て、善く爲めに斷じ訖る、惡心遮止して毀破せんと欲す、故に名づけて發舉と爲す。此の中の犯とは、若し此の諍論諍事、或は餘の諍事、如法に除殄あるを知り、除殄想を爲し、或は復疑を生じて毀りて更に發舉すれば、波逸底迦を得。不如法殄に、如法想を作し、疑ひて遮止する者は、惡作罪を得、法と非法とに、非法想を作して、發舉する時は、二俱に非犯なり。五種の人ありて發舉羯磨す、一には是れ主人、二には秉法人、三には與欲人、四には述情見人、五には是れ客人なり。所秉事に於て、若し初中後咸悉く知る者を、名づけて主人と爲す、當時衆内に羯磨を秉る者を、秉法人と名づく、有縁にして集まらざるを、與欲人と名づく、此の諍中に於て、已見を宣陳するを、述情見人と名づく。五種の人あり、非法に已見を宣陳す、一には別部住人、二には未近圓人、三には已被治人、四には法所被人、五には犯重人なり、此の五を言ふ時は、咸應法にあらず。若し初中後に於て了知すること能はざれば、之を名づけて客と爲す。前三發舉すれば、便ち本罪を得、後二破する時は、但惡作を得。苾芻尼も亦惡作を得。若し發舉する時は、言を以て彼の前人に告げて解することを知り、便ち本罪を得。

【一〇】 諍論諍事は、舊に言諍、教義上の諍、非言諍事は、舊に寬諍、過去に犯せし罪についての諍、犯罪諍事、舊に犯罪、現在の犯罪についての諍、作事諍事、舊に事諍、羯磨作法についての諍である。

八には異居者、謂はく、界内に居して空に處る、九には治罰者、謂はく、界内に在りて衆に捨置せらる、十には言無軌則者、謂はく口の四過を具す、十一には捨威儀者、謂はく座より起ちて去る、十二には不住本性者、謂はく、苾芻學處背て勤せず、非所爲に於て、常に樂み作す、十三には盡形治者、謂はく授學人、十四には爲めに如法羯磨を作す。何者か是れ呵すべき人、謂はく清淨人なり。軌則ありと言ふは、則ち住して衆中に在り、威儀を捨てず、本性に住する人、若し兼非法羯磨に呵すれば並びに呵を成す、其の人の爲めに如法事を乘るといへども、情樂欲せざれば、呵して亦呵を成す、如し十二種を差し、若しは求寂及び正學女、爲めに受具する時、或は求寂女に二六法を與へ、及び遍住を與へ、乃至出罪に、若し其の事を解して呵すれば、亦呵を成す。「僧伽」と言ふは、謂はく四人等なり。若し一人を少くも僧伽にあらず、故に作法成ぜず、若し授學人を以て衆の數を足し、或は俗人、或は屬佗類、或は先犯重、或は壞尼者、或は造無間、或は是れ外道、或は歸外道者、或は賊住者、或は衆不和、或は不共住、或は行遍住、或は是れ鬻人、或は不解語を以てし、或は黨に非黨を足し、或は復此れに翻す、或は衆地に在り彼れ空中に在り、或は時に此れに翻す、此くの如き等を以て、衆數を足さば、作法を成ぜず、惡作罪を得。若し衆、衆の爲めに羯磨を作さば、寢吐羅罪を得、是れ破僧の方便なるを以ての故に。「如法」と言ふは、謂はく、佛の所説の法の如く、如し人和すれば、名づけて如法と爲す。若し此れに異なれば、名づけて非法と爲す。此れに五種あり、一には非法別、二には非法和、三には如法別、四には似法別、五には似法和。「非法」と言ふは、謂はく解くべからずして解く、或は自二白四に、白を作さずして羯磨を作す、或は復此れに翻す、是れを非法と名づく。「似法」と言ふは、謂はく、羯磨すべからずして羯磨を作す、或は前に羯磨を作して、後に白を作す、是れを似法と名づく、羯磨の法は、過ぐれば便ち成就す、減すれば則ち成ぜず、若し授學人等を以て、行籌を爲さば、應さに知るべし、此れ亦羯磨を成ぜず、若し

あり、餘の苾芻に向ひ、毀謗語を作して、鬪諍せしめんと欲し、某甲苾芻曾て某處に於て、數は是くの如き不僿益語を作さば、此の語を作す時惡作罪を得、若し氏族等を以て陳說すれば、事の輕重に隨ひ、罪を得ること同じからず。離間語を爲す時、他をして解了せしむれば、便ち本罪を得、他を待つて離間事を爲すを要せず、或は身空に在り、前人は地に在り、或は身は地に在り、前人は空に處る、或は身は界内にあり、他は界外に在り、或は身は界外に在り、他は界内にあり、或は俱に界内、或は俱に界外なるは、皆本罪を得、若しは授學人と同善苾芻とを離し、或は求寂に於て苾芻を離間し、或は復此れに翻すれば、及び先きの犯人等は、並びに惡作を得。離間の意を作して、他了せざる時は、但惡作罪を得、此事を此事想す、六句上の如し。其の無犯とは利益心を作し、或は惡友に於て、其れをして離間せしむるは、犯縁上に同じ。

發舉歿諍羯磨學處第四

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、如法に羯磨して、歿諍し已る、而も更に發學し、起諍事不忍煩惱に由り、斯の學處を制す。若し復苾芻、和合僧伽、如法に諍事を斷じ已る事を知り、後羯磨に於て更に發學すれば、波逸底迦なり。「知る」と言ふは、謂はく、羯磨事は是れ如法なりと知る、或は自ら能く知り、或は他に因りて知る。「和合」と言ふは、是れ別住に非るなり、謂はく、諸苾芻、界内に和合し、現前に作法す、與欲すべき者は與欲す、訶すべきもの訶せず。十四人あり、是れ訶すべからず、一には愚小者、謂はく、其の惡を思ひ、其の惡說を説かんと思ひ、爲すべからざる事を、強えて爲す、一には無知者、謂はく三藏を持せず、三には不分明者、謂はく文義に閉はず、四には不善巧者、諸の言議に於て、善く分別せず、五には無羞恥者、謂はく波羅市迦を犯す、六には有瑕隙者、謂はく曾て鬪諍せる人、七には在界外者、謂はく界外、或は界内と雖離處に居る、

【九】發舉歿諍羯磨學處、是れは舊の發諍戒。「四分」には第六十六戒にあり「十誦」も第四である。

は、謂はく五部等の身たり、「慚惱」と言ふは、謂はく瞋恨慚嫉等なり、「無戒」と言ふは、謂はく、先きに重を犯すの人、謂はく求寂の時、及び近圓の後に、而も重禁を犯す、或は近圓の日衆和合せず、是れ賊住の人、半摩迦の類、壞苾芻尼、或は是れ非人・狂心・悖逆・瞋首瘡腫、此等の諸事、他人を毀訾すれば、若しは實、若しは虚、他領解する時、威本罪を得。「非類」と言ふは、汝は是れ苾芻尼・式叉摩拏・室羅末尼等、室羅末尼離と言ふが如し、皆惡作罪を得、若し苾芻尼乃至俗人を毀るも、威惡作罪を得、若し苾芻尼、苾芻尼を毀る時も、亦障罪を得、若し苾芻等を毀れば、惡作罪を得、若し求寂等、苾芻等に於て、上の諸事を以て、毀訾して言はゞ、威惡作を得、諸餘の學處も此れに類して應さに知るべし。中方人に對して邊地語を爲し、邊地人に對して中方語を爲し、若し他解すれば、根本罪を得、若し解せざれば、惡作罪を得、書印等を作すも、亦皆惡作なり、此事を此事想す、六句の中に於て、四は犯、二は無犯なり。其の無犯とは、若し種姓を以て、名を簡びて説く、謂はく、婆羅門苾芻某甲と。又無犯とは、先きに惡心にあらず、錯誤して説く、或は教誨の意の爲め、或は饒益心を作す、犯縁上に同じ。

離間語學處第三

佛室羅伐城給孤獨園に在しき、六衆苾芻の事により、門徒を攝受する煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、離間語するが故に、波逸底迦なり。「苾芻離間語するが故に」と言ふは、謂はく惡心を作して、他をして離間せしめ、而も其の語を發し、或は資生を求め、或は無益を作し、或は性嫉妬、或は福業の事を爲す、謂はく諸語依止等なり。若し苾芻、一に於て、一を離し一に於て二を離し、一に於て多を離し、一に於て衆を離す、或は二に於て一を離する等、乃至衆に於て衆を離するの句、亦是くの如し。然も此の中に於て、事に輕重あるも、罪名に別なし。若し苾芻に離間の意

得、若し此れに由らざれば、便ち捨學を成す。無犯とは、彼の三根に稱ふ。想に依りて、陳說すれば是れ妄語罪なり、四支は犯を成す、一には是れ苾芻、二には妄心を作す、三には説語分明、四には前人領解す。所餘の學處も、言と相應する者は、咸類して知るべし。佛の弟子は、言常に實を説く、盟つて自ら雪ぐことを爲すべからず、他の不信を表するが故に、設ひ誣謗せらるゝも、亦誓ひをなすべからず。

毀訾語學處第二

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆諸苾芻を罵りて、擧跋等と爲す、出家事不忍煩惱によりて、此の學處を制す。若し復苾芻、毀訾語するが故に波逸底迦なり。「毀訾語」と言ふは、所犯の事を明す「故に」とは、第五轉聲、因りて起るの義に目づく、此れに由りて因と爲し、波逸底迦の罪を得、若し故にの字なければ、義相屬せず、諸餘の故にの字、此れに類して應さに知るべし。若し苾芻毀訾の意を作し、或は瞋忿に因り、或は傲慢に因り、苾芻の處に於て、八種に毀訾し、前人の耻を生ずると、耻を生ぜざるとを問はず、咸皆罪あり。八種と言ふは、一には氏族、二には工巧、三には形相、四には疾病、五には破戒、六には煩惱、七には無戒、八には非類なり。「氏族」と言ふは、謂はく、婆羅門・刹帝利・薩舍・戍達羅種なり。若し汝は是れ婆羅門、刹帝利種と言はゞ惡作罪を得、他を毀る心を作すが故に、若し婆羅門、刹帝利所有の工巧、汝當さに之を學すべしと言はゞ、亦惡作罪なり。若し汝は是れ薩舍、戍達羅種なり、或は下賊の所生なりと言はゞ、皆本罪を得。「工巧」と言ふは、業を營むこと同じからず、復多種あり、謂はく、捕魚人・客縫人・鐵・瓦・竹木、剃髮等の入、舞樂・奴婢・賤品・傭賃、斯等の業を以て前人を譏罵し、或は汝當さに此れを學すべしと言ふ。「形相」と言ふは、謂はく、跛・跛・侏儒等なり。「疾病」と言ふは、疥癩癰疽等なり、「破戒」と言ふ

【七】 毀訾語學處、即ち罵戒。

【八】 第五轉聲とは、梵語の文法上、語尾の變化の法則の第五に當る、八轉聲の第五轉聲に當るといふことを言ふのである。「故に」といふことは、毀訾語より、隨罪を得るといふのであるからより」といふ意を表し、因りて起るの義をいふのである。八轉聲の第五轉聲は、從聲といふのである。

と言ふ、僧伽伐尸沙妄語に入ると言ふは、謂はく、無根を以て他の淨行を毀る、寧吐羅妄語に入るとは、謂はく衆中に在りて非法說法す、突色訖里多妄語に入るとは、謂はく、説戒の時、自ら犯ありと知り、覆藏心を作して、默然として住す、波逸底迦妄語に入るとは、向きの所説を除いて、四種の妄語、諸餘の妄語は、皆是れは波逸底迦なり、罪事殊なるに由りて、妄に五部を成す。波逸底迦一と言ふは、謂はく是れ燒煮して惡趣に墮するの義なり、又波逸底迦は、但墮に目づく、燒煮は其の墮處を指す、復餘罪といへども、皆是れ其の墮なり、共許の聲に依り、斯れ墮稱を得たり。猶ほし瞿聲は其の行の義に目づくるが如し、人等の處に行くの義に於て、亦衆許の瞿聲に通ず、牛處に於て轉墮するも亦是くの如し、故に過あることなし。又諸學處、方便位に於て、皆悉く不敬聖教ありと許す、波逸底迦は、斯の少分の墮の義に據れば、皆通ず、若し實に見聞覺知せざるを、見聞覺知せりと言はゞ、皆墮罪を得。若しは妄不安、或は疑不疑、不見等の處に於て、見等の想あり、見等の處に於て、不見等の想あり、決斷心を起し、情に違して説く、或は見等四事の中に於て、更互して説く、或は時に一を忘れ、餘は皆忘れず、或は時に一を疑ひ、餘は皆疑はず、參雜して説く、意彼れを逃はさんと欲す、一々説く時、各各罪を得。心を起して誑さんと欲すれば、責心罪を得、乃至發言して、前人未だ解せざれば、咸對惡作の罪を得、語に言ふ所、身亦表知すれば、同じく本罪を得、實見に見想して、見ずと言はゞ根本罪を得、實に見て疑を生じ、便ち我れ見るといひ、或は見ずと云へば、惡作罪を得、若し實に見ずして見想あり、見ると説くは無犯なり、若し實に見ずして、疑心あり、便ち我れ見ると云はゞ惡作罪を得、此れ皆想に差別あるに由るが故に、而も罪に輕重あり、然も境事に於ては、或は有或は無なり。若し苾芻身に俗衣或は外道の服を著く、有るが問うて言はく、是れ何人ぞ、答へて云はく俗人、或は外道と云はば波逸底迦たり、凡そ外道の服を著け、及び俗形を作す者は、惡作罪を得、若し裸形外道の容儀を作す者は、寧吐羅罪を

すが爲めの故に、捨は決心捨に非ず、諸餘の捨法も、此れに准じて、應さに知るべし。

第三部 (二) 九十波逸底迦法

總攝頌に曰く、

故妄と及び種子と

不差と并びに數食と

蟲水と命と伴行と

傍生と賊と徒食となり

初めの別攝頌に曰く、

妄と毀と及び離間と

發舉と説と同聲と

說罪と得上人と

隨親と輒く輕毀するとなり

故妄語學處第一

佛王舍城竹林園中に在しき。時に具壽羅怛羅、諸人來りて世尊の所在を問ふ、妄に方處を説いて以て他を惱ます。又因みに室羅伐城の法手苾芻、南方の論議師と共に、日を刻して、論議す、遂に便ち詭詐して、往いて赴かず、彼れを欺誑す、違心の事覆藏の煩惱によりて、斯の學處を制す。若し復苾芻、故らに妄語する者は、波逸底迦なり。「故らに」とは、是れ決定心にして、謬誤にあらざることを表す。「妄語」と言ふは、謂はく、人心に違ひて異説するを了知し、詭詐の言を作すを、名づけて妄語と爲す。此の中の妄語は始め二種より、極は増して九に至る。九種と言ふは、謂はく五部の罪と、及び四の破行なり。八は謂はく三根及び五部罪、七は謂はく、三根及び四破行、六は謂はく三時及び三根、五は謂はく、五部罪、四は謂はく四破行、三は謂はく三根なり。又三種あり、妄語の人は、是くの如きの念を生ず、我れ當さに妄語すべし、我れ正さに妄語す、我れ已に妄語せりと。二とは謂はく、正妄語の時及び妄語し已るとたり、是の故に妄語極めて少し、唯二なり、一種にして妄語を成すものあることなし。波羅市迦妄語に入ると言ふは、謂はく、自ら稱して上人法を得たり

【四】 九十波逸底迦法、即ち九十單墮である。
【五】 總攝頌は、別攝頌十の、首戒を取つて數へたのである。即ち別攝頌の第一に於ては、初頭の故妄を取る。

【六】 故妄語學處、これは小妄語戒である。

入手にまの時に、即ち泥薩祇罪を得、前罪の勢相に由りて發生するが故に。無犯むはんとは、謂はく、物ものに捨て、復開隔ふたひらを爲す、罪つみ已に説悔せつがす。物を捨つると言ふは、謂はく、有犯物むつぶつを持つて捨與しよとすれば無犯むはんの清淨しやうじやう菟獨うとくなり。開隔けんかくと言ふは、謂はく今日衣けふのころもを捨て、第三日に至り、明相出みやうしゆつで已れば方かたに名づけて隔と爲す、其の中間ちゆうかん全く一日を隔へつるが故に。有る處ところに説いて云く、唯一宿ひとしよを經、其の罪つみを説悔すとは、謂はく、説いて其の罪を露あはすを三事と爲す。已に方かたに木物きぶつを取り、捨物しよぶつの時ときは、咸別人せつじんに對し、衆に對すべからず、設令衆に對するも、亦共に此の物を分わかつべからず、第二鉢にせつを除く、此の鉢はつは衆に捨與しよとせしむるが故に。諸の衣服等しよふくとうは、近圓人に對し、金銀等こんぎんとうの寶たからは、未近圓人及び在家の俗人ざいけんに對す。其の七日藥しちじつやくは非近圓等に對し、臘奪他衣りやくだつたえは、彼の奪處だつちよに還す。凡そ捨物しよぶつの時に、所對しよたいの人に其の四種ししゆあり、謂はく、委信ゐしんすべくして律藏りつざうを解せず、或は律藏りつざうを解して委信ゐしんすべからず、或は俱非くひ、或は俱是くゐなり。應おさに犯物ぼつぶつを持つて、第四人に對して捨法しよほふを爲すべし、應おさに是くかくの如く説くべし、具壽ぐしゆ、存念ぞんねんせよ、此れは是れ我が物ものなり、捨墮しよだを犯す、今捨て、具壽ぐしゆに與ふ、意の所爲しよゐに隨ふと。此の物前ぶつぜんの如く、開隔けんかくを爲し已りて、應おさに彼の菟獨うとくに還し、告げて言ふべし、具壽ぐしゆ、此れは是れ汝なんぢの物ものなり、隨意じゆいに用ふべしと。犯罪ぼつざん菟獨うとく應おさに一菟獨ひととくに對し、其の所應しよおに隨つて威儀ゐいを具し已り、應おさに是くかくの如く説くべし、具壽ぐしゆ、存念ぞんねんせよ、我れ菟獨うとく某甲こゝろ、長衣ちやういを畜たくへ、泥薩祇にせつが波迦底迦はぢあぢぢあを犯し、及び波迦底迦はぢあぢぢあを教しゆふるを教しゆせず、各方便おのほうべん突色とつしき訖里じつり多罪たさいあり。犯ぼつに隨つて、應おさに説くべし、此こゝの所犯しよぼつの罪、我れ今具壽ぐしゆの前に於て、並びに皆發露はつろす、罪つみを説いて我れ覆藏ふくざうせず、發露はつろに由りて罪を説くが故に、安樂あんらくを得、發露はつろして罪を説かざれば、安樂あんらくならず、第二第三も亦是くこゝの如く説く。彼應おさに問うて言ふべし、汝罪なんぢのつみを見るや不ふやと、答へて言はく、我れ見ると、將來しやうらい諸戒しよけい能く護するや不ふやと、答へて言はく、能く護すと、所對しよたいの菟獨うとく云はく爾りと、其の說罪しよざいの者、報じて言はく善しと。若し受捨人じゆしよじん、他物たぶつを得已りて、肯て還かへさざれば、應おさに強ひて奪取だつしゆすべし、此れ乃ち淨法じやうほふを爲

し。藥に二種あり、謂はく時と非時となり、且より中に至る、之を名づけて時と爲す、過中已後を、總べて非時と名づく、時と非時と食することを聽すは、無犯なり。若し過食と言ふは、八日已去は、之を名づけて過と爲す、服食すれば、犯を生ずるが故に。此の中の犯とは、若し苾芻、酥藥等を須ひんに、或は一、或は多、或は月に一日、或は餘日に於て、得て守持せば、七日の中に於て應さに服すべし。若し日滿ぜんと欲すれば、或は時に全く棄て、或は淨人に與へ、或は餘人、或は求寂に與へ、或は塗足等に用ふ、若し此れに異なれば、少多あるに隨ひ、八日に至りて捨墮罪を得。若しは月に一日、七日藥を守持し、或は一、或は多、第二日に至り、更に餘藥を得ば、亦復守持して、隨意に應さに食すべし、日滿ぜんと欲するに至れば、前に准じて處分せよ、若し爾らずんば、八日に至る時、盡く泥薩祇なり、是くの如く乃至第七日に得ば、初日の染に由りて威捨墮を犯す。既に守持し訖らば、應さに心念を生ずべし、我れ此の藥、七日に當さに服すべしと、若し心を標せず、服食すれば、咽々惡作罪を得。若し七日を滿するを須ひず、少日守持せんと欲すれば、日に隨つて稱ふべし、此れ極時に據るが故に七日と言ふ。日滿じ滿想を作し、疑ふは泥薩祇を得、不滿に滿想を作し、疑ふは惡作罪を得、不滿に不滿想、滿に不滿想は無犯なり。容儀を好くせんがために、或は滋味を著け、或は肥盛を求め、或は詐僞心にて諸藥を服食す、皆惡作罪なり。七日藥を受け、正さに之を服するの時は、應さに同梵行者に告げ、是くの如きの語を作すべし。我れ已に一日服食し訖る、餘は六日なり、我れ當さに之を服すべしと、乃至七日、皆應さに准じて知るべし。

上來已に別々の學處に依り、相應あるに隨つて、略して其の事を説く、次ぎに三十事の中に於て、總じて其の要を決す。若し苾芻一々の泥薩祇罪を犯し、其の物捨てず、夜啼を爲さず、罪說悔せず、或はその中に於て、一を闕いて作さざれば若しは更に餘物を得、或は同類、或は異類なり、謂はく、諸の衣物、網絡、水羅及び屢條等なり、但是れ出家沙門の資具なり、而も受畜する者、初め

荷うて行くべし。二種の人あり、擧に乗ることを聞許す、一は謂はく老弱、二は謂はく病苦。諸有の病人は、雜香そくかうを帯び、及び香を身に塗ることを聽す、衆に入り、及び俗人の爲めに說法すべからず、設ひ誘喚そくわんせしるも、亦往くべからず、若し後に病愈えば、香熏の衣を除棄すべし、威須らく淨洗し、并びに身を沐浴して、方さに常の如くなるべし。病なくして爲す者は、惡作罪あくさくざいを得。或は信心あり、馨香物を以て、持ち來りて奉施せば、宜しく受取し、牀頭に安在すべく、或は戸扇を塗る時に、鼻を以て黥ぎ、能く眼をして明ならしむ、華も亦是くの如し。或は時に、施主請食の時、諸の塗香を以て苾芻の足に塗らば、應に受くべし、遮すること勿れ食するの時に、即ち應さに洗ひ去るべし。若し復時あり、講誦の爲めの故に、師子座に踞するに、几案足を承け、案に塗香あらば、應さに物を將つて替へ、足を以て躡むべし。餘義已に了る。

「諸藥」と言ふは是れ總標なり、此の「中」と言ふは、所論但七日なり。「酥」と言ふは、是れ牛羊等の酥なり。「油」と言ふは、謂はく苳・藤・蔓菁及び木櫛等、并びに五種脂なり。如法澄濾の「蜜」は、謂はく蜂蜜なり。「糖」は謂はく、蔗糖なり。此の中の酥とは、亦生酥を攝し、糖は石蜜を攝す。然るに諸病の縁は三種に過ぎず、謂はく風・熱・痰癘なり、此の三種の病は、三藥能く除く、蜜及び陳沙糖は、能く痰癘を除き、酥と石蜜とは黃熱病を除き、油は風氣を除き、稀糖の一種は、能く三病を除く。「七日」と言ふは其の極時を擧ぐ、中間は多少隨意に之を服せ。「應さに自ら守持すべし」と言ふは、謂はく、時中に在りて、先づ手を淨洗し、其の藥を受取し、一苾芻に對し、左手中に置き、右手上を掩ひ、是くの如きの説を作す、具壽存念せよ、我れ苾芻某甲、是の病緣あり、此の清淨藥、我れ今守持し、七日内に於て自ら服し同梵行者に及ぶと、是くの如く三たびに至る、應さに知るべし。盡壽及び更藥、皆此の法に准じて、之を守持せよ。「觸宿して服す」と言ふは、謂はく、自觸共宿して食することを得、更に受くる時を須ひず。更と盡壽と、未だ期限を越えざれば、皆自觸等の過な

投じ、次に安んじて水に觸れしめ、病人をして身を浸さしむ、鐵槽及び木槽等を畜ふることを聽す。前藥に須用するところの銅鐵の釜、若しは營作時に須ふる所の釜・鑿・鎌刀の器物、杵・石并びに軸、塗足に須ふる油及び油器、此れ並びに應さに畜ふべし。器に三種あり、大なる一抄、小なるは半抄、此の内を中と名づく。諸雜類の人、既に出家し已れば、輒く昔時の技業を顯はすべからず、亦工巧の器具を畜ふることを得ず。若し先きに、是れ醫人ならば、針筒、及び盛刀子帛を畜ふることを聽す、若しは先きに書人ならば、墨瓶を畜ふることを聽す。

又諸苾芻、雨熱を遮らんが爲めに、傘蓋を持つことを聽す、其の蓋は、應さに竹を織り、葉を縫ひ、及び布等を用ふべし、全白にして、人王に似るべからず、亦彫飾し、及び孔雀毛等を用ふべからず、若し雨熱なければ、即ち持つべからず。其の柄は、寶にて作り、及び赤色に塗るべからず、亦大長ならず、量りて蓋と等うす。若し聚落に入らば、正しく撃ぐべからず、應さに偏り持ちて去るべし。若し乞食の時、天雨を恐るれば、亦應さに持ちて行くべし、柄は護淨すべし。初め村に入る時は、應さに俗舎に寄すべし、乞食既に了りて、應さに取りて還るべし。

寒熱の爲めの故に、皮革屣を開す。若し棘刺沙磧の處あれば、底は應さに二重にし、足柔軟の者に、苦を生ぜざらしむべし、乃至六重を過ぐれば、便ち不合なり。富羅、頂帽は著くるを聽す、無犯なり。又寒雪圍は、立掃衣及び厚大帳を著くることを聽す、隨意に披服せよ。極熱を除くが爲めに、諸扇を畜ふることを聽す、此れに二種あり、謂はく多羅葉及び衣角なり、或は復竹等なり、並びに寶にて作るべからず、亦寶釘を用ひ、懸装を校せざれ。蚊蟲を遮せんが爲めに、拂扇を作ることを聽す、或は麻紵・白紵・破衣・諸裘を用ひ、其の馬毛等は、拂と爲すべからず、若し僧伽の爲めに受取るは無犯なり。

瓶鉢を持つる爲めに、網絡を畜ふることを聽す、若し肩痛を患ふれば、應さに杖頭に掛けて、之を

三には甘草かんそうの灰、四には地に入る四指にして、其の下の土を取り、四事じし和わ擣こして、或は塗り、或は服す。

若し菰ひび獨ひとり病びょうなくして、蒜に・薤れい・葱そう・澤たく・蒜さんは、並びに食すべからず、病の爲めに服するは無犯なり。凡そ葷辛こんしんを食するは、應おさに行法ぎやうぽうを知るべし、若し蒜にを服して薬と爲さば、僧伽そうがの臥具ふしぐ大小便處だいせうべんじよ、咸受用かんじゆうすべからず、衆中に入らず、尊像そんざうを覆せず、制底せいぞを澆たらず、俗人の來るあるも、爲めに說法せず、設たひ請喚じゆうわんあるも、亦往くべからず、應おさに邊房へんぱうに住すべし、藥やく既すでに了らば、更に停まること七日、臭氣きうきの銷散せうさんするを待ち、身衣みんいを浴洗よくせんして並びに清潔けつせつならしめ、其の所居しよきよの處は、牛糞ぎゆうふんにて淨除じやうじよせよ。若し胡葱こそうを服すれば、應おさに停まること三日、澤蒜たくさんは一日なるべし。若し先陀婆鹽せんたはえんを停貯ていぢよせんと欲せば、牛角の中に内れ、還た角を將つて合せ、或は蠟ろうを以て裹み、能く銷せうせざらしむ。問ふ、頗おほし一物の四葉しよえつを成すありや。有り、謂はく甘蔗かんざいの體は是れ時藥、汁じゆは更藥まうやくと爲し、糖とうは七日藥となし、灰はいは盡じんとなす、自餘じよじよの諸物しよぶつ此れに類して知るべし。此の四葉しよえつの中、或は受けず守持せず、或は受けて守持せず、或は守持して受けず、咸食かんじきすべからず、若し受けて守持すれば、應おさに服すべし。

若し香界きやうがい内不淨ないじやう地中ぢちゆうに於て果樹くわくじゆあらば、子は食ふべからず、若しは淨地に生じ、不淨地に墮おつ、若しは經宿きやうじやくするは食ふべからず。若しは瀆地じやくぢの果樹くわくじゆ還た淨地に落ちたるは、復また復またを経るといへども、應おさに食ふべし。諸しよ別聽べつじやうあり、依らずして行すれば、一々の事に隨つて惡作罪あくさくざいを得。

藥やくに須もちふる所の器具くわうぎ雜物ざぶつは、亦畜またふることを聽す、謂はく、函くわん・杓しやく・大鉢たいはつ・吸咽しよくえん鼻び笛ふえなり、此の笛法ふえぽうは、長さ十二指じふにさし、應おさに鑢くわを以て作るべし、或は一業いちごう双業じゆうごうにして、吸咽しよくえんして鼻びに入れ、諸疾しよぢきを治すべし。飲藥いんやくの鑢蓋くわがい、貯藥ぢやくの合が、承足じやうそくの小牯せうこ、斯等しよとうの器物くわくぶつは、皆賣みなを以て作ることを得ず。若し水を煖ぬるむることを須もちめば、應おさに鑢くわを作り、鼻びに安やすんじて鎖くわを著つけ、燒やいて極熱ごくねつならしめ、之を水に

持し、乃至病差ゆるも、意に随つて應さに服すべし、復病差ゆといへども、亦畜持することを得、擬して餘人の爲めに須ふるものは應さに與ふべし、或は安んじて瞻病堂中に在くべし、若し須ふる者あらば、彼れの服用に任ぜよ、若し爾らずんば惡作罪を得。不如法脂は、噉食すべからず、若しは身に塗り、鼻に灌ぎ、及び身に措するは無犯なり。甘蔗・牛乳・油・麻、及び肉は、若し苾芻非時に受取し、非時に料理するは、瀆して守持すといへども、並びに食すべからず。若し蜜は、水を以て滯淨すれば、時と非時と、隨意に應さに食すべし。有智の猴・智馬・智象及び師子、虎・豹等の脂は、用ひて足に塗らば惡作罪を得。

又盡壽藥とは、若し疥を患ふる者は、應さに前五種の澁果の陰乾擣末を用ふべし、水を以て煎煎し、先づ疥癩に措し、後汁を將つて洗ふ、若し病差え已らば、前の五脂に同じ。餘の盡壽藥は、病の所須に隨ふこと、藥事の中に説くが如し。

若し眼を患ふれば、醫人處方し、五の安膳那を以て、眼に注ぐは無犯なり。但し是の眼藥は、咸一に華安膳那、二には汗安膳那、三には末安膳那、四には丸安膳那、五には驢毗羅安膳那なり、若し病差えて安置すること、亦前法に同じ。若し是れ華藥は、盆器の中に安んじ、汗藥は小合内に安んじ、末藥は置いて笥裏に在り、後の二は帛中に置き、或は物を以て裹んで之を繋ぐべし、教に依らざれば越法罪を得。嚴身の爲めの故に、其の眼に莊注すべからず。應さに二種の注眼藥を畜ふべし、一には熟鐵、二には赤銅なり。

凡そ曝藥の時は、或は陰乾し、或は日曝す、天雨將さに至らんとするに、未近圓人自ら收むるは無犯なり。若し藥相雜ゆるは、簡取して用ふべし、若し病緣あり、醫人教へて非常藥を服せしむれば、亦應さに之を服すべし、諸毒を消するが爲めの故に。信心の者をして爲めに取らしむ、此れに四種あり、一には新生犢子の糞尿、二には掘路陀樹の灰、或は菩提樹の灰、或は烏曇跋羅樹の灰、

醋を成す。小醋とは、謂はく、飯中に於て熱薑汁及び飯漿投じ、漬いで取り、漬いで添ふ、長く用ひて壞せず。醋漿とは、醋中の漿水なり。鑽醋漿とは、謂はく鑽酪より酥を取り、餘の漿水是れなり。若し砂糖は、水を以て和する者、體若し未だ變ぜざれば、應さに守持を加へ、七日藥と爲すべし。諸藥果等、漿を作らんと欲すれば、若し時中に受取し、淨手搦碎し、水を和して澄清し、但中を持つて飲む。若し非時に在りて自ら料理せば、非時に飲むことを聽す。若し未近圓人をして作らしめば、時非時に飲むことを得。若し漿を作り、齊しく更に飲まんと欲すれば、時中に料理し、時中に受取し、人に對して加法し、初夜に至りて盡く自ら取りて飲め、若し此の時を過ぐれば、便ち飲むべからず。時中に飲むは漚不漚に隨ひ、非時に飲む者は、必ず須らく漚漚すべし。其の六醋物は、此れに准じて應さに知るべし。又七日藥とは、一たび受け已りて、後法を作して守持し、七日内を齊りて、之を食するに無犯なり、若し時あれば、非時に須らく服すべし、他を求めて授けんと欲するも、復淨人なければ、應さに七日守持すべし、或は時に路に隨ひ、自ら持ちて行け。五種の人あり、七日藥を守持することを得、一に行路人、二には斷食人、三には病人、四には守護人、五には營作人なり。砂糖團を作り、須らく鉢末を安んずべし、是の作處淨ならば、非時に食することを得。行路の時、若し砂糖を以て米中に内るれば、手拍して米を去りて應さに食すべし、若し鉢中に置かば、應さに水を以て洗ふべし、若し粘著すれば、竹片にて刮除し、重ねて水を以て之を洗ひ、之を食するは無犯なり。若し染渉なからしむること能はずんば、先づ水にて洗ひ已り、手に揉して碎かしめ、投するに淨水を以てし、物を將つて之を濾し、此れに由つて染せずんば、便ち染過を成す、非時に飲むことを得、然も此の糖等は、時と非時と、病と及び無病と、食するに皆無犯なり、應さに知るべし。更藥及び靈壽は、此れに類して應さに知るべし。

五種階は、時中に煮熟し、濾して淨漚ならしむることを許す。他に從つて受取し、法を作して守

一には病人、二には看病人、三には客初めて來至す、四には將さに行かんと欲する者、五には守寺人なり。若し儉時にありては、小食の上に於て、亦飯を食することを堪す。若し寺内に淨地處なれば、食と同宿し、内煮、自煮皆食すべからず、惟儉軍を除く。若し煮飯熱せんと欲す、魚肉果菜其の色變ず、常に乳を煮て三沸し、若し淨人なくして溢るゝ時は、觸る、者を須ひて、之を食するも無犯なり、若し食せざれば、應さに貧人に施すべし。若し先きに施主あり、食を設くるの時、後更に入あり、飯を持ち來りて施さば、先きの施主に問ひて、方さに之を受くべし。若し施主あり、三寶の名を稱へ、衣食等を以て苾芻に施さば、應さに返りて彼れに問ふべし、云はゆる佛陀とは、即ち兩足尊なりや、若し是くの如しと云はゞ、便ち受くべからず、若し彼れ報へて云はん、仁、即ち是れ我が佛陀なりと、應さに受くべし。達摩、僧伽此れに准じて應さに問ふべし。凡そ食處に於ては、塗拭して淨地に淨糞を敷かしむ、足にて糞上を踏むべからず。若し牧牛人の處に至り、水に乏小なれば、醋漿、飯汁にて足を洗ふは無犯なり。或は俗家に於て、已に足食竟り、若し餘食ありて、更に食せんと欲すれば、即ち前受を用ひ、重ねて食するは無犯なり、若し殘食を須ひんには、應さに自ら持ち去るべし。若し施主、食を持つて、別に衆の前にあり、施心已に成事すれば、急に須らく去るべし。人の授くる者なければ、苾芻應さに北洲の想を作し、自ら取つて菴沒羅果を食ふべし、核の未成の者は、食ふべからず、若し核成すれば無犯なり。又更藥とは、六種の醋物あり、一には大醋、二には麥醋、三には藥醋、四には小醋、五には醋醋、六には鐵醋漿なり。此等の醋物は、之を飲用するの時、應さに少水を以て之に滯し、淨絹疊を作り、濾して色竹荻の如くし、時と非時と、病と無病と、隨意に飲用せよ。大醋とは、謂はく、粃糠を以て水に和し、諸雜果を置き、或は蒲萄・木樨・餘甘子等を以て、久しく釀して醋と成す。麥醋とは、謂はく、麩麥等の雜物を磨して碎き釀さしめて、以て醋を成す。藥醋とは、謂はく根莖等の藥、酸棗等の果を以て、之を漬して

紫礦、四に黃髮、五には諸餘の樹膠なり。又五の煎灰藥あり、一に麩麥灰、二に麩麥芒灰、三に油麻根灰、四に牛膝草灰、五に諸餘の煎灰なり、此等の煎灰水は、之を湯煎し、隨意に應さに用ふべし。又五種の藥あり、一には先陀婆一河に因りて、二には麻那伽水に因りて、三には騷跋折羅山に因りて、四には鬱伽地に因りて、五は三波婆海を煮て之なり。又五種の澁物藥あり、一には菴摩落迦、二には訶連、三には臛部、四には失利瀼、五には高吉薄迦此れ並びに樹の名、東夏既に無し、翻すべからざるなり。なり。斯等は皆是れ類を舉げて言ふ、若し更に餘あらば、用ふるも無犯なり。「時藥」とは、謂はく、時中に於て食じやかんし、非時を許さず、若し苾芻等の病因餘藥除かず、臣令して食を與へんには、屏處に在るべし、非時に啖食するも無犯なり。然るに此の四藥は、各強勢に隨つて之を服用す、謂はく、前々は強ちやう後後は弱じやくなり、時長は是れ弱、時促を強と爲す、若し後三藥は、初と相雜ゆる者、應さに勢に隨つて服すべし、後二は一に隨ひ、後一は一に隨ふ、時分阻を過ぐれば皆服すべからず。若し烏鴉・鷹鷲・白鷲・鶻鷹・象・馬・龍・蛇・彌猴・犬・貉・食屍の禽獸は、並びに食すべからず、若し皮は是れ不淨なり。其の肉筋も亦皆不淨なり。麁ちやうを食はゞ殘、及び人肉を食はざれ、若し人肉を食へば寧吐羅罪を得。凡そ食を行する時、若し肉食あらば、上座應さ、問ふべし、此れは是れ何の肉ぞ、彼れの答を觀じ已りて、是れ食ふべきを知らば、方さに之を食すべし。若し上座言はざれば、次座應さに問ふべし、若し問はざれば、俱に惡作を得。三種の肉あり、是れ食すべからず、若しは見、若しは聞き、若しは疑ふ、我が爲めに殺害するを、而も啖食すれば、滅法罪を得。或は病人あり、醫の處方藥、病の宜しき處に隨ひ、人肉を食ふことを聽さば、若し性不便にして、見る時、變吐せば、應さに物を以て目を掩ひ、其れをして啖食せしむべし、食し了りて除去せよ、餘の善膳を安んじ、方さに物を解け、其の肉は、敬信の人をして、彼の屠處に於て、之を簡び取らしむべし。人乳を飲むべからず、藥と作して服するは無犯なり。五種の人あり、小食の時五正食を食することを聽す、

【二】變吐は、邦語ヘドの語原、口より出す汚物。

【三】小食は朝食、これは薄き粥を食するを常法とする。

善く方便を爲すべし、嗔惱せしむること勿れ。若し衣鉢等を索むれば、應さに急に呈現すべし。身亡するの後、所有の喪事は、若し亡者物、ければ僧伽物を用ひよ、或は看病人、病者の爲めに乞へ。若し病人あり、病の爲めに困せらるれば、便ち衣鉢を將つて隨處に布施し、其の受施は即ち分つべからず、應さに餘日に於て其の進不を問ふべし。若し重ねて索むるは還すべし、若し取らずと言はば分つべし。然も諸病人及び瞻病者所有の行法は、教に隨つて應さに作すべし。不依行は惡作罪を得。隨意と言ふは、謂はく病人の宜しき所の事に隨順す。「服食」と言ふは、謂はく噉嚼を聽す。「諸藥」と言ふは、總じて四種あり、一には時藥、二には更藥、三には七日藥、四には盡壽藥なり。然るに此の四種は、皆能く疾を療す、並びに名づけて藥と爲す、病者の所須なり、無病者に非ず。即ち此の四種服食の時、皆應さに先づ療病の心を作し已り、然る後受用せよ。「時藥」と言ふは、謂はく五正食なり、一に麩、二に飯、三に麥豆飯、四には肉、五には餅及び五噉食等なり、此れは並びに時中に食すべきが故に、時藥と名づく。更藥と言ふは、謂はく八種の漿なり、云何が八と爲す、一には招者漿、西方の樹の名、亦頤聞利と名づく、角豆莢に同じ、二には毛者漿、即ち芭蕉子、少胡椒を以て、極めて之を揉すれば、其の味梅の如し、角寬く一兩指、長さ三四寸、一には毛者漿、安んじて果上に在り、手に皆變じて水となる。三には孤洛迦漿、狀酸棗の、四には阿說也子漿、是れ菩提樹、五には烏曇跋羅漿、李の果大、六には鉢魯瀧漿、其の果狀酸菓、七には蔑栗漿、即ち是れ、八には渴樹羅漿、形小棗の如く、胡李の如し、形は機欄の如し、此等の諸漿は、須らく手なり。此の八を除き已りて、若し橘、柚、櫻、梅、甘蔗、獨立し、形は瀧瀧して、然る後酸みに堪へたり。なり。此の八を除き已りて、若し橘、柚、櫻、梅、甘蔗、糖蜜等も、亦漿を作ること聽す。味若し甜きは、應さに知るべし、醋及び醋漿、醋果なることを、夜分に依りて齋るが故に、更藥と名づく。「七日藥」と言ふは、謂はく、酥油、白糖、及び蜜なり。「盡壽」と言ふは其の五種あり、謂はく根莖莖華果なり、根とは謂はく、萬蒲、薑、藕鬚なり。莖とは謂はく、天木、梅樹、葉とは謂はく、瓜葉、棟葉なり、華とは謂はく、龍華、蓮華なり、果とは謂はく、訶梨得枳、菴摩洛迦、鞞囉得枳、胡椒、羣友なり。又五種の黏藥あり、一に阿魏、二に烏糖、三に

卷の第八

服過七日藥學處第三十

爾の時薄伽梵王舍城竹林園中に在しき。畢隣陀婆蹉の依止の弟子、惡觸藥を受くるにより、行いて飲食を與ふ、更に相雜糅し、或は自類相染し、亦復此等の諸藥、何者か捨つべく、何者か捨つべからざるかを知らず、時と非時と意に隨つて食噉し、病藥の事に因り、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。世尊の説きたまふが如し、諸病の苾芻、所有の諸藥、隨意に服食することを聽すと、謂はく、酥油糖蜜七日中に於て、應さに自ら守持し、觸宿して食すべし、若し苾芻七日を過ぎて服せば、泥薩祇波逸底迦なり。「世尊の説きたまふが如し」と言ふは、謂はく、毗奈耶の中に於て、醫藥處を説く。「世尊」と言ふは教主を擧ぐるなり。病に二種あり、一に主病、二に客病。此れに由りて、常に應さに食噉の時に於て、療病の想を作して、然る後に方さに食すべし。

因みに瞻病所有の行法を明す。若し鄔波駄耶若しは阿遮利耶、若しは親教の弟子、若しは依止の弟子、同鄔波駄耶・同阿遮利耶、及び親友智識、病に當りては、好心にて瞻視すべし、若し依怙なれば、此れ應さに衆と共に看るべし、或は番次を作せ。若し同界ならば、日三廻往いて問ふべし。看病の人は、病者の處に於て、諸の坐物を置き、問疾者をして坐せしめよ。諸の問疾の人、久しく住すべからず。若し病人貧にして藥直なれば、師主智識等應さに爲めに之を辨すべし、或は施主の邊に求め、或は僧伽物、或は室裡波物を用ひ、或は幡蓋等莊嚴の具は、價に依りて之を賣り、以て藥直に供せよ、若し後病差ゆれば應さに償ふべし、若し力なければ、還さざるも無犯なり。大師の子は、是れ父の財なるが故に、若し看視苾芻は、病者に供給せよ。性罪を除き已りて、餘は皆作すべし。若し病者命終らんと欲する時は、其の看病人は、應さに病者を移して、私の臥具上に置き、

【一】服過七日藥學處、舊の舊七日藥過限戒で、「四分」には第二十六に列して居る。「十誦」は本律に同じである。

因みに制底法を明さば、如來の制底は、應さに圓滿に作るべし、若し獨覺は、上に寶瓶なし、若し阿羅漢は、四相輪を安んず、餘の三果は、次での如く一を減す。若し淳善にして衆苾芻に異ならば、上に輪竿なし、平頭制底と名づく。若し施主あり、財を施して寺を造らば、施主の心に隨つて、其の財物を以て、諸の作具を造り、及び人の飲食を作り、并びに塗足油、燈明雜用、闕くるあらしむること勿れ。若し施主あり、住處を造立す、先づ一人に施し、便ち更に轉じて一人に施す、或は二或は三或は大衆に施すを、非法施と名づく、其の受用は、亦不淨と名づく。是くの如く乃至大衆に施與す。若しは苾芻衆、若しは苾芻尼衆、餘處に廻すとは、初めは名づけて施と爲す、後に非法と名づく、施者、受者並びに非法を成す、然も施主、自の施すところの臥具等の物に於て、但本處に料理受用すべし、此れを以て更に餘處に施すべからず。五種の受用人あり、一には是れ主の受用謂はく無學人、二に父母の財の受用、謂はく有學人、三には隨聽受用、謂はく持戒者なり、四には負債受用、謂はく慳情の輩なり、五には盜賊受用、謂はく破戒人なり、何をか破戒と謂ふ、謂はく四重中一事を犯すに隨つて、諸の飲食に於て、一口も銷せず、僧伽地に於て、一足を容れず。前の所説の如く、依らざる者は、越法罪を得。

芻苳芻尼二部の僧伽、俱に食を設け已り、施主物を持ち來りて、上座の前に向はされば、應さに施主に問うて、方に之を分つべし。若し本芻芻の爲めに供養を興さば、二部の食訖り、物を持つて上座の前に置き、此れ應さに中半に分つべし。若し芻芻身衆事を爲せば、夏内に出で行いて、身在らずといへども、夏利は應さに取るべし。安居の人、若しは前、若しは後、及び坐半ばを過ぐれば、所有の夏利悉く皆與ふべし。凡そ衆首と爲り、毎に行食の人を見、乃至下一じの鹽の時も、應さに其の人を教ふべし。長跪合掌して、衆に白して云へ、等しく供時至ると、上座尋いで聲告して曰く、平等に行すべしと。第一言はざるも、第二應さに告ぐべし、若し言はされば、其の上座等越法罪を得。若し施主供養の時に於て、諸の繒綵を以て、纏うて其の樹に繋けて、嚴飾と爲す者は、物は應さに收め取るべし、節會に至るごとに、還た應さに此れを繋ぐべし、或は餘處に懸けて、時に隨つて供養せよ、若し壁上に懸くる者は、用つて畫壁に將ゆ、溫室に在る者は、浴室用に供す、井池に在る者は、時非時漿を供す、若し瞻病堂に在らば、應さに美食を爲すべし、時に隨つて供養せよ。若し戒壇及び簷前樓側並びに門屋の下、所有の供物は、芻芻悉く分つべし。若し寺の中庭に在りて、懸け置くところは、是れ四方僧伽物、分用すべからず。五種のものあり、體分つべからず。一は四方僧伽物、二に窺波物、三には瞻病堂物、四には根本出生物、五には所應食物なり。其の根果甘蔗等は、是れ應食物と雖、現前應さに分つべし、文に云はく、若し菴沒羅果若し多くあらば、應さに分ちて僧伽に與ふべし、自の受用に隨ふと。此の果熟する時は、芻芻をして黙住せしむべし、看守して誦誦すべからず、違ふ者は越法罪を得。果を行ぜんと欲する時は、應さに先づ蟲を觀るべし、次ぎに火を以て淨せよ、若し未具人なければ、芻芻受取せよ、自ら行するは無犯なり。若し聲聞弟子、制底の處に、獲る所の利物は、應さに還して修營すべし、此の諸制底に、若し餘長あらば、現前應さに分つべし。

す、捨て、大衆に入るれば、此れを善捨となす、大衆應さに分つべし、是くの如く應さに知るべし。隨黨の住處に、隨黨の身死し、非隨黨の住處に、事に准じて應さに知るべし。提婆達多五邪法を説く、心に許可する者を、名づけて隨黨と爲す、若し世尊に依仗するを、名づけて非黨と爲す。苾芻身死し、看病の人、若し出家の五衆及び餘の俗人、何處に在るに隨ふも、若し病苾芻死せば、亡人物の中に於て、應さに在六物を用つて、瞻病者を賞し、以て其の恩に報すべし。六物と言ふは、三衣・鉢・座具・漚水羅、功量を計りて授けよ。若し苾芻病みて、是くの如きの語を作す、我れ死するの後、此の物を持つて彼の人に與ふべしとは、是れ俗人の法にして、囑授を成ぜず、此の物應さに分つべし。對面授は便ち善しと爲す、其の死屍を與ふれば、應さに焚燒して、供養誦經の事了るべし、然る後に物を分て、若し此れに異なれば、惡作罪を得。若し亡人の寄物は、即ち物所在の處に於て、僧伽共に分て。若し知事苾芻身亡するの後は、所有の資生は、三寶物と共に相雜亂し、簡別すべからざれば、此の死人の物は、三寶共に分て。若し人界内に在り、界外の想を作し、疑ひ、共に衣を分たば、越法罪を得。應さに須らく盡く集まるべし、若し苾芻の寄物と、他に與ふると、兩つながら命過すれば、其の掌財者は、應さに作法し、守持し、隨意に受用すべし、餘は廣文の如し。若し苾芻、大衆安居の利物を獲得すれば、即ち應さに受取すべし、然も之を受くるの時、應さに、心念守持を爲して言ふべし、此の衣今至る、是れ現前の僧伽得べし、是れ可分物なり、現前僧伽分ちて受用すべし、既に大衆なし、此の衣は是れ我れ應さに受くべし、我れ今守持す、未だ守持せざる時、人ありて來らば、應さに分を與ふべし、若し與へざれば惡作罪を得。界内に衣を得、持つて界外に向つて、共に分てば、盜心なき者は、惡作罪を得。若し賊心あれば、便ち盜罪を得。若し夏中の利物は、破夏者は分を受くべからず、施衣は持つて過ぐといへども、夏衣を施すあれば、亦受取すべし。若し是れ衣時は、對面の利あり、未だ夏人あらざるも、亦應さに同じく受くべし。若し苾

分つべし。若し酒の已に變ずるは、應さに地に埋めて、錯と成るを待つべし、訖りて應さに衆食に供すべし、若し未壞酒は、應さに傾棄すべし。雜藥草等は、僧伽の淨庫に安んじ、以て病者に供すべし。珍寶珠玉は、分ちて二分と爲し、一分は法に入れ、一分は僧伽に入るべし、法物は佛經を書し、并びに師子座を料理すべし、僧に入る者は、現前應さに分つべし。若し寶等所成の牀榻等は、應さに賣りて、僧伽共に分つべし、木の所成の者は、四方僧に入る。所有の經論は、分つべからず、當さに經藏に貯ふべし、四方の僧伽共に讀め、其の外の書は、出し賣りて、現前應さに分つべし。所有の券契の物は、若し能く早く索め得んは、即ち分つべし、如し未だ得ざるは、其の券當さに僧庫に貯へ、後時に得ば、四方僧の用に充てよ、若し金銀及び成未成の者、貝齒の諸錢あらば、並びに分ちて三分となし、一は佛、二は法、三は僧なり。佛物は應さに佛堂及び髮爪窠觀波を修理すべし。法物は用つて佛經を寫し、師子座を修理せよ。僧物は現前應さに分つべし、若し更に餘物あらば、此れに准じて應さに分つべし。若し苾芻俗人の家に在りて、身死せば、所有の衣物は、先づ至る人に與へよ、若し俱時に至らば、先づ乞ふ者に與へよ、若し同時に乞はざらば、俗人に任せ、與へば應さに受くべし、或は他の情の樂ふ所に隨つて、施すべし。若し苾芻死する處に、餘の苾芻尼あるも、分に與るべからず、苾芻尼死し、餘の苾芻あるも、亦分に與るべからず、若し都べてなければ、應さに互に攝すべし。若し兩界中間の亡者は、頭所問の處に隨つて、應さに其の分を得べし。若し兩界の上に臥せば、二處共に分つ。若し處人多ければ、應さに十分等しく分を爲し、各自の分つに任すべし、如し其の朋内、分を得て未だ分たず、若し一人身死せば、此れ死物と成る、還た十人の内に於て、應さに分つべし。若し已に分ちて身死せば、大衆同じく被置捨人有り、若し清淨を樂ふ者の同居の死物は、清淨者應さに分つべし、若し清淨者なければ、被治人共に分て、隨黨の住處に、非黨苾芻及び求寂身死せば、所有の衣物は隨黨應さに分つべし、若し獨り分つことを樂は

集まり難ければ 初後記を爲すべし 應さに亡人の物を取り 時に随つて少許を行すべし
問ふ、分つべき所の物の、輕重云何。

頌に曰く、

田宅店と臥具と

剃刀瓶衣等と

飲食及び諸藥

三寶と金銀等とは

是くの如き等の諸物は

應に随つて簡別して知るべし

「應に隨ふ」と言ふは、所謂田宅邸店臥具麈尾諸銅器は、並びに分つべからず、若し鐵鉢の小鉢、

及び小銅瓶・銅椀・戸鑰・針・錐・刀子・鐵杓・火爐、及び斧、并びに此れを盛る諸幣、若しは瓦器、謂は

く鉢・小鉢・淨觸・君持、所有の貯油の器、此れ並びに應さに分つべし、餘は分つべからず、其の竹木

器、及び皮臥物、剃髮の具・奴婢・飲食・穀麥・豆等は、四方僧伽に入る。若し可移轉物は、僧庫に貯へ、

四方僧伽をして共用せしむべし。田宅・村園・邸店、屋宇の移すべからざる者は、四方僧伽に入る、

若し餘の所有の一切の衣被は、法衣と俗衣とを問ふなく、若しは染と未染と、及び皮油瓶鞋履の屬

は、並びに現前僧應さに分つべし。大竿を作るべき瞻部影像の處、懸幡の竿細ければ、行いて苾芻

に與へ、錫杖の竿を作れ。四足の内、若しは象・馬・駝乘・驢騾は、當さに王家に與ふべし、牛羊は

四方僧伽に入れ、並びに分つべからず。若し甲鎧の類は、亦王家に入れ、雜兵刃等は、打つて針・錐・

刀子及び錫杖頭を作り、上座より行ひて現前僧伽に與ふべし。罽網應用の羅窓の諸上彩色、又黃朱

青碧綠等の物は、應さに佛堂に入れて、畫像の用に供ふべし。白土赤土及び下青色は、現前應さに

若し飲食の利は、大小を問ふなく、悉く平分すべし。若し苾芻の數多く、尼の數少ければ、應に人を數へて分つべし、若し苾芻少ければ、應に中半に分つべし。若し佛陀大會を作す等の所獲の利物は、出家五衆、應に共に之を分つべし。

爾の時世尊室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に具壽耶波難陀命過す、所有の衣資雜物直三億金錢なり、時に六大城の諸苾芻衆、咸集會し、各是の言を作さく、我れ此の物に於て、其の分を得べしと。諸苾芻云何せんを知らず、事を以て佛に白す、佛言はく、若し苾芻來りて五時に及ばど、應に利分を與ふべしと。云何が五と爲す、一には糞穢を打つ時、二には誦して無常經を三啓する時、三には制底を禮する時、四には籌を行する時、五には白を作す時なり。其の白を作すの法は、應に是くの如く作すべし、座を敷き、糞を鳴らし、大衆集まり已りて、單白羯磨を乘り、應に是くの如く作すべし。大德僧伽聽け、苾芻某甲此の處に於て命過す、所有の現及び非現の衣資雜物今守持を作す、若し僧伽時至りて聽さば僧伽應に許すべし、僧伽今亡苾芻某甲の、所有の現及び非現の衣資雜物に於て、共に守持を作す、白することは是くの如しと。若し衆和集せず、或は秉法人なければ、應に初後法を爲すべし、謂はく、亡人の少物、或は一兩の貝齒を取り、衆首の上座、及び最下座に於て、各行いて之を與へ、用つて定記と爲し、然る後現前僧衆に當の如く共に分つ、更に作法することを須ひず。若し初後法を作し竟りて、人の來る者あるも、分を與ふべからず、若し前四時あり、後二時なきは、亦分を與ふべし。若し白を作し已るも、現に界内に於て、應に得べき者は、皆利を受くべし、若し白を作さず、初後法を作さざる者は、但是れ世尊の聲聞弟子なり、所有の現に瞻部州中に住し、或は餘の住所も悉く皆分あり。

總攝頌に曰く、

糞穢と誦三啓と 制底呼曉時と

及び行籌の時と

或は衆同じく白を爲し

若しは大衆

くれば、此れ即ち黨たうと非黨ひたうと共に受けて平分す。依止所得の利と言ふは、謂はく、男女及び半擇迦に依りて安居あんこを爲す、此の施主に依りて獲るところの利養是れなり。安居所得の利と言ふは、謂はく、此の兩安居に於て、獲るところの利物は、其の施主の本心に隨つて處分す。僧伽所得の利と言ふは、謂はく決定の利分局りぶんくを作さず、此の物決定して僧伽そうがに施與せよす、中に就いて未だ分局を爲さず、兩安居りやうあんこに施すとせんや、現前に與ふるとせんや、此の物は應おほさに、施主に問うて分つべし。苾芻所得の利とは、謂はく決定の利にして分局を作す、即ち房院等なり。此に於て住する者は、便まはち其の利を受く。對面所得の利とは、謂はく、對面して獲る所の利なり。定處所得の利と言ふは、謂はく世尊在すの日、久住の處に八大制底あり、一には佛の生處、劫比羅伐窰はせ窟城嵐毗尼林はせくわうらんびにりんにあり、二には成佛處、摩揭陀の法阿蘭若菩提樹下金剛座上はせくわうらんびにりんにあり、三には轉法輪處、婆羅痾斯仙人墮處施鹿林はせくわうらんびにりんにあり、四には涅槃處、拘尸那城娑羅雙樹の間にあり、五には王舍城鷲峯山竹林園内にあり、六には廣嚴城彌猴池側高閣堂中にあり、七には室羅伐城逝多林給孤獨園にあり、八には從天下處、平林聚落にあり、初めの四處を、名づけて定處と爲し、後の四處を、名づけて不定處と爲す。若し施物あり、生處しやうじよに施すに擬すれば、其の物は惟生處に於て供養して、移轉すべからず、若し能く送るに力なければ、三中に隨つて供養を爲す、餘の三處は、此れに類して應おほさに知るべし。餘の四制底は此れと同じからず。若し夏内に於て、僧伽そうがを破すれば、應おほさに法黨に利を與へ、非法黨には、利を與へざるべし、安居半ばを過ぎ、便ち捨戒すれば、應おほさに其の利を與ふべし、此れに異なるは不應なり。若し苾芻身死して飲食の利あり、下一片の樹葉に至り、其の衣物の利は、下燃して燈炷と爲すに至るまで、皆均分すべし、若し上好の貴價衣あらば、割破すべからず、應おほさに賣りて、直を取りて、共に之を分つべし、若し僧尼の二衆、共に衣利を得ば、亦應またさに均分すべし、求寂男求寂女は、應おほさに三分して一を與ふべし、正學女と欲近圓者とは、應おほさに二分して、一を與ふべし。

はく、他の物を將つて施すに業に耻づるなきを見、自ら己れの身、福彼れに勝るを觀じ、施主を益せんが爲めに、便ち廻して己れに入るゝは無犯なり。若し父母の衣物及び資具、僧伽に施さんと欲し、廻して己れに入るれば惡作罪を得。若し持物あり、現前僧伽に施さば、應さに先づ言つて白すべし。次に推稚を鳴らし、衆既に集まり己れば、或は人を數へ、或は籌を行じ、然る後に均分せよ。若し安居人緣ありて出で行かんには、囑授して去らば、應さに其の分を取るべし、若し囑授せざれば取るべからず、若し受囑人爲めに取らざれば、應さに己れの物を以て、數に准じて酬い還すべし。然るに利を獲る時に、總じて八種あり、一には界所得の利、二には立制所得の利、三には依止所得の利、四には安居所得の利、五には僧伽所得の利、六には苾芻所得の利、七には對面所得の利、八には定處所得の利なり。界所得の利と言ふは、謂はく、一界に於て其の定局あり、或は二界に於て、或は多界に於て、其の處に隨つて別なり、所獲の利物は、各界分に於て、即ち舊住者にして、共に之を分つ。立制所得の利とは、謂はく、諸の苾芻、或は是れ隨黨、或は非隨黨、共に制要を作り、然る後某村坊街衢の内に安居す、某家を我れに囑し、某舍を汝に囑すと、若し物利を得れば、制に依りて受く、立制の利と名づく。若し隨黨の住處に於て、隨黨及び非隨黨を請じて、俱に食を設け已り、隨黨には利を與へ、非隨黨には吉祥水を與ふ、此れ即ち隨黨其の利を得べし。若し隨黨の住處に於て、隨黨及び非隨黨を請すれば、隨黨は其の利を得べし。若し隨黨の住處に於て、隨黨及び非隨黨を請じ、俱に食を設け已り、其の利物を以て、二上座の中に置き、二上座に於て皆吉祥水を授く、此れ即ち隨黨の者其の利を得べし。是くの如く應さに知るべし、非黨の住處に於て、隨黨及び非隨黨を請じ、俱に食を設け已り、其の一處に隨ひ、上座の前に、其の施物を授け、并びに其の水を授くれば、即ち非黨の者其の利を得べし、是くの如く、上に准じて思ふべし。又復應さに知るべし、處中處に於て、隨黨及び非隨黨を請じ、俱に食を設け已り、一處に隨つて、上座の前に物を授け水を授

あり、一は衣利、二は食利なり。凡そ衣服・飲食・臥具・醫藥・瓶鉢の價直あり、皆他に從つて得るが故に、利物と言ふ。此の中の利とは、衣物の利に據る。「與ふ」と言ふは、謂はく施主決定の意を作し、今我が此の物、僧伽に施與すと、或は身、或は語にて施相を作せば、此れを齊りて施と名づく。「己れに入る」と言ふは、謂はく攝して私物と爲す。此の中の犯とは、或は一人二人多人、或は是の衆物、廻して己れに入るれば、方便を爲す時は惡作罪を得、得物己れに屬すれば、便ち捨墮を犯す。有るが云はく、他別人に與ふる物と知り、自ら廻して己れに入るれば、但惡作を犯す、或は他の意一別人に與ふると知り、即ち廻して一二多人及び僧伽とに與ふ、是くの如く二多僧伽に與ふるを、廻して餘の四に與ふ、己れに入れざるに由りて、惡作罪を得。或は他の此處の僧伽に與ふるを知り、遂に便ち廻して、餘處の僧伽及び苾芻尼僧に與へ、或は復此の尼僧伽に與ふるを知り、遂に便ち廻して、彼の尼僧伽及び苾芻衆に與ふ。或は二衆に與ふるを、之を廻して一に與ふ、或は此れを翻すべし。若し僧伽破して、法部の物を廻して非法部に與ふ、或は復此れに翻す、威惡を得。若し房廊簷宇門戶椽梁等、施主の本心に違ひ、廻して餘事を作し、或は其の處に非れば、亦惡作罪なり。或は尊像に於て、此れを移して餘及び莊嚴具を作るは、悉く皆犯あり、若し暫く借用するは無犯なり、是くの如く應さに知るべし、窺視波及び窺視波物、開道・階級・花棋・飛簷・樓觀の處、制底の輪蓋、安置の層級、其の多少に隨ひ、乃至寶瓶、此等の互用は、並びに惡作を得、施主に報じ、他の許しに隨ふと知る者は無犯なり。或は時に食を以て、貧寒に施さんと擬し、及び傍生に、轉じて餘を惠む者も、本心に乖くが故に、亦惡作を犯す、求めて得ざれば無犯なり、是くの如く餘趣、類に准じて應さに知るべし。實に廻に迴想、疑を作せば捨墮罪を得、不廻に迴想、疑へば突色訖里多、廻及び不廻に不迴想を作すは無犯なり。衆に與ふる物と知り、自ら廻して己れに入るれば、下一線に至るまで、縫ひて其の衣を著くれば、此の衣は即ち全く將つて捨に入るべし。復有るが釋して云

を、名づけて同見と爲す。若し隨意苾芻、當時根轉すれば、隨意を成ぜず。罪を詰問する時、若し前人の語移轉すれば、語るべからず。若し如實の言、定んで罪を引かば、應さに之を詰るべし、即ち所犯の如く、其の罪を治せよ。若し罪の輕重に於て疑あらば、應さに三藏を善くするものに問うて、決斷を取るべし、已りて事に依りて之を治せよ。若し鬪諍徒黨の來るあらば、方便して去らしめ、後に隨意を作せ。此の中の犯とは、若し前安居の者は、前の時節の如く、應さに求めて畜ふべし、違へば便に墮罪を得。若し後安居は、應さに其の意に隨ふべし。或は前或は後に、而も之を求覺し、乃至八月盡に持用するも無犯なり。若し預め前に求むる者は、一墮罪を得、此の物應さに捨つべし、若し過後に持てば、復墮罪を得、但一捨あり。非時に非時想し疑ふは、並びに泥薩祇なり。二は輕二は無犯なり、上に准じて應さに説くべし。若し是れ不應淨物及び疎薄、或は兩人共に乞ひ及び持用すれば、惡作罪を得。若し未闕時に求めて衣を得、後に閏月畜ふといへども、亦無犯なり。

迴衆物入已學處第二十九

佛室雜伎城給孤獨園に在しき。時に施主あり、妙白鬘を以て僧伽に奉施す、卽波羅陀苾芻遂に迴して已れに入る、他物を迴する事に由る、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、僧に與ふる利物と知り、自ら迴して已れに入る者は、泥薩祇波逸迦なり。「知り」と言ふは、或は自ら知り、或は他の告げに由る。「僧」と言ふは、謂はく佛弟子なり。設令施物未だ衆中に至らざるも、迴して已れに入る時は、亦迴物と名づく。僧に五種あり、一には無恥僧、謂はく破戒者なり、二には煙羊僧、謂はく三藏に於て解する能はざる者なり、三には和合僧、謂はく羯磨を作す者なり、四には世俗僧、謂はく淳善の異生なり、五には勝義僧、謂はく學と無學となり。「利物」と言ふは、二種の利

【七】迴衆物入已學處、舊に迴僧物入已戒。「四分」には第三十、「十誦」は第二十九。

しめ、隨意苾芻に對し、隨意法を作す。次に式叉摩拏・求寂男・求寂女、次での如く、一々隨意者に對し、前の作法に同じ。其の隨意苾芻は、應さに上座の前に在りて、是くの如くの白を作して言はく、大徳諸妹、二部僧伽已に隨意を作し竟ると。二部僧伽並びに應さに唱へて言ふべし、善い哉已に隨意を作すと。唱ふれば善し、唱へざれば惡作罪を得。隨意苾芻、應さに刀子を持ち、或は針線を持ち、或は諸の雜沙門盜具を持ち、上座の前に在り、立ちて是くの如きの言を作すべし。大徳、此等の諸物、頗し安居竟る人に與へて、隨意施となすを得るや不や、若し此の處に於て更に財利を得んに、和合僧伽應さに分つべきや不やと。舉衆同時に答へて云はく、分つべしと。若し此れに異ならば、隨意苾芻及び餘の大衆皆越法罪を得。若し住處に、唯一苾芻ならば、其の力分に隨つて、少多の經を誦し、應さに自ら守持すべし。褒瀧陀の法の如き、若しは二三人、或は四人を滿じ、威對首を作す、隨意に人を差して乘法すべからず、若し五人を滿ずれば、方さに衆法を爲す、然も此の四人は欲を取るべからず。四種の隨意あり、謂はく一説・二説・三説及び衆作なり。若し痔病ありて、久しく坐すること能はず、或は臥褥を曬し、風雨將さに至らんとす、或は時に施主利養を持ちて來る、或は聽法の爲め、或は諍ひを除かんがため、斯等の事に由りて、夜分將さに終らんとす、或は王等の八難事至るが爲めには、應さに須らく一説を須ふべし、若し難遠ければ、應さに二説を作すべし、若し無事ならば、徐々に三説せよ。若し大怖ありて將さに至らんとすれば、即ち應さに兩々對首法を作し、一説して去るべし、應さに是くの如く説くべし、具壽、存念せよ、今十五日應さに隨意を爲すべし、現に是くの如き恐怖事の來るあり、和合して共に作すに暇あらず、若し後時に於て、衆と和合すれば、當さに彼の和合衆と共に、隨意事を爲すべし、若し波羅市迦を犯すあらば、應さに先づ除擯して、方さに隨意を作すべし、若し餘罪を犯さば、如法に悔い已りて、然る後作法して、同見の人に對すべし。何をか同見と謂ふ、謂はく、大師制聽の事に於て、其の見皆同じき者

若し僧伽時そうぎよとき至りて聽きさば、僧伽應そうぎよにさに許ゆるすべし、僧伽今某甲を差さして、隨意ずい茲こゝ芻じゆと爲なす、某甲當あたさに夏坐げざを爲なし、僧伽隨意そうぎよに茲こゝ芻じゆとを作なすべし、自みづかずることは是こゝの如ごとし。大德だいとく僧伽聽そうぎよにけ、此こゝの某甲が茲こゝ芻じゆ今夏坐げざを爲なし、僧伽隨意そうぎよに茲こゝ芻じゆと作なす、僧伽今某甲を差さして隨意ずい茲こゝ芻じゆと作なす、某甲當あたさに夏坐げざを爲なし、僧伽隨意そうぎよに茲こゝ芻じゆと作なすべし、若し諸しよの具壽きじゆ聽きさば、某甲を隨意ずい茲こゝ芻じゆと作なし、某甲應あたさに夏坐げざを爲なし、僧伽隨意そうぎよに茲こゝ芻じゆと作なす者は默もく然ぜんせよ、若し許ゆるさずんば説とけ、僧伽已いに許ゆるす、某甲夏坐げざを爲なし、僧伽隨意そうぎよに茲こゝ芻じゆと作なすことは竟はる、僧伽已いに聽き許ゆるす、其こゝの默もく然ぜんに由よるが故ゆゑに、我われ今いま是こゝの如ごとく持もつ。隨意ずいを作なすは芻じゆ所有しゆりゆうの行法ぎやうぽうは、應あたさに生な茅なを行なすべし、諸しよ茲こゝ芻じゆのために、上座じやうざ應あたさに自みづかずべし。大德だいとく僧伽が作なすは芻じゆ所有しゆりゆうの行法ぎやうぽうは、應あたさに生な茅なを行なすべし、諸しよ茲こゝ芻じゆのために、上座じやうざ應あたさに自みづかずべし。大德だいとく僧伽が聽きけ、今いま僧伽が、十五日隨意じふごにじつに事じを作なす、若し僧伽時そうぎよとき至りて聽きさば、僧伽應そうぎよにさに許ゆるすべし、僧伽今隨意そうぎよにを作なす、自みづかずることは是こゝの如ごとし。其こゝの隨意ずいを受うくる茲こゝ芻じゆ、應あたさに衆しゆ首しゆに詣いり、蹲せん踞じゆして住すますべし。爾それの時とき上座じやうざ及び餘あまの下座げざ、各おのづか々に用心うしんして、一ひと把はの茅なを受う得えし已いり、横布てんぷを顛倒てんたうして、即すなはち身みを移うつして近前きんぜんし、双足そうそく俱ともにに踏ふみ、手てに少許せうこを取り、當あたさに前まへんで之これを舉あげ、是こゝの如ごときの言ことばを作なすべし、大德だいとく僧伽聽そうぎよにけ、今いま僧伽が十五日隨意じふごにじつに事じを作なす、我われ茲こゝ芻じゆ某甲が、亦また十五日隨意じふごにじつに事じを作なす、我われ茲こゝ芻じゆ某甲が僧伽がに對たいし、大德だいとくに向むかひ、三事さんじ見聞けんもん疑ぎを以もつて隨意ずい事じを作なす、大德だいとく僧伽應そうぎよにさに攝受じやくじゆすべし、我われに教示けうじして、我われを饒益じやくすべし、應あたさに我われを哀愍あいきんすべし、是こゝの能とく感かん者しや、願ねがはくは哀愍あいきんの故ゆゑに、若し見罪けんざいを知らば、我われ當あたさに如法にほほふに如律にほほふににして、爲なめに説悔せつかいすべし、是こゝの如ごとく三さんたびに至いたる。受隨意じゆじゆに茲こゝ芻じゆ、應あたさに爾それと言ことばふべし。彼かれ答こたへて言ことばはく善ぜんしと、是こゝの如ごとく次第たいじに乃至いた下座げざ衆しゆなり。若し少せうき者しやは、應あたさに一人ひとりを差さして、受隨意じゆじゆに人ひとと爲なすべし、衆しゆ若し多おほければ、應あたさに二三人にさんを差さすべし。若し二人ふたりならば、一人ひとりは上座じやうざに從したがつて隨意ずいを受け、一人ひとりは半なばより下したに向むかふ。若し三人さんにんならば、三處さんじよより起おこる。隨意じゆじゆに茲こゝ芻じゆ若し一人ひとりならば、應あたさに已いれに對たいして隨意ずい人ひとと作なして、隨意ずいを作なすべし、若し二三人にさんならば、應あたさに自ら更互さらみに隨意じゆじゆに事じを爲なすべし。茲こゝ芻じゆ既すでに了しまらば、次つぎに尼衆にじゆを喚よび、衆しゆ中ちゆうに入いら

に出でて、此の難に逢ふ時は、還らざるも無犯なり。若し房舎に墮壞あるを恐れ、損惱を爲す者は、去るも亦無犯なり。若し従法部、非法部に向ひ、明相を経んには、便ち安居を失ふ。若し同意の苾芻あり、僧伽を破せんと欲せば、守持七日し、彼れに往いて遮諫すべし、其の日盡きて還らずといへども無犯なり、若し往いて諫めざれば、越法罪を得。然も諸苾芻安居の處は、皆須らく灑掃塗拭して、淨ならしむべし、若し爾らざれば惡作罪を得、復施主の福をして、增長せざらしむ。安居中に於ては、三事あり應さに作すべし、一には修造事、二には分衣事、三には羯耻那衣事なり。寺中の上座、應さに奨勸すべし。修營の人、若し自ら心に要して彼の安居に向ひ、後に悔いて去らざれば惡作罪を得。

餘義已に了る、次に本文を釋す。「雨浴衣」と言ふは、雨中に在りて洗浴するが故に、雨衣と名づく。或は井邊、或は泉池の邊に於て、洗浴する者は、亦雨衣を用ひて洗浴することを開す。「應さに求むべし」と言ふは、何の處に於て求むる。謂はく親戚に於てす、設ひ親戚にあらざるも、與ふる者は應さに取るべし、或は己れの財を以て、買うて易へ得、若し此れに異なるは、便ち犯す。非親に従つて、衣を乞へば捨墮なり、若し未だ到り求めざる時に、惠施あるは、應さに分別して畜ふべし。四月十六日に至らば、守持して畜ふべし。「後半月」と言ふは、謂はく、隨意の日を去りて、餘半月の在るあり、此れを齊りて應さに用ふべし、此れを過ぎて用ふれば、捨墮罪を得。

因みに隨意の事を明さば、安居竟らんと欲し、隨意日を去ること七八日在り、應さに隨近村坊に於て、唱へ告ぐべし、所有の老少の苾芻、及び未近圓者、供養事に於て、咸共に修營せよと。八月十四日の夜に至り、持經者をして、通夜誦經せしめ、明日時を知りて隨意事を作す、明相を過ぐることを勿れ。應さに五徳を差して、受隨意人と作すべし。鍵稚を鳴らし、僧伽を集めて問ひ、衆許し已りて應さに白二を作すべし。大徳僧伽聽け、此の某甲苾芻今夏坐を作し、僧伽隨意苾芻と作す、

伽今苾芻某甲に四十夜を與ふ、此の苾芻某甲、守持四十夜にして界外に出づ、僧伽の事の爲めの故に。此の人今夏此に在りて安居す、白すこと是くの如し。大德僧伽聽け、此の苾芻某甲、此の住處界内に於て、或は前或は後、三月安居す、此の苾芻某甲、今守持せんと欲し、四十夜を齊りて界外に出づ、僧伽の事の爲めの故に。此の人今夏此に在りて安居す、僧伽今苾芻某甲に、四十夜を與ふ、此の苾芻某甲、守持四十夜界外に出づ、僧伽の爲めの事の故に。此の人今夏此に在り安居す、若し諸の具壽聽け、此の苾芻某甲に四十夜を與ふ、此の苾芻某甲、守持四十夜にて界外に出づ、僧伽の事の爲めの故に。此の人今夏此に在り、安居するものは默然せよ、若し許さざれば説け。僧伽已に苾芻某甲に、四十夜法を與ふ、此の苾芻某甲、守持四十夜法にて界外に出づ、僧伽の事の爲めの故に。此の人今夏此に在りて安居し竟る、僧伽已に聽許す、其の默然に由るが故に、我れ今是くの如く持つ。若し二三人のために、羯磨を作すの時、名牒に隨つて律と作せ。毘婆沙中に、是くの如きの説を作す。羯磨を得已りて、更に一苾芻に對し、罽闍合掌して、是くの如きの説を作す。具壽、存念せよ、我れ苾芻某甲、此の住處に於て、或は前或は後、三月夏安居す、我れ苾芻某甲、僧伽已に守持四十夜を許す、我某甲今守持四十夜にて、界外に出づ、我れ今夏に於て、此に在り安居す、衆事を三説すること既に爾り、餘も亦同じ。然も極多は、唯四十夜を得、過ぐべからず、世尊の言ふが如し、多く界内に在り、少しく界外に在りと、是の故に但守持四十夜なり。重ねて七日を請うて去る者は、應さに日數を計すべし、亦四十夜を過ぐることを得ず。若し命難等ありて本處に還らざるは、安居を破するにあらず。若し乞食、病藥の所須、及び看病の者に於ては、廢闕ある時は、本意に隨つて去れ。若し女人男子及び黃門等ありて、苾芻の所に到り、非法の相を現せんには、斯くの如き處には、亦住すべからず。若し染心ありて、苾芻を請喚せんには、亦住すべからず。又八難事あり、謂はく王怖・賊怖・人・非人怖、猛獸・毒龍・水・火怖處、此れは居るべからず。設ひ界外

に之を修補すべし、我れ今夏に於て、此に在つて安居すと、第二第三も亦是くの如く説く、或は前
或は後、隨意に當さに作すべし。若し此の處を樂はゞ、前安居人、八月十五日に至りて應さに住す
べし。其の後安居人は、乃至九月半ばに應さに住すべし。若しは四界相近きの處に於て、牀板等を
以て、四界の上を壓し、此の牀上に於て、安居を作せば、便ち四處安居を成じ、四處の利養咸悉く
得分なり。

其の安居人は、界を出づからず、若し縁事あり、界を出づべきは、應さに日を受けて去るべし。
若し三寶事、鄔波索迦、鄔波斯迦等、及び餘の親族請喚の事、若しは外道の爲めに、惡見を除去
し、其の自行に於て、未得を得しめ、三藏の中に於て、疑を除かんが爲めの故には、應さに七日を
受けて去るべし、應さに一苾芻に對し、躡跏合掌して、是くの如きの説を作すべし、具壽、存念せ
よ、我れ苾芻某甲、此の住處に於て、或は前、或は後、三月夏安居す、我れ苾芻某甲、僧伽の事の
爲めの故に守持し、七日界外に出づ。若し難縁なければ、還りて此處に來り、我れ今夏に在りて、
此に在りて安居すと、是くの如く三説す。或は一夜の事ありて來、乃至六日、七日に准じて應さに
受くべし。或は頻りに一日を受け、或は重ねて七日を受け、事を量りて守持するは、悉く皆無犯な
り。

若し下三衆七日等を受くる時は、求寂は大苾芻に對して受くべし、正學女等は、尼に對して受く。
若し七日に了せざれば、當さに羯磨を作し、守持八日にして去るべし。若し八日に了せざれば、應
さに九日十日乃至四十夜なるべし。若し四十夜を守持せんと欲せば、撻椎を鳴らし、僧伽を集め已
りて、一苾芻爲めに白二羯磨を爲すべし。大德僧伽聽け、此の苾芻某甲、此の住處界内に於て、或
は前、或は後、三月夏安居す、此の苾芻某甲、守持を欲し、四十夜を齊りて界外に出づ、僧伽の事
の爲めの故に。此の人今夏此に在りて安居す、若し僧伽時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧

安居内に於て、作すべき所の者は、今次ぎに當さに説くべし。既に十五日に至らば、其の授事人房舎を掃除し、清淨ならしめ已りて、衆集の時は、應さに告げ白して言ふべし。明日苾芻應さに安居を作すべし、所有の諸事感應さに思念すべしと。若し衆安居を得んと欲し已り、房舎臥具を分つことは、前の造寺戒の如く、應さに作すべし。十六日に至らば、授事人應さに人の多少を看、辨籌を爲すべし。香水を以て洗ひ、香泥を塗りて淨盤の中に安んじ、鮮花布上に淨物を以て之を覆ひ、雜種を鳴らして大衆を集め、籌を上座の前に置き、次ぎに安居の制法を宣告すべし。知衆者をして巡行せしめて告げて曰く、諸大徳、若し同心樂欲せば、此の安居に於て、諸苾芻、夏中に更に相詰罪すべからず、亦非法を作すべからずと、諸の苾芻をして、不安樂に住せしむるを制す、違ふ者は越法罪を得。其の行籌者は、籌盤を擎げて前に在り、其の收籌者は、空盤を持つて後に隨ふ。大師教主先づ一籌を置き、次ぎに諸の大衆皆本座を捨て、踰躑し、詳審に籌を受取り已り、兩手に籌を擎げて空盤の中に置く。若し求寂あらば、其の親教師、或は軌範師、應さに代りて籌を取るべし。次ぎに護寺天神の籌を取り、總じて數を知り已り、應さに告げて白して言ふべし、今此の住處に、現に籌を受くるもの、爾許の人あり、施主は某甲、營事人は某甲、某村坊に於て、是れ乞食の處なり。時に諸苾芻皆應さに乞食の處を觀察すべし、既に觀察し已りて、當さに自ら念じて云ふべし、我れ此の處に於て、安居を作すに堪ゆ、苦を生ぜしめず。設ひ生ずるも能く除く。若し病患あれば、看侍人ありて、我れに醫藥を給す、某村坊を齊りて乞食處となす、飲食の所須は充濟を得べしと、是の念を作し已りて、應さに靜處に入るべし、一苾芻に對し、具さに威儀を修し、踰躑合掌して是くの如きの説を作す、具壽存念せよ、今僧伽五月十六日夏安居を作す、我苾芻某甲、亦五月十六日に於て夏安居を作す、我れ苾芻某甲、此の住處界内に於て、前三月夏安居す、某甲を以て施主と爲し、某甲を營事人と爲し、某甲を瞻病人となし、此の住處に於て、乃至若し把裂穿壞あれば、當さ

泥薩祇波逸底迦なり。「阿蘭若」と言ふは、謂はく、村を去ること一拘盧なり。「後安居」といふは、謂はく、坐後夏人前安居を爲すの處、淫盜等の過あり、此れを避けんが爲めの故に、無諍林に詣りて、後安居を爲す。「驚」ありとは、謂はく、此の處賊ありて來らんと欲するを知る。「怖」ありとは、一たび賊の來り已りて、傷殺せらるゝを見る。「畏難」ありとは、謂はく、數ば賊の來るあり、又師子虎狼及び非人類あり、應さに次いで之の如く配すべし。又復賊難師子等の難、或は蚊蚤蛇蝎、或は寒熱等の難あり、次いで之の如く、前の驚等の四句に配す。「三衣」と言ふは、謂はく守持衣なり。「村舍に置く」と言ふは、謂はく、巷陌康莊行くに堪ゆるの處、置くとは、謂はく留めて他に寄す。「緣あり」とは謂はく三寶の事、及び別人のことなり。「出づべくんば」と言ふは、謂はく蘭若住處の勢分を離るゝなり。此の中の犯とは、謂はく第六夜を過ぎて、第七夜に至り、明相未だ出でざれば、惡作罪を得、若し明相出づれば、便ち捨墮を得。復有る釋に云はく、本心暫らく去るも、還來に擬すれば、事に因りて稽留し、衣所に至らざるも、離衣の過なしと。其の無犯とは、八難事あり、或は衆法を得、六夜想等上の如く應さに知るべし。

預前求過後用雨浴衣學處第二十八

佛室羅伐城迦多林給孤獨園に在しき。六衆苾芻利養を貪求し、多く雨衣を乞ひ、出離の行に違ふ、此れ衣事に由り、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、春殘一月在り、應さに雨浴衣を求むべし、後半月を齊り、應さに持用すべし、若し苾芻、春殘一月に至らざるに雨浴衣を求め、後半月に至りて仍ほ持用すれば、泥薩祇波逸底迦なり。「春殘一月在り」とは、謂はく、春時三月已に過ぎて、餘は一月あり、四月十六日より、五月十五日に至る、中に於て、應さに雨衣を求むべし、未だ此の日に至らざるに、預め求むべからず、若しは雨時に至りて、求覓すべからず。

【一五】 預前求過後用雨浴衣學處、「四分」には、過前求雨衣過前用戒で、第二十七である。「十誦」には本律と同じく第二十八である。

【一六】 春の三月が過ぎて、終りの一月はなほ春であるから、春殘一月といふので、それは四月の十六日から、五月の十五日までに當るといふのである。故に春は四ヶ月で、即座は春夏冬の三期に分けられるのである。後半月は、其の五月に入りてからの、最後の半月である。

は、謂はく猶ほ十日ありて、未だ八月十五日に至らざるなり。「急施衣」と言ふは、五種の急難施衣あり、謂はく、自ら病に遭うて施す、病人の爲めに施す、死なんと欲する時に施す、死者の爲めに施す、將さに行かんとする時に施す。又有る釋に云はく、急難施衣とは、謂はく非時衣なり。「應さに受くべし」と言ふは、謂はく受衣の時に合す。「應さに畜ふべし」とは、謂はく五月一月なり。若し羯耻那衣を張らざれば、九月半ばを齊り、若し羯耻那衣を張れば正月半ばに至る、此れは是れ世尊饑益の事を聞く、此れを過ぎて畜ふれば、咸捨墮を得。若し五種の急施衣ある時は、受到随つて應さに分つべし。若し施主、我れ自手にて施を行ぜんと欲すと言はゞ、未だ限に至らずと雖、亦應さに之を受くべし。無犯とは謂はく、己に差して掌衣人を得。若しは施主是くの如きの語を作す、此の衣を留めて我が還る日待つべし、自手にて持つて施さんと、此れは分つべからず。實に未だ分別せずして、未分別想の疑を作す、句數上の如し。隨意の後、王閏月と爲さば、應さに舊安居の日に随つて之を畜持すべし。

在阿蘭若處過六夜離衣學處第二十七

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に阿蘭若苾芻、賊に劫奪せらる、世尊阿蘭若苾芻の、三衣中に於て、一々の衣を留むるに随つて、村舎内に置き、蘭若處に於て住するも、離衣の咎なしと聽許したまふ。若し僧伽等のこと、或は寧波波のこと、或は自事他事あらば、餘處に詣りて、六夜を經、離處して宿することを得べし、更に過ぐべからず。是の時六衆便ち七夜を經、離處して宿す、衣を置くことにより、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復衆多の苾芻、阿蘭若に在りて住し、後安居を作す、驚怖畏難處あり、苾芻三衣の中に於て、一衣を留むるに随つて、村の令内に置く、若し苾芻縁ありて、阿蘭若界を出づべくんば、六夜を齊りて、離衣して宿することを得、若し過ぐれば

【四】 在阿蘭若處過六夜離衣學處、これは「四分」の有難蘭若離衣戒第二十九に當る。「十誦律」は、之を第二十六に列して居る。

後れになるから、これは八月十五日が終了である、此等のことは、こゝに疑を存して置く。

便ち衣を奪はゞ捨墮罪を得。「後時」と言ふは、謂はく是れ別時なり。「惱」と言ふは、謂はく身業を以て、惱相を現するが故に。「瞋」とは、謂はく内心に於て忿恚を結するが故に。「罵詈」と言ふは、忿恨を懷いて、不忍の言を出すが故に。「嫌賤」と言ふは、瞋忿の相を現じて、不益の事を爲す。「奪ふ」とは、謂はく、本心に希望する所あるに據り、情遂げずして、返つて之を奪ひ、己物の想を作す、若し此れに異ならば、他勝罪を得。「受用」と言ふは、作すこと己心に屬す。此の中の犯とは、謂はく、若し苾芻、或は身に於て或は語にて、或は身語の二にて、或は自、或は他、而かも牽いて奪ふ、乃至未だ身を離れざる來、威惡作を得、既に身を離れ已れば捨墮罪を得。若し諸の俗人苾芻の衣を奪へば、能く無量不善の業を生ず。實に未だ奪ひ得ずして、奪得想を作す等、前の如く應さに説くべし。若し前人の性不謹慎なるを知り、沙門の資具其の散失せんことを恐れ、善心にて奪學するは無犯なり。

二二 過後畜急施衣學處第二十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、安居中に於て共に衣利を分つ、因つて違惱を生ず、受衣の事の爲めに過限闕護嫌の煩惱に、斯の學處を制す。若し復苾芻、前三月雨安居十日未滿に、急施衣あらば、苾芻須ひんには應さに受くべし、乃至施衣の時は、應さに畜ふべし、若し過ぐれば泥薩祇波逸底迦なり。時に勝光王の邊境反叛あり、大將軍善劍に勅して、總師旅をして、彼の不臣を伐たしむ、是の時將軍便ち寺中に入り、諸の苾芻に告ぐ、兵戈交戦すれば、形命保ち難し、我れ今衣を施し、自ら親授せんことを欲すと。時に諸苾芻敢て之を受けず。爾の時將軍衣を留めて去る、聚めて一處に在り、多く蟲傷を被る。時に諸の苾芻舉して以て佛に白す。佛言はく、應さに受くべし、受け已りて白二羯磨すべし、五徳を具する者を差して掌衣人と爲せと。「十日未滿」と言ふ

【二】 過去畜急施衣學處、是れは過前受急施衣過後畜戒、此の戒は「四分律」では第二十八となり、「十誦律」では、第二十七になつて居る。こゝでは第二十六とあるから、同じ薩婆多律でも、順序も一致はして居ないがわかる。

【三】 急施衣といふのは、特別の事情があつて、安居の終らない間に、衣を施すもの、あることをいふ、總べて衣例、安居竟りて、行はるゝを常例とするのである。但し此の急施衣は、安居の終了する七月十五日より、十日前までの間に許さるゝものである。其の事を「前三月雨安居十日未滿」と言ふのである、雨安居は、言ふまでもなく、四月十六日終了の七月十五日よりは、前三月といふのである。但し安居の終りは七月十五日であるが、こゝに十日未滿の語を解して、「猶ほ十日あり、未だ八月十五日に至らず」とあるから、八月十五日が、安居の終了の様に見ゆる。然し最初が四月十六日であることは、すゞ月二十八の雨浴衣學處にも明であるから、それから三ヶ月ならば、七月十五日であることは疑がない。但し後安居といふのがあり、これは一月

しめ、滿鉢まんぱつの食を以て、彼の織師おしに與へ、世の讒嫌ざんけんを招ぐ、事懺前に同じ、斯この學處がくじょを制す。若し復苾芻びつしゆ、非親ひしんの居士居士婦くしにふあり、苾芻びつしゆの爲めに、非親織師ひしんおしをして、織りて衣を作らしむ。此の苾芻びつしゆ先きに請を受けず、便すべしち異念いねんを生じ、彼の織師おしの所に詣り、是くの如きの言を作す、汝今知るや不ふや、此の衣は我が爲めに織る、善ぜんい哉織師おし、應まづさに好織淨疏こうおしじゆんそし、治善簡擇ちぜんかんたくして極めて堅打けんたなるべし、我れ當あたさに少鉢食せうぱつじき、或は鉢食類ぱつじきるい、或は復食直ふくじきちを以て、相濟給あひさだすべしと、若し苾芻びつしゆ是くの如きの物を以て織師おしに與へ、衣を求め得ば、泥薩祇波逸底迦にじさきばいつていなり。「先きに請を受けず」とは、先きに隨意に其の取索しゆさくを許さず。「便すべしち異念いねんを生ず」とは、四種の念あり、一には密織みつおしを念ず、謂はく好く織るべし、二には鮮白せんぱくを念ず、謂はく淨梳じゆしゆ治す、三には精細しゆじゆを念ず、謂はく善く簡擇かんたくす、四には光澤くわうさくを念ず、謂はく極めて堅打けんたす。初めに好織こうおしといふは、亦廣大よくくわんだいを兼ぬ。「鉢食ぱつじき」と言ふは、謂はく五種のごしゆ珂但こた尼に食じきなり、或は五種の蒲膳ぼぜん尼に食じきを與ふ、「鉢食ぱつじきの類」と言ふは、謂はく生穀米等じやうこくまいとうを以てす、「食直じきち」と言ふは、謂はく食價じきげを與ふ。此の中の犯とは、初め勸め作してより、乃至衣未だ入手せざるは惡作あくさく、若し衣を得已れば、便すべしち捨墮しやだを得。若しは不淨衣ふじやうい、或は黃門わうもん二形にがたを勸めて作なれば、皆惡作みなあくさくを得。

二 春衣學處第二十五

佛室ぶつしつ親伐城しんぱつじやう給孤獨園きふどくえんに在しき。時に難陀苾芻なんだびつしゆ、僧伽臘そうがらを以て達磨苾芻たつまびつしゆに與ふ、後因つて忿諍ふんじやうし、還かへた其の衣を奪うばふ、不忍ふにんに由るが故に、他の謗議ぼうぎを生ず、取衣しゆいの事に因りて不忍廢闕ふにんはいけつ、讒嫌ざんけんの煩惱ぼんごうに、斯の學處がくじょを制す。若し復苾芻びつしゆ、先きに苾芻びつしゆに衣を與へ、彼かれ後時に於て、惱瞋罵詈ねうしんまらごし、嫌賤けんぜんの心を生じ、若し自ら奪うばひ、若しは人をして奪うばはしめ、報むかじて言はく、我れに衣を還かへし來れ、汝なんぢに與へすと、若し衣彼の身を離れ、自ら受用せば、泥薩祇波逸底迦にじさきばいつていなり。「衣を與ふ」と言ふは、是れ總標そうひょうの句、若し彼かれに衣いを與あたふる時告げて言はく、汝なんぢ我がために使しを作なすべしと、若し爲めに作なさず、

【一〇】珂但尼は、「十誦」には法陀尼と譯して、根食、華食、華食、磨食、菓食の五種を擧げて居る。蒲膳尼は、「十誦」には蒲團尼とし、これに飯、菰、糲、魚、肉を擧げ、之を正食として居る。

【一一】春衣學處は、同じく奪衣戒。

自乞縷使非親織師作衣學處第二十三

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀苾芻、撚線家に從つて縷を求め、健額織師をして、一の上疊を織らしめ、復王臣に依託して、一張の疊を織らしむ、物を惜まし、譏を生じ、因つて好事を求め、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻自ら縷線を乞ひ、非親織師をして、織りて衣を作らしむ、若し衣を得れば泥薩祇波逸底迦なり。「自ら縷を乞ふ」と言ふは、或は半兩、或は一兩餘なり、謂はく、劫貝縷、或は高世耶縷、或は復家絲、或は毛、或は奈擲迦、或は芻麻、或は野麻、或は紵縷、或は高詰薄迦、或は阿鉢蘭得迦縷なり。若し、高世耶を乞ひ、非親織師をして敷具を作らしむれば、便ち二墮一捨を得、衣體一なるに由るが故に。若しは餘衣を作り、或は偃帶等と爲すは、之を織らしむるの時皆惡作を得。或は親に從つて乞ひ、或は非親に乞ひ、或は自ら買得ず、何の縁を以て其の縷を得るに隨ふも、一非親織師、或は復衆多を使ふは、或は親人をして助織せしめ、或は自ら助織するも、皆捨墮を犯す。無犯と言ふは、親に從つて乞ひ、親をして織らしめ、親に親想を爲す等、句法は上の如し。又無犯とは、若し彼の施主自ら信心あり、他をして爲めに織らしめ、或は價を以て織らしむ。若し虚誑心にて己れが勝徳を陳べ、乞うて物を得る時は惡作、他の勝と一時に俱に得、實に有徳ならば、惡作と墮罪とを得。親織師と雖、時を知らざるが故に、他をして憫みを生ぜしむ。或は異相を現するは、皆惡作を得。不淨縷を以て相和し雜ゆ、謂はく駝毛等なり、或は他の爲めに織るは、皆惡作罪なり。

勸非親織師織衣學處第二十四

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀苾芻、自身の爲めの故に、織師をして大白氈を織ら

【六】 自乞縷使非親織師作衣學處、即ち自乞縷使非親織戒。

【七】 劫貝 (Kapitika) は、縷のこと、劫貝縷は木綿絲なり。

【八】 高世耶を乞ふは一墮、非親織師に織らしめて得れば、一墮一捨である、故に二墮一捨となる。

【九】 勸非親織師織衣學處、即ち勸織師增衣縷戒。

索むる時も、亦與ふべからず、三たび索むれば、應さに與ふべし、上座惡を犯すも復罪あり、應さに須らく說悔すべし、是くの如く乃至行末なり、若し却つて索むれば、此れに准じて應さに知るべし。是くの如く行する時、展轉して、終りに至りて得る所の鉢を、即ち犯捨の苾芻に授與すべし、語りて言はく、苾芻、此の鉢は守持すべからず、亦棄つべからず、徐々に受用せよ、乃至破なり。來りて有犯鉢を行する苾芻、教に依らざれば越法罪を得。有犯鉢を持つ苾芻、若し乞食する時は、有犯鉢を以て好囊中に盛り、其の守持する者は餘俗の内に置き、若し好餅を得れば、有犯鉢に安んじ、匱なる者は守持鉢中に安んじ、有犯鉢は置いて一邊に在り、守持する者は、常に用ひて食すべし、若しは洗ひ暴し、擧して熏ぜよ、或は時に路を涉らば、有犯鉢は常に好く安置せよ、乃至破來るまでなり。彼の苾芻所有の行法、依らずして行すれば、越法罪を得。「此れは是れ汝の鉢、守持すべからず」とは、謂はく先きに守持の鉢あり、此の鉢は、治罰を行ぜんがため、其れをして畜用せしむ。「分別すべからず」とは、亦復分別作淨して畜ふべからず。「餘人に施さず」とは、此れを持つて、他人に施與すべからず。「應さに自ら審詳にすべし」とは、受用して卒爾にすべからず、疲怠心を生ずるが故に破壊せしむ、若し故らに壞れば、越法罪を得。若し求めて多鉢を得れば、皆捨墮罪なり、此の鉢中に於て、一の好者を取れば、衆中に作法して、所有の餘鉢は、隨意に分施せよ。此の中の犯とは、苾芻鉢破れ、始め一綴より五綴より齊りて來、受用を得るに堪ゆるに綴法を作さず、好の爲めの故に更に餘鉢を求め、覺むる時は惡作、得れば便ち捨墮なり。非好に好想するは但墮罪を得、好と不好と、不好想を作す者は無犯なり、或は他の爲めに求め、或は兩人共に覺め、或は遺書等、或は外道の邊に求め、得れば皆惡作を得。若しは價を以て買得し、或は好の爲めに他より求め得ず、或は轉換して得るは、皆無犯なり。

【五】乃至破とは、破までといふ意味である。即ち此の乞鉢の苾芻に對し、舊鉢の外に、新しい下鉢が與へられ、二鉢を所持することあり、此の二鉢は、如何なる場合も、必ず相携へて行くべき義務を負はされ、舊鉢が破れても、新鉢は、此の破鉢と二つ双べて携行しなくてはならないのである。

次ぎは瓦鉢を補ふ。末を用ひて綴る時、油を以て末に和し、鐵碗中に於て、鐵鉢を用ひて熟研し、
 方さに用つて孔を塞ぐ、即ち微火を以て、之を焼いて鞭ならしむ、若し鹿澁の者は、更に油を以て
 塗り、法に依りて之を熏す。若し瓦鉢に孔隙あらば、沙糖を用つて泥に和して之を塞ぎ、火を以て
 乾炙す、若し墨破すれば、刻して鼓腰を作り、鐵鉢を以て之を填め、上に泥を以て塗り、火熏し
 て應さに用ふべし。汎く鉢を論ずるに、四の圓満あり、一には體圓満、謂はく是れ鐵なり、二には
 相圓満、謂はく堅牢にして無穴無縫、垢膩を受けず、三には量圓満、謂はく是れ大鉢、四には得處
 圓満、謂はく衆中に分得す、或は施主處に得。或は是の舊好鉢、若し苾芻此の鉢あり、更に好を求
 むる者は、得る時に捨墮なり、衆中に於ては、此の鉢應さに衆中に於て捨つべし、應さに先づ勸請
 し、有犯鉢を行すべし。苾芻 五法を具すれば、應さに差すべし、始め敷座より、乃至問うて云は
 く、汝某甲能く僧伽と有犯鉢を行するや不やと。彼れ答へて言はく、能くすと。應さに一に苾芻白を
 作し、二に羯磨を差すべし。大德僧伽聽け、此の某甲苾芻、僧伽と有犯鉢を行することを樂ふ、若
 し僧伽時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧伽今差す、某甲爲めに有犯鉢を行ぜよ、苾芻此の
 某甲今僧伽と有犯鉢を行す、白すること是くの如し。次ぎに羯磨を作す、大德僧伽聽け、乃至我れ
 今是くの如く持つと、白に准じて應さに作すべし。佛言はく、汝諸苾芻、有犯鉢を行するの法、我
 れ今當さに制すべし、有犯鉢を行する人、衆和合する時、應さに告げて白して言ふべし、諸の具壽、
 明日我れ當さに僧伽の爲めに、有犯鉢を行すべし、諸の具壽、各々鉢を持して來集せよと。明日に
 至り、僧伽悉く集まる、時に彼の苾芻有犯鉢を持ち、上座の前に立ち、其の鉢を讚美し、上座に白
 して言さく、此の鉢光淨圓満用ふるに堪ゆ、若し須ひんには應さに取るべしと、若し上座取らば、
 應さに與ふべし、即ち上座の鉢を持つて、行いて第二上座に與ふ、第二用ひざれば、第三に與ふ、
 正さに第三上座に與ふる時、第一上座更に索むれば、初め一たび索むる時は與ふべからず、第二に

【三】望は字書に、器破れて
 未だ離れざるをいふとある。

【四】五法とは、本律に、彼
 の苾芻、應さに衆中に於て此
 の鉢を捨つべしとは、當さに
 衆中に於て、一苾芻を差し、
 有犯鉢を行せしむべし、若し
 五法なければ差すべからず、
 若し差すとも作さしむべから
 ず、云何が五と爲す、髮、慈
 佈、痴にして行を知らざる
 と、不行とあり、若し五徳を
 具すれば、未だ差せざれば差
 すべし、差し已りて作さしめ
 よ、云何が五と爲す、上に反
 して應さに知るべし」とある

り。若し肩に挂くる時は應さに次第に隨つて、各一肩に置き、交絡すべからず、齊しく掛けて肩隅に傍出すべからず、笄鼓の形の如く袴の法を作せ、縫帶に氈を内れ、線を以て之を絡ひ、卷縮せしむる勿れ。凡そ鉢を安んずる處、若し寺中に在らば、應さに龜窟を爲すべし、蘭若に居らば、應さに簞を編んで、籠と爲すべし、泥及び牛糞を其の表裏に塗れ、若し他行せんと欲するも、持ち去るべからず、到るところの處には、隨時に更に作れ。若し苾芻自ら鉢を作ることを解せば、應さに屏處に居るべし、俗をして見せしむること勿れ。

乞鉢學處第二十二

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に耶波羅陀爲めに乞食を行じ、商人の處に至り、第二鉢を乞ふ、情好を食るが爲めの故に。煩惱を増長し、物の譏嫌を招く、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、鉢あり減五綴なり、受用を得るに堪ゆ、好の爲めの故に、更に餘鉢を求め、得れば泥薩祇波逸底迦なり。彼の苾芻、當さに衆中に於て、此の長鉢を捨つべし、最下鉢を取りて彼れに與へよ、苾芻報へて言へ、此の鉢は汝に還す、汝守持すべからず、分別すべからず、亦人に施すこと勿れ、應さに自ら審詳にして、徐々に受用し、乃至破まで、應さに護持すべしと、此れは是れ法なり。「減五綴」と言ふは、謂はく、未だ五綴に満たざる時、苾芻あり、五片の鉢を用ひ、綴りて乞食す、日々に料理して、正業を廢することを廢す、或は但五綴、或は時に此れに過ぐれば、餘鉢を畜ふることを聽す。五種の銘濕物あり、鉢を綴るべからず、謂はく黑糖・黄蠟・鉛・錫・紫鐵なり。五種の鐵鉢を綴るの法あり、一には細釘を以て孔を塞ぐ、二には、小鐵片を安んじ、打入して牢ならしむ、三には魚齒の如く、四邊を破破して、内外相夾む、四には鐵片を以て孔を掩ひ、周圍は之を釘す、五には屑末を用ふ、此れに二種あり、一には碎鐵末、二には磨石末なり、初めは鐵鉢を補ひ、

【三】乞鉢學處、即ち乞鉢戒。

掩ひ、是くの如きの説を作せ、具壽存念せよ、我れ苾芻某甲、此の鉢咀羅は是れ大仙の器、是れ乞食の器、我れ今守持す、常用食の故に、第二第三も亦是くの如く説く。若し捨てんと欲すれば、捨衣法に准ぜよ。若し兩鉢あらば、應さに好者を持つべし、餘は應さに分別すべし、苾芻の小鉢は、尼に於ては大を成す、其の鉢量は、後當さに之を説くべし。其の無犯とは、若しは減量、若しは過量、若しは長鉢を畜ふ、擬して餘人の出家近圓のために、其の所用を濟ふ、分別せずと雖、此れ亦無犯なり。若し羹菜を貯へんが爲め、或は飲水に用ふるに、二小鉢を畜ふ、及び安鹽整子、并びに匙は、悉く皆無犯なり。又大鉢の中に於て、小鉢を容るゝに隨ひ、若し所須に順すれば、多く畜ふるも非犯なり。應さに更に一大鉢を畜ふべし、鬪事を防ぐが爲めの故に、此れは外道の縫葉を器と爲し、或は手内に於て、立拱して食するに異なり、難養難供は福田の相にあらず、世尊の一を許したまふは多にあらず、少にあらず、善く中道に順じて、身を資け業を修せしむ。頗し苾芻あり、鉢を畜へ、一夜に捨墮するを得るや、有るが謂はく、鉢を得、根轉じて尼と爲り、一夜を経る時便ち本罪を得。持鉢の法、未近圓人をして洗はしむべからず、若し能く存護する者には、洗ふことを聽す。凡そ鉢上に於て、己れの名を書すべからず、若し私記を作すは無犯なり、別人の物は、皆應さに此れに准すべし、若し名を書する時は、惡作罪を得。若し人、物を持つて三寶に施せば、所施の物の上に於て、施主の名字を鐫題す、此れは是れ某甲福施の物なり。別人の臥具には、應さに私記を作すべし、鉢帯の中に於て、鉢を出内する時、洗ひ及び曬暴するには、並びに立つべからず、亦地に置かざれ、應さに物を以て替り承げよ、穢を除くを用ひざれ、穢處に安んぜざれ、牛糞に沙あらば、用つて洗ふべからず、若し濕潤あらば、帛中に内れず、若し已に乾かば久しく曬すべからず、量を知りて受用し、眼睛を護するが如くせよ、路を涉りて行く時は、露に撃げ去るべからず、衣角に裏まされ、應さに帛を以て盛り、肩に掛けて去れ。帛に三種あり、一は鉢帯二は藥帛、三は雜帛な

卷の第七

擲頤に曰く、

二鉢と二織師と

阿蘭若と雨衣と

奪衣と并びに急施と

廻僧と七日薬となり

畜長鉢過十日不分別學處第二十一

爾の時薄伽梵、室羅伐城給孤獨園に在しき。時に卽波難陀菴芻、貪に由りて鉢を買ひ、六十人を勸め、人別に六十迦利沙波拏を施さしむ。又六衆菴芻、處々に他より多く好鉢を乞ひ、情貪りて積聚し、既に自ら用ひず、復人に施さず、煩惱を増長して、正業を修することを妨ぐ、此れ鉢事過分に由り、廢闕及び譏嫌の煩惱なり、斯の學處を制す。若し復菴芻長鉢を畜へ、十日を過ぎて分別せざれば、泥薩祇波逸底迦なり。「長鉢」と言ふは、謂はく、謂はく、現に所持の鉢あり、更に餘を畜ふれば、之を名づけて長と爲す。若し分別せざれば、日々に惡作罪を得、十日を過ぎて泥薩祇波逸底迦なり。若し現に鉢なく、後に鉢を得る時は、名づけて長と爲さず、若し所持せざれば、日々の中亦惡作を得。鉢に二種あり、一は鐵、二は瓦なり、准じて知る、石鉢とは卽ち是れ瓦鉢なることを、若し爾らずんば、世尊如何ぞ天の石鉢を受けたまはんや、清淨にあらざるを知りて、自ら用ひたまはんや、四種の鉢あり、謂はく金・銀・琉璃・水精なり、此れ若し未だ受けずんば、受くべからず、若し受くれば、應さに棄つべし。又四種の鉢あり、鐵石・赤銅・白銅、及び木なり、此れ若し未だ受けずんば、亦受くべからず、若し受くれば、應さに棄つべし。若し如法の鉢は、應さに所持すべし、鉢を以て左手中に置き、右手を張りて、鉢の口の上を

【一】畜長鉢過十日不分別學處、舊に長鉢戒。

油糖蜜米豆稻麻銅鐵金銀真珠貝玉、及び諸の錢貨、此等の諸物、買時に利の爲めに買ふは輕罪を得、賣りて利心なきは無犯なり、若し前に翻すれば、初めに無犯なり。後は捨墮罪を得。俱に利心あり、初めは輕く、後は重し、俱に非犯なし、有るが云はく、初めは利の爲めに買ふ、即ち重罪を得、後は賣りて利を獲たり、方さに捨悔と爲すと。此れ財を賣買す、前に准じて應さに捨つべし。境想輕重の類之を思ふべし。若し賣買の時、實に依りて説かず、或は斗秤を偽濫するを以て、他を欺誑すれば、妄語罪を得、物を獲るの時、便ち盜罪を犯す。凡そ財物を持つて賣買せんと欲する時、先きに須らく定むべし、意に利を求むる心なきことを、隨處に利を獲るも、悉く皆無犯なり。若し諸の苾芻設ひ三衣の爲めに、利を規りて販賣を作すべからず、又俗人市易を作すの處に於て、自ら價直を酬ゆべからず、敬信の俗人をして、或は求寂をして爲めに買はしむべし、無犯なり、若し此れなければ、應さに自ら直を酬ふべし、或は二たび或は三たびにして、其の價を還すべし、此れを過ぎて、共に高下を爲すべからず。若し現前の衆物、賣らんと欲するの時、上座先づ爲めに本價を作れ、斯れによりて即ち唱斷すべからず、應さに末後の價極高の者を取りて、方さに之を與ふべし。實の買ふを欲せずして、妄りに他の價を増すは、惡作罪を得、唱へて衣を得る時、未だ價直を還さずして、即ち著くるものは、惡作罪を得。若し施主信心あり、妻子を以て施さば、應さに還つて彼れに問ふべし、此れは如何せんと欲すと、若し唱へて我れを賣る、當さに直を酬ふべしと言はゞ、施主の意に隨つて、應さに賣るべし、苾芻價を増すべからず、若し價を増せば惡作罪を得、然も其の價直を問ふべからず、彼の施主價を與ふるに隨つて受く。若し父母信心あり、小童子を持つて苾芻に施さば、應さに爲めに受取すべし、若し却つて索めば、應さに還すべし、若し價を酬いば、彼れの多少に任せ、取るも亦無犯なり、此の小童子苾芻の邊にあり、袈裟片を以て、頸に繫く、隨時に濟養し、後時長大にして恩を報せんと欲せば、物を持つて來り施せ、隨意に應さに受くべし。

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。鄔波難陀、外道と共に、交易し、己れの鹿綵を以て、他の細綵に換ふ、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復茲芻種々に出納して利を求むる者は、泥薩祇波逸底迦なり。「種々」と言ふは、多種の經求を作し、方便出納す。「息利」とは、謂はく錢等を以て其の利を規る、或は金銀眞珠貝玉、及び諸の纒線を以て、穀麥を貯聚し、車馬を驅馳す、利を求めんが爲めの故に。或は成物を以て、未成物を博す、應さに四句を作るべし、未だ獲ざる時は惡作罪を得、得れば便ち捨墮なり、物を出して利を生ずるも、亦皆同犯なり。若し他茲芻の物を將つて、爲めに利を生ずる時、茲芻利を貪り、黙して止めざれば、利を得るの時根本罪を得。自餘の境想、或は他の爲めにし、或は轉根、斯くの如き等の句は、前に准じて應さに説くべし。若し三寶の爲めに出納し、或は施主無盡藏を作るは、設ひ馳求あるも、並びに非犯を成す。然も此等の物、出利の時、應さに一倍質を納め、好保證を求めて、明に契書を作り、年終はるの日、爲めに上座及び授事人に告げ、皆同じく知らしむべし。或は復彼の信心の鄔波索迦に告げよ。若し茲芻出息して利を得、之を捨てんと欲する時、若し是れ茲芻の畜ふべき所の財、捨て、可信の茲芻に與へよ、若し不淨財は捨て、信心の俗人に與へよ、此れは謂はく作法、是れは永施にあらず、若し還さざれば應さに就いて強ひて索むべし、唐捐すべからず。

三 賣買學處第二十

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。六衆茲芻種々に賣買す、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復茲芻、種々に賣買する者は、泥薩祇波逸底迦なり。「種種」と言ふは、謂はく多種の販賣をなす。或は賤處賤時に、多く財貨を聚め、貴時貴處に轉賣して利を規る。或は瞻相の時、宣しく預め豐儉を知るべし、時に乘じて利を射、以て活命を求む。「賣買」と言ふは、謂はく、劫貝纒線芻麻白氈酥

【三】賣買學處、即ち販賣戒。

知らしむべし、問ひに應じて記驗せよ、與に相當らば之を還せ、若し相當らずんば、亦三寶の中に
入れて用ひよ。若し輕慢心にて捉らば、亦惡作を得。若し金に金想の疑を作さば、皆捨墮を犯す、
非金に金想を作さば、墮を得、捨なし、疑へば便ち惡作なり。若し金非金に、非金の想を作さ
ば無犯なり、銀等此れに同じ。此れは自物に據りて捨墮を得、若し他物を自ら捉れば、墮を得捨な
し。若し鑰石銅鐵銀錫は、捉る時無犯なり。若し賊に盜まれたる錢寶等の物を、自ら奪ひて取る時
は無犯なり。難事ありて、將さに至らんと欲すと聞く、時に淨人の得べきなし、若しは僧伽の物、
若しは窺視婆の物、若しは法の物、應さに自ら坑を堀りて密に藏し、擧し已りて當さに去るべし、
若し後時に來りて、應さに自ら出し取るべし。難なくして爲さば、成本罪を得。若し坐夏の時、安
居の施主、衣價を持つて苾芻衆に與へんに、即ち委寄を作し、此の施主の心は、しかも之を受取せ
よ。諸苾芻、應さに信敬人、若しは寺家の淨人、若しは歸婆索迦を求めて淨施主と爲すべし。苾芻
若し金等の物を得る時は、施主物の想を作して、執捉するは無犯なり。縦ひ相去る遠くして不淨物
を得んに、遙に施主物の心を作して之を持って、乃至施主の命存して以來は、並びに皆無犯なり。若
し施主なくして得べき者は、應さに金銀等の物を持つて、一苾芻に對し、隨つて住し、隨つて立ち、
是くの如きの説を作すべし、具壽存念せよ、我れ苾芻某甲、此の不淨財を得たり、當さに此の不淨
財を持つて、淨財に換へ取らんと、是くの如く再三にして、應さに自ら持つて擧し、或は人をして
擧せしむべし。若し苾芻行路の中に於て、金銀等を得ば道糧の爲めの故に、應さに自ら持ち去るべ
し、或は淨人等及び求寂等をして持ち去らしむ、應さに知るべし、求寂は、金銀等に於ては、但自畜
を制す、執捉を遮せざることを。

出息求利學處第十九

第三部(一)三十泥薩祇波逸底迦法

【三】 出息求利學處、即ち實
實戒。

自ら金等を捉り、或は他をして捉らしむ、俗人外道因りて譏嫌を起す、不淨財を受くるが爲めに、事の煩雜前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、自手に金銀錢等を捉り、若しは他をして捉らしむれば、泥薩祇波連底迦なり。「苾芻自手」と言ふは、謂はく自ら捉る、「他をして捉らしむ」とは、謂はく、人をして捉らしむ。「金銀等」と言ふは、謂く金銀、或は貝齒、或は諸錢なり、此の中の犯とは、若しは他人の物、若しは他の寄せたる金銀等の物、及び諸の錢貝を受け、或は復遺ちたるを拾ふは、但墮罪を得、而も捨つべからず。若し己物を得て淨法を爲さず、自ら捉り、人をせしむ、皆捨墮罪なり。他金等を施し、己れ心受をなし、若しは自、若しは他、未だ捉斃せざる時は、威本罪にあらず、若し他をして取らしむる時は、十八種あり、咸其の犯を成す。謂はく彼れに告げて云はく、

汝此の物を取れ

汝此れに於て取れ

汝此の爾許を取れ

汝此の物を將て

汝此れに於て將て

汝此の爾許を將て

汝此の物を安んぜよ

汝此れに於て安んぜよ

汝此の爾許を安んぜよ

此の九句は、皆是れ對面して教ふ、此の三三に於て、各初中後あり、物器によりて數ふ、次いで之の如く應さに知るべし。又三の三種あり、不對面に據りて教ふ、謂はく、前の九に於て「此れ」を改めて「彼れ」と爲せば、即ち九句を爲す、合して十八を成す。可得處に於て、他をして取らしむる時、惡作罪を得、促れば即ち本罪なり、若し不可得處は、二皆惡作なり。金銀等の物は、若しは成不成、觸るれば皆捨墮なり。若し非通錢、或は缺け、或は廢す、或は少分似たる、捉れば皆惡作。若し水陸に於て滑墮物を得ば、應さに顯處に置くべし、隨識の者は取るべし。無主の伏藏は、應さに取るべし、三寶の中に於て、利益の處に隨つて用ひよ。若し有主の伏藏を得ば、當さに主に告げて

此の戒にも、最初に金寶等とあるのも、一證である。尤も本律では、後の捉責學處を、他人の物や拾遺物として、限られてあるが、若し單に金銀を手に取つたのみで、捨墮といふのは解せられない、己物といふのであれば、所有、貯蓄が必ず伴ふものでなければならぬ。

成し、此の七一指を成し、二十四指一肘を成し、四肘一弓を成し、五百弓一拘盧舍を成す、此れを齊りて、名づけて阿蘭若處と爲す。若し苾芻、無村處に於て、自ら羊毛を負ひ、路に隨つて行き、若し三隣繕那を過ぐれば、捨墮罪を得。若し路に村あらば、或は七村を経て、一々の村の間は一拘盧舍あり、若し苾芻此の村間を経て行かば、半村にして惡作、村を過ぐれば捨墮なり。村間の路若し半拘盧舍ならば、亦惡作を得、拘盧舍に滿つれば、捨墮罪を得。空に乗じて持ち去らば、惡作罪を得、若し爲めに帽、富羅を作り、或は腰に條し、幡を立て、密にして持ち去らば無犯なり。凡そ諸の苾芻は、負擔すべからず。

二五 使非親尼治羊毛學處第十七

佛室羅伐城絛孤獨園に在しき。時に卽波難陀、大世主瞿答彌をして、羊毛を治理せしむ。正修を廢するによりて、因の爲めに事を求む、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、非親苾芻尼をして、羊毛を洗染摩せしむる者は、泥薩祇波逸底迦なり。「洗」とは、下水を以て一漬するに至る、「染」とは、下一たび染汁に入るに至る、「摩」とは、下一片を摩するに至る、非親尼をして、洗染せしむる等の境上に同じ。若しは遺書して作らしめ、若しは他の爲め、三寶の爲め、或は兩人共に作る。若しは不淨毛は成惡作を得、餘は上に同じ、洗故衣戒に説く。

二六 捉金銀等學處第十八

佛王舍城竹林園中に在しき。時に諸苾芻金寶等を捉る。衆人議して曰く、若し釋迦子金銀等を捉ることを得ば、世の五欲の樂、何ぞ之を受けざると。佛言はく、若し苾芻薪草等を須ひんに、應さに薪草を求むべし、此れに因りて遂に金等を求むべからずと。復室羅伐城に於て、時に六衆苾芻

【二八】使非親尼治羊毛學處、即ち使非親尼洗染毛戒。

【二九】瞿答彌(Gogamī)は佛の養母、世に瞿答彌として一般に通じて居る。即ち摩訶波闍波提、譯して大愛道比丘尼といふ。

【三〇】捉金銀等學處、即ち畜金銀寶戒。但し後の九十單墮の第五十九にも捉寶學處がある。此れは捉金銀等といひ、等の中には寶も含んで居る。後捉寶にも、寶の中にまた金銀も數へて居る、故に其の區別がない様になると思ふ。「四分」では、道宣律師釋して、こゝの捨墮罪は、金銀等を貯蓄するのである後の畜意なくして、唯手に捉るのであると區別をして居る。然しこゝでも、畜へて居るのを見て罪とするのではない。手に取る時に罪となるのであるから、此の意味から言へば捉であるが、然し貯蓄の意で手に取るのであるから、後の單なる捉とも同じではない、此の區別を明に知るべきである。尤も此の律本では、此の戒は、寶銀のことを主として言つて、金銀のことを多く言つてないので、此の點で後と區別されて居る様に見ゆるが、恐らくそうではない。後の捉寶戒にも金銀を擧げてあるので明かであるし、

に、若し苾芻、新尼師但那を作り、故者を以て新者の上に帖し、壞色と爲さざるが故に、泥薩祇波逸底迦なり。「尼師但那」とは、謂はく臥具に襪す。「縱廣」とは、正方なり。「故者を取るべし」とは、謂はく、故敷具若し全き者なければ、應さに故物を合集して帖すべし。「佛張手」と言ふは、中人の三張手を、佛の一張手と爲す、一肘半に當る。「帖して壞色と爲す」とは、是れ堅牢の義、其の重帖に由りて、遂に受用せしむ、久しく堅牢なるが故に、若し故を以て新に帖するに、佛張手に於て、或は一指を減じ、或は半指を減すれば、此れ帖を成ぜず、捨墮罪を得。若し有故者に、有故者想の疑を作せば、並びに上に説くが如し。或は故者を忘れ、或は復全く壞して修補に堪へず、但新成の者あるは、無犯なり。尼師但那を作るの法は、應さに兩重に作るべし、或は青、或は泥、或は赤色、諸の雜彩色は、並びに作るべからず。疊んで三分と爲すべし、下一分に在りて截斷して、葉を作れ、三衣の葉と同じ、四邊に於て縁に帖せよ。依らざれば惡作罪を得。

一七 自擔羊毛過三踰膳那學處第十六

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に六衆苾芻、泥波羅國に往く。彼の道中に於て、毛車の軸折るゝに遇ふ、便ち乞求に従ひ、多く羊毛を得、自ら擔うて去る、道行の事に因る、煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、行路の中に羊毛を得、須ひんと欲すれば、應さに取るべし、若し人の持つなければ、自ら持つて、三踰膳那に至ることを得。若し過ぐれば、泥薩祇波逸底迦なり。「行路の中」とは、謂はく險路の中なり。「得」と言ふは他より乞ひ得。「須ふ」と言ふは、謂はく所用あらば、隨意に取るべし。「人の持つなし」とは、謂はく淨人なきなり。此の中の犯とは、謂はく、七極微一微塵を成し、此の七水塵を成し、此の七金塵を成し、此の七兎毛塵を成し、此の七羊毛塵を成し、此の七牛毛塵を成し、此の七隙遊塵を成じ、此の七蟻を成し、此の七虱を成し、此の七麩麥を

【一七】 自擔羊毛過三踰膳那學處、即ち持羊毛過限戒。踰膳那は由旬に同じ。

二五
減六年作新敷具學處第十四

縁等は前に同じ、不用を遮し、新好を愛する者に、斯の學處を制す。若し復茲芻新敷具を作るに、縦ひ心に樂はざるも、應さに六年持つべし、若し減六年にして捨てず、故らに、更に新を作らば、衆法を得るを除いて、泥薩祇波逸底迦なり。「六年持つ」と言ふは、縦ひ畜を樂はざるも、亦須らく年を満すべし、如し此の年に於て一褥を造り、或は此の年に於て、復一褥を造り、乃至第五年に一褥を造らば、初め第二褥を造る時、惡作罪を得、成れば捨墮を得。第一褥の體は、是れ犯にあらず、若し第六年に更に新しき者を造り、若しは前を捨て、後を作り、或は他の爲めに作るは無犯なり。或は已りて方便を興し、後に還俗し、重ねて近圓を受けて、更に復修造し、或は先きに轉根し、後に還た舊に依り、重ねて造り成さば、惡作罪を得。或は減六年にして新褥を作らば、衆應さに法を與ふべし、或は衆往いて觀ば應さに三請すべし、彼の樂欲に隨つて即ち法を與ふべからず、或は褥を持つて衆中に來至し、若しは長は應さに截るべし、若しは短、若しは狭は、應さに更に裨補すべし。若し薄きは、應さに、更に毛帖すべし、若し全壞して、料理に堪へざるは、應さに白二を作して、其の別褥を與ふべし。

一六
作新尼師但那不用故帖學處第十五

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に年に年老の苾芻あり、尼師但那を造らんが爲めに、北方商人の邊に於て、五百張の大氈を乞ひ得、故尼師但那は、悉く皆棄捨す。世尊見已りて更に料理せしむ、其の輕賤心を遮せんと欲するが爲めの故に、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復茲芻、新尼師但那を作らば、應さに故者の堅處を取り、縱廣佛一張手を、新者の上に帖す、壞色の爲めの故

【二五】減六年作新敷具戒、【四分】の減六年作三衣戒。

【一六】作新尼師但那不用故帖學處、舊に不帖坐具戒。

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に諸苾芻多く黑羊毛を求めて、新臥具を作る、上色を愛し、復細軟を求むるに由りて、業を廢し貪を長ず、無益を遮するが故に、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、純黑羊毛を用ひ、新敷具を作らば、泥薩祇波逸迦なり。「純黑羊毛」と言ふは、四種の色あり、一は性黑、二は性青、三は泥染、四は形色なり。「新」と言ふは、謂はく新作なり、純黒色に於て、若しは片、若しは團、若しは聚、或は披し、或は擧し、或は弓を以て彈じ、乃至未成は但惡作を得、成れば捨墮を得、餘は並びに前に同じ。

過分數作敷具學處第十三

若し復苾芻、新羊毛敷具を作るには、應さに二分の純黒と、三分の白と、四分の鹿とを用ふべし、若し苾芻、二分の純黒、三分の白、四分の鹿を用ひずして、新敷具を作らば、泥薩祇波逸迦なり、緣等は前に同じ。「三分の白」と言ふは、謂はく、是れ脇邊、項邊、及び脊上の毛なり。「四分の鹿」と言ふは、謂はく、頭足腹は是れ行動の處、毛鹿惡なるが故に。「用ひず」と言ふは、兩數に依らず、便ち本罪を得。無犯とは、若し十斤の毛褥を作るに、五斤の純黒、二斤半の白、二斤半の鹿なり、若し更に増減すれば、此れに准じて説く。凡そ褥を作らんと欲せば、應さに其の毛を分つべし、以て四分と爲し、兩分の黒、一分の白、一分の鹿なり、黒の中兩三四を分てば義成す。褥を作る時に隨つて、後二分に於て、或は一兩乃至半兩を減じ、或は純黒を用ひ已りて、方便を興せば惡作罪を得、成れば捨墮を得、此の中の犯とは、黒毛を用ふるは、求め難きに由るが故なり、若し後二分は、褥を作る時、隨意に少多するは無犯なり。若しは爲さずして已り、或は先成を得、或は黑者得易くして餘者求め難く、斤數を減増するは、並びに成るも無犯なり。

【三】過分數作敷具學處、これは「四分」の道宜が言ふ白毛三衣戒である。

【四】三分の白は、「四分」の白毛とは解釋が別である。「四分」の因縁には、比丘純白羊毛臥具を作つたので、人皆王又は大臣に似たりと非難したとあるから、白羊毛も、黒羊毛以上に高價の貴重なものとして居る。

用野蠶絲作敷具學處第十一

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に諸苾芻、高世耶璽絲を用ひて敷具と爲す、諸の生命を殺し、貪求を増長し、自の善品を廢して他の正信を損ず、臥具の事分に過ぐるに由りて廢闕譏嫌待緣の煩惱に、斯の學處を制す。若し復苾芻、新高世耶絲綿を用ひて、敷具を作らば、泥薩祇波逸底迦なり。「新」と言ふは二種あり、一は謂はく新造、二は謂はく新得なり、此れは新造に據る。「高世耶」と言ふは、謂はく、純高世耶蠶絲なり、「敷具」と言ふは、謂はく是れ臥褥、此れに二種あり、一には貯褥、二には此の敷具を扞成す、二種といふは、皆取る、下の三戒は威扞成に據る。「作る」とは、一は自作、一は人をして作らしむ、好を求むるが爲めの故に、堅牢の爲めの故に、換易の爲めの故に。若し一重或は小團、或は大聚、或は披き、或は擘し、或は弓を以て彈じ、乃至未成は、但輕罪を得、竟に得れば捨墮を得。高世耶に高世耶想の疑あるは、捨墮罪を得、高世耶に非るに、高世耶想の疑ひを作すは、墮を得、捨つべからず。高世耶に於て、非高世耶想するは無犯なり。若し作りて未成にして捨棄し、若しは他の爲めにし、若し兩人共に作る、若しは毛、若しは麻紵、若しは不淨物を和雜する者は、自作と使人と、咸輕罪を得。無犯とは、若しは已成を得、或は他已に用ふ、或は故物を修す、或は他高世耶衣を施す、或は高世絲を施して、他をして爲めに織らしむ、或は其の處に於て、高世耶絲綿得易きは無犯なり。或は他告げて言はく、我れ仁の爲めに高世耶衣を作る、意得んと欲するが故に、黙して止めざれば、遂に貪心の故に惡作罪を得。

用純黑羊毛作敷具學處第十二

【二】用野蠶絲作敷具學處、四分では、乞蠶綿作袈裟戒。但し律文の原語は何とあつたものかは不明であるが、「四分律」の本文には臥具とあり「十誦律」も「僧祇律」も、こゝと同じく、皆敷具と譯して居る。道宣律師は、臥具と言つても、敷具と言つても、つまり袈裟のことだと言つて作袈裟戒と言つて居るのである。尤も敷具と臥具とは、つまり同一であることは、此の本文で知らるべく、これは袈裟も同様である。袈裟即ちカーサーヤ (Kassaya) も、之を臥具にも、敷具にも用ふるのである。

【三】用純黑羊毛作敷具學處、即ち黑毛臥具戒。

有るが云はく、自ら方便ほうべんを設けずと雖、餘人爲めに索め、信じて遮しよせざれば、罪を得ること上の如し。若し執事人報へて云はく、仁今衣直にんいまのちよくを取るべしと。苾芻應へて言はく、我れ已に捨て訖る、宜しく本主に還すべし、若し仁衣を取るべしと云はく、我れ當さに彼れに誦るべしと、取る時無犯なり。苾芻是くの如きの次第だじを作さずして衣を求むれば、墮を犯す。若し不實等の事を以て、彼れを詰りて衣價を求め、及び主に報ぜずして知らば、皆惡作を得。若し三處並びに人數を過ぎ、索めて衣を得れば、捨墮しよたうを犯す、若し三處並びに非人數を過ぎて衣を得れば、惡作罪を犯す。若し人を以て非人に雜ゆるに、總じて八句あり、罪に輕重あり、具さに廣文の如し。

攝頌に曰く、

三處は人を一と爲し

三は非人を一と爲し

斯れ皆義に准じて知れ

教に因りて成すは犯に非ず

三句は人各二

三句は兩非人

總じて八句を成す

過ぎて索むれば罪便ち生ず

若し苾芻、人に従つて衣價を乞ふ時は、惡作罪を得、得れば便ち捨墮なり、若し非人、或は龍に従つて衣價を乞ふ時は惡作を得、得れば便ち捨を犯す。若し遣使書印にて衣價を乞ふ時は、惡作を得、得れば亦捨を犯す。若し俗人あり、苾芻の爲めに、衣價を以て外道及び非人に寄す、是くの如く乃至更互に相望む等、若し過ぎて索むる時は惡作を得、得れば便ち捨墮なり。無犯とは、皆數に依りて求め得、或は善方便して、従つて索め得、若しは衣價を索むる時、應さに是くの如きの語を作すべし、先きに與ふる所の物を、相還さるべし、我れ今衣服、現に闕少ありと。

攝頌に曰く、

高世耶と純黒と

分と六と尼師但と

【10】高世耶は(Kunfoya)舊に憍奢耶と音譯す、絹のことである。

内外の人なり。「此の衣價は我れ受くべからず」と言ふは、何をか「べからず」(不應)と謂ふ、謂はく、諸の苾芻は、自ら一國の主、及び半國の王等と作るべからず、亦金銀寶等、穀粟米豆、村園奴婢牛羊車乘等を受畜すべからず、此の金銀等は、僧伽は應さに受くべし、別人は受くべからず、若し田地園囿は、亦業畜ふべし、應さに寺家の淨人及び餘の俗人に與へて、計分徴課して、以て僧伽に供すべし。若し淨人及び傭作人をして、自ら田を作らしめば、所有の穀麥菜蔬果實は、皆不淨なり、食すべからず。又銅盤銅椀釜鑊釜器は、咸是れ僧伽にして、別人の畜ふるにあらず、若しは須らく守護すべし、應さに掌器具人を差し、隨時に摩拭して黑壞せしむること勿るべし。若し僧伽の器物を分つて別人に與ふるは、受用するも無犯なり。若し諸苾芻、私に銅器を畜ふれば、惡作罪を得、匙及び飲水器、并びに安鹽整子・衣・鉢・臥具・病藥の所須は、別人應さに畜ふべし。「僧伽の淨人」とは、謂はく寺家の淨人なり。「鄣波素迦」とは、謂はく三歸五學處を受く。「默然として住す」と言ふは、四住處あり、六詰問を爲す。何をか四處と謂ふ、一には廠處、二には舍處、三には田處、四には店處なり、「廠」とは謂はく、中に於て瓦器等を作る、及び剃髮處なり。「舍」とは謂はく、居室、「田」とは謂はく、穀蔗田の中、「店」とは謂はく、賣貨の處なり。「六詰問」と言ふは、謂はく、掌衣價人、苾芻の來るを見て、是くの如きの語を作す、仁何が故に來る、仁極めて善來、應さに此の座に坐すべし、應さに此の餅を食すべし、應さに此の飯を啜ふべし、應さに此の漿を飲むべしと。苾芻聞き已りて聲を尋いで答へて言はく、衣の爲めの故に來ると。一々言ふ時、若し聲を尋いで疾く答へ、彼れをして、餘言を作すに暇なからしめば、不圓滿詰問と名づく、若し緩かに答へ、他をして餘語を作すを得しむれば、圓滿詰問と名づく。「可信」といふは、謂はく弟子門人なり。此の中の犯とは、若し王臣衣價を送り來れば、淨人に付せずして、自ら受くれば捨墮を犯す、若し三語六默して衣を得ざる時、更に從つて索めんと欲すれば、初めは便ち惡作、語れば墮罪、得れば捨を犯す。

【九】別人は、僧伽といふ團體内の一個人を指していふのである。

に衣價を寄せて鄔波難陀に與ふ。聞き已りて往いて取り、持つて餘人に付す。復從つて強ひて索じ。彼の人事あり、須らく衆の集まりに赴くべし、苾芻許さず、遂に即ち價を取りて相還る。去るに由つて時に違ひ、遂に衆制に乖き、罰六十迦沙波拏を被る。不淨財を取りて他の意を護せず、憒亂を生ずることを致す、不淨財を受くるに因りて、事前の煩惱に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、若しは王若しは大臣婆羅門居士等、使を遣はして、苾芻の爲めに衣價を送る、彼れ衣價を持つて苾芻の所に至らしめ、白して言はく、大德、此の物は是れ某甲王大臣婆羅門居士等、我れを遣はして送り來らしむ、大德哀愍して爲めに是れを受けたまへと。苾芻彼の使に語りて言はく、仁、此の衣價は、我れ受くべからず、若し時に順ふ淨衣を得ば、應さに受くべしと。彼の使白して言はく、大德、執事の人ありやと。衣を須ひざる苾芻言はく、有りと。若しは僧の淨人、若しは鄔波素迦、此れは是れ苾芻の執事人と。彼の使執事人の所に往き、衣價を與へ已りて語つて言はく、汝此の衣價を以て、時に順ふ清淨衣を買ひ、某甲苾芻に與へ、其れをして披服せしめよと。彼の使善く執事人に教へ已りて、還りて苾芻の所に至り、白して言はく、大德、示す所の執事人に、我れ已に衣價を與ふ、清淨衣を得ば、應さに受くべしと。苾芻衣を須ふれば、應さに執事人の所に往くべし、若しは二たび、若しは三たび、彼れをして憶念せしめて告げて言はく、我れ衣を須ふと。若し得れば善し、若し得ざれば、乃至四五六返彼れに往いて默然し、處に隨つて住せよ、若し四五六返にして、衣を得れば善し、若し衣を得ず、是れを過ぎて求めて衣を得れば泥薩祇波逸底迦なり。若し竟に衣を得ざれば、是の苾芻、應さに彼の衣價を送る處に隨つて、若しは自ら往き、若しは可信心を遣はして、往いて報じて言へ、仁、某甲苾芻の爲めに衣價を送る、彼の苾芻竟に衣を得ず、仁應さに知るべし、失はしむる勿れ、此れは是れ時なりと。「王」とは謂く灌頂王なり。「大臣」とは謂はく、親しく國政を補佐す。「婆羅門」とは、是れ貴種なり。「居士」とは謂はく、諸の貴人、「等」とは謂はく、城の

「衣價」と言ふは、謂はく貝齒金銀なり、「買ふ」は、乞ふにあらすし得てる物。「是くの如き衣」とは、謂はく價直五迦利沙波擊乃至五十迦利沙波擊なり、或は青色等、或は長さ五肘、乃至五十肘なり。「清淨」と言ふは、謂はく、駝毛線等にあらす、體衣と爲して用ふるに堪へざるに由るが故に。「時に及ぶ」と言ふは、謂はく苾芻用ふべきの時に順ず、或は苾芻者を開するの時に順ず。「先きに請を受けず」と言ふは、未だ嘗て請ふと言はざるなり。「善い哉仁者」と言ふ、即ち是れ讚歎勸諭の辭なり。「好の爲め」と言ふは、更に勝大を求む、謂はく、價色及び量悉く皆精妙なり。若し過量に求むれば、乞ふ時は惡作、入手すれば捨墮なり。未近圓時に已に方便を興し、近圓の後に、方さに始めて財を獲るは、前に准じて應さに説くべし。無犯とは、若し天等より乞ふ、或は縷纒及び小帛片等を乞ふは無犯なり。

勸共作衣學處第九

若し復苾芻、非親の居士居士婦あり、各衣價を辨じ、當さに是くの如きの清淨衣を買ひ、某甲苾芻に與ふべしと、此の苾芻先きに請を受けず、他の告知によりて、便ち彼の家に詣り、是くの如きの語を作す、善い哉仁者、我が爲めに所辨の衣價、共に是くの如きの清淨衣を買ふべし、時に及んで我れに與へよ、好の爲めの故にと。若し衣を得れば、泥薩祇波逸迦なり。此の學處の緣罪前に同じ。然るに夫婦二人、別に衣價を出し、各上衣を買つて、持つて苾芻に施さんと欲す、苾芻勸めて、合して一衣を作らしむ、此れを以て異と爲す。

過限索衣學處第十

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に王舍城の大臣を、勃里沙歌羅と名づく、因みに商客あり、遂

【七】勸共作衣學處、舊には勸二家増衣價戒。但し「四分」等で、二家居士の所に至り、二家合して一衣を作らしむとある、故に二家増衣價となつて居る、こゝでは夫婦二人各價を出し、苾芻勸めて、二人にて一衣を作らしむ、故に「共作衣」と言つたのである。本律が「四分」等と異なる一例である。

【八】過限索衣學處、これは舊の過分乞索衣價戒。

事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復茲芻、奪衣・失衣・境衣・吹衣・漂衣にて、非親居士居士婦より衣を乞ふ、彼れ多く衣を施す、茲芻若し須ふれば、應さに上下二衣を受くべし、若し過受すれば、泥薩祇波逸底迦なり。「施す」と言ふは、謂はく重重施・慇懃施・真心施・詐心施・勝心施・劣心施・朝心施・隨順施、不順施、自財施、他財施、共他施、去時施、還時施なり。乞ひ得る時惡作罪を得、餘は皆本罪なり。「上下衣」と言ふは、其の二種あり、一は茲芻上下衣、上とは僧伽藍なり、横五肘堅三肘、下とは是れ裙、横五肘堅二肘なり。二は俗人上下衣、上とは長さ十一肘、闊さ三肘、下とは長さ七肘、闊さ二肘、有るが謂はく、下とは、謂はく裙及び僧脚崎なり、上とは謂はく三法衣なりと。若し茲芻の上下衣を乞ひ、或は俗人の上下衣を乞ふ、各量に依らば、得る者は無犯なり、若し過量に求むれば、乞ふ時は惡作を得、入手すれば捨墮を犯す。若し俗人の上下衣を乞ひて、縱ひ少しく足らざるも、更に乞ふべからず、若し更に乞ふ者は罪を得。若し盈つるありて長なるも、主に還すべからず、若し茲芻の上下衣を乞ひ、足らざるは、應に須らく更に乞ふべし、若し長ならば、應さに還すべし、若し還さざれば捨墮罪を得。

知俗人許與衣就乞學處第八

佛室雜伐城孤獨園に在しき。時に卽波羅陀、俗人の處に於て強ひて衣價を索む、施主俯仰して、情已むを得ず、物を買ひて之に與ふ、其の事前に同じ、過限待緣譏嫌の煩惱に斯の學處を制す。若し復茲芻、非親の居士居士婦あり、共に衣價を辨じ、當さに是くの如き清淨衣を買ひ、某甲茲芻に與ふべし、時に及んで應さに用ふべしと。此の茲芻先きに請を受けず、他の告知に因り、便ち彼の家に詣り、是くの如きの語を作す、善い哉仁者、我が爲めに所辨の衣價にて、是くの如きの清淨衣を買ふべし、時に及んで我れに與へよ、好の爲めの故にと。若し衣を得れば泥薩祇波逸底迦なり。

【六】知俗人許與衣就乞學處、これは普通の勸増衣價或に當る。文中に、「好の爲めの故に」といふ一句は、増價を意味する。

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄔波難陀善く說法す、諸の俗男俗女深く敬信を生じ、供養するの心あり、衣を惠むを許すと言ふ。既に語を聞き已りて、往いて其の家に就き、即ち爲めに呪願し、強ひて従つて衣を素め、因つて煩惱を生じ、他をして樂まざらしめ、自の貪求を長ず、其の事前に同じ、過限廢闕護嫌の煩惱に由り、斯の學處を制す。若し復苾芻、非親居士居士婦より衣を乞ふは、餘時を除いて泥薩祇波逸底迦なり。「餘時」とは、若し苾芻、奪衣・失衣・燒衣・吹衣・漂衣は、是れ此の時なり。「居士居士婦」と言ふは、餘の黃門に簡ぶ、謂はく、是の男子女人は、方さに重罪を得。若し是れ不男・二根・外道の類は、但惡作を得。「乞ふ」と言ふは、或は自ら乞ひ、或は人をして乞はしむ。「奪衣」と言ふは、謂はく賊に奪はる、或は他衣を與へて、後に還た却つて求む。「失衣」と言ふは、謂はく失落、或は忘處、或は蟲鼠の齧傷なり。「燒衣」と言ふは、或は火燒、或は灰汁の壞なり。「吹衣」と言ふは、謂はく風吹き去る。「漂衣」と言ふは、謂はく水漂なり。衣を作るに、價色量三種同じからず、價は謂はく直、五迦沙波拳等なり。色は謂はく青・黃・赤・白等なり。量は謂はく五肘等なり。此の中の犯とは、謂はく價量満足す、乞ふ時は惡作、得れば即ち本罪なり。非親想の疑等に於ては、上に准じて説くべし。或は身相を現じ、或は書を遣はす等、或は時に量を減じ、或は時に經緯を乞ひ、或は取る時に轉根し、或は詔言を出し、或は人を詐欺し、或は異相を現じ、或は苦言求覓する者は、咸惡作を得。無犯とは、謂はく失奪等なり。或は他衣を施し、或は衣繕を乞ひて小片物を得、或は小片を乞ひ、他大段を與ふ。或は雨衣を乞ひ、或は蚊幘を乞ひ、或は衆の爲めに乞ひ、或は非人傍生趣より乞ふは、咸悉く無犯なり。

過量乞衣學處第七

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。六衆苾芻數ば賊に奪はる、斯れに因りて、過分に上下衣を乞ふ、

は、咸對說惡作の罪を得。

取非親尼衣學處第五

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。鄔波羅陀菴芻。喞鉢羅菴芻尼より、賊施衣を取る、其の事前に同じ、義嫌待縁の煩惱に、斯の學處を制す。若し復菴芻、非親菴芻尼より衣を取らば、貿易を除いて泥薩祇波逸底迦なり。「非親」と言ふは、非親尼處に由りて衣を取り、自ら濟うて有無を顧みざるなり。若し親處に於ては、顧念心を懷く、因つて制して、非親處に取るを聽さず。「貿易を除く」とは、或は衣を以て、同體別體に換へ、或は全く價を酬ゆ、或は半價、或は少或多、或は劣或は勝、或は相似物、衣主の意に隨つて之を貿易す。或は彼れの意を觀、慙んで爲めに受く、或は報恩の爲め、或は福德の爲め、或は供養心にて受くるは無犯なり。又設ひ貿易にあらざるも、是くの如き心を作し、我れ當さに直を酬ゆべしと、亦換易と名づく。若しは節玩の爲め、若しは輕慢心、若しは矯誑の意にて貿易すれば、咸惡作を得。若し上下衣なければ、應さに受くべし、若し過受すれば捨墮を得。想及び疑は、前の學處に同じ。或は對面取せず、或は遺書等にて取る、或は衣現前せず、咸惡作を得。無犯とは、謂はく、求寂女及び學戒女、或は僧伽に施す、或は妙法を聽いて情欽重を生ず、或は近圓の時の所有の惠施、或は價直を酬ゆ、或は共に貿易す、或は彼の尼は是れ福德の者と知る、彼れ衣物を以て苾芻の前に置き、我れに餘衣あり、現に闕乏なし、願はくば爲めに之を受けよと、是の言を作し已りて、衣を捨て去る、或は親友想、或は暫用想、斯くの如き等の衣は、受くるも皆無犯なり。

從非親居士居士婦乞衣學處第六

【三】 取非親尼衣學處、同じく取非親尼衣戒。

【四】 喞鉢羅 (Uppala) 即ち蓮華色尼のこと。

【五】 從非親居士居士婦乞衣學處、即ち從非親俗人乞衣戒。

を知る」と言ふは、十二資具足して、身を資くるを得、多く畜貯し、長を求めて、貪りて業を廢す。
攝頌に曰く、

量を知り間隙を知り 思察し其の時を識り 數を知り衣を受用すれば 自他俱に利益す

若し衣洗ふことを須ひんには、或は時に自ら洗ひ、或は門徒、或は近事男、或は近事女、或は是れ可信洗衣の人を遣はせ、心を用ひずして、衣をして損あらしむること勿れ。凡そ衣を洗洗するに五種の利あり、臭穢の氣を除く、蟻虱生ぜず、身に癢癢なし、能く染色を受く、久しく受用するに堪ゆ。衣を洗はざれば、翻じて五失を成す。染色衣を著くるに、亦五利あり、聖の形儀に順するが故に、傲慢を離れしむるが故に、塵垢を受けざるが故に、蟻虱を生ぜざるが故に、觸るゝ時柔軟にして將護し易きが故に。過分に衣を洗へば、五種の失あり、能く疾く破れしむるが故に、苦用に堪へざるが故に、受用に心を勞するが故に、無益に煩勞するが故に、諸の善品を障ふるが故に。好染衣を着くるに亦五失あり、自ら嬌姿を長じ、他の嫉心を生ずるが故に、他をして是の治容好色を知らしむるが故に、能く求むる時勞苦多からしむるが故に、能く善品の事を障へしむるが故に、過染は衣を損じて、用ひて牢ならざるが故に。若し過打の時、亦五失あり、四過は前に同じ、五は過打すれば、衣を損じて、用ひて牢ならざるが故に。難陀苾芻、衣を過打す、故に佛言はく、衣を受用するには、打すべからず、極打すべからず、若し施主に於て極打衣を得、好光色ありて柔ならば、壞して用ひよ、仍ほ壞せざれば、或は露中に置いて、摩して光をして失せしめよ、或は水を以て灑澆して用ふべし。若し僧伽物を用ふるも、亦應に是くの如くなるべし。有る釋は、此れに准じて、總べて打することを聽さず。又有るは釋して云はく、若し爾らば、但其の打を遮せん、何ぞ極打といふを須ひんや、故に知る其の過打を遮す、其の打を遮せざることを、又復洗染打せしむるは、非親尼を遮す、餘者を障へず、即ち知る、衣に打を許すの義あることを。前の所説の如き、不依行

或は卽波迦迦・卽波斯迦、或は親尼非親尼をして、爲めに浣はしむ、斯れ皆無犯なり。他をして衣を浣はしむるに、四種の別あり、一には不浣、二には微浣、三には善浣、四には過浣なり。是くの如く染打も同じく四の別あり。犯に輕重あり、事に隨つて應さに知るべし。五の染色あり、謂はく、根皮葉花果なり、然も非法の色に、其の二の別あり、一は謂はく八種の大色、何者が是れなりや。頌に曰く、

紫礦と紅藍と鬱金香と

朱沙と大青と及び紅茜と

黃丹と蘇方との八大色は

苾芻將ひて衣を染むべからず

と。二は謂はく、深緋色と及び淺緋色と、此の二種の色は、若し玩好心の著者の爲めに、皆不潔淨なり、惡作罪を得。若し施主ありて敬重の心を生じ、大色の衣を將つて、持つて施さば、苾芻應に餘色を用ひて、其の大色を壞すべし、著時無犯なり。凡そ衣服を着くるには、三種の心を捨て、五種の心を生ずべし。三種と言ふは、一には喜好玩飾心、二には輕賤受用心、三には矯覓名稱心なり。後は謂はく、詐りて弊衣を着け、他をして有徳有行を知らしめ、利譽を招かんことを希ふ、是くの如きの三心は、皆作すべからず、但壞色を求めて、輒ち身に充つることを得、大師の教に順じて、進んで善品を修せよ。五種の心と言ふは、一には量を知る、二には間隙を知る、三には思察を知る、四には時を知る、五には數を知る。「量を知る」と云ふは、衣を受用する時は、其の新舊の量度を知りて用ひ、徐々に緩かに牽き、傷損せしむること勿れ、後に求むるも得難し。間隙を知るといふは、頻々にすべからず、常に一衣を着くれば、臭くして疾く破る、間に之を用ふ。「思察」と言ふは、心常に此の衣の來處の、極めて難きことを思察し、自臂の力にはあらず、他の施に由ると、己に報恩の心を作す、受用の時には非法を爲すこと勿れ。「時を知る」と言ふは、寒熱時に適し、受用度に合す。若し時節に乖けば、自損損他す。自損とは、己身を益せず、損他とは、福增長せず。「數

二 使非親尼浣衣故衣學處第四

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に鄒陀夷苾芻、精裙を汚すに因り、故二尼笈多に與へて浣はしむ。彼れ不淨を持つて女根の内に置き、及び口中に安んず、爲めに因つて求む、事前と同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、非親苾芻尼をして、故衣を浣染打せしむるは、泥薩祇波逸底迦なり、此れ姪染の煩惱を除くが爲めの故に。復爲めに彼の正業を廢す、是の故に因みに親尼の爲めに浣ふことを開す。又其の譏嫌の過を防ぐが爲めの故に。亦數々女人に親近するが爲めに、自の煩惱をして、轉た増盛ならしむるが故に。斯の衆過の爲めに、制して非親を斷す。「非親」と言ふは、親族の類に非ず、親族と言ふは、謂はく、七世の祖父母より已來の、所有の眷屬を咸親族と名づく、此れに異なるは非親なり。苾芻尼と言ふは、謂はく受近圓にして、餘の下衆にはあらず、諸餘の學處も此れに同じ、應さに知るべし。「故衣」と言ふは、謂はく會て著を経たり、是れ守持の衣體なり、應さに淨法すべきものは、方さに犯す。若し老病にして力なし、或は苾芻尼尊徳を恭敬し、情樂うて爲めに洗ふ、及び是れ門徒ならば、悉く皆無犯なり。氈褥を洗はしむれば惡作罪を得。「浣ふ」とは、下水を以て一浸するに至るまで、即ち名づけて浣と爲す。或は泥汚を洗染せしむるは、乃至一たび染汁に入れて打する者、下手を以て一打一拍す。實に親族にあらざるに、非親想の疑を爲し、浣染打せしむれば、捨墮罪を得。實に是れ親族なるも、非親想の疑あり、浣染打せしむれば、咸惡作を得。衣を與へ已りて後、尼轉根する者、或は時に歸俗すれば、方便罪を得。非親尼をして、親尼として爲めに洗はしむるは、亦惡作を得、此の衣を洗はんと意ひ、錯りて餘衣を洗はど、但墮罪を得、其の捨法なし。凡そ門徒の非を爲すを見て止めざれば、不正の教に由るが故に、師も亦罪を得。無犯と言ふは、或は三寶の衣物、或は親尼を使ふ、或は時に自ら洗ふ、或は師主の爲めに洗ふ、

【二】使非親尼浣故衣學處、舊も同じく非親尼浣故衣戒である。

卷の第六

一月衣學處第三

爾の時薄伽梵、室羅伐城迦多林給孤獨園に在しき。時に諸苾芻多く長衣を畜へ、或は一月を經、或は復此れを過ぎ、正業を修することを廢し、滿を望む事に因つて煩惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、衣を作ること已に竟り、羯耻那衣復出で、非時衣を得、須ひんと欲すれば、應さに受くべし、受け已らば、當さに疾かに衣を成すべし、若し望處あらば、求めて満足せしめよ、若し足らざれば、畜へて一月を經ることを得、若し過ぐれば泥薩祇波逸迦なり。「非時衣を得」とは、若し五月と一月とは、是れを衣時と謂ふ、此れに異なるを非時と名づく。若し時中に在りて衣を得れば、分別せざるも無犯なり、非時中に於て、若し衣足らず、更に希望の處あらば、應さに求めて足らしむべし。「應さに受くべし」とは、畜時に合す。「望處あらば」とは、謂はく、親友及び阿遮利耶等、或は五年會等に於て、我れ當さに衣を得べしと、或は時に轉換す。若し足らざれば、我れ爾許の衣を缺く、求めて満足せしめよと。若し苾芻月の一日に於て、青黃等の色衣を得、應法満足して、しかも衣を作らず、復異望を生じ、更に是くの如き相似の物を得ば、我れ當さに衣を成すべしと、或は希望なければ、十日の内に於ては無犯なり、十一日に至り捨墮罪を得。若し未だ足らざれば、一月を齊るを得、若し過ぐれば泥薩祇を得。若し十日の内に、所望の處に於て、情皆斷絶し、十を過ぐれば便ち犯す。二種の衣あり、一は未用衣、謂はく是れ新衣なり、二は曾用衣、謂はく、三時に於て、一時の中に隨ひ、已に受用を經。此の二衣に於て、量未だ満足せず、畜へて一月を過ぎ、分別せざれば捨墮罪を得。

【一】一月衣學處、即ち月望衣戒。

所至の處なり。若し茲芻身中の勢分に居り、衣を村中に著き、或は此れに翻すれば、並びに非犯を成す、若し此れに異なれば、身衣別處にして、明相未だ出でざるに、便ち惡作を得、明相出づる時は、便ち捨墮罪を犯す。一村に一勢分ありとは、謂はく此の村に於て、一園林、一衆集堂、一天廟處ある是れなり。多村一勢分の事、亦前に同じ。一村多勢分とは、謂はく、村に多くの園林等あり、門は是れ共處なり、多村多勢分も亦前と同じ。其の中の別とは、謂はく共處なきなり、是くの如く應さに知るべし。十二處あり、家・店・鋪・樓・場・堂及び外道舍・伎樂・車・船處、或は林樹應さに知るべし、以下十二事次に隨つて相配す。門・門坐牀・椀柱・門廟・旛處・軾座地及び井樹根を共處と爲す。此れに各四句あり、事に隨つて應さに思ふべし。若し家主一人、或兄弟不分なれば、此の處を一勢分と爲す。此れに異なれば多勢分と名づく。若し外道の家は見情是れ一なれば一勢分と名づけ、此れに異なれば、多を成す。樹枝相交はれば、一勢分と名づけ、此れに翻すれば多を成す。場は樹と勢分に差別ありとは、揚簸の時、糠所及の處、是れ場の勢分なり。夏は日中に至りて、影の所覆の處、風なくして葉の落つる處、并びに雨滴の及ぶ處、是れ樹の勢分なり。鋪とは、雜香物を賣る。店とは、謂はく産貨を貯積す、餘は廣文の如し。若し茲芻、身二處に居り、衣兩處に著き、或は衣は二の中に在り、身は異處に居らば、其の次第の如く、無犯有犯、或は輕、或は重、事に准じて應さに知るべし。若しは作法衣界に在りて、身衣處を異にし、及び空地互に居るは、皆離衣と名づく。若し衣界なき茲芻の住處は、牆柵等を齊り、若し道行は四十九尋を齊り、住及び坐臥は、周匝一尋、是れ其の勢分なり。若し兩界の上に臥し、乃至衣角身を離れざれば、失衣と名づけす。

【七】作法衣界は、羯磨を行つて、一定範圍を衣界とし、之によつて定められし衣界をいふので、作法によらず、自然の四圍の状況から、一定の樹下とか、家屋とかを衣界とするのは、それは普通自然衣界といふのである。本律では、自然衣界の名はない、單に之を勢分と言つて居るものゝ様である。

句と爲すべし、具さに廣文の如し、「三衣の中に於て」とは、謂はく僧伽胝・嚧咀羅僧伽・安羅婆婆なり、此の三衣據りて守持し已り、離して方さに罪を得、餘の十物は、同じく守持と雖、離して宿するは無犯なり。中に於て別とは、若し尼師但那を將たざれば、餘寺に往くべからず、若し礙縁あれば、應さに借りて臥すべし。或は嚧咀羅僧伽を用ひ、如法に替りて臥すべし。若し晝日閑靜の處に往き、或は乞食を行じ、或は當日來るものに擬するは無犯なり。此の中の犯とは、謂はく界外に向つて衣を持たずして去る、即ち還り來らずして明相時を經、捨墮罪を得。三種の離衣あり、一には擧處離、二には失念離、三には受用離なり。「擧處離」といふは、謂はく、障礙處に在りて其の衣を擧し、重ねて觀ることを得ず、或は失落す。「失念離」とは、衣を安んずる處に於て、更に重ねて憶せず。「受用離」とは、謂はく、暫く衣を安んじ、即ち縁に遇うて、隔たりて受用することを得ず。復離衣すと雖、若し明相未だ出でざるに、衣を得れば無犯なり、苾芻縁ありて村坊の内に入らば、應さに一割截衣を持つべし、若し村に入らずんば、持たざるも無犯なり。「衆作法を除く」とは、聖者舍利子及び莫訶迦攝波、大衆に法を與へて、僧伽胝を離することを聽すに由るが故に。或は身羸老病にして力なければ、持ち行く者捨て去るも無犯なり。此の中の犯處とは、謂はく、一舍村等なり、謂はく山野の人共に一舍を爲し、長行にして居るは、此の室の内并心に外を盡して一尋は、是れ其の勢分なり、此れは常用處に據る、別處の者あり、下當に之を叙すべし。若し兩行の舍事亦此れに同じ。多舍村とは、謂はく、人家亂れ住して、門に次序なし。別々の家に據りて勢分を爲し、其の共處なし。垣牆村とは、何處を齊りて來、是れ其の勢分なる。謂はく、六牛の牽く所の竹車の、廻轉を得るの處、或は鶏の飛墮する處なり。柵籬村とは何處を齊りて來、是れ其の勢分なる。謂はく、牛羊入る時、蹄盆塵土所及の處、或は慚愧人ありて大小を行する處なり。濼溼村とは、何處を齊りて來、是れ其の勢分なる。謂はく、十二横梯所及の處、或は糞掃を棄つる時、龜輓石あり

【一四】勢分といふのは、範圍といふことである。三衣を置いて、そこに三衣と共に宿すれば、それは勿論問題ではないが、其の三衣を置く許された範圍外に、なほ附加して、一定の距離を附屬範圍とし、この範圍内では、たとへ三衣と離れても、居ることを許され、それは失衣にはならないところである。故に衣の不失範圍が、勢分である。

【一五】慚愧人ありてとは、大小便をする時、人に見らるゝを恥ぢて、町の境界より離れ、人の往來のない所に往つて行ふのである。此の村の周圍の柵籬外、慚愧人の大小行處までを勢分とするのである。印度では、野外で大小便をするのが、一般であつたこともこれとわかる。

【一六】十二横梯は、或は十二横梯ともあり、つまり村の周圍の逐から、外部十二横梯だけの長さを勢分内とするのである。

べし。何者か名づけて泥薩祇衣の極少量と爲す、謂はく縫横一肘の者は是れなり。若し已分別に未分別想を作せば、但墮罪を得、而も捨つべからず、此れ治罰の事あることなきに由るが故に。若し三寶の爲めに衣を畜ふるは非犯なり、或は時に施主是くの如きの言を作す、此れは是れ我が物なり、仁當さに受用すべしと、分別せずといへども、之を用ふるは無犯なり、若し是の念を作す、此の衣齊りて某日に至る、我れ當さに分別すべしと、或は十日に至りて、我れ當に分別すべしとは、中間は無犯なり、若し心を生じて分齊を爲さざれば、日々の中に於て惡作罪を得、憶せざれば無犯なり。或は煩惱多くして貪染心を纏ひ、或は愚癡、或は惰沈、或は心放逸にして、分別を爲さざれば、或本罪を得、若し衣縷に駝毛を雜ゆるものは、十日を過ぐる時、但惡作を得、不淨を以ての故に。凡そ是の已犯の泥薩祇物、或は蟲蟻に食損せられ、或は飄燒せられ、或は時に失壞す、但須らく説罪すべし、物の捨つべきなし、餘の學處に於ても、此れに類して應さに知るべし。若し十日内に衣に損失あらば無犯なり、或は時に物少くして一肘に満たず、或は復聲首にして聞見せず、或は是れ已物を他に寄す、或は未得想を作す、斯れ皆無犯なり、衣を得て五日にして即ち顛狂し後に若し、得心せんには更に開せよ、五日餘の義も、通塞事に准じて應さに思ふべし。

三三 離三衣學處第二

佛室羅伐城給孤獨園に在しき。時に諸苾芻他に衣服を寄せ、上下衣を着けて、隨意に遊行して、善く身を護せず、寄衣を受くるの人は、復營務多し、離衣事の煩惱に由ること前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、作衣已に竟り、羯恥那衣復出す、三衣の中に於て、一々の衣を離して界外に宿し、下一夜に至るとも、衆作法を除いて泥薩祇波逸底迦なり。若し復苾芻、作衣已に竟り、羯恥那衣復出す」とは、頗し苾芻あり、三衣を作ること竟るといへども、羯恥那衣出さざるや、應さに四

【三】 離衣戒。

衣を愛す一とは三衣の外、並びに應さに捨棄すべし、好衣を食るに由りて、心を憊亂するに由るが故に、既着を増長して、障道眼に著するが故に。應さに糞掃衣を着くべし、細滑の衣を愛する者は、應さに毳毛衣を着くべし、糞掃衣を著くる人、及び屍林に住する人は、僧祇の好物受用すべからず、所謂衣被雜色の褥等なり。凡そ屍衣を著する人は、寺に入るべからず、制底を禮せされ、若し旋りて禮せんと欲すれば、應さに一尋を離るべし、亦僧伽の臥具を用ふべからず、衆中に入らず、亦俗人の爲めに說法せず、俗家に入らず、設し往くべくんば、應さに門外に住して、主人を喚入すべし、應さに之に告げていふべし、我れは屍林に住す、若し來るべしと言はば、隨意に入るべし、如し坐を命ぜざれば、座に就くべからず、苾芻不割截衣に、胸紐を帶せずして、村に入るべからず、有難の縁を除く。若し外道出家人の舍に入るには、不截なるも無犯なり、裙に條を繫けずして、村及び俗人の舍に入らざれば、是れを棄捨と名づく。「受用」と言ふは、安置の處及び受用の時に隨ひ是くの如きの念を生ず、我れ衣處に於て心に省縁を樂み、輒ち身命を支へ、諸の善品を修す、我が力辨するにあらず、是れ施主の衣、自利他するなり、護して當さに用ふべしと。是れを受用と名づく、上に説く所の如し、依行せざる者は、咸惡作を得。「長衣を得ば、十日を齊りて、分別せずして應さに畜ふべし、若し過ぎて畜ふれば」と言ふは、謂はく、苾芻長衣を得て分別せず、守持せず、十一日に至りて明相出でし後は、是れを過ぎて畜ふと名づく。「泥薩祇波底迦」と言ふは、其の物を捨て、罪應さに說悔すべし。何者か是れ罪なる、謂はく、月の一日に若し一衣を得、或は多衣を得、十日を齊りて來、應さに分別すべし、應さに守持すべし、或は棄捨せん、若し爾らざれば、十一日明相出づる時に至り、便ち捨墮を得。若し月の一日に衣を得、第二日に於て復衣を得、乃至十日に衣を得、若し初日の衣分別せず、後に得るところの衣、及び諸の雜物、乃至鉢袋腰條等、十一日に至りて、皆捨墮を犯す、前得衣の相續染に由るが故に。二三日等、此れに准じて應さに知る

んと欲すれば、屏處に在りて、人をして見せしむる勿れ、其の錐刀作具は、畜ふるも無犯なり、是れを受處と名づく。「避就」と言ふは、若し三衣并びに餘の衣服を着くれば、應さに善く將護すべし、若し蟲蟻食・牛嚼・鼠齧して、崖岸崩れんと欲し、大燒風飄水漬盜賊、是くの如き處は、衣を置くべからず、若しは上價綫は、阿蘭若中には、則ち畜ふべからず、應さに村内に安んじ、苦葉の上に於て、時に之を曬曝すべし。房に戸扇なく、及び苾芻なければ止宿すべからず、若し大衣を將たされば外に出づべからず。五の因縁ありて、大衣を留むることを聽す、一には處に苾芻あり、并びに門扇あり、二には天雨を疑ふ、三には江河を渡るに、傾覆あらんことを恐る、四には羯耻那衣時中に在り、五には離衣法を得。若し衣緣斷壞せば、應さに物を以て帖すべし、或は線を用ひて綴す。若し耳に衣を着くれば、澁鞭の地、木石糞掃の坐物なき處に於て、身を放つて坐せざれ、應さに木枯措を作り、磨いて淨ならしむべし、或は草稗を爲し、物を以て纏裹し、隨意大小にし、用ひて以て座と爲す。若し作務の時は、應さに須らく善く護して、泥土をして衣を汚さしむること勿れ、若し遊行の時に蘇刺の處あらば、應さに衣を褰ぐべし、垂破せしめざれ。若し洗ふべきに浣はす、縫染すべきに縫染せざるは、皆惡作を得。僧伽胝を着けては、作務すべからず、道に在りて行かず、身を裏んで坐せず、及び披いて臥し、赤體にして披かず、禮拜の時に地を拂ふ勿れ、膝頭を裏ます、亦下二衣の上に於て、坐臥せず、若し餘物なければ、用ひて襯となし、坐臥することを聽す、無犯なり、然るに臥す時に於て、少睡多覺なれ、亦隨處にして臥すべからず、若し夢中に流泄すること多き者は、應さに衣物を以て身を掩ひ、繋いで脱せしむることなかるべし。不淨地に在りては、衣を安んずべからず、若し俗人あらば、苾芻は自ら衣物を擔ふべからず、其の長毛綫は、輒く披るべからず、若し蟻虱多ければ、餘衣を以て替へよ、着くる所の衣服も、應さに數ば觀察すべし、委信處に、應さに其の衣を寄すべし、是れを避就と名づく。「棄捨」と言ふは、「若し人稟性多

【三】稗は、字書に束稗なりとある。

るべからず、是の他の物は受用するも無犯なり、若し熟皮の席は用ふべし、若しは邊方に在りて、苾芻諸皮を受用することを聽す、若し皮鞋を作れば、底は惟一重、若し底穿は應さに補ふべし。何處を齊りて、是れ邊方なりや、東は奔茶林に至り、西は二窠吐奴村に至り、南は攝伐羅伐底河に至り、北は暹戸羅山に至る。

攝頰に曰く、

東は奔茶林に至り

西は二吐奴村

南邊は伐底河

北は暹戸羅山

此の限域外を、名づけて邊國といひ、内を中方と名づく。若し獵人の邊に於て熊皮を得ば、受取るも無犯なり、應さに佛堂の門下に安んじ、諸苾芻に與へて坐せしむべし、或は常に足るも、攝して目を明にする爲めの故に、聖開して受用せしむ。若し在俗の家に皮臥具を得んに、施主を利するが爲めに、應さに坐すべし、臥すべからず。若し痔病を患ひ、及び眼闇き者は、熊皮を取りて、應さに生ずべきことを聽す、毛上能く疾を癒く。本十二億耳苾芻に因り、中國に於て一重の皮履を開す、莫訶羅苾芻に由りて、復還た制斷し、臥具を護するため、復更に開許す、若し底の多く重き者は、俗人をして著けしめ已りて、受用するは無犯なり。若し革履の重底にして、躡む時聲を出し或は羊角の如く、或は雜花葉形を作し、刺繡の文彩辟舍離に在るは、悉く皆制斷す。又諸の象馬師子虎豹豺狼の皮は、並びに用ふべからず。此の諸獸の筋にて、物を縫ふべからず。凡そ是の鞋履は、或は蒼頭、擁前擁後を作す、並びに皆皮鞋を露指すべからず亦着くべからず。若し寒雪國は應さに富羅を着くべし。寒國とは謂はく、冰凍凌を成すなり。若し寺中に在る大小行處は、木屐を着くることを開す、若し俗家に在りて著くるも亦無犯なり。若し鹿芒鞋、及び竹葉履は、並びに着くべからず。若し苾芻の胫脚に熱血病あらば、草鞋を着くることを得、若し巧苾芻自ら鞋を綴ら

是くの如く説く。其の委寄の人、假令身大海の外にあるも、遙に委寄分別を爲すは無犯なり。分別を爲す時、彼れに對すべからず、委寄の人は應さに餘者と共に、而も分別を爲すべし、委寄の人は彼の分別の物を取るべからず、又復見るべからず、委寄の人身死するの後は、衆其の衣を取り、亡人物として之を分つべし、此れは是れ作法なり、委寄人に與ふるは、是れ實に施すにあらず、其の委寄人復身死すといへども、未だ聞かざる已來は、並びに分別を成す、若し死を聞き已らば、應さに餘人を指して委寄者と作すべし、其の委寄人は、請ふと言ふべからず、亦告知する勿れ、若し五條七條の、長に盈つる者あり、並びに須らく分別すべし。長僧伽胝は分別すべからず、直爾にして畜ふ、利他の爲めの故に、謂はく、若し受近圓人あり、大衣なき者を見れば、應さに與ふべし。佛苾芻をして、衣を分別せしむる所以の者は、二種の過を防ぐ、若し分別せざれば、長に盈つるの過あり、若し畜ふるを聽さざれば、闕乏の過あり、諸の俗人及び外道に異なるが故に。凡そ衣を畜ふる者は須らく五事を知るべし、一には畜人を明す、二には受處を明す、三には避就を明す、四には棄捨を明す、五には受用を明す。「畜人」と言ふは、佛何人に長衣を畜ふるを得と許したまふや、謂はく財利少き人、或は生來樂を習ふ、或は意樂天より墮つ、或は身病苦多し、或は垢膩多し、或は蟻虱多し、或は寒熱處多し、或は營作人、或は衣服に於て性愛玩多し、長衣を開して、能く念を攝するに由るが故に、是れを畜人と謂ふ。「受處」と言ふは、若し出家人、或は在家人、貧窮を現すといへども、性布施を樂む、乞に従ふべからず、設ひ持ち來りて施すも、亦受くべからず、闕乏を恐るゝが故に。若し癡狂人施すも受くべからず、若し父母の現在を知る者は受くべし。若しは矯詐人、博奕人、好闘人、盜賊・屠脔・旃荼羅等、物を持ち來りて施すも、皆受くべからず、譏過多くして、淨信を壞するに由るが故に。何等の衣物か、苾芻應さに受くべき。謂はく貴價綾は、僧伽應さに畜ふべし、餘綾の被杖は、苾芻受くることを得、若し中國に在る諸皮、裘衣及び熊羆等の皮は、皆畜ふ

准す。若し長毛衣及び重大物は、守持に堪へず、其の毛短き者は、應さに守持して用ふべし、長毛重大は、應さに他に委寄を作し、心に而も之を受用す。重物を得る時は、應さに心念口言すべし、此れは是れ某甲の施主物、我れ彼れの爲めの故に、而も之を受用すと、分別すべからず。寒苦を遮するが爲め、除熱の爲めの故に、疎薄物、毛及び芻摩・紵布・白氈・毳毼の座褥を開す、及び所餘の衣、并びに絲縷の倚帶皆悉く畜ふることを聽す。若し三衣肩上、垢膩に汗るれば、背肩の處に於て、應さに物を以て替ふべし、長さ一肘半、廣さ一張手、四邊縫著して、汗れは即ち拆洗す。若し身に血の出づるあらば、應さに拭身衣を作るべし、當さに數ば洗染すべし。若し雨浴衣は、須らく亦畜ふることを聽すべし。三衣袋の法は、長さ三肘、廣さ一肘半、長く襟して兩重に之を縫うて袋となし、兩頭は縫合し、中に當りて口を開き、長く其の衣を内れ、搭して肩上に在く、口には胸帶を安んじ蠱をして入らしむること勿れ。凡そ衣を置く時は、三衣上に在り、餘衣は下に在り、意を用ひて防守すること、身皮を護するが如くせよ、施主をして、福を得ること多からしむるが故に、受用者をして、闕乏なからしむるが故に。其の枕囊法は、長さ四肘、廣さ二肘、疊縫して袋と爲し一重なり、亦内に於て、貯ふるに木綿及び羊毛等を以てすることを得、然る後縫合し、用ひて以て頭を支ふ。蚊帳を作るの法、周り十二肘、上に於て蓋を安んじ、身の長短に隨ひ、四角に柱を堅て、帶を以て之を繋ぐ、但し三衣の人は畜ふることを聽す、洗裙は、守持せず、雖無犯なり。若し芻芻餘の長衣あらば分別すべし」とは、或は已成衣、或は未成衣、應さに阿遮利耶、耶波駝耶の處に於て、委寄の意を作して之を分別すべし、或は餘の尊人、或は同梵行者なり。其の委寄の人は、持戒多聞にして、所有の德行己れに過ぐるものに、委寄するを善と爲す、應さに是くの如く説くべし。具壽、念を存せよ、我れ芻芻某甲、此の長衣あり、未だ分別を爲さず、是れ分別すべし、我れ今耶波駝耶の處に於て、分別を作し、耶波駝耶を以て、委寄者と作し、我れ今之を持つと、第二第三も亦

了せず、或は還る還らずと、是くの如き心を生ずれば、出界して便ち失す。「望斷失衣」とは、本心出界し、還り衣を作らんと疑ひ、既に彼の方に至りて衣を求めて獲ず、望心決斷すれば、便ち是れ失衣す。「同心失衣」とは謂はく、若し苾芻出界して衣を求め、後寺内に還り、同心して共に出す。此の中略して説く、餘は羯耻那衣事の中に廣く明すが如し。「若し衆破す」とは、此の部の張衣は、還た須らく此の部和合して共に出すべし。凡そ苾芻衆、羯耻那衣を張る者、五月中に於て、其の饒益を獲、衣を張らざる者は、一月饒益あり、何の緣あるが故に、此の衣を名づけて羯耻那衣と作すや。謂はく是れ堅實精妙の義なり、然るに大衆捨つるに由りて衣を持つ等、此れ能く荷負して違犯なからしむ、斯の力用あるが故に堅實と名づく。或は此の衣體の精妙に由るが故に。「長衣」と言ふは謂はく守持衣の外、餘す所の衣を得、體應さに淨物なるべし、是れ分別すべし。「十日を齊ること言ふは、限りて十日に至る。「守持衣」とは、謂はく十三資具衣なり、一に僧伽胝、二に嘸囉羅僧伽、三に安呬羅婆娑、四に尼師但那、五に裙、六に副裙、七に僧脚崎衣、八に副僧脚崎衣、九に拭身巾、十に拭面巾、十一に剃髮衣、十二に覆瘡衣、十三に藥直衣なり、此等の諸衣は、各別に名を牒して之を守持す、應さに一苾芻に對して、是くの如きの説を作すべし。具壽、念を存せよ、我れ苾芻某甲、此の僧伽胝衣我れ今守持し已りて、衣を作成す、是れ受用する所なりと、是くの如く再三し、乃至藥直衣も亦是くの如し。若し未洗染未割截物を得、權りに衣數に充つれば、應さに是くの如く守持すべし。具壽、念を存せよ、我れ苾芻某甲、此の衣我れ今守持す、當さに九條僧伽胝衣を作り、兩長一短にすべし、若し障難なければ、我れ當さに洗染割截縫刺すべし、是れ受用する所なりと、是くの如く再三す、餘の二も此れに同じ。若し苾芻なければ、餘の四衆に對し、亦守持を成す、若し緣ありて三衣を捨つれば、一苾芻に對し、應さに是くの如く捨つべし。具壽、念を存せよ、我れ苾芻某甲、此の僧伽胝衣は、是れ我が先きの守持衣なり、今捨つと是くの如く再三す、餘の二も此れに

【三】僧脚崎(Saṅkakeṭṭika) 舊に僧祇支と音譯す、右肩より左腋に横に胸を覆ふものである。

衣を畜へて、十日を過ぐることを得、二には長衣を畜へて一月を過ぐることを得、三には離衣宿することを得、四には上下二衣にて隨處に遊行することを得、五には多く三衣を畜ふることを得、六には別業食することを得、七には展轉食することを得、八には請を受けずして、自ら往いて食することを得、九には非時に村に入り、囑授せざることを得、十には法學家に、隨意に受食することを得。八月十六日より、正月十五日に至るまではれ衣出時なり、但張衣に由りて、其の饒益を獲、學處を廢するにはあらず。此の羯耻那衣如何が當さに出すべき。張衣の人正月十五日に於て、應さに衆に白して言ふべし、諸大德、明日我れ當さに羯耻那衣を出すべし、仁等各々自衣を持てと、既に明日に至らば、僧伽盡く集まり、白二羯磨を乘りて出す。賊來ると聞き、劫奪せらるゝを恐れ、限りて未だ至らずと雖、亦衣を出すことを得。若し利物あらば、亦即ち分つべし。八種の本事ありて、羯耻那衣を出す、何をか謂つて八と爲す。

攝頌に曰く。

初め決去と不定と 決定と失去衣と 聞出と出界疑と 望斷と同心出となり

此の中「決去失衣」と言ふは、謂はく、若し苾芻此に於て戀心なく、餘方に往かんと欲し、重ねて來ることを擬せず、決意して出界する者は是れなり。「不定失衣」とは、謂はく、若し苾芻出界して衣を求め、或は未だ衣を作らず、或は已に半ばを作る、此の利物及び住處に於て或は願戀あり、或は願戀なし、或は望心あり、或は望心なし、更に還り來りて衣を作らんと擬す、或は疑念を起す者は是れなり。「決定失衣」とは、前の所説に同じ、中に於て別なるは、而も我れ今去る、更に重ねて來らず、亦復支伐羅を造る能はざるもの是れなり。「失去失衣」とは、謂はく、界外に出で、支伐羅を造り、起手して作る時、遂に便ち失去する者は是れなり。「聞出失衣」とは、出界して衣を求め、遙に大衆の羯耻那衣を出すと聞き、情隨喜を生ずる者は是れなり。「出界疑失」とは、苾芻自ら念ず、若し衣

の衣は、僧伽張りて羯耻那と作すことを許す、我れ茲芻芻某甲、僧伽今差して、張羯耻那人と作す、我れ某甲は、是れ張羯耻那人なり、我れ此の衣を以て、當さに僧伽の爲めに、羯耻那を張るべしと、第二、第三亦是くの如く説く。即ち上座の前に於て、其の衣を舒張す。上座告げて曰く、善い哉張衣、極めて善し張衣、此れ利養及び饒益あり、我れ當さに之を獲べしと、是くの如く乃至衆末に至る。其の張衣人、此の羯耻那衣を持つて、大小行處及び烟火舍に往くべからず、露地に住せず、界外に向はず、設ひ縁ありて行くも、經宿すべからず、若し隨意日に至り、王闍月を増さは茲芻但自の安居に依りて羯耻那衣を受くべし。王法に隨はず、僧伽若しは法黨を破すること、應さに爲すべし、若し兩衆共に張衣を作らば、所得の利養法黨應さに受くべし。何者か衣財合張して羯耻那を作る、安居中に於て多く衣を獲る者、應さに其の一を取りて、羯耻那と爲すべし、餘は隨意に分て、是れ新衣の已に浣染する者にして、未だ曾て披著せず、及び急施衣にあらざることを要す。若しは僧伽眠、或は嗔咀羅僧伽或は安咀羅婆娑、此の中に隨つて咸須らく作り了るべし、若し未だ了らずんば、舒張すべからず、五肘及び斯れを過ぐるも應法を成す。若し體疎薄、往返屍を蓋ふ帖葉纒條、先きに曾て披著せるは捨墮を犯す。物破碎し、被柔し、及び補替せるは並びに張るべからず。若し十五日に已成を得んには、亦羯耻那衣を作ることを得。何人か共に羯耻那衣を張る、謂はく、同一界、是の善苾芻同じく共に衣を受く及び興欲する者なり。十種の人あり同じく羯耻那衣を受くべからず。一には未だ夏あらざる人、二には破夏人、三には後安居の人、四には餘處安居人、五には張衣の時現前せざる人、六には遍住を行ずる人、七には遍住竟る人、八には意喜を行ずる人、九には意喜竟る人、十には授學人なり。復十人あり、但利物を得て、饒益を獲ず、謂はく、求寂を以て、前の第四に替へ、便ち十人を成す。五種の人あり、利及び饒益悉く皆得ず、謂はく三種の捨置人、餘處安居人、僧伽破する時の非法の黨なり。云何が饒益、謂はく十種あり、一には長

此れ亦無犯なり。五種の衣あり、一には有施主衣、謂はく定んで彼の施衣の人ありと知る、二には無施主衣、定んで施主の處を知らず、三に往還衣、謂はく將つて深摩舍那の處に往いて、返つて持ち還る、四には深摩舍那衣、謂はく棄てて屍林に在り、五には糞掃衣、此れに五別あり、一には途中糞掃衣、二には河邊糞掃衣、三には空處糞掃衣、四には糞聚處糞掃衣、五には破碎糞掃衣なり。復五種あり、謂はく牛嚼・鼠齧・蟻穿・火燒・乳母棄衣なり。此の衣體は、事の差別と及び出處不同に由る。總じて七種あり、何をか謂つて七と爲す、一には毛衣、二には芻摩衣、三には奢翳迦衣、四には羯拏死迦衣、五には獨孤洛迦衣、六には高拏薄迦衣、七には阿般闍得迦衣なり。羯拏那衣復出づ」と言ふは、此れに因みて、須らく羯拏那の事を明すべし。其の舒張の法及び衣財同受の人、并びに所獲の利養は、衣法式に出づ。先づ羯拏那衣舒張の事を明す。衆須らく和合すべし、八月十四日に於て、總じて僧伽に白して言はく、諸大德、明日に於て衆應さに同じく聚まり、羯拏那衣を張るべしと、時に至りて衆集まる、白二法を兼り、五徳を具するものを差し、張羯拏那衣人と作し、次ぎに白二を爲して衣を持つて之に付す、彼れ衣を受け已りて、應さに諸の苾芻と共に、沈衆等の事を作すべし、乃至二三針を行する者は、皆共に助け作る、其の作衣人は、或は二或は三、是くの如きの念を生ず、此の衣は我れ僧伽に與へ、當さに張りて羯拏那を作るべし、現に張りて羯拏那を作る、已に張りて羯拏那を作れりと、此の三心に於て、但後二を爲して亦作法を成す、若し作らざれば惡作罪を得。餘處の坐夏より此に來りて作らんと請はゞ、張衣の人亦張衣を成す、其の張衣人、八月十五日に當り、僧伽に白して云はく、明日我れ當さに大德僧伽の爲めに、羯拏那衣を張るべし、仁等皆自の三衣に於て、並びに須らく捨て已り、持つて衆中に至るべしと、既に明日に至れば、張衣の人、應さに塗香、燒香、及び諸の華彩嚴飾を以て、羯拏那衣を供養し已り、淨盤の上に置き、擧げて衆首に向ひ、上座の前に在り、衣を捧げて住し、是くの如きの白を作す、大德僧伽聽け、此

に多少なれ、汁下邊に流れ、還た翻つて上に向ひ、垂滯せしむること勿れ、應さに數ば看るべし。若し衣重く大ならば、柴木の上に於て之を曬し、數々翻轉すべし。新衣は、應さに新樹皮汁を用ひ、日中に之を曝すべし、故衣は、舊樹皮汁を用ひ、陰處に曬すべし、其の乾くを待ちて後、少水を以て濕柔すれば、色益鮮好にして、色をして脱せざらしむ。寺内に於て染作を爲す時、染汁地を汚さば、牛糞にて塗拭せよ、若しは石灰地は、應さに水を須ひて洗ふべし。其の縫刺の法は、稻田の畦の勢に依りて割截を爲し、葉は兩邊に向ひ、一塵にすべからず。葉に三の別あり、謂はく上中下なり、上は闊さ四指、或は烏の張足の如し、狹きは兩指を齊り、二の内を中と名づく。凡そ小壇を爲すは、大壇の半ばに當り、竹を用ひて籤すべし、或は針等を用つて、其の處を記せ、然るに小壇を、大壇に望めて、割截の時、更に須らく其の半葉を増すべし。一縫作り了るの後、方さに始めて明間正に相應することを得、此れに異なるは非なり。四邊に縁を安んず、稍葉よりは狹し、縁を去ること四指、肩隅に帖を置き、此の帖中に於て、穿ちて小孔を爲し、細條帛を安んじ、長さ兩指ばかり、反つて自ら相繫けて、便ち二帛を胸前に成す、縁邊に應さに其の紐を安んずべし、疊んで三福となし、是れ胸紐を安んずる處なり、或は身の大小に隨ふ。紐に三種あり、一は菱葉子に似たり、二は葵子に似たり、三は棠梨子に似たり、上邊既に兩り、下縁も亦然り、顛倒して披るに任せんは並びに非犯を成す。若し行いて外に出づるには、紐を双帛に内れ、頸を遶りて通披し、角を肩上に塔す。五種の物ありて割截すべからず、一には謂はく被帳、二には高攝婆、三には謂はく跣櫛四には是れ厚綾、五には破碎物なり。凡そ衣を裁せんと欲せば、下に須らく席を安んずべし、若し席なければ、牛糞を地に塗るべし、或は諸葉を布き、或は淨地を灑掃し、方さに割截を爲す。若し縫刺の時は、應さに竹木を用ひ、衣の大小に隨つて、損布衣を作り、上に於て四邊を續定し、然る後縫刺すること、前の所制の如くす、若し依らずんば成惡作を得、或は餘法に依りて縫刺すれば、

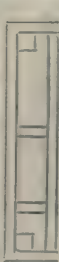
【五】葉は、條の境界になる、狭い堅の布である。
 【六】壇は、條葉の間の、二長一短等の、小さい布である。小壇は大壇の半分の長さにするのである。

【七】肩隅は、袈裟の肩に當るところである、そこに小布を方形につけるのである。
 【八】三福は、三つ折りにしたところである、三つ折りにした、上部の位置に、鈞と紐とをつけるのである。

【九】上邊既に兩りは、上邊と同じく、下邊にも帛と紐とあり、下部でも衣を攝する様になる、これは一般の説と違ひ、今日用ふる袈裟とも違ふ説である。
 【一〇】損布衣は、布衣を延ばして、一枚の布の周圍を、きちんとする、續定は、周圍を定めることである。損は、半書に引くなりである。

咀羅僧伽は兩長一短なり、若しは割截を容るゝなし。或は是れ少欲の貧人、衣財足らざれば、割截せずと雖、葉を帖して密ふることを聽す。或は現に縫割等を擬すべき暇なきは、設ひ是れ縵條等にて守持するも無罪なり。其の僧伽藍は、條數九種同じからず、謂はく九條、十一條、十三條、十五條、十七條、十九條、二十一條、二十三條、二十五條なり。罽藍は、初三は兩長一短、次ぎの三は三長一短、後三は四長一短なり、此の已上を過ぐれば、便ち破納を成ず、持つに堪へざるが故に。總じて三品の僧伽藍あり、謂はく上中下なり、上とは自の肘量、堅三横五なり、下とは各減半肘なり、二の内を中と名づく。罽藍僧伽にも亦三品あり、上とは三五、小とは各減半肘、二の内を中と名づく。五條も此れに同じ。復二種の五條衣あり、堅二横五、堅二横四なり、但三輪を蓋ふ、是れを守持衣と謂ふ。若し極小の量は、身長大にして肘短き者は、身に依りて量となし、肘量に依らず、若し此れに翻する者も亦身量に依る。身絶大の者は、裙を應に縫うて、厭蘇浴迦を作りて之を受用すべし、前の衣量の如し、若しは過ぎ、若しは減じ、量に依りて作らざれば、威惡作を得。其の洗衣の法は、苾芻客をして衣を洗はしむべからず、人衣服を洗洗すれば、衣を壞らんことを恐るゝが故に。洗衣の家に、亦往くべからず、自ら之を爲すべし。灰水を洗器の中に安んじ、若しは手、若しは足にて、徐々に洗濯せよ、若し衣上に於て、香泥に汚され或は餘の膩物は、應に湯水及び灰屑等を用ひて、之を洗ふべし。其の洗衣の法は、先づ木皮を取り、塵土を洗ひ去り、打推して碎かしめ、目に曝して乾かしめ、三遍煮て、汁は別に三處に安んじ、先づ初汁を用ひ、次ぎに第二を用ひ、後に第三を用ふ。染めんと欲する時は、應に少汁を取りて、器中に安んずべし。方さに衣を揉りて少多を斟酌し、衣をして遍濕せしむべし、衣を以て、多汁の内に置くべからず、亦急に振りて、衣をして境損せしめざれ。既に汗を振り去りて、更に柔すること數遍にして、方さに之を曝曝せよ。曬衣の法は、横に細繩を繋げ、衣邊を上懸し、竹を劈いて衣を夾し、其の夾は隨意

【三】罽藍は、各條を更に小さく、境界をつけて隔て、あることをいふので、初三は、九條、十一條、十三條である。兩長一短は、



の形である。以下準じて知るべし。

【三】堅三横五とは、廣さ三肘、長さ五肘の意味で、下衣は、之より廣長共に半肘づゝを減するのである。一肘を二尺とすれば、堅三は四尺五寸、横五は七尺五寸である、以下準知せよ。

【四】厭蘇浴迦は、蓋衣と譯して居る、上は臍を蓋ひ、下は踝上四指に至るとあり、兩頭を縫合して、形小窩の如しと言つて居る。襦は、字書には、穀を盛る圓筒形のものであらう、裙を長くして造りしものゝ如く、身長大の人は、三衣の下に、脛の露出するので、之を造りしものゝ様であ

法に非ず、作る者は寧吐羅罪を得。若し更に餘の外道の衣服あり、著くる時は威惡作を得。若しは留續衣、或は結續衣を著け、或は襦袴等を著く、或は時に髪を繫いで烏率膩沙と爲し、或は復裏頭し、或は俗人の上下衣を著け、或は彫彩、及び諸の瓔珞の婆羅門線を爲し、或は臂に線鬘を繫ぐ、諸の是くの如き等の非法の衣服は、是れ俗の形儀なり、若し著用する者は、威惡作を得、瞋人病の爲めに、臂をして呪線に安んぜしむるは無犯なり、應さに肘後に繫ぐべし、若し差して解除すれば、輕しく棄つべからず、應さに臙木の孔内に安んずべし。應さに知るべし、三衣は受用各別なり、若しは作務の時、或は道行の時、及び寺内に在りては常に五條を用ふ、若しは禮敬を行ひ、及び食噉の時には、應さに七條を披くべし、寒を遮せんが爲め、聚落に入りて乞食噉食し、制底を禮するには、應さに大衣を著くべし。後の二衣は、應さに割截して作るべし、若し是れ貧人は、後に必ず藏ることを須ふ、入聚落の爲めの故に。何が故に不割截衣にて聚落に入らざる。然るに苾芻衣に其の二種あり、俗と同じからず、謂はく彩色と形狀なり、俗人は純白不截なり、苾芻は瑣色にして截る。若し新衣を得て、僧伽胝及び尼師但那を作るには、兩重に應さに作るべし。嗚咀羅僧伽及び安咀婆娑は、一重に作るべし。若し前は二三重、後二は兩重の者も亦聽す。若し未だ分別せざる物を以て、重ねて之を帖する時は、惡作罪を得。十一日に至りて、便ち捨墮を犯す。或は是の念を作さく、更に餘衣を覺めて、以て其の複に充てんと、便ち第二重を摘去すれば、惡作罪を得、十一日に至りて、便ち捨墮を得。若し是の念を作さく、沔染を爲し已りて還た此の物を持つて、重ねて斯の衣を帖せんとするは無犯なり、十一日に至り、若し帖せざれば、捨墮罪を得、若し故衣を得て、僧伽胝及び尼師但那を造らば、應さに四重に作るべし、七條、五條を作るには、應さに兩重に作るべし、或は摘去して還た安んずるは、前に准じて應さに識るべし。若し糞掃衣及び故破衣は、隨意に數を重ねよ。其の條數壇隔の法は、若し安咀婆娑の壇隔法式は、一長一短なり、嗚

【九】五條は安咀婆娑、舊に安陀衣 (Anthavastika) 七條は嗚咀羅僧伽、舊に舊多羅僧 (Uthasamhina)。
 【一〇】大衣は九條。即ち僧伽胝、舊に僧伽梨 (Sanghati)。
 【一一】尼師但那は、舊に尼師壇 (Nisiddhina) 即ち坐具。

りて坐す。正信の解、斯迦あり、二法の中に於て、一に聽つて説く、若しは僧伽伐尸沙、若しは波逸底迦なり。彼の坐せる苾芻、自ら其の事を言はば、二法の中に於て、應さに一一の法に隨つて治すべし、若しは僧伽伐尸沙、若しは波逸底迦なり。或は即波斯迦所説の事を以て、彼の苾芻を治す、是れを不定法と名づく。

第三部、(一)三十 泥薩祇波逸底迦法

持と離と畜と浣衣と

同價と及び別坐と

取衣と乞衣と過受と

遣使と衣直を送るとなり。

有 長衣不分別學處第一

佛室羅伐城結紵孤獨園に在しき。時に諸苾芻多く衣服を畜へ、諸の善品を廢す、此れ長衣の事及び過限闕顯儀に由りて、斯の學處を制す。若 復苾芻作衣已に竟り、羯耻那衣復出だす、長衣を得ば、十日を齎りて、分別せずして應さに畜ふべし、若し過ぎて畜ふれば、泥薩祇波逸底迦なり。一作衣已に竟る」と言ふは、伴縛迦大醫長者衣服を布施するに由り、世尊此れに因りて、衣を畜ふることを聽したまふ。爾の時世尊是くの如きの念を作す、我れ今身形極めて柔軟と爲す、但三衣を畜ふるも、尚ほ支持することを得、況んや諸苾芻の身は柔軟に非ず、三種の衣を畜へて沍澁せざらんや、因つて苾芻は各三衣を畜ふることを制したまふ。内に身を資くることを得て、長の過を盈すなきは、三衣の外に於ても、又十種の衣物を、受畜することを聽す。此の衣の外、不應法の者は、皆畜ふべからず、謂はく野麻衣・駝衣・積樹葉衣・豹皮・鹿皮・及び小浴衣なり。或は青色に染め、或は復露形及び披髮、或は角鵝毛、或は人髮、或は受極法、此等は皆是れ外道の形儀にして、出家の

【五】 泥薩祇波逸底迦(Nisāyika-pāyathika)は、舊に尼薩考波逸提、即ち捨墮と譯す。

【六】 長衣不分別學處、舊に長衣戒。

【七】 羯耻那衣(Kāśhinā)は、堅固衣と譯す、舊、迦絺那衣と音譯す。

【八】 分別は、舊譯に淨捨のことである。即ち一旦之を僧に捨て、更に僧の承認を得て畜ふる作法である。これに、之を畜へんとする欲心を一旦捨離して、其の上で僧團の委託により、之を預る形になるので、佛教の戒には、かかる形式を取ることが、一種の寛容法として行はれたのである。

の「耶波斯迦」とは、謂はく見諦の人、有るが説く、設ひ是れ異生も、忠信ある者にして、言行濫なく、亦其の言を信ず。「二に随つて説く」とは、或は女人事を見て、忍ぜずして説く、或は彼の苾芻を護して、肯て自ら言はず、説を爲すの時、方さに事に随つて説く。「或は波羅市迦」とは、四重の中に於て、一に随つて説く。「或は僧伽伐沙」とは、十三の中に於て、一に随つて説く、「或は波逸底迦」とは、九十の中に於て、一に随つて説く。「自ら言ふ」とは、所爲の事に随ひ、實に依りて説く。「若し」とは、或は是れ寗吐羅罪、或は對して惡作と説く。此の中の「若し」の聲は、是れ不定の義なり。若し本意行姪にして、同一座の時は、寗吐羅罪を得。「或は耶波斯迦所説の事を以て、彼の苾芻を治す」とは、耶波斯迦は、罪の自性及び罪の因起に於て、善く曉知せざることを顯はさんと欲す、然も苾芻と女と同座し、一器を共にして食し、饑を同じうして飲酒するを見る、斯くの如き等の事、並びに應さに治罰すべし。「是れを不定法と名づく」とは、言はく、此の罪の體定相なきが故に、容るゝに多罪あり、定んで言ふべからず。此の中の犯相は、謂はく、行處・住處・同坐・自言事に随つて應さに之を治すべし。此の三の中に於て、自ら言はざれば、應さにために求罪自性白四羯磨を作すべし、羯磨を得已らば、所有の行法は、人を得度して出家し、十戒を受くる等を得ず、上に説く所の如し、若し行に依らざれば、咸惡作を得。復應さに彼れに問うて、事を擧すべし、女人の顔色・形容・進止・處所なり。若し第二人あらば、亦應さに彼の事を問ふべし、相當らば、説の如くにして治せよ、相當らずんば、應さに苾芻の語に隨ふべし。或は時に漫に餘罪を説き、或は復罪にあらざるを罪といひ、或は此の罪に餘罪想を作す、斯れ皆彼の苾芻の語を取りて治せよ。

第二不定の中に於て、差別ありとは、緣は王舍城に在り、室利迦苾芻と蘇杜多女と、同處にして坐するに因り、耶褒灑陀耶波斯迦の、見て言ひ告ぐるに由る。非屏障處に在り、行姪に堪へず、波羅市迦は作を容るゝなきが故に。若し復苾芻、獨り一女人と、非屏障にして、行姪に堪へざる處に在

【四】不定法中の第二、非障處不定法、即ち顯露不定法。

卷の第五

二 不定法

攝頌に曰く

若し屏障の中 姪欲を行するに堪へたる處にあり、及び非障處に在りて 第三人あることなし
爾の時薄伽梵室羅伐城逝多林給孤獨園に在しき。時に 毘舍佉即波斯迦是の事を見已りて、心忍可せず、往
と、膝を壓して坐し、爲めに法要を説く。時に 異舍佉即波斯迦是の事を見已りて、心忍可せず、往
いて世尊に白す、此に即波斯迦の事に因りて、姪煩惱に由りて初不定を制す。若し復姪芻、獨り一
女人と、屏障の行姪に堪へたる處に於て坐す、正信の即波斯迦あり、三法の中に於て一に隨つて
説く、若しは波羅市迦、若しは僧伽伐沙、若しは 波逸底迦と、彼の坐せる姪芻、自ら其の事を言
はゞ、三法の中に於て、應さに一一の法に隨つて治すべし、若しは波羅市迦、若しは僧伽伐尸沙、
若しは波逸底迦と、或は即波斯迦所説の事を以て彼の姪芻を治す、是れを不定法と名づく。此の中
の不定法とは、謂はく、事處情證を以て其の體と爲す。若し復姪芻、獨り一女人と」とは、是れ事
なり、「屏障に在り」とは、是れ處なり、「行姪に堪へたる」とは、是れ情なり、「若し正信の即波斯迦
あり、一に隨つて説く」とは、是れ證なり。「姪芻」と言ふは、欲染現前の近圓の人なり。「獨り」と言
ふは、謂はく餘の姪芻及び餘の男子なきなり。「一」と言ふは、姪芻尼及び餘の女人なきなり。「女
人」とは、謂はく是れ人女、姪事を行するに堪へたり。「屏障」とは、謂はく隱覆處なり、其の形を
障へて、姪事を爲すに堪へたり。此れに五種あり、牆・籬及び衣・叢林・暗夜、是くの如き處に於て、
或は男行いて女に就き、或は女來りて男に就く。「行姪に堪へたる處」と言ふは、一尋内に於て、同
じく一席を居き、身相逼觸して、坐臥を爲すことを得、然かも彼の女人、或は許し、許さず。「正信

【一】 不定法中第一、屏障中不定法、即ち屏處不定法。笈多 (Gupta)。

【二】 毗舍佉即波斯迦 (Vishatka-yaśaka)。

【三】 波逸底迦 (Pavattika) は、舊に波逸提。

を持つ、三には遍く摩訶里迦藏を持つ、四には性極めて羞愧、若し其の罪を説けば、慚を懐いて死を致す、五には衆中最老の上座、六には大福德の人なり。何が故に此の六は、罪を除き易しと許す。罪の滅するは、心に因りて、治罰に由らず、若し能く所犯の罪に於て、情を決して斷絶し、誓つて更に爲さず、慚耻の心を生じて欺誑なし、是の故に除滅す。又青年大徳受持三藏の人に治罰せられ、謗議便ち生ずれば、一人の悔を聞く。若し不共衆教罪を犯せば、根轉するの時、過も亦随つて滅す。

行すべし、謂はく善苾芻の禮敬を受くべからず、亦復同一座に坐すべからず、騾座に居らず、肩を並べて行かず、若し出で、行く時は、應さに他の後に隨ふべし、同室に臥せず、人を度して出家し、十學處を受け、及び近圓を興へず、依止を受けず、求寂を畜へず、羯磨を作さず、差して使を爲さず、尼を教授せず、亦差遣せず、先きに差せらるれば應さに拾つべし、苾芻を詰らず、教誡を捨てず、開門燃燈、寺宇大小便廁を塗掃し、糞穢を洗除し、及び土葉を供し、寒時には火を授け、熱には扇涼を爲し、難雜を打ち、香火を嚴にし、并びに佛を讚歎し、應さに近圓に在りて求寂に下るべし、上座の僧伽の臥具、鉢を安んずる物は、應さに爲めに收事すべし、制底香臺は、常に應さに塗掃すべし、時に依りて巡禮し、應さに日數を告ぐべし、衆集まる處は、所行の事を以て、告白して知らしめよ、一々白を爲すべからず、客苾芻來りて、未だ衣鉢を安んぜざれば、應さに就いて白を爲すべし、苾芻寺なければ、輒ち往くべからず、緣あらば須らく去るべし、經宿すべからず、須らく時候を觀て、湯水を供給すべし、應さに善苾芻のために、足を洗ひ、油を塗り、寺中に利養すべし、最後に應さに遍注意喜を受くべし。作法の時は、應さに還た遍注意喜を以てすべからず、及び授學人其の衆の數を足す、亦此の人共同處を得て、其の法を行するにあらず、定寺に居らず、亦一人に非ず、二に非ず、三に非ず、要らず須らく四を滿すべし、是れ清淨人同處の行法なり、前の所説の如し、教に依らざれば、咸惡作を得。又正しく行する時、諍者あり、住處に來らんと欲すと聞かば、應さに善苾芻に對し、難緣の爲めの故に、行法を捨て已るべし、同本性の人諍はゞ、若し去らば、還た苾芻に對して其の行法を受けよ。若しは意喜を行じて遍住を行ぜず、若しは遍住を行じて意喜を行ぜずんば、斯れ皆衆出罪を求むべからず、若し並びに善く行すれば、當さに出罪を求むべし、餘は唐文に説くが如し。六種の人ありて衆教罪を犯す、一苾芻に對して、説いて其の罪を除く、清淨と名づくることを得、何をか謂つて六と爲す。一には遍く蘇明嚩藏を持つ、二には遍く毘奈耶藏

一非覆、或は二俱に不覆、或は兩俱に憶し、或は一憶一不憶、二俱に不憶、成兩月を経る等、是くの如く應に知るべし。罪に於て、日に於て、數を知り、數を知らず、一罪多罪、有覆無覆、或は白衣と作り、或は爲めに求寂を求め、重ねて近圓を受く、或は三解法を得、覆と不覆と或は前、或は後、諸の罪類の治法に於て衆多なり、具さに廣文の如し、此に繁説せず。四種の人ありて、應に徧住を行すべし、罪數を知りて、夜數を知らざるあり、夜數を知りて罪數を知らざるあり、或は俱に數を知らず、或は俱に數を知る、百一羯磨に説くが如し。若し其の重ねて是の前罪類を犯さば、應に復本徧住羯磨を與へ、其れをして調伏せしむべし、謂はく、前法を壞して、本に従つて更に行じ、行する時更に是の前罪類を犯さば、應に重收根本羯磨を與ふべし。若し更に犯さば、重ねて前日を收めて、更に行ぜしむべし。行徧住人所得の法は、黑白同じからず、其の六種あり、一には總黑、謂はく總じて皆非法なり、二には多分黑、徧住如法にして、餘は皆非法なり、三には向半黑、復本是れ法、餘は皆非法なり、四には減半黑、重收是れ法、後は皆非法なり、五には少分黑、意喜是れ法、後の一は非法なり、六には總じて是れ白、乃至出罪悉く皆如法なり、善出罪と名づく。若し如法に徧住法を行じ已れば、應に意喜を與ふべし。若し不覆ならば、但意喜を行じて出罪し、能く衆意をして、皆悉く歡喜せしむ、故に意喜と名づく。六夜の中に於て、若し重ねて犯す者は、應に亦本意喜を與ふべし、若し更に重ねて犯さば、應に重收六夜意喜を與ふべし。此れは謂はく是れ前罪の類なり、前類と言ふは、前は因の故に泄れ、今還るが故に泄る、餘は皆此れに准す、若し一類にあらざれば、即ち不壞の法なり。若し徧住及び摩那牝を行する時、更に衆教を犯し、同類に非ざれば、應に須らく發露すべし、所有の惡作別行徧住及び摩那牝は、若し初日初衆教を犯し、一夜覆滅し、乃至十三にして、十三日を覆へば、若し罪を説かんと欲すれば、應に猛烈の心に據るべし、煩惱重きは先づ行法を與へ、遍住意喜を行ぜしむ、苾芻所有の行法、應に隨順して

【四】兩月を経るとは、兩月覆滅して、兩月共に憶し、或は一月を憶して、一月を憶せざる場合のことである。それらに準ず。

【五】白衣と爲り、求寂を求むるは、一旦歸俗したり、沙彌となりしものが、再び受具すること、其の受具前の罪も、憶すればそれらに覆滅日羯磨を行ふといふことである。

【三】解法を得或は前或は後とは、再び大戒を受けて後、受具前覆滅の罪を、なほ覆滅したりとすれば、其の事の發覺した時に、受具前と受具後の覆滅日とを通算して、覆滅日行はれるわけである。受具直ちに發露すれば、受具前の覆滅日だけでよいこととなる。

若し初白及び二羯磨は、牽吐羅罪を得、第三竟る時、僧伽伐尸沙を得。惡語の人を、先きに詰問せず、輒ち遮止すれば惡作罪を得、餘の義の通塞は、前に明すところの如し、其の諫羯磨は、百一羯磨の中に説くが如し。我れ已に十三僧伽伐尸沙法を説く、九は初めに便ち犯す、四は三諫に至る。若し苾芻一々犯して、故らに覆藏すれば、覆藏日に隨つて、衆應さにために不樂。波利婆娑を作すべし。波利婆娑を行じ竟りて、衆應さにために六夜摩那馳を作すべし、摩那馳を行じ竟りて、餘は出罪あり、應さに二十僧中に、是の苾芻の罪を出すべし、若し一人少けて二十衆に満たざれば、是の苾芻の罪は、除くことを得ず、諸苾芻皆罪を得、此れは是れ出罪法なり。「我れ已に説く」と言ふは、其の事了りて、諸苾芻をして、重ねて其の罪を審にせしめんと欲することを顯はす、蹶らく息を舒ぶるが故に。「九は初めに便ち犯す」とは、謂はく、初めの九戒は、事成じて罪を獲、「四は三諫に至る」とは、即ち破僧等は、三羯磨に違して、方さに其の罪を犯す。「若し苾芻一々に隨ふ」等とは、凡そ罪を除かんと欲すれば、須らく五緣あるべし、一には其の罪に由る、謂はく所犯の罪なり、二には意樂に由る、謂はく知りて覆藏す、三には治罪に由る、謂はく覆日に隨つて徧住等と與ふ、四には行已るに由る、謂はく衆心をして喜ばしむ、五には人殊に由る、謂はく二十衆を滿す、二十と言ふは、若し少けて不足すれば、作法成ぜざるが故に。「數を以て定んで徧住を行す」とは、其の覆罪に由る。覆に兩種あり、一は謂はく覆夜、二は謂はく覆心なり。若し覆心を作して、明相を過ぐるに至れば、是れを一夜覆藏罪と名づく、若し識らず憶せざれば、覆心なきにより、明相を経るといへども、覆藏の罪なし、後に若し憶識して罪を説かんと欲すれば、此れ則ち徧住法を行すべからず、應さに衆多の惡作罪を説くべし。若し聾人及び不解と方さに言ひ、或は本性に非ず、或は治罰を被る、此くの如き人は、共に住すべしと雖、成覆を成ぜず。或は時に晝日、苾芻と俱にし、夜時に至りて苾芻なければ、假使形を盡す、亦覆罪なし。若し二罪を犯し、二俱に覆藏し、或は一覆

【10】波利婆娑(Parivāsa)は別住と譯す、別所に住す、一種の監禁。

【11】摩那馳(Mānāvā)悦衆意などと譯す、六日間謹慎して、衆意に稱ふ様にする意味である。

【12】「數を以て云々は、覆日に隨つて徧住等」云々の語と同じ。

【13】二罪を犯して、二俱に覆藏する時、一憶一不憶ならば、其の憶したものに於て、覆藏日羯磨を與ふるのである。憶しないものについては、與ふことが出来ない。一覆一非覆の場合に於ても同じこと、其の覆藏の一罪について、憶した時に、覆藏日羯磨を與ふるのである。

が名は某甲、彼の苾芻某甲と、長淨等の事を爲すを遮すと。若此の苾芻衆中に在らば、之に對して、長淨及び隨意の事を爲すべからず、若し所犯の罪に於て、餘あり、餘なき、定實あることなくして他を遮すれば、皆非法を成す。若し天眼天耳、及び瞞盲無識、黨に隨ひ、堂に非ず、地に在り、空に居る等、或は此の四に翻するは、皆遮を成ぜず。所犯の罪事に於て、定實ありて、爲めに他を遮すれば、是れを應法と謂ふ、若し善く見聞察せずして他を遮すれば、惡作罪を得。若し一界内に多住處あり、一處に遮する時は、餘皆悉く遮す。其の能詰人は、衆に差せらるゝと雖、應さに軌式を知るべし、其の五法あり。謂はく、座より起ち、革履を脱し、衣を左肩に整ひ、上座を禮し已りて、合掌して住す。應さに五法を以て、自ら我れは是れ持戒者なりや不や、羞慚ありや不や、追悔ありや不や、能く諸根を攝伏するや不や、是れ戒を樂むや不やを稱量すべし。又五念を生ず、謂はく實不實等なり。次ぎに應さに告げて言ふべし、汝某甲、我れ今詰らんと欲す、能く容許するや不やと。彼れ應さに答へていふべし、何の事に由るが故に、爾我れを詰ると。罪の差別を説き、律の如く應さに知るべしと。其の被詰人、應さに五部學處に於て、自ら思忖し已り、當さに之を聽許し、返つて憶念せしむべし、爾何の處に於て、我れに犯あることを知る、當さに實に依りて説くべし、虛言を構ふることを勿れと。應さに彼れに告げていふべし、汝の詰に任すと。次ぎに能詰者先づ安慰を爲し、方さに始めて言を出す、然も我れ錯誤の語、及び私屏の語、或は造次の語を以てせず、仁の所説は、我れ皆三問して、之を詳審せんと。次ぎに應さに白して言ふべし、汝某甲聽け、僧伽我れをして詰責人たらしめ、爾に實事を問ふ、衆當さに汝が爲めに羯磨法を作すべし、應さに善く思ふべし、己れを損ぜしむること勿れ、亦清淨の人を調弄すべからず、戒を樂む者、耆宿、有徳亦輕慢せざれ、此の教に違ふ者は惡作罪を得。「共に相諫悔せん」と言ふは、違犯する所あれば、心清淨を希ひ、先きの所犯を説く。此の中の犯とは、謂はく、別人諫むる時、語を用ひざれば、寗吐羅罪を得。

忍煩惱とを求め、遂に忿恨を生じ、自損損他するに由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻、惡性にして人語を受けず、諸の苾芻佛の所説の戒經の中に於て、如法如律に勸誨するの時、諫語を受けずして言はく、諸大徳、我れに向つて、少許も若しは好、若しは惡を説くこと莫れ、我れも亦諸大徳に向つて、若しは好、若しは惡と説かず、諸大徳、止めて我れを勸むること莫れ、論じて我れに説くこと莫れと。諸の苾芻、是の苾芻に語りて言はく、具壽、汝諫語を受けざるこそ莫れ、諸の苾芻戒經の中に於て、如法如律に勸誨するの時は、應さに諫語を受くべし、具壽、如法に諸の苾芻を諫めよ、諸の苾芻も亦如法に諫めん、具壽、是くの如く如來應正等覺佛の聲聞衆は、便ち增長することを得、共に相諫誨せん。具壽、汝應さに此の事を捨つべしと。是くの如く諫むる時、捨つれば善し、若し捨てざれば、應さに再三懇懇に正さに諫むべし、教に隨つて應さに語りて、是の事を捨てしむべし、捨つれば善し、若し捨てざれば僧伽伐尸沙なり。「惡性」とは、稟性龜言にして他の語を用ひず、「佛の所説に於て」とは、半月の所説なり。「戒經の中」と言ふは、謂はく、佛世尊所制の學處なり。「如法」と言ふは、謂く、實事の見聞疑によりて説く。「如律」と言ふは、實に稱ひて説き、理と相應して、柔軟語を出す。「少許」と言ふは、假令少言も、亦説くことを許さず。「好惡」と言ふは、謂はく、利非利なり。「止め」と言ふは、未だ説かざるの言を、預め相遮止す。「論じて我れを説くこと莫れ」とは、謂はく情忍可せず。佛の聲聞衆相增長することを得」と言ふは、展轉して相教ふるに由りて、世尊の聖教久しく世に住することを得。「共に相諫誨す」と言ふは、謂はく、諫めんと欲する時、先づ聽許を求め、然る後に方さに諫む、若し他許さずんば、強いて語るべからず、然るに詰問の時、天眼を以て見、天耳にて聞かず、若し他憶念せざれば、爲めに憶念を作し、憶する時瞋忿すれば、應さに聽許を求むべし、若し許さざれば、棄て、言を與ふること莫れ、若しは有力者に仗託して教授すべからず、共に長淨安居隨意せされ、即ち此の日に於て、應さに一苾芻、是くの如くの白を作すべし、我

さに再三懇懃に正諫すべし、教に随つて應さに詰りて、是の事を捨てしむべし、捨つれば善し、若し捨てざれば、偷伽伐尸沙なり。「村落」等と言ふは、若しは衝巷ありて、可知の人物の住する處を名づけて村と爲す、村外の家に遠きを名づけて落と爲す、君王の都するところを、名づけて城邑と爲す。「汗家」と言ふは、二事ありて能く家を汗す、一には謂はく共住、二には謂はく受用なり。云何が共住、謂はく女人と同牀にして坐し、一盤にして食し、觴を同うして飲酒す等と。云何が受用する。謂はく採花果等なり。云何が悪行、謂はく龜惡法を以て他を毀謗し、及び戒見等の中に其の毀犯を説く、汗家に依りて衆罪を生ずるに由るが故に。「見」とは謂はく眼識、「聞」とは謂はく耳識、「知」とは謂はく餘の識なり、此れ見聞の性を顯はす。「汝去るべし」とは、是れ驅逐なり。「愛等あり」とは、驅らざるに於ては愛心あり、驅るところに於ては、瞋恚ありと説く。癡ありと言ふは、汗家の輩に於て能く驅と不驅とを分別せず、「怖あり」と言ふは、逃れ去るに於ては、敢て治罰せず、「驅擯せず」とは、謂はく是れ半豆、盧咽得迦等なり。「汝等應さに愛等を捨つべし」と言ふは、謂はく是れ別人諫なり、「再三」と言ふは、衆白四を以て諫む。但愛等と言へば、即ち惡作を得、別人諫の時違へば、龜罪を犯す、初白及び二羯磨に違へば、三窶吐羅罪を得、第三竟る時は便ち衆教を得、若し兼法和別事並びに前に同じ。實に愛憎あり、非愛憎想し、疑ふは窶吐羅罪を得、若し愛憎想を作すは無犯なり、實に愛憎に非るに此の想を作し、疑へば、便ち衆教を得、若し未だ驅擯羯磨を作さざるに、愛等ありと言はゞ、惡作罪を得、衆を誘するに由るが故に。若し他人に於て、實事なしと知り、自ら惡念を生じ、妄に説いて、前人に離間の言を作さば、二の墮罪を得。

惡性違諫學處第十三

佛憍閃毘國に在しき。闍陀苾芻他の語を忍ぜず、如法の教に違ふ、其の惡性の受用法事と、自在不

【三九】惡性違諫學處、即ち惡性拒僧違諫戒。

を行ぜず、行敬法に乖くが故に、或は界中に於て解を求めず、罪に於て悔ゆるなきが故に、或は王族及び斷事官に依り、或は外道及び別人に依りて業に依らず、俗人の衣及び外道の服を着け、外道に承事し、行すべからざる事は、而も復之を行じ、苾芻の學處は而も修習せず、或は苾芻を罵り、或は時に瞋恚し、或は復呵叱し、或は復衆をして利を失せしめ、或は同往を欲せず。此の二十法あれば、解を與ふべからず。爾の時世尊、教勸を作し已りて、聖者阿難陀をして、諸上座の苾芻と共に路中に在らしめ、五法を具する者を差し、枳呬山に往き、彼れに就いて詰責す。阿濕薄迦、補捺伐蘇と汚家を行する者は、驅猪羯磨を作せ、其の同罪者、半豆、盧枳得迦等は、中路に聞き已りて、途に便ち逃れて室羅伐城に向ひ、如法に罪を除く。時に彼の二人、後に逝多林に往き、此の事を見已りて、是くの如きの言を作す、我が輩と同罪にして、驅と不驅とあり、誰の具壽の、自己の情に隨ひ、瞋あり欲あるを知ると。時に諸の苾芻彼の二人に告げ、其れをして改悔せしむ、先きに別諫し已りて、後に羯磨諫を爲す、其の鄙事を受用するに由るが故に、而も汚家を行す、家慳慳惱に因りて、斯の學處を制す。若し復衆多の苾芻、村落城邑に於て住して他家を汚し、悪行を行じて他家を汚す、亦衆見聞して知る、悪行も亦衆見聞知す、諸の苾芻、應さに彼の苾芻に語りて言ふべし、具壽、汝等他家を汚し、悪行を行じて他家を汚す、亦衆見聞知す、悪行を行することも、亦衆見聞して知る、汝等去るべし、此に住すべからずと。彼の苾芻、諸の苾芻に語りて言はく、大德愛耨怖痴あり、是くの如き同罪の苾芻あり、驅る者あり、驅らざる者ありと。時に諸の苾芻、彼の苾芻に語りて言はく、具壽、是の語を作すこと莫れ、諸大德に愛耨怖痴あり、是くの如き同罪の苾芻あるも、驅る者あり驅らざる者ありと。何を以ての故に、諸苾芻に愛耨怖痴なし、汝等他家を汚し、悪行を行じて他家を汚すことは、亦衆見聞して知る、悪行を行することも、亦衆見聞知す。具壽、汝等應さに愛耨等の言を捨つべしと。諸の苾芻是くの如く諫むる時、捨つれば善し、若し捨てざれば、應

【五】 阿濕薄迦。Aśvāla 人名。

【六】 補捺伐蘇。又富那婆蘇 Pundarikā 人名。

【七】 汚家は在家を汚す意味、在家の人をして、供養によりて報酬を望むの念を起さしむることである。即ち苾芻が、其の得るところを在家に與へ之に慣れたる在家は、供養は交換的に行ふものとの感を生ぜしむるを汙家といふのである。

【八】 Pāṇḍita と Tolaṅka との二比丘は、好んで他と鬪諍をなす、佛因つて阿耨鞞磨の法を制す、十誦律三十一に出づ。

見ば、軌範師等宜しく應さに遮止すべし、或は苦摩他事を以て止息せしめよ。若し苾芻數々罪を犯さば、應さにために折伏羯磨を作すべし。或は餘事を以て之を責罰し、乃至未だ惡事を捨てず、已來有徳の折伏に依止し住するが故に、折伏と名づく。若し苾芻、諸の長者及び苾芻等と、相觸惱すれば、應さに苾芻をして、長者等に就いて懺摩を求めしむべし、若し肯かすんば、衆應さにために求謝羯磨を作し、往いて愧謝せしむべし、若し罪を見ず、如法に悔いず、惡見を捨てざれば、此等は皆應さにために、捨置羯磨を作すべし、斯れ捨棄して衆法に同ぜざるに由るが故に、捨置と名づく。其捨置は、若し朋黨多くして強梁を恃怙すれば、衆應量に宜しく鬪起せしむることなかるべし、所犯の罪に於ては、如法に爲めに除け、若し肯かすんば、強いて詰り、強いて憶念せしむべからず、若し強いて抑へてために捨置を作さば、寧吐羅罪を得、若し鬪諍人各怨恨を懷き、多日を経ると雖、除滅すること能はずんば、持經持律持論多聞多智識大福德足り、門徒衆の共に知る所の者あらば、應さに消殄を爲すべし、若し寃讐者俗家に至る時は、應さに隔處し、處中の人をして、其の間に坐せしむべし、若し界内に於て鬪諍紛紜せば、諸處中の人、應さに外に出で、長淨すべし、若し餘部と共に長淨を爲さば、作法を成ぜず、惡作罪を得。凡そ他の爲めに、羯磨を作すあるの時、詰問を爲さず、憶念を爲さず、或は實に犯事なし、或は犯ありて惡ならず、或は不對面なり、或は非法を乘る、皆惡作を得、作法成ぜず、若し羯磨を得已らば、所有の行法應さに順行すべし。云何が行法なる。所謂他に出家近圓を與へ、及び依止と爲るべからず、求寂を畜へず、差して苾芻尼を教授すべからず、設ひ先きに差せらるゝも亦去るべからず、有犯の苾芻は、羯磨等の事を詰問すべからず、亦呵すべからず。若し二十五法あらば、所作の羯磨は解を爲すべからず、何をか二十といふ、謂はく、衆處に於て恭敬を現ぜず、身輕利ならざるが故に、或は衆處に於て卑下を生ぜず、傲慢を獨かざるが故に、或は出離に於て肯て隨從せず、治法に順ぜざるが故に、或は衆邊に於て恭敬

【三】懺摩 (Ksama) は悔過と譯す。普通懺悔といふは此の懺摩の懺と、悔過の悔とを取り、梵漢双舉し、原語と譯語とを一字づゝ取り合せたのである。

の處中の人は、應さに如法部と共に界外に出で、衰薄陀を作すべし、非法部と共にすべからず。如法の苾芻は、應さに尼衆に教授すべし、此れ若し無くんば、其の處中の人、亦應さに教授すべし。縁を省して住し、二朋に墮せざるを處中の人と名づく。尼衆若し破すれば、教授すべからず、應さに彼れに告げていふべし、姉妹、應さに先づ和合し已りて、方さに教授を求むべしと、若し苾芻尼衆、苾芻に諮稟せず、輒ち自ら意を擅にして、別に軌則を爲し、徒衆を聚むれば、寧吐羅罪を得。諸有の被責の、室羅末尼羅等を、若し餘の苾芻輒ち衣食を給して攝養せば、他の門徒を破す、寧吐羅罪を得。若し好心を作して調伏せしめんと欲し、權りに時に攝誘する者は無犯なり。橋閃薄伽の諸苾芻輩は、二部を分つといへども衆を破するの心なきが故に、此の破僧伽罪に同じからず。事に隨つて重輕に十八句あり、若し苾芻、非法事に於て非法想を作し、及び正しく破する時亦非法想を爲さば、此れ則ち無間罪を生じ、亦無間業を成ず。若し破僧の時非法想を作さずんば、但無間罪を生じ、無間業を成ぜず、故に六句の重、十二句の輕あり。

非法非法非法	非法非法法	非法非法法	非法非法法
非法非法法	非法非法法	非法非法法	非法非法法
非法疑法	非法疑法	法疑法	法疑法

二二 汚家違諫學處第十二

佛室羅伐城に在しき。諸の苾芻に告げて曰はく、若苾芻苾芻尼あり、汚家を爲さば、衆應さにために白四驅擄羯磨を作し、住處を出でしむべし、若し鬪諍せば、衆應さにために令怖羯磨を作すべし、應さに彼れに告げていふべし、汝若し背て前過を改めずんば、衆當さに汝のために重罪を爲すべしと、彼れをして怖れを生ぜしむるが故に、令怖と名づく。若し門徒の鬪諍を爲さんと欲するを

【三】室羅末尼羅(Samāpatti)は、舊の沙彌である。此の義淨譯では、多く意譯して求寂と言つて居る。

【三】非法非法非法は、非法を非法想して、非法事を成就すること、以下總べて十八句は、之に準じて解すべきである。

【三】汚家違諫學處、即ち汚家擄諫學處。

を曉りて、方さに言を出す。「我れも亦愛樂す」とは、彼の所作の事、咸我が心に稱ふ。「是の説を作すこと莫れ」等とは、正部に隨ひ、邪黨を捨背することを勸む。此の中の犯とは、初め隨順より、破僧を作さんと欲する、皆惡作罪を得。衆多人諫むれども肯て捨てざれば、窣吐羅罪を得。若し初白を秉り、乃至羯磨して、第二竟る時は、一々咸窣吐羅罪を得。第三竟る時は、法の如く律の如く、大師の教の如く、正しく爲めに諫めを聞く、違して捨てざれば衆教罪を得。若しは非法に作して衆和合し、或は如法に作して衆和合せず、或は非法に作して衆和合せず、或は似法に作して衆和合せず等なり、諫事を作すこと法に稱はざるに由るが故に無犯なり。若し罪を犯し已らば、即ち應さに説露すべし、若し爾らざれば、他のために同じく一切の羯磨を秉るは、咸惡作を得。若し他諫むる時、心惡黨に同ずれば、設ひ語らざらしむるも、亦衆教を犯す。有るが言はく、同ぜずして、心に破を樂ふは窣吐羅を犯すと。若し同じく作すと言ふと雖破心ならず、或は破心なくして、其の事に同ぜざるは無犯なり、若し疑を生ずれば、窣吐羅を獲。自ら破して鬪亂するに非るあり、應さに四句を爲すべし。鬪亂とは謂はく、是れ始め集を構へ、衆を破するの事なり。或は衆を破して、是れ異住に非るあり、亦四句を爲す。異住とは謂はく、是れ異界にして住するなり。或は僧を破して、別部を爲さざるあり、亦四句を爲す。別部とは謂はく、是れ九清淨こくの人別處にして住す、一は是れ正主、餘の八名は助なり。何ばくを齊りて破と名づくる。謂はく、天授は先づ四人を領し、後に正衆を破す、四人は彼に同じて行籌羯磨す、是れを齊りて、僧伽を破し竟ると名づく。若し授學人の行籌人及び無戒人等と爲るは、皆破を成ぜず、若し戲笑して行籌し及び秉羯磨し、破衆事合衆を作すは、咸窣吐羅罪を得、衆此れに因りて破を成ぜざるが故に。若し衆破し已りて、餘部の人あり、界内に在る時は、長淨等の事を作すべからず、衆集まらば、別住を成すが故に。若し如法部と非法部と共に、同じく一處に集まらば、如法部解界すれば解を成す、非法部解するも解を成ぜず、其

【二五】初め隨順よりは、邪を同らし、正に違ひ、隨順し住する時より、破僧せんとするまでなり。

【二六】天授は提婆達多のこと譯して天授といふのである。

白四羯磨は廣ならず略ならず、但二三を齊る。「諫むる時」と言ふは、謂はく作法の時なり。「惡愆に正しく諫む」とは、衆の至心に教に隨ふことを明す。「應さに詰るべし」とは、其の所以を詰る、其の非理を遮するを以ての故に。

一八 助伴破僧違諫學處第十一

次に助伴學處を明すに、前と異なるものは、字に隨つて釋す。

若し復茲芻、若しは一、若しは二、若しは多、彼の茲芻と共に伴黨と爲り、邪を同うし正に違ひ、隨順して住する時、此の茲芻諸の茲芻に語りて言はく、大徳、彼の茲芻と共に、若しは好、若しは惡を、論說する所あること莫れ、何を以ての故に、彼の茲芻は是れ法律に順じ、法律に依り、語言に虛妄なし、彼れの愛樂するは、我れも亦愛樂すと。諸の茲芻懸さに此の茲芻に語りて言ふべし、具壽、是の説を作すこと莫れ、彼の茲芻は是れ法律に順じ、法律に依り、語言に虛妄なし、彼れの愛樂するは、我れも亦愛樂すと。何を以ての故に、彼の茲芻は法律に順するにあらず、法律に依らず、語言皆虛妄なり、汝破僧を樂ふこと莫れ、當さに和合僧を樂ふべし、應さに僧と和合し、歡喜して無諍なるべし、一心一説にして、水乳の合するが如くし、大師の教法をして光顯することを得て、安樂に久住せしむべし、具壽、破僧の惡見、邪に順じ正に違し、諍事を作すことを勤め、堅執して住することを捨つべしと。諸の茲芻是くの如く諫むる時、捨つれば善し、若し捨てざれば、應さに再三惡勸に正に諫むべし、教に隨つて應さに詰りて、是の事を捨てしむべし、捨つれば善し、若し捨てざれば僧伽伐尸沙なり。「好」と言ふは利益を陳ぶ。「惡」と言ふは、無益の事を説く。「法語」と言ふは、語詞圓足す、「律語」と言ふは、合理無差なり。有るが釋す、能く實義を引くを、名づけて「法語」と曰ひ、柔軟の言を出すを、名づけて「律語」と曰ふと。「虛妄なし」と言ふは、謂はく其の事

【一八】助伴破僧違諫學處、舊の助破僧違諫戒。

り、謂はく無耻僧伽・有耻僧伽・耻無耻僧伽・順理僧伽・非理僧伽・理非理僧伽・未脱僧伽・已脱僧伽・脱未脱僧伽なり。此の九種中、誰か破すべきや、初後のことを除いて、餘は皆破すべし。其の最初は、羞耻なし、衆四重禁を犯し、破事已に成ず、已破の者は重ねて破することなきが故に。後の二は、聖衆に破事なきが故に。第九學人の餘は、應さに准じて知るべし。「破せんと欲す」と言ふは、提婆達多、愚癡を以ての故に、心に異見を生じ、彼の僧伽を壞し、形相等に於て佛の正則を改め、自ら五事を制して三淨教を謗じ、諸の愚小を勸めて、邪法を習ひ行ぜしむ。「五事」と言ふは、一には乳酪を食せず、犢子飢困の故に、二には魚肉を食せず、斯の殺生に由るが故に、三には鹽を噉はず、多く塵土あるが故に、四には衣纒を截らず、織功を廢損するが故に、五には蘭若に任せず、房生の福を受くるが故に。「方便を興す」と言ふは、謂はく破僧事を作すなり。「破僧事に於て堅執して捨てず」とは、既に衆破を思ひて、門徒を攝化し、自ら邪宗を守りて、多く惡黨を求む。「和合僧を破せんと欲すること莫れ」と言ふは、若し善衆を破すれば、定んで無間に墮することを顯はさんと欲す。若し此の心を捨つれば其の罪を受けず、「汝諸の具壽、應さに僧と和合すべし」とは、謂はく衆多人別諫の語なり、或は是れ僧伽、或は僧伽の所遣、羯磨なしと雖、但言を以て遮して惡見を除かしむ。「共住」と言ふは、謂はく衣食利養同受用の故に。「歡喜」と言ふは、善品増益して、各々の情悦ぶが故に。「無諍」と言ふは、彼此見同じく、共に相愛樂して諍訟なきが故に。「一心」と言ふは、心若し散亂すれば、寂定せしむべし、既に定を得已りて、勤めて解脫を求む。「一説」と言ふは、契經等の十二分教に由り、體別なきが故に。亦是れ更互に相教ふるの義なり。「水乳の合するが如し」とは、行と理と順じて、一相にして無差なり。「大師の教法をして、光顯することを得せしむ」とは、染の臍痂に於て能く調伏し、佛の聖教をして、流通することを得せしむるが故に。「安樂に住す」と言ふは、謂はく四聖種現法樂住なり、斯徳に依るが故に、能く勝果を獲。「再三」と言ふは、謂はく

【七】 纒は織餘なりとあり、織物の端の餘れるところである。

すを知る、彼の苾芻、瞋恚に由るが故に是の語を作さば、僧伽伐尸沙なり。「異非分」と言ふは、異は謂はく涅槃なり、生死に背くが故に。四の多勝法は、是れ彼の因にあらず、名づけて非分と爲す。非分事誑は、即ち是れ其の誑なり。若し苾芻餘の苾芻の、波羅市迦を犯すを見る時、非犯想を作し、或は餘罪想を作して、誑して波羅市迦を犯すと言はゞ衆教罪を得。若し衆教罪に於て非犯想を作し、或は餘罪想を作し、乃至突色訖里多是、事皆此れに同じ、其の所誑に隨つて罪を得、應さに知るべし、誑を説くの時、前人領解すれば衆教罪を得。無犯とは、謂はく、實に彼れの他勝等の事を作すを見る。

破僧違諫學處第十

佛王舍城に在しき。時に提婆達多利を食るに由るが故に、神通を學得して未生冤を化し、信樂を生ぜしめ、如來の所に至りて門徒を求索し、得ざるを以ての故に便ち恚恨を起し、乃ち孤迦里・賽荼達羅・羯吒謨洛迦底灑・三沒達羅達多と、以て伴黨と爲し、和合僧を破し、僧設ひ諫むる時も、惡心を捨てず、僧伽の事と及び邪智煩惱に由りて、十一の二種の學處を制す。若し復苾芻方便を興し、和合僧を破せんと欲し、破僧の事に於て堅執して捨てざれば、諸の苾芻應さに彼の苾芻に語りて言ふべし、具壽、和合僧を破せんと欲し、堅執して住すること莫れ、具壽、應さに衆僧と和合し、共住し歡喜して無諍なるべし、一心一説水乳の合するが如く、大師の教法をして光顯することを得て、安樂に久住せしめよ。具壽、汝破僧の事を捨つべしと。諸の苾芻是くの如く諫むる時、捨つれば善し、若し捨てざれば、應さに再三懇懇に正さに諫むべし、教に隨つて應さに諄りに請りて、是の事を捨てしむべし、捨つれば善し、若し捨てざれば僧伽伐尸沙なり。「和合」と言ふは、謂はく同一味なり。其の六種あり、謂はく形・相・作業・戒見・軌儀・及び活命なり。「僧伽」と言ふは、總じて九種あり。

【三】 破僧違諫學處。

【四】 孤迦里 Kōṭṭhika 賽荼

達羅 Kumāḍa devyā

【五】 羯吒謨洛迦底灑 Kṛta

mohatṭhasāka

【六】 三沒達羅達多 Samu dā-

śathis

に、見て忘ることなし。若しは書を以て、若しは字印手印を以て、若しは使を遣はし、若しは自ら字を書して、是くの如きの言を作す、此の字は、汝其の犯事あることを説くと。若しは狂痴、若しは眠、若しは定、若しは先きの犯人、若しは授學人、若しは謗苾芻尼に對し、若し大衆に於て是くの如きの言を作す、此の中に人あり波羅市迦を犯すと、名を斥けずして謗するは窶吐羅なり。謗の境と心との句は、上に説くが如し。若し半擇迦男女を以て他を謗する者は、皆窶吐羅なり、式叉等を謗するは、咸惡作を犯す。復有るが説いて言はく、苾芻尼を謗すれば、亦本罪を得、式叉等を謗すれば窶吐羅を得と。若し五無間を以て苾芻を謗すれば、並びに衆教を得、逆罪を犯せば、苾芻に非ざるを以ての故に。有るが云はく、中に於て是れ吐羅とは、謗して輕罪を得と。尼他を謗する時は、苾芻に准じて説く、其の式叉等は惡作罪を得。若し 鄔波索迦、苾芻を謗すれば、應さに與へて 覆鉢羯磨を作すべし。若し惡罵の俗人には、其の舍に往かず、彼の食を受けず、及び牀座にて爲めに説法せず。若し彼れ心を下し、衆に従つて乞を求め、性調柔なれば、應さに爲めに仰鉢羯磨を作せ。邪部に入る者、正部の人の爲めに覆鉢を作さば、作法を成ぜず、此れに翻すれば便ち成ず。若し善俗人の家に覆鉢羯磨を作せば、亦作を成ぜず。若し一牀等を以て、諸界の上を壓すれば、一羯磨人は、多鉢を覆仰することを得。

假根謗學處第九

佛王舍城に在しき。時に蜜咀羅・步弭迦二人、共に野鹿の交會するを見、相似の事を取りて、實力子を謗る、同梵行を毀る、事櫛前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻、瞋を懷いて捨てざるが故に、清淨苾芻に於て、異非分波羅市迦法を以て、謗じて彼の淨行を壞せんと欲す。後に異時に於て、若しは問ふも、若しは問はざるも、此れは是れ異非分の事にして、少相似の法を以て毀謗を爲

【三】 假根謗學處。

【一〇】 鄔波索迦は、書讀優婆塞のこと。
【一一】 覆鉢は、其の人の家に、乞鉢しないことで「惡罵の俗人には」以下は、覆鉢の説明である。更に覆鉢を止めて、舊に回復するのが仰鉢である。

佛王舍城に在しき。時に蜜坦羅、步弭迦の二人、共生中に、實力子と怨讐あり、故に遂に妹を羅尼と、實力子を誘じて云はく、波羅市迦を犯すと、便ち爲めに擧して詰す、自ら相符證す、同梵行事及び不忍煩惱に由りて斯の學處を制す。若し復苾芻瞋りを懷いて捨てず、故らに清淨の苾芻に於て、無根波羅市迦の法を以て、誘して彼れの淨行を壞せんと欲し、後異時に於て、若しは問ひ、若しは問はざるも、此れは是れ無根に彼の苾芻を誘することを知る、瞋恚に由るが故に、是の語を作す者は僧伽伐尸沙なり。「苾芻瞋りを懷く」と言ふは、謂はく瞋惑未だ斷ぜざるなり。「捨てず」とは、謂はく是れ現邊、意無益の事を作さんと欲す。「無根」と言ふは、根に三種あり、謂はく見聞疑なり、此れ若し無くんば是れ無根事なり。「誘す」と言ふは、謂はく惡事を以て他を毀咎す、無根方に由るが故に是の語を作す」とは、謂はく實想なきが故に、瞋恨に由るが故に、便ち惡誘を生ずることを表す、應さに知るべし。此の中の所誘の境に四種の人あり、一には清淨、二には清淨と雖不清淨に相似たり、三には不清淨、四には不清淨と雖、清淨と相似たり。若し初二を誘すれば、十事犯を成じ、五事は非犯なり。何をか謂つて十と爲す、謂はく不見不聞不疑を、妄に見る等と言ふ、是れを三事と謂ふ。或は聞いて忘れ、或は疑つて忘れ、我れ聞く疑ふと言ふ、復是れ二事なり、或は聞いて信じ、或は聞いて信ぜずして、我れ見ると言ふ、復是れ二事なり。或は聞いて疑ひ、或は聞いて疑はず、或は但自ら疑つて、我れ見ると云ふ、復是れ三事なり。語々説く時、威本罪を得。五事の無犯とは、謂はく、不見不聞不疑にして、見等の想ありて、見る等といふ、是れを三事といふ。或は聞いて忘れ、或は疑つて忘れ、聞疑の想ありて聞く等といふ、是れを二事と爲す、此れ皆無犯なり。後二人を誘するに十一事あり、六事を犯すは非犯なり、見て忘るゝを以て一事なり、上に於て處して第四事と爲す、餘事皆同じ、之を思うて識るべし。前の二人は、體是れ清淨なるが故

【九】上の清淨比丘の十事に、見て忘れて、見ずといふ一事を加へ、十一事となる、他は清淨比丘に同じである。上に於て處すとは、清淨比丘の上、前に擧げし清淨比丘の不見、不聞、不疑の三事を加へて、四事とすることを言つたのである。本律の文を下に引く、云く、「云何が十一、謂はく、不見不聞不疑に是くの如きの解を作し、是くの如きの解を作し、實に見等なくして、妄に我れ見聞疑ありといふ、是くの如きの説を作す時僧伽伐尸沙を得。或は見て忘れ、或は聞いて忘れ、或は疑つて忘れ、是くの如きの解を作し、是くの如きの解を作して、而も見聞疑して忘れずといふ、是の説を作す時僧伽伐尸沙を得。或は聞いて信じ、或は聞いて疑はず、而も我れ見るといふ、或は疑ひ、或は疑ひ、而も我れ見るといふ、是の説を作す時僧伽伐尸沙を得、是れを十一は犯を成ずと謂ふ」とある。

隨つて、苾芻或は復俗人、初め房宇を造り、甌石を定むる時、心念に言して、今此の方處に於て、當さに僧伽の爲めに淨厨を作るべしと。「印持を共にす」とは、謂はく、檢校の苾芻創めて基石を安んじ、將さに功を興さんと欲す、共住の苾芻に告げて曰く、諸の具壽、仁共に知るべし、此の方處に於て、當さに僧伽の爲めに淨厨を作るべしと。「牛の臥すが如き處」とは、謂はく、是れ房の門其の定准なく、撥亂として住するが故。「廢處」とは、謂はく衆僧なくして空廢の處なり。「衆結して作る」とは、謂はく大衆共に和し、白二羯磨を乗り、作法して之を結し、應さに是くの如く處所を修營することを作すべし。悉く備具し已りて、界内并びに外の勢分一尋を齊り、將つて淨厨を作る。「僧伽同じく樂ふ」とは、即ち此の處に於て座を敷き、磗稚を鳴らし、乃至一苾芻をして羯磨を爲さしめ、此れを結して、大寺に據りて、寺坊内に結して淨厨を作るべし。若し一房に隨はゞ、小舍も應さに知るべし亦爾なり。中に於て通塞具さに廣文の如し。或は柵閣中厨の結淨あり、上下四邊の勢分皆淨なり。若し作法已れば二種の利樂を得、一には界外に貯へて、界内に煮ることを得、二には界内に貯へて、界外に煮る、並びに皆過なし、若し此れに異なれば、食噉の時皆惡作罪なり。又十種の不淨處あり、熟食すべからず、所謂露地・門屋・下房・簷前・溫映堂・洗浴室・官人宅・制氏邊・外道の家、俗人の舍、尼寺なり、中にて食を煮る時は、皆惡作を得。上は造寺に因みて、遂に餘文を辨じ、次いで學處を釋す。「應さに餘の苾芻を將ひて」と言ふは、謂はく衆多人は僧伽にあらず、何事に由るが故に、須らく苾芻を將ひて防と爲すべき、後時に誣競損惱の故に。此の中の犯相とは、唯過量を除く、餘は並びに、前の小房戒に説くが如し。若し住處に於て鬪處者あり、汙家者あり、非理者あらば、應さに之を摺擻すべし。

無根謗學處第八

【八】無根謗學處、即ち無根謗戒。

衣人、八には分衣人、九には藏雨衣人、十には分雨衣人、十一には雜駝使人、十二には檢房舍人なり。若し分臥具及び褥席は、亦次に隨つて分て、餘長の者あらば、若しは客苾芻及び尼の來るものは、應さに與へて臥せしむべし。所有の臥具、好に從つて行じ訖り、餘は衆に白して更に分掌すべし、損壞せしむる勿れ。凡そ是の僧伽、臥具受用の時、宜しきに隨つて將つて、小坐具及び垢膩疎薄の惡物を輕んずることを得され、而かも觀の替りと爲さば惡作罪を得、黑背の殃を招ぐ。知僧事人、半月半月に、應さに房舍を巡りて、其の臥具を觀るべし、若しは老、若しは少、法式に依らずして臥具を用ふる者は、既に檢見し已りて、若し老宿の者は、衆に告げて知らしめ、少者は應さに語るべし、二師其の臥具を奪ひ、法に准じて呵責せよ。若し寺房の廊に、烏雀栖宿して喧鬧を爲さば、應さに人をして巢を檢察せしめ、兒卵なければ、應さに即ち除棄すべし、有らば去るを待つて方さに除け。若し蜂窠あらば、兒なければ除くべし、有らば線縷を以て之を纏へ、此の縁に由るが故に更に增長せず。若し施主寺を造りて、僧伽に施し已り、事ありて他に行き、久しく來らざれば、住寺の苾芻飲食に乏しきことを爲すべからず、故に斯の住處を捨て、悉く遠く去り、應さに共に乞食して自ら支濟すべし、乃至五歳にして尙ほ來らずんば、應さに共に比近の寺に隣居すべし、同一利養別變灑陀なり。寺主若し來らば、彼の情樂に隨へ、若し久しく至らずんば、具さに廣文の如し。凡そ寺廢毀して、重ねて修造せんと欲せば、或は等にし、或は過にするも、減少すべからず。若し施主力薄小ならば、亦隨つて聽す。香臺、制底は等過にして小に非ず、若し尊容の彩畫雕あらば、毀つて拂ひ除くべし、還た舊狀に依りて更に圖畫せよ。佛語は尊く經字は磨滅あり、其の舊墨を刮して、更に書して新にすべし。次ぎに淨厨を作るの法を明にすべし。凡そ是の寺内には、應さに淨厨を作るべし。此の類同じからず、其の五種あり、一には心を生じて作る、二には共に印持す、三には牛の臥すが如し、四には故廢處、五に衆結して作る。「心を生ずる」とは、所謂一營作に

【七】二師は和上と阿遮利耶。

凡そ出家は、諸の利養に於て、皆悉く分を越えて貪求すべからず。諍者ありて、將さに來らんと欲すと聞く時は、應さに三時と作して、分房舎に預るべし。謂はく春夏冬意に隨つて分給せよ。復六種の住處を分つゝの事あり、一に寺、二に寺の勢分、三に寺外の房、四に房の勢分、五に園、六に園の勢分なり。若し諍者我れに分房を與へよと云はゞ、應さに之に告げて曰ふべし、並びに己に分ち詗ると。若し諍者去りて後は、還た常に依り、法に准じて更に分て。若し非闘者は、應さに同じく分つべし。若し分を與へざれば越法罪を得。或は日分と爲して、此れは是れ今日、此れは是れ明日と、或は時分と爲して、此の處は小食、此の處は大食と、或は尊分と爲して、此れは是れ阿遮利耶の房、此れは是れ邸波駄耶の房と、此くの如く分つ者は、皆惡作罪を得。若し病苾芻の舊房を樂ふ者は、次に非るも與ふべし。病なくして、詐りて病ありと言ふべからず。若し分房竟りて、後に人ありて來らば、年高を以て、他の房分を奪はざれ。若しは夜至り、若しは暫らく停まるに、夜分房及び褥席を求む、若し其の與ふる者、二人に授受せば威惡作を得。若し夜至り、人を相惱ますべからず、相識に隨つて、權時停止すべし。給孤獨長者、乞食人の爲めに停舎を造立す、六衆之を聞き、並びに皆同じく集まり、共に其の舎を分つ、惡作罪を得。凡そ是の非法の分は、與ふるも並びに取るべからず、若し因縁あらば、須らく餘時に向ふべし。時逼りて到らば、坐次を論ぜず、隨處に食すべし。外に食あり、來りて斯の住處に到りて、食を得んと欲せば、若し限局なければ、隨意に之を食せよ、若し人の食に限りあれば、即ち食すべからず。寺内に於て、次に隨つて房を分つが如く、若しは樹下に在り、若しは平地に在り、若しは輓草處も、亦次に隨つて分て、應さに自二を以て、五法を具する者を差して、臥具を分たしめよ。所有の大衆の臥具より、下洗足盆に至るまで、並びに須らく聚めて一處に在るべし、上座分より十二人あり、並びに須らく差遣すべし。一には分飯人、二には分粥人、三には分餅果人、四には分臥具人、五には分諸雜事人、六には藏器物人、七には藏

べからず、若し餘の住處に苾芻の來るあり、及び後夏の者は、次に隨つて與ふべし、後夏に及ばざるは與ふべからず、知識に依りて隨處にして住すべし。衣食の利は、應さに共に均分すべし、授事人等に作さしむべからず。五種の人あり差すべからず、授事を作す等の人、謂はく、蘇呬羅、毗奈耶、摩室里迦を解する僧伽の上座、及び衆の爲めに讀誦する者なり。若し住處に於て多く房舍あらば、應さに當時の人數の多少に隨ひ、或は一人に二を與へ、或は時に三を與ふべし、皆此の房に於て隨時に受用せよ。或は前食後食、若しは破壊して僧伽物に用ふるあり、若しは白衣を勸化し、其の力に隨ひ、分ちて修補を爲せ、棄捨し、故らに損壞せしむべからず。若し處迹狹ならば、臥敷の量と同じく、均等に共に分ちて、事を闕かしむる勿れ。諸の坐、枯等も、應さに並びに均分すべし、水取藥瓶を安んずるの處、井びに齒木を置く土層、瞿摩耶處、及び衆人の行處を除く。若し門屋の廊、簷前の上下閣道、及び倉庫處は並びに分つべからず。若し阿蘭若中に在りて、顯露地に於て、多少の瓶器を安んずる處、衆受用の地を留むべし、亦分つべからず。若し施主ありて、寺内に別房を造りて施すことを樂ふあらば、此の房に住する人は、應さに其の利を受くべし、井びに修理を爲せ、或は施主の意に任せて何人に取るも、此の人復其の別施を受くと雖、大衆利を分たんには、亦應さに與ふべし。別房に施あらば、住房の者に隨つて、共に均分せよ。若し大林大座の移轉し難き者は、諸門徒等應さに爲めに之を擧ぐべし。若し衆事を爲さば外に出づべし、分房の時、次に隨つて分を留めよ。阿蘭若處並びに乞食の時は、守人を留むべし、共に均しく食を與へよ。門鑰を藏する時は、應さに私記を作して防守を爲すべし、故に意に隨つて狗を養へ。其の畜狗は、須らく行法を知るべし。若し窺波及び病院の地、狗に馳驅せられんには、應さに平填すべし、若し不淨を遺さば、即ち除去すべし、若し修治せざれば惡作を得。若し藥叉井びに猛獸ある處は、即ち居るべからず。兩房の内にて安居を作すべからず、設ひ安居を作すも、應さに二處物に於て一分を取るべし。

【四】摩室里迦(Marika)行母と譯す。

【五】前食は朝の小食、後食は晝前の正食。

【六】枯は字書に、音苦、義も同じとあり、こゝでは草座のことであらう。

卷の第四

造大寺學處第七

爾の時薄伽梵、橋閃毗國に在しき。六衆苾芻勝樹を斬伐して大寺を作らんと欲す、僧伽の爲めにすと雖、讒憒を招ぐことを致し、善業を修することを妨げ、因つて違諍を起し、事惱前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻大住處を作り、有主、衆のために是れを作らば、苾芻應さに苾芻衆を將ひて、往いて處所を觀るべし、彼の苾芻衆應さに處所を觀るべし。是れ應法淨處・無諍競處・有進趣處なり。若し苾芻不應法處・不淨處・有諍競處・無進趣處に大住處を作らば、有主、衆のために作るも、諸の苾芻を將ひて處所を觀ず、是くの如き處に於て大住處を造らば僧伽伐尸沙なり。「大」と言ふは、二種の大あり、一は施物大なり、二は形量大なり。若し過なしとは、衆の爲めに造ることを聽す、若し不淨等の緣あれば、制して作ることを許さず。「住處」と言ふは、過去の諸佛及び聲聞衆、咸悉く受用し、佛の聽許したまふ所にして、諸の信敬者造りて奉施す。若し苾芻大寺を作る時は、限りて三層に至る、佛殿は五層なり、因みに給孤獨長者に、造寺の法式を許したまふ、長者金を以て遍く其の地に布き、迦多林を買うて營飾し、既に周く佛聖衆を奉ず。若し施主衆のために寺を造る、更に施主ありて、此の寺中に於て、別人の爲めに房を造らんと欲せば、應さに造寺の施主に、工を興すべきやを問ふべし。自下は因みに、房舍臥具を分つの法式を明さん。夏前に於て分に預り、或は安居の日に至りて分つ。其の授事人大衆に告げて云はく、某の房に利あり衣あり、若し得んと欲する者は、次に隨つて應さに取るべしと。若し當時取らず、行いて第三に至り、方さに更に索めば、一二索むる時は、未だ即ち與ふべからず、三たび索めて應さに與ふべし、索むれば惡作罪を得。房若し少ければ、應さに人を計りて之を分つべし、應さに一房を留めて客苾芻に擬すべし、盡く分つ

- 【一】造大寺學處は、即ち有主房戒である。
- 【二】橋閃毗は橋賞彌、或は拘睺彌等と音譯せらるゝものと同じ Kanisambhi.
- 【三】有主とは、造房について、施主のあることをいふ。

さに知るべし、彼の處の房地、我れ已に觀訖る、應法清淨なり、宜しく時を知るべしと。應さに先づ白を作し、次ぎに羯磨を爲すべし。若し諸事皆違ひ、造房已に了りて、受用すべきに堪へんには、衆教罪を得。若し不清淨處・有評緣邊・無進趣にして、觀ずして許す、肘量增多なり、此の諸過中、其の一あるに隨ひ、或は時に過造して中休するあり、若しは他に奪はれ、若しは已に功を興して便ち命過し、若しは白衣となり、若しは求寂となり、若しは已物に用ふ、並びに窶吐羅なり。若し苾芻あり、餘の苾芻に語りて言はく、我が爲めに房を造れ、法に違はしむる勿れと、若し彼の苾芻法に違うて作らば、自ら其罪を得。若し他を遣はす者、是くの如きの言を作す、此の處善好なり爲めに房を作るべし、我れ木等を乞ひ以て相供濟せんと、而も實は不淨ならば、二並びに罪を得。或は時に、十人共に一房を造り、同じく方便を興さば、十俱に罪を得。若し他をして房を造らしめ、而も疑心を起す、作るとせんや作らざるやと、窶吐羅を得。無犯とは、先きに成る屋及び舊受用の房、并びに大蚊蟻を得るは、此れ皆無犯なり。

佛室羅伐城に在しき。時に諸の苾芻、房舎を造らんが爲めに、作務繁多なり、此れに由りて亂心し諸の善品を擡す。又數ば乞求して、諸施主を惱ます、因つて譏醜を招ぐ。住所事に由りて諍恨住する處、鄙業の煩惱あり、斯の學處を調す。若し復苾芻、自ら乞うて小房を作る、無主にして己れがために作る、當さに應量に作るべし。此の中の量とは、長さ佛の十一張手、廣さ七張手なり。是の苾芻、應さに苾芻衆を將ひて、往いて處所を觀るべし、彼の苾芻衆、應さに處所を觀るべし、是れ應法の淨處・無諍競處・有進趣處ならん。若し苾芻、不應法の不淨處・有諍競處・無進趣處に於て、自ら乞うて房を作り、無主自ら己れが爲めにし、諸の苾芻を將ひて、往いて處所を觀ず、是くの如き處に於て、過量に作らば僧伽伐尸沙なり。「自ら乞ふ」と言ふは、己れの欲樂に隨ひ、若しは草、若しは木にて、而も自ら求覓す。「小房を營作す」と言ふは、若しは自ら作り、或は人を使ふ。「無主」とは、謂はく別人の、之がために主と爲るなし。「己れが爲めに作る」とは、僧伽の爲めにあらず、「當さに應量にすべし」とは、煩惱業を廢して、大を傷けしめず、近くし患ひを致すを恐れ、小に過ぐるを容さす。「長さ佛の十二張手、廣さ七張手」と言ふは、佛の十二張手の長さを計るに、中人の十八肘なり、中人の三張手を以て一張手を成す。「是の苾芻、應さに苾芻衆を將ひて」等と言ふは、三事を防がんが爲めの故に。謂はく諸の苾芻を將ひて處所を觀ざれば、法に違うて修營す、若しは蟲蟻蛇蠍等の穴あれば、是れを不淨處と名づく。又復觀察して、若しは王家、或は長者の宅、若しは外道の舎、若しは苾芻尼の寺に近く、若しは大樹を斬伐すれば、有諍競處と名づく。又復觀察して、若しは屋邊一尋の内に近く、井及び道あり、若しは懸崖に近ければ、無進趣處と名づく、此れ皆法を與ふべからず、此れに異なるは、應さに與ふべし。造房の苾芻は、應さに本處に向つて、衆に従つて觀んことを乞ふべし。若しは衆俱に往くべし、若しは別人を差して不應を去らば、遙に信じて便しく檢せず。既に觀て妨げなければ、應さに衆の前に對して白し言ふべし、大德、應

【三】張手とは、大指と中指とを張りて長短を計算するのである。佛の一張手は一般人の二張手で、普通人の十八肘に相當するといふのである。一肘は、唐の大尺、即ち鯨尺で一尺五寸といふことになつてゐる。然らば十八肘は、二丈七尺である。本律には「廣さ七張手」とあり、謂はく寬中人の十丈五尺餘に當るわけである。

威惡作を得。若し他に告げて云ふ、何ぞ婦を索めざると、惡作罪を得、若し復告げて云はく、彼の家みなかりに女あり、何ぞ婚を求めざると、意に媒合を爲せば、便ち龜罪を得。他の爲めに媒を行じ、三事を作し已りて、若し父母變悔し、若しは男女身亡じ、若しは病緣に遇ひ、若しは飢儉うけんに遭ふ、此れに由りて縁闕えんけつくれば、並びに窳吐羅くそだらなり。若し女人あり、苾芻びつしゆをして餘の家主に報せしめて言はく、我が家人の物は、咸悉く君に屬すと、苾芻情を知りて、爲めに傳へ報ず、或は衆の爲めに、施食縁を作すことを許す。若し女、男と先きに期契を爲し、苾芻びつしゆに囑して曰く、大徳、彼の某甲男を見ば、請ふ報ぜよ、我れ某處しよに於て相待たんと、此等を作す時は、並びに龜罪を得、若し彼の意を知らずして、傳言を爲さば無犯なり。若し女人、苾芻をして去らしめ、拳けんにて男の肩を打つ、此れ惡心なきが故に輕罪を得。若し此の男、何ぞ舍に入らざると言ん、聲こゑ若し此の女、何ぞ姑こに事へざると言ひ、若し此の男、何ぞ別室べつしつせざると言ひ、但是の片言媒事と相應すれば、所有しよゆうの言説ごんごつ皆惡作罪ごうさくざいなり。弟子師でししに語る、我れ他の爲めに媒嫁ばいけの事を作さんと欲すと、師此の語を聞き、黙して許さば窳吐羅を得。諸餘の學處、此れに准じて應おほさに知るべし。凡そ媒嫁を爲すは、要かならず男女交會の事爲すを待つて、方さに本罪を得。何に因りて、四學斯くしの如く次第する。凡そ諸の男子未だ女の意を知らざれば、先づ且しらく手を執りて、其の情を試みんと欲す、若し聽許ちやうしよする時は、次ぎに當あたさに臂うでを捉るべし、乃至咽腹いんぷく漸おそく更に觸れ、餘若し許さざる時は、便ち鄙語びんごを説き、以て其の情を誘ふ、此れ不信の女人に對しては、斯の二事を爲す。若し信敬しんけうの女は、其の樂福を知り、衆善語しゆぜんごを作して之を勸諭くわんごんす、此の三は、其の自身の染欲せんよくに據る、次ぎの一は、他の爲めに衣食を求むるに因りて、媒嫁ばいけの事をなし男女を和合せしむ。

三三 造小房學處第六

【三三】四學は、僧殘の第二の摩觸より、第三の鄙語、第四は素供養、第五は此の媒嫁なり。

【三三】造小房戒は、所謂無主房戒。

す、咸皆攝せしむ。若し自ら一と爲し、他を遣はして兩と作す、若しは自ら兩と爲し、他を遣はして一となす、但和合せしむるは、咸衆教なり。若しは一となし、二と爲す、或は和合せざれば、但方便寧吐羅を得。凡そ媒處を爲すに、人に尊卑あり、尊は謂はく家長言を取るを定と爲す、此れに翻すれば卑と成す。若し言を受け、往いて問ひ、及び還り報す、三處皆尊ならば本罪を犯す。若しは一尊二卑、二尊一卑ならば、應さに知るべし、尊處は並びに皆龜罪、卑は咸惡作なり。卑語にて彼の尊人に報ふるを得ず、亦龜罪を得。其の三事あり、亦媒業を成す、一には言、二には書、三には手印なり、斯の三事を以て言を受け、彼れに問ひ、及び還り報す。或は一事を以て三と爲し、或は時に間雜す、皆本罪を得。上來は合を明す、次ぎに當さに離を辨すべし。離の事同じからず、其の七種あり、一には正鬪時に離る、二には鬪後方さに離る、三には草を折りて契りを爲す、四には瓦を擲ちて期を作す。五には證言に對して離る、六には我が婦に非ずと言ふ、七には大聲にて通く告げ、隣伍皆知る。初めの三は婦作す。初めの三の離に、之を媒して和せしむれば惡作罪を得。其の次ぎの三の離に、和すれば龜罪を得、最後の二離は、和すれば便ち衆教なり。下の四婦及び十私通は、七種の離和に隨ひて皆衆教なり。若し腹を指して媒嫁し、若し男女、若しは俱男俱女、若しは半擇迦を生み、若し非人傍生を媒し、若しは復尼及び苾芻を媒し、若しは梵行者、若し自ら己れの爲めにし、若しは孩童女、若し媒嫁の時、一形に隨つて轉じ、或は二俱に轉じ、其の三處往返の時、一に本性に住し、二は是れ亂心、一は是れ亂心、兩は心亂にあらず、諸此くの如きの類は、並びに吐羅を得。若し俗人あり、來りて僧伽を請じ、爲めに媒事を作して共に和せしむ、使を遣はすと、並びに本罪を得。若し一人獨り檀まに媒合を爲せば、則ち一人犯す。或は已近圓、或は近圓の時其の三事を爲せば、兩の四句あり、上に同じ應さに知るべし。若し近圓已りて、其の三事を爲せば、便ち本罪を得。餘の兩の二句は、近圓に由るが故に、並びに龜罪を得。餘の兩を三と爲すは、

佛室羅伐城に在しき。時に迦盧蜜栗伽羅子、舊知識の爲めに媒嫁を行ふ。時に諸の白衣、或は讚じ或は毀る、外道異學復讞論を生ず、其の事前に同じ、諍恨煩惱に由りて、斯の學處を制す。若し復苾芻媒嫁の事を作し、男の意を以て女に語り、若しは婦と成り、及び私通の事を爲せば、乃至須臾の間も、僧伽伐尸沙なり。三處の定あり、主定まり、事定まり、時定まりて媒嫁の罪を成す。主定まる」と言ふは、男の意を以て女に語り、女の意を以て男に語る。「事定まる」と言ふは、謂はく男女に於て、婦及び私通して媒嫁の事を行ふ。「時定まる」と言ふは、乃至須臾なり。「媒嫁」と言ふは、往來通信するなり。「婦事」と言ふは、其の七種あり。謂はく水授・財媾・王旗・自樂・衣食・共活・須臾なり。「水授」と言ふは、謂はく、其の父母、水を以て他方に授けて其の女を付す。財媾と言ふは、謂はく其の父母、財を取りて媾す。王旗と言ふは、王自ら軍を領して他國を征伐し、或は是れ餘の賊、村坊を打破して獲るところの婦女、用つて妻妾と爲す。「自樂」と言ふは、自心に希願して、他のために婦と作る。「衣食」と言ふは、衣食を求めんが爲めに、自ら來りて婦と作る。「共活」と言ふは、兩つながら、各財あり、以て共に活命し、契りて妻室となり、意を結んで同居す。「須臾」と言ふは、多事夫妻の事を爲すにあらず、亦無雜婦と名づく、無雜とは、夫主ありといへども、法を守りて清居し、常流に異なるが故に、故に無雜と稱す。「私通」と言ふは、謂はく未だ嫁せず、或は嫁して夫死し、私事を行はんと欲するに、他に遮護せらる。能く遮護するによるに、總じて十種あり。謂はく、父護・母護・兄弟護・姉妹護・大公護・大家護、若し此の六なくして、餘の親屬ありて防護せらるゝものは、名づけて親護と爲す。若し婆羅門種は、名づけて種護と爲す。婆羅門氏族を、名づけて族護と爲す。斯の種族なければ、總じて王法護と名づく。若し女人あり、法を奉じて住し、貞心無雜なれば、此れを名づけて法護と爲す。苾芻此の若しは七、若しは十に於て、媒嫁心を作し、言を受け、彼の返報を問ふに三と爲す。若しは自ら往く、若しは使を遣はす、展轉して人を遣は

と相似て、尸羅を具足し、勝善の法あり、梵行を修するものには、此の淫欲の法を以て、之に供養すべしと、若し苾芻はくの如く語らば、僧伽伐尸沙なり。此の中の「供養を素む」とは、謂はく身を供給するなり。「尸羅」と言ふは、謂はく戒種圓滿なり。「勝善の法あり」とは、謂はく定種具足す。此の清淨の諸徳圓滿するによるが故に、善好の金の如し。「梵行」と言ふは、謂はく惠種と相應す、梵は謂はく涅槃、此の行能く趣くが故に梵行と言ふ、梵の行の故に名づけて梵行と爲す。又「善法」とは、少欲等の徳と共に相應するが故に。總じて犯相を論ずるに十八種あり。謂はく自ら説いて言はく、我れは是れ最勝・殊妙・賢善・應供・可愛・廣博・極最・極勝・極殊・極賢・極善・極應供・極可愛・極廣博なりと、意己身の善法圓滿を顯はす。諸供中は是れ其の最なるが故に、如來弟子の勝徳を稱揚するが故に、餘の供養中は是れ殊異なるが故に、是れ質直心の生起する所なるが故に、是れ點惠性の出生する所なるが故に、是れ樂法心所の發起なるが故に、此の法人ありて、乃ち是れ天等の供養する所なるが故に、好名稱ありて諸方に遍きが故に、是れ勝功德の所住處なるが故に、其の次第の如く、随つて前の九に配す、即ち此の九事に於て超絶あり、實に極の言を加へて、復其の九を成す、此の十八事は、具さに廣文の如し。若し染心ありて此の語を説く時、前人領解すれば、並びに本罪を得。尸羅等の三、或は總、或は別なり、餘は並びに文の如し。説く時は本罪なり、若し淫欲の言なければ、但龜罪を得。若し「我が如く相似る」の言なければ、亦龜罪を得。若し「我が如く相似る」と、及び「淫欲」の言なければ、但惡作罪を得。若し行姪に堪ゆる女に對すれば、根本罪を得、若し堪ゆるなければ、窶吐羅罪を得、丈夫及び半擇迦に堪ゆるあれば亦窶吐羅なり、丈夫及び半擇迦に堪ゆるなく、諸の傍生の類は、咸惡作を得、餘の相應處は、上に准じて應さに思ふべし。

100
媒嫁學處第五

【二九】尸羅等の三とは、尸羅、勝善の法、梵の三である。之を一々に説くも、之を合して説くも同一である。故に或は總、或は別といふ、本律には、「若し苾芻、染癡心を以て堪能の女に對し、是くの如きの語を作す、姉妹、供養中に於て此の事最たり、謂はく、我が類の如く、戒行具足すれば、應さに淫欲の法を以て我れを供養すべし」とは、僧伽伐尸沙を得、最の言を説くが如き、其の事既に爾り、乃至極・廣大も准じて説く、應さに知るべし、具戒既に然り、善法と梵行と亦復是くの如し。一々別に説く。或は云はく、我れは是れ具戒、善法なり、具戒、梵行なり、善法、梵行なり、具戒なり、善法なり、二々合説す、或は云はく、我れは是れ具戒、善法なり、具戒なり、善法なり、梵行、具戒なり、善法なりと、三々合説し、若し我等の類の如く、淫欲の法を以て供養せよとは、僧伽伐尸沙を得」とあるにて、其の意を知るべきである。

【三〇】媒嫁學處、舊も同じく媒嫁戒。或は媒人戒。

若しは苾芻尼の好衣服を著くるを見、是くの如きの語を作す、姉妹、汝姪服を著け、丈夫を免めん
と欲すと。若しは少女、汝若し欲事を忍ぶ能はずんば、何ぞ熱火の頭を以て、女根の中に内れざる
と言ふ。若しは復語りて言はく、汝畜生と共に如是の事を行すべしと。汝の腰下の物を、持つて我
れに與ふべし、汝の愛する所物は、宜しく應さに汝に惠むべしと、女人意を解し、答へて言はく、
今現に辨すと。若しは我れに水を與ふべしと言ふ、女云はく、水なしと、苾芻報へて言はく、汝は
即ち是れ水なりと、是くの如く乃至、我れに餅を與ふべし、汝は即ち是れ餅なりと、然るに彼の女
人其の意を知曉す。女人問うて言はく、何の意ぞ樂まざる、答へて言はく、汝を得んと欲すと。若
し人稟性好んで鄙語を爲す、若し大男及び大扇佉に對し、實に女あることなきに、有女想を作して
鄙惡語を説く、此等は皆窣吐羅罪を得。若しは小男小扇佉若しは傍生の類、實に女人あり、無女
想を作せば惡作罪を得。若し心に簡別なく、女人あるに隨つて、即ち本罪を得。若し局心を作し、
彼れに對して説かず、斯れに對しては當さに説くべし、若し彼れあれば窣吐羅罪を得。實に是れ鄙語
なるも、非鄙想を作さば無犯なり。鄙語を鄙語想し、疑ひ、人女に人女想し、疑はゞ僧伽伐尸沙な
り。非人に人想し、疑はゞ吐羅、人に非人想すれば惡作罪なり。餘處に説くあり、若し女人あり
て鄙惡語を説くに、言を以て領受して、情其の事を歡ぶは、自ら鄙惡の言を説かずといへども、亦
本罪を得。若し葉縛を説く時、意糠麥を道はゞ、設ひ葉婆の言を言ふも、及び餘の鄙語、若し方俗
に於て此の言を諱まずんば、説くも皆無犯なり。

索供養學處第四

佛室羅伐城に在しき。亦毘陀夷苾芻、他の女人より供養を求索す、事の惱前に同じ、斯の學處
を制す。若し復必芻染瀧心を以て、女人の前に於て、自ら身を嘔じて言はく、姉妹、若し苾芻我れ

【七】 音に准ずれば、言鄙嫌多し、
又復方音隨處不同の故に本字
を存す、然も西方の教授此の
言を説く時、亦全く道はず、
鄙惡を以ての故に、但葉字染
字と云ふのみとある。

【六】 傍生(畜生)の類女人あ
りは、單に女ありとあるべき
か。

【七】 意糠麥を言ふとは、麥
の其語は葉縛(Shikha)である、
其の具の音が葉婆と同一である
るけれども、それは意味が違
ふから罪ではないと言ふので
ある。

【八】 索供養學處は、舊に嘆
身索供養戒。

現に是れ鄙穢にして、當さに惡趣に墮すべきが故に。「共相」とは、謂はく不軌を作して軌と言ふ、上人の棄つるところなるが故に、共に是れ非法と知る。「自相」とは、姪欲相應の言なり。「譬喩」とは、謂はく夫妻の如し。此の中の犯とは九種あり。皆「本罪を得」と言ふは、苾芻染心にて、有知の女人に對し、善說惡說、直乞方便乞、直問曲問、若しは引事、若しは讚歎、若しは瞋罵、此の九事に於て一々鄙惡の言を興へ、念じて説けば僧伽伐尸沙を犯す。若し彼れ聞かず、若しは聞けども解せず、若しは鄙惡字なければ窶吐羅罪を得。是くの如く人女來りて苾芻に對し、此の九事を説かんに、染心にして受け、言に隨つて應答し、共に不軌を説けば、亦本罪を得。「善說」と言ふは、汝の三瘡門は是れ愛すべしとなり、「惡說」と言ふは、汝の三瘡門は、是れ好物ならずとなり。「直乞」と言ふは、汝來りて我れと共に如是如是の事を行ぜよとなり、「方便乞」と言ふは、愛心あることを顯はし、我當さに汝に於て、極めて愛念を生ずべしとなり。「直問」といふは、若し女人ありて、如是の事を作せば、此の女必ず男子の爲めに愛重せられん、汝も今亦如是の事を作すべし、我れ當さに汝を愛すべしとなり、「曲問」と言ふは、若し汝如是の事を作さば、男の爲めに愛せられん、汝今頗る能く斯の事を爲すと、其の委曲を問はざるが故に、曲問と名づく。「引事」と言ふは、某甲女人、先きに我れと共に如是の事を爲す、汝今我れと共に、亦應さに之を作すべしとなり。「讚歎」といふは、姉妹、若し能く我れ共に如是の事を作さば、當さに天樂を招くべしとなり。「瞋罵」と言ふは、鄙惡語を説いて罵詈を爲すなり。謂はく正しく交會鄙惡の言を説けば、皆本罪を得。若し更に餘の言説あり、姪欲の法交會の言と相參涉せば、亦本罪を得。若し他の爲めに鄙惡の語を作し、若しは使を遣はし、若しは傳説し、若しは「書印手印」、若しは汝の根缺壞す、是れ罪惡の物なり、我れと共に交るべし、我れと同臥せよ、汝の愛する所共に分張すべしと、然も此れ「鄙惡」の字を興へず、葉婆合説す、若しは滅定に入る尼に對し、若し彼れに告げて云はく、姉妹、我れに葉縛を興へよと、女人意を解す。

【二】 有知の女人の「有知」は、姪欲の語を聞いて理解し得る女人のことである。
 【三】 善說惡說は、「四分」の、二道の好惡を説くといふに當る、直乞方便乞は、「四分」の自求に當り、直接、或は間接に、姪事を要求する語をなすことである、直問曲問は、「四分」の間に當り、姪事に關する問ひを、直接間接に試みることである、引事は、事實を引いて誘惑すること、「四分」の教に當り、讚歎は、姪事を讚歎すること、瞋罵は、陰部姪事を痛罵することにより、却つて姪情の満足を求めることである。
 【四】 書印は書(手紙)にて説くこと、手印は、手指等にて其の意を現はすことである。
 【五】 鄙惡語を興へずとは、「交る」「臥す」といふ語は、直ちに行姪を意味しないことをいふのである。葉婆合説すとは、葉と婆と二意を合説して居るといふのである。葉と婆の二語は、餘りに鄙穢の語であるから、之を説くことがない、印度でも、之を弟子に授ける時とは、單に葉と婆といふだけだと本律に註解して居る。即ち「葉婆」とは、正しく西方にて男女交會不軌の言を説くに目づく、此の方の

濟すべし、極溺の行法は、今當さに之を説くべし。若し女人の、水に漂溺せらるゝ見ば、自ら力あるものは、應さに救濟すべし、染念を生ずること勿れ、母女の想を作して、牽いて之を取れ。若し被溺人、動轉すること能はざれば、應さに沙土の上に於て、合面安置すべし、然る後須らく看守すべし、棄てゝ去ることを得ず、苾芻逼近して住すべからず、縁ありて去る時は、他をして看守せしめよ。其の誦業の者は、應さに誦經すべし、若し習定の者は、應さに攝念すべし、或は牧人に囑して觀守を爲し、方さに行いて食を求め、食し已らば、還りて死活を檢看すべし、事須らく審諦にすべし。五種の傍生は、憑りて河を渡るべし、謂はく是れ象・馬・牛・水牛・犛牛なり、若し特傍生は、憑りて渡るべからず、若し浮囊を持つて充つれば、涉るに利あり、囊は須らく染熟すべし彩畫すべからず。若しは母來り抱く、若しは女懷中に坐し、若しは地に卒倒して女人の上に墮つ、若しは道路の口に於て女の肩に觸る、此れ皆無犯なり、入りて乞食する時は、應さに須らく意を用ふべし。女に欲意あり、水を乞うて飲む時、手を以て口に逼つて水を飲まば、苾芻連注して水を與ふべからず、或は掬して飲ましめ、盡くるを待つて更に傾けよ、若し此れに異すれば便ち惡作を得、女に染心なく、連注するは無犯なり。

二 說鄙惡語學處第三

佛室羅伐城に在しき。時に毘陀夷苾芻、諸の女人の寺中に入るを見、見て共に鄙語を爲し、染心調弄す、因つて譏りを招ぎ、醜事の惱み前に同じ、斯の學處を制す。若し復苾芻染纏心を以て、女人と共に鄙惡にして不軌なる姪欲相應語を作し、夫妻の如くならば僧伽伐尸沙なり。染纏の義は上の如し。「女人」とは、謂はく是れ人女善惡の言を解す。此の中過失を顯はすが爲めの故に、共相の故に、自相の故に、譬喩の故に。「過失」とは、謂はく鄙惡の言を説く、自體及び因皆是れ雜染なり、

【二】 說鄙惡語は舊の女人處語戒。

謂はく、遠くより牽き來る、曳は謂はく近處より曳き取る、上は謂はく下より上に擧ぐ、下は謂はく上より下に擧ぐ、遍く抱くとは、即ち是れ總じて急に抱持するなり。若し苾芻女人の處に於て斯の九事を爲し、受樂心を作せば、成衆教を得。若し不淨行を行はんと擬すれば、衣隔なくして、彼の女身に觸るゝと雖、窣吐羅罪を得。若しは一身壞し、若しは二俱に壞し、若しは身に瘡疥多く、若しは此れに觸れんと欲して、誤つて彼れに觸れ、若しは髮毛爪齒を以て、髮毛爪齒及び乾枯の骨に觸る、若し復疑を生じて、此れを爲し彼れを爲す、若し入滅盡定の苾芻尼に觸れ、若しは青瘀乃至骨銷に觸る、皆窣吐羅罪を犯す。苾芻染心にて女に觸れ、彼れ轉じて男と成る、或は時に自ら轉じ、或は二俱に轉すれば、窣吐羅等の罪。或は波羅市迦罪を得。苾芻男に觸れ、彼れ轉じて女とならば衆教罪を得。或は時に自ら轉じ、或は二俱に轉すれば、罪を得ること前に同じ。轉不轉を想し、及び尼の女男に觸るゝに重輕あること、事に隨つて廣く説く、是くの如く應さに知るべし。無堪の小女、丈夫半擇迦に物の隔つなければ、並びに窣吐羅罪なり、若し物の隔つあり、并びに傍生の類は、咸惡作を得。人女に人女想し、若しは復疑を生じ、染意して觸るゝ時は、並びに本罪を得。非人女に人女想し、疑へば吐羅なり、人女に非人女想するは惡作罪なり。二形の人若し女を強めれば僧伽婆尸沙を得、若し此れに異すれば但庵罪を得。母女姉妹に、受樂心を作して彼の身に觸るゝ時は、亦庵罪を得、羞慚によりて境に樂想を生ぜず、若しは羞慚なければ、即ち本罪を得。若し女根に於て脚指を以て蹴、若しは土瓦を打つは、皆吐羅を得。凡そ諸の苾芻、女人の形狀及び餘の有情を畫作すべからず、皆惡作罪なり。其の無犯とは、若しは白骨を圖し、若し香泥にて地に畫いて衆花彩を爲し、若しは無染心にて母女姉妹等に觸れ、若しは復餘に於て母等の想を作し、或は若し觸るゝ時、心地に觸るゝに同じ、若しは復好心にて、女身の冷熱暖軟を觀んと欲す。若しは女火中に墮つ、若しは毒藥を食し、刀を持つて自害し、若しは坑陷するを見、若しは水に漂ふを見れば、皆應さに救

啞吐羅罪を得。若し染心ありて、自の生支を見るは、惡作罪を得。無犯とは、疥癩を搔くに因りて、乃ち流泄す、若しは越玩し、若しは急走し、若しは毘に揩し、若しは衣に觸れ、若しは念するが故二を念す、若しは愛境を見、若しは浴室に入りて揩摩を受くる時、或は復倉卒に女身に觸著し、猛盛の煩惱即ち流泄す。雜陀菴芻の如き、或は母子相遇ひて、覺へず抱持す、此れ皆無犯なり。若し多欲の者は、皮囊、羊鹿等の皮を畜へ、之を熟して襦ならしめ、内に沙等を安んじ、帯に施して腰に繋ぐ、著けて衆中及び香臺處に入り、并びに制底の時に睨むべからず、應さに洗つて淨ならしむべし。曬曝して乾かし、臭壞せしむること勿れ。若し事を闕かは、應さに更に一屏處に畜へて舉持すべし。

觸女學處第二

佛室羅伐城に在しき。時に毘陀夷菴芻、女人の來るありて、共に房宇を觀る、因みにために說法して、便ち染心を生じ、彼の女身に觸れ、隨意に樂事を取り、憐み前に同じ、斯の學處を制す。若し復菴芻、染纏心を以て、女人の身と相觸れ、若しは手を捉り、若しは臂を捉り、若しは髮を捉り、若しは一々の身分に觸れて、受樂の心を作す者は、僧伽伐尸沙なり。「染纏心を以て」とは、自ら染心にして、是れ纏にあらざるあり、應さに四句と爲すべし。第一句は、謂はく心に染著を生ず、第二句は、謂はく前境に於て愛縛の心を起す、第三句は、二事俱に有り、第四句は、謂はく前相を除く。「女人」とは、謂はく交會を共にすべし、彼の身分に於て、復傷損なし。「手」は謂はく、腕の前、「臂」は謂はく腕の後なり。「髮」は謂はく頭髮及び髻髮衣なり。此の中の犯とは、先きに染心ありて、姪を行するに堪へたる女、一一の身分に復衣隔なく、其の九事に於て悉く皆犯あり。謂はく、觸・極觸・憑・捉・牽・曳・上・下・遍抱なり。「觸」は謂はく、手を以て創めて相觸著するなり。極觸は、即ち是れ頻々摩觸するなり。憑は謂はく、身相倚著す、捉は謂はく、手を以て捉持す、牽は

【一〇】 觸女學處、即ち觸女人戒。

【九】 故二は、出家前の妻。

るものは薄し。此れは本性に據りて、是くの如きの説を作す。若し女に傷けられ、或は餘縁にて損せば、此の五種の精は、一人にもあるべし。「夢中を除く」といふは、謂はく、夢を除いて、餘は皆罪を得。夢中は情識ありといへども、然かも指定して、實事の求むべきなきが故に、斯れによりて、以て其の犯を明さず。設ひ覺位に於て流泄の心あり、夢中に泄す時も、亦本罪に非ず。僧伽伐尸沙」と言ふは、一に事業に由るが故に、二に體是れ有餘、衆を假りて方さに表非を除く。初重の僧伽は是れ衆なり、阿伐尸沙は是れ教なり、衆教を奉ずるによりて、罪方さに除滅す。又初めの四戒は、體是れ無餘、此れは是れ有餘、以て治すべきが故に。此の中の犯とは、苾芻衆の爲めにし、或は藥の爲めにする等なり、或は力を自の内身に試みんと欲し、或は外の有情の故に不淨を流し、衆教罪を得。餘文ありて説く、設ひ外物非有情數に於て、故らに不淨を出すも、亦衆教を犯す。若し方便を興し、或は捉へ、或は翫め、受樂心を作して、不淨を出さんと欲し、若しは出さば僧伽伐尸沙なり、出さざれば窰吐羅を得。覺めて方便を爲し、夢中に流泄し、或は此れに翻じて心受樂を作し、或は前に方便を興し、後には乃ち息心し、或は方便を作し、其の精動かんと欲して便ち擲念すれば、皆窰罪を得。「動かんと欲して」と言ふは、謂はく、精未だ本處を離れず、即ち此の無間に不淨當さに流るべし。精未だ流れずと雖、已に變狀あり、或は身中に在りて泄すとは、謂はく、精已に轉動して本處を離る、或は故らに舞樂を作し、或は空裏に身を搖かし、或は打築に由り、或は摩按に因り、或は藥を以て、揩搔し、或は逆流根を動かし、或は氈褥を揩し、或は石木瓶等より、或は肉團に於て、故らに不淨を流すは、並びに窰吐羅罪なり、若し泄らざれば、皆惡作を得。若しは頭項耳鼻、及び餘の身分に於て、或は青脹濃流の處に於て泄すは皆本罪なり。何の名を齊りて、不淨を流泄すと爲すや。謂はく身中より流泄するなり。若し他の生支を捉へ、故らに不淨を出し、或は時に自己の生支を量度し、或は手に捉擲して樂と爲し、摩觸の故に興起せしむ、並びに

又復煩惱の最も強盛なる者は、前に在りて制す。此の四の他勝其の相云何。謂はく、無厭離、不忍、不證なり。然るに無厭離の最も強盛なる者を立て、初めの二と爲す。一は姪欲に於て、二は貨財に於て不忍なるが故に。殺を行すれば不證なり、故に妄語す。諸の大徳、我れ已に四の他勝法を説く、芻蕘此れに於て、一々の事を犯すに隨つて、諸の芻蕘と共住することを得ず、前後の如き亦是くの如し、他勝罪を得、共住すべからず。諸の大徳等とは、四他勝法を明さんと欲す、若し一々を犯せば、皆共住すべからず。問ふ、前は是れ俗人にして芻蕘の分なし、後時の犯戒は、前の俗人の體と別ありや不や。答ふ、前の在俗の如き是れ芻蕘ならず、後の犯戒の時は前と異なるなし、故に云はく、前後の如き亦是くの如しと、是れ其の四多勝中に望めて前後をいふにはあらず。結文上に准じて、罪を得ること應さに知るべし。

第二部、十三僧伽伐沙尸法の一

攝頌に曰く、

汝と觸と鄙と供と媒と

小房と大寺と誘と

非分破僧事と

汗と慢語とは隨從す

故泄精學處第一

佛室羅伐城に在しき。時に毘陀夷染汚心によりて、自ら生支を動かして不淨を泄らす、此れは姪事及び姪煩惱に依りて斯の學處を制す。若し復芻蕘、故心に精を泄すは、夢中を除いて僧伽伐尸沙なり、下の四戒も亦皆此れに同じ。此の初學處には女境の事なし、其の事なしといへども、而かも受樂を得。次ぎの二學處は、謂はく、身語によりて前方便となし、第四は、異途を矯設して、欲樂を希求す、第五は、他の姪事の爲めに、方便を作す。精に五種あり、謂はく轉輪王と及び、灌頂太子は、其の色青し、餘子は色黄なり、輪王の大臣は色赤し、根に成ずる者は厚く、根本だ成ぜざ

【七】十三僧殘の一、所謂故出精戒。

【八】室羅伐（Śrāvastī）は舍衛のこと。

れ聖にあらず、但是れ聖者は皆其の衣を與ふ、我れも亦衣を受く、然も彼れの類にあらず。他人は、我れ預流果を得たりと説く、我れは實に餘果等を説くを得ずと、此れに類して應さに知るべし。我れ今日俗定を得ず、斯れを過ぎて妙定は亦復未だ得ず。我れ某處に於て初定を獲得す、然も實に覺分と相應せず、自ら己れが名を書して、得道果と云ふ、便ち他に報じて云はく、此の作書人は、我れ聖果を得たりといふ、此等は皆窣吐罪を得。又復苾芻前の所説の如き、波羅市迦を成ずる、所有の事業方便顯はし已る。其の殊勝の徳とは、云はく苾芻あり、是くの如きの事あり、果を得、天を見、勝定を護る等なり、然も自ら言はず、我れは即是れ彼れと。斯くの如く語る時、亦皆窣吐罪なり、窣吐羅の事を成し、皆惡作と説く。若し前人語を解せざる時は、亦此の重輕に准ず。若し是れ聖人ならば、應さに斯の座に就くべし、遂に便ち默然す。其の所請を受けて、他或は告げて曰く、仁は是れ婆羅門なりや不やと。答へて云はく、我れ是れ能く衆罪を除くが故に、或は六根に於て善く防護するが故に。若し是れ羅漢は、應さに食を取り食ふべしと、默然として受くれば、皆窣吐羅罪なり、去來等に於ても、此れに准じて應さに説くべし。又有る釋に云はく、所陳の事と言ふは、身相を以て表す、問ふ時默然すれば、他の勝罪を得。人に對して人想、或は復疑を生ずれば、他の領解の時、便ち本罪を得。非人に對して説く時、人想、疑を作せば窣吐羅罪を得。無人に有人想し、或は時に入定し、或は他時に眠睡す、或は無知に對し、或は他領解せず、倉卒にして説く、并びに窣吐羅罪を得。無犯とは、聖者大目連の、薛舍離の戰勝の事を記するが如き、復天雨、及び生男を記する、無所有定に入りて、象王の聲を聞く等は、並びに皆無犯なり。何が故に初三の他勝は、姪を先きにし、殺逆を後にし、次いで説く、餘處の殺盜姪妄の如くにして次第を爲さざるや。此れは犯縁の前後によりて説く。又前は引いて後を生ずるに由るが故に、而も次第を爲す。不淨行に由りて、便ち偷盜を行じ、既に盜を行じ已りて、遂に怨家を殺す、殺し已りて、問ふ時は便ち妄語を作す。

又・僣達婆・阿蘇羅・揭路茶・緊那羅・莫呼洛伽・畢麗多・畢舍遮・鳩槃荼・羯吒布單那を見ると、我れ時に彼れに就き、或は彼れの聲を聞き、或は來りて我れに就き、我と共に言説すと、虚誑の想を作して前人に告ぐるに、彼れ若し領解すれば、波羅市迦を得、若し 誘蘇畢舍遮鬼と共に上の事を爲すと
言はゞ、寧吐羅罪を得。若し我れ已に二十種の想、謂はく、無常想、無常に於て苦想を爲す、苦に於て空想を爲す、空に於て無我想を爲す、離食想、諸の世間に於て無受樂想・過患想・斷除想・離欲想・滅想・死想・不淨想・青瘀想・膿脹想・膿流想・蟲食想・血塗想・離散想・白骨想・觀空想を獲得すと云はゞ、一々説く時、並びに本罪を得。或は云はく、我れ四定・四空・四無量・六神通を得と。又阿闍若の苾芻、非人に憐されざれば即ち是れ聖人なり、我れ彼れに住して、亦惱まされず、又彼の舍に於て、若し是れ聖人は勝妙の座に坐す、我れ亦其の勝妙の座を受くと。斯等は悉く波羅市迦を犯す。我れ正念の時、法の自相を得、煩惱を壓伏すとは、此れ重罪を得。我れ三果に於て、未だ得ずして退す、或は得て退す、或は密語を爲す、我れは是れ學人なり、毘奈耶を學するが故に、我れは是れ無學人、已に三藏を學するが故に、我れは無所有を得ず、長衣鉢なきが故に、我れは是れ最後の生なり、前生に望めて説くが故に、我れは是れ預流、河水に入るが故に、我れは已に得果す、謂はく讀誦果を得るが故に、或は菴沒羅果を得たり、我れは五怖を離る、過去の怖れなきが故に、我れは煩惱を斷ず、過去の惑なきが故に、佛聲聞衆の獲べき所の事、我れ已に之を得たり、謂はく阿笈摩等の法なり、及び能く諸根を修す、我れは是れ大師解說の法の故に、我れは是れ佛陀、善く惡事を覺するが故に、我れは是れ毘鉢鉢佛の聲聞弟子、諸佛の邊に於て、盡く歸依するが故にと。斯等の語を説くに、内に詐情あり、矯陳密説す、並びに寧吐羅罪なり。若し別意なくして言の如く説き、自ら我れ上人法を得たりと言ふ時は、並びに本罪を得。或は云はく、我れ預流を得たり、而も彼れの果にあらずと。或は云はく、某家にあるものは、皆是れ聖人なり、我れ彼の家にあるも、然も是

【五】誘蘇畢舍遮鬼は、本律に養育鬼として居る、意譯語である。

【六】毘鉢鉢佛 Vinakkyin は、過去七佛の第一。

からず。「知なく」と言ふは、所知の境に於て、無常等と及び厭患すべきを了せず。「遍知なく」とは、謂はく、前境に於て無常等なり、其の事の如く而も遍く察せざるが故に、有非有に於て、實に知ること能はず、妄に邪解を生じ、非法を解説するが故に。又「知るなく」とは、謂はく上人法は曾て知らざるが故に。「遍知なく」とは、謂はく、遍く五蘊の法を了すること能はざるが故に。「自ら得ざるを知る」とは、謂はく、自身に於て、未だ證せざることを知るが故に。「上人法」とは、即ち勝流の法、謂はく、一切の凡愚、五蓋等の法、鄙劣の惡事に望めて、是れ勝上の故に。「寂靜」と言ふは、謂はく、最妙なり。「聖人」と言ふは、罪惡の法に於て、能く遠く避すが故に。「殊勝の證悟」とは、色力及び聰明に由るにあらざして、而も能く獲るが故に。又釋して云く、「寂靜」とは、謂はく是れ涅槃、衆の煩惱を離るゝが故に。「殊勝の證悟」とは、謂はく四果の聖人なり。「智見」と言ふは、即ち苦法及び苦法智、次での如く之を配す。又釋して云はく、智は謂はく、苦無常等を了知するなり。「見」は謂はく、天龍等を見るなり。「安樂に住す」と言ふは、謂はく、能く諸の定地の中の所有の功德に安住するなり。而も「我れ知る」と言ふは、謂はく諦理を知る等なり。「我れ見る」とは、諸天を見る等なり。若し先きに妄語罪を作さば、自ら説かずといへども、豈他勝罪を犯さざるべけんや、何ぞ此の異時等の言を説くことを須ひんや。但戒を犯さしむれば、説ひ自ら説かざるも已に本罪を得、餘人は彼れに於て但疑を生ずべし、未だ得ざれば、即ち不共住の事を作すと、是の故に須らく異時等の言あるべし、方さに不共住を成す。「若しは問ふも」とは、他問へば方さに言ふ、「若しは問はざるも」とは、問はざるに而も上の三邊の罪、理差別なきことを説く。何が故に妄申方さに問等を陳ぶる。若し前三に據らば、亦此の事あり、緣起故ありて唯此れに於て説く。「虚」とは、陳説するところ、實義あることなきを顯はす。「誑」とは、本發す所の心は、飲食を求めんが爲めにして、勝事の爲めに、斯の妄説を作さず。「妄語」とは、先きに妄心を爲して、方さに所説を陳ぶ。此の中の犯とは、莖芻説いて言はく、我れ 提婆・那伽・藥

【三】五蓋は、欲食蓋、瞋恚蓋、昏沈蓋、掉悔蓋、疑蓋の五煩惱を指す、蓋は心を覆ふ煩惱のこと。

【四】提婆 Deva は天、那伽 Naga は龍、其の他阿蘇羅は舊の阿修羅、揭路茶は舊の迦留羅、莫呼洛伽は舊の摩睺羅伽、畢麗多 Preksa は餓鬼、畢舍遮 Pissak, 鳩槃荼 Kunda-bhandas, 羯吒布單那 Kirta-bhānana, 等皆鬼類である。

重きを擧げて擔ふべからず、必ず移すことを須ひば、闇に俗人を背き、同時に攀擧して同時に放て、相離せずして放てば、便ち罪を得。凡そ人、一擔に苾芻兩人せよ、若し此れを過ぐれば、持つて擧ぐべからず。苾芻及び尼は、頭上及び肩膊に物を攀持すべからず、若し攀持すれば惡作罪を得。若し賊ありて來らば、應さに驚恐を作し、叱喝の相を現すべし、遙に瓶瓊及び杵木等を擲て、或は身傍に在り、或は時に後ろに居らば、害意を興し、損傷あらしむる勿れ。凡そ物を棄つる時は、他をして遠く避けしめよ、若し打著すれば、此れ無犯といへども、告げずして棄つれば惡作罪を得。牛の驚きを避けて、走りて小兒を推著し、此れに因りて命終せんに、故にあらざれば無犯なり、牛を避くるの時、應さに善く心を用ふべし。若し繩索を以て人を縛し、或は官司に告げて他の手足を斬らば、並びに吐羅罪なり。虎狼ある處に、他を喚んで共に住し、因つて傷を被りて殺すは無犯なり、然も住處に於ては、應さに審に觀察すべし。苾芻自ら生支を打つ、佛言はく、理應さに此れを打つべし、更に餘を打たば是れ無智者なり、惡作罪を得。上人鄢陀夷、白衣の舍に向ひ、放身して坐し、善く觀察せずして他兒を壓殺す、凡そ看ざるは、威惡作を得。

妄說自得上人法學處第四

佛辭含離の跋婁末底河の側に在しき、時に諸の苾芻、飲食の爲めの故に、親族の前に於て、更相讚歎す、上人法を得たりと、衆をして利養を求むる事を爲し、及び利を求むる煩惱を知らしめんと欲し、斯の學處を制す。若し復苾芻實に知なく遍知なく自ら上人法を得ざるを知る。寂靜の聖者殊勝の證悟は、智見安樂に住して言はく、我れ知り我れ見ると。彼れ異時に於て、若しは問ふも若しは問はざるも自ら清淨ならんと欲する故に、是の如きの説を作す、諸の具壽、我れ實に知らず見ず、知ると言ひ見ると言ふは虚誑の妄語なり、増上慢を除くと、此の苾芻亦波羅市迦を得、共住すべ

罪を得。亦復殺害の意を作すべからず、而も人に藥を授けんには、當さに好心を興し、病をして差えしめんと欲すべし。他の藥を授けて、彼れの胎を墮せんと欲するを見、遮止を作さざれば越法罪を得。菘芻行く時、低頭して去り、觸れて前人を殺す、無心なれば非犯なり。面を俯して行き、心を損惱することを作すべからず、便ち龜罪を得、殺心は重を犯す。菘芻路に在りて身病苦に嬰らば、推して行くべからず、然も須らく息を數ふべし、彼れに資具あらば、應さに代りて擔負すべし、望食時至るを得るに准じて應さに去るべし、若し時の晚きを恐るれば、應さに自ら前んで去るべし、彼の寺中に到り、鉢を洗ひ座を安んじ、次ぎに爲めに食を請ひ、以て病人を待て、或は食を持つて、路中に迎接すべし、若し爾せざれば惡作罪を得。凡そ傷を被る人には、醋を與へて飲ましむる勿れ、他の食を見て墜すれば、愍念して椎を爲し、因りて死するは無犯なり、椎打の時には、宜しく意を存すべし、應さに病人に問ふべし、何の處にか藥を求めんと、應さに所教の如く、覺めて以て相供すべし。營作の時、菘芻鞭を擲ち、菘芻の頭を傷け、死を致すは無犯なり、凡そ鞭等を連ぶには、手を以て手に授け、遙に擲ちて破らしむべからず、必ず破裂あらば、告知して方さに授けよ。若し梯を昇る時、及び上に在りて作さんには、下裙は應さに結んで、露身せしむることなかるべし、若し餘時に在りては、裙は結ぶべからず。凡そ興造の時は、菘芻相助け、應さに一時に作すべし、終日すべからず、若し春時中に在りては、前に應さに作すべし、若し冬月に於ては、應さに午後に作すべし、預め時を察して其の事務を休すべし。乞食人をして、手足を洗ふことを得せしめよ、村坊の往返に、食時を失はざれ、若し僧あらば、乞食に勞するなからしめよ、其の授事人應さに餘物を以て好飲食を作り、勞人に所設の飧を供給すべし、悅意食と名づく。僧伽貧ならば餘人を勸化し、時に隨つて供養せよ、或は小食、或は非時漿、或は塗手足油を爲せ、若し爲さざれば、授事の人惡作罪を得。菘芻重きを撃げ、力盡きて便ち放ち、遂に工匠を打殺せば、此れ無犯といへども、自ら

し病者に於て殺心あることなきも、然も陳説する所、其れをして死を樂はしめ、或は時に刀を持ち、或は繩索を以て不審思察し、病人の邊に安んじ、或は毒藥を安んず、皆惡作を得。無智の人には贖病せしめざれ、設し急事ありて看るべきを要せば、應さに極めて意を存せしむべし。病人報じて言はく、我れを扶けて起ること莫れと、強えて扶けて起さしめんに、若し彼れ死せば牽吐羅を得、餘の威儀の類に於ても、應さに識るべし。若し路を渉る時、扶けて病を輿する者、此れに准じて知るべし。病者に告げて先づ洗へといふ、方さに起つ、因つて即ち命過す、此れは無犯といへども、然も爲すべからず。重病人あり、輿を共にして去る、因つて死を致さば無犯なり。此れまた造次に輿して去るべからず。或は看病者情に勞倦を生じ、或は惡意を作して彼の貲財を望み、或は忿りに出して言はく、汝の死し去るに任す、我れは看る能はずと、因つて死を致さば並びに無犯を得。現に食に宜しきあり、宜しからざるを與ふれば、看病の人も亦無犯を得、若し別に得べきなければ無犯なり。未熟の糞を捺して死すれば無罪を得、熟する者は無犯なり、刀を以て、針を以て決開するは過に非ず、先きに醫を善くせざれば、針刺すべからず。若し口疾に刀刺を行へば牽吐羅なり、醫の求むべきなければ、之を刺すも無犯なり。痔を患ふるの人は、割截すべからず、應さに藥呪の方便を以て禱所すべし。凡そ病を治する時は、應さに醫者に問ふべし、若し醫人なければ、醫を解する苾芻に問へ、此れ亦無ければ、曾て疾むものに問へ。諸老宿造次に授藥すれば越法罪を得。若し醫を解する者は、他來りて問ふ時は、應さに悲念を生じて、方藥を施惠すべし、利を求むる心なければ無犯なり、若し利を求むるが爲めにするは、是れ應ぜざる所なり。若し破傷を見れば、屏處に於て纏裹を爲し、俗人をして見て、醫道を嗤はしむる勿れ。他に瀉藥を與へて捨て去るべからず、善く宜しき所を教へて去るは無犯なり。他の苾芻病んで將さに死せんと欲するに、自己の衣鉢更に修治せず、彼れ若し身亡ずれば、所有の衣實我れ當さに得べしと、此れ乃ち旃陀羅の意なり、越法

て傍生の狀となし、他人を害する時、苾芻想あれば亦本罪を得。餘人を害せんと欲して誤りて父母及び阿羅漢を害せば、寧吐羅罪を得、父等に於て、殺心なきに由るが故に。阿羅漢に阿羅漢想を作すにあらず、或は是れ羅漢に非羅漢想を作す、父母も亦然り。或は母等に於て殺の方便を爲すに、自在に前に死せば、並びに龜罪を得。女ありて遺胎す、餘の女拾ひ取りて己れの腹に内る、若し後母を殺さば、逆罪を得ず、若し出家する時は、應に後母に問ふべし。若し人、人想を作し、及び疑を生ずれば、皆本罪を得。若し非人に於て、人想、疑を作して殺さば龜罪を得。若し人傍生想を作せば、惡作罪を得、非人想を作せば亦惡作罪を得。有情趁はれ、苾芻見る時殺想ありて他に告ぐ。事に隨つて犯を成す。衆多人の一に於て害心あり、誤つて餘を殺す時は寧吐羅罪なり。無記心中には、但惡作を得、戲笑心を作して打拍を爲し、斯れに因りて死を致せば惡作罪を得。未近圓の時に已に方便を興し、近圓の後に方さに始めて命終すれば、兩種の四句、前に准じて作すべし。若し方便を起し、便を遣はして行いて殺さしむるに、轉根して尼と爲るも亦本罪を得、若し二根生ずれば、前の龜罪を得、退いて求寂と爲るも、亦同じく龜罪なり、下の諸學處事に准じて知るべし、更に煩はしく述べず。若し有情の、水に漂はされ、火に燒かるゝを見、或は時に渴逼るも、手接せず水を與へず、其の死せんと欲するを見、有力能く救ひ、或は死を願はずと雖、捨受心を作して救はずんば、彼れ若し命終せんには、皆惡作罪を得。若し人他に害せられ、此の緣に由るが故に決定して命終せんには、餘命尙ほ殺に在り、龜罪を得、定めて死せずんば、他勝罪を得。急難の來るあり、身を以て走避せんに、情悲愍なく前人を排觸し、彼れを殺すの心なきも、前人死せば便ち龜罪を得、死せざれば惡作なり、若し殺心あれば根本罪を得。敬法の出家は、命を保ちて脱を求む、若し自殺すれば吐羅罪を得。若し元より殺の心意なく、瞞等を打ち、此の方便に因りて誤りて人を殺し、或は病人を移轉するも其の語に順はず、或は療疾の爲め因つて即ち命終するは、此れ皆無犯なり。若

【三】 求寂は、沙彌のこと。

「不淨」と言ふは、不淨に託して成ずるが故に、不淨と名づく。「惡活」とは、勝人の棄つる所なるが故に。「死は生に勝る」と言ふは、他をして勸喜せしめんと欲するが故に。「自の心念に隨ふ」とは、我れ他に死を勸む、當さに福德を招くべしと。「餘の言説を以て」とは、但此れを説くのみならず、更に別言を以て相勸讚す。「彼れ因りて死せば」とは、餘事にあらざることを顯はす、但勸めに因りて死す。他の命をして斷ぜしむれば、波羅市迦を得、若し死せざれば窶吐羅を得。先きに方便を興し、他人を殺さしめ、後に悔を起して、心に其の死を欲せざれば、前人死すと雖、但窶吐羅を得。「命を斷ずれば犯を成ず」と言ふは、謂はく、因りて死を致すなり。此の中の犯とは、謂はく、是の窶吐羅、内身或は外軀等を以て、或は兩つながら俱にす、執刀等の如し、或は毒藥を以てし、或は坑穽を爲し、或は諸酒を將つて、及び餘の藥を以て、彼れをして心亂せしめ、或は呪術を作して、他をして迷惑せしめ、或は發機を作り、或は崖墜樓臺危險の處に於て推して墮落せしめ、或は水火怖難の惡處に於て、詭りて方便を設けて其の中に向はしめ、或は寒夜露地に於て凍せしめ、人女人男及び扇陀等に、有命想を作し、或は復疑を生じ、害方便を起し、茲れに因つて死を致す、皆多勝罪なり、若し死せざれば窶吐羅を得。或は全屍を起し、或は半屍を起し、前境を害せしむ、罪の輕重を得ること、境に隨つて應さに知るべし。如し彼の二返窶吐羅を害するが如き、先きの方便に由りて窶吐羅を得。若し窶吐羅の屍鬼を害すれば二窶罪を得、若し化形を害すれば、亦窶罪を得。若し母に於て害なく、胎に殺心あり、母腹を踐踏するに、若し胎死して母に非ざれば他勝罪を得、母死して胎に非ざれば、但窶罪を得、若し二俱に死すれば波羅市迦なり、若し俱に死せざれば窶吐羅罪なり、是くの如く應さに知るべし。母に於て殺心あり胎子にあらざるは、前に准じて識るべし。人女の腹に於て傍生の胎、及び非人の胎あり、故心にて墮する者は、便ち窶罪を得、傍生の腹に於て人胎あるを知り、或は人趣變じて傍生と作るを知り、彼の命を斷する時は、俱に本罪を得。若し己身を變じ

卷の第三

斷人命學處第三

初部、四波羅市
迦法の餘

爾の時薄伽梵、佛栗氏國に在しき。時に諸の苾芻、佛の不淨觀を説きたまふを聞き、既に修習し已りて、膿血身に於て深く厭離を生じ、便ち鹿杖外道の沙門を求めて、其れをして斷命せしめ、并びに自ら相殺す。凡そ殺を爲す者は、並びに不忍事、及び不忍煩惱他の命根を斷するに由り、斯の學處を制す。若し復苾芻、若しは人、若しは人胎を、故らに自手にて其の命を斷じ、或は刀を以て授與し、或は自ら刀を持ち、或は刀を持つ者を求め、若しは死を勧め、死を讀じて語りて言はく、咄男子、何ぞ此の罪累不淨の惡活を用ふることを爲さん、汝今寧ろ死せよ、死は生に勝ると。自の心念に隨つて、餘の言説を以て、勸讚して死せしむ。彼れ因りて死せば、此の苾芻亦波羅市迦を得、共住すべからず。此れ人境に由り、及び殺心あり、人想し方便して、命を斷ずれば犯を成す。此の中の境とは、謂はく是れ人、及び人胎なり。人とは六根已具の人、胎とは謂はく、母胎に託して身命意根あり、此れに由りて、是れ人の同分の所攝なり。女男半擇迦、體の全不全は、威殺境を成す。「故らに」と言ふは、錯誤して、他の命根を斷するにあらざることを顯はす。前境は是れ人、起心と相稱ふ。方便に二あり、謂はく身と及び語となり。身とは謂はく、手等を以て殺害を行するなり。「或は刀を持つて授與す」とは、他の自殺せんと欲するを知り、便ち刀等を以て傍に置く。「或は自ら刀を持つ」とは、謂はく己れ力なし、但自ら刀を執りて、彼の傍人をして、扶けて手づから殺を行ぜしむるなり。或は他人を求めて、刀を持つて殺さしむ、語りて謂はく、他をして死せしめんと欲すと。勸讚等を行つて、死を禁はざれば、則ち勸諭して死せしむ。若し死を願ふ者には、則ち讚歎して死せしむ、「何ぞ此の罪累を用ひん」等と言ふは、壽存すれば過重く、死後の福多きを説くなり。

【一】斷人命學處、即ち殺戒、これは専ら殺人罪であるから、斷人命と言つたのである。

の委寄すべきものに其の三種あり、謂はく上中下なり、應さに其の次での如く、上中下と爲して之を委寄すべし。若し此れに異ならば越法罪を得。此の犯の縁は、是の善淨の苾芻或は自ら作し、或は人をして盜想にて取らしむ、是の他物に有主の心を作し、一方便を以て、數滿ち處を移し、己れに屬するの想を爲し、即ち他勝を得、若し縁闕ければ牽吐羅罪を得。又物を取るの時、盜心なければ、並びに皆無犯なり。又無犯とは、謂はく最初の犯人、或は癡狂、心亂、痛惱所纏等、此れは遍く諸の餘の學處にも通ず。

りて房内に住すれば、應さに相問知すべし。若し人ありて來りて物を與ふべし、若し與ふと言はざれば、物を失ふも償はず。如し與ふる莫れといふに、而も他に與へんには、失へば全く直を償へ。又客苾芻先きに相識らず、創めて來りて房に至らば、但言談して、其の安不を問ふべし、即ち身體を按摩し、其の勞倦を解くべからず。所有の水士、澡豆、牛糞、及び齒木等は、客、主人に問うて、方さに取りて用ふることを得、問はざれば罪を得。若し先きに相識らば、既に爲めに勞を解き、身を按摩し已りて、澡豆、牛糞、齒木水等、主に問ふことを須たず、随意に取りて用ひよ。若し河津船處に於ては、授受の財物極めて意を存すべし、輒く放ちて、物をして損失せしむべからず、若し損ずれば、應さに直を酬ふべし、此れに異なるも無犯なり。凡そ授事人の寺門を閉づる時に、其の五別あり、謂はく上下に轉ず、鳴鎖す、并びに門關を副鎖す及び扉を閉ぢず。賊偷めば、事に准じて直を酬ゆ。若し一を闕けば、應さに一分を還すべし、乃至總じて著けざれば、即ち應さに全く償ふべし。若し施主の本心にて房寺を造立せば、此の寺に於て住する者には、其の供養を與へよ、苾芻輒ち餘食を將つて、直を計すれば、全く犯す。若し苾芻等遺落物を得ば、顯露の處に置け、識るものは還すべし。若し病人の爲めに藥を覓めんと欲せば、須らく病人に、何處に藥を求めんと問ふべし、應さに教ふる所の如く覓むべし。苾芻縁ありて爲めに去らば、小鉢を酬ゆることを許して後、輒ち自ら取りて已想するは無犯なり。凡そ諸の苾芻は、雇ひを受けて作すべからず、若し其の作業に換へ、或は福心を作すは過なし。時に、給孤獨長者の兒、及び寺家を護る淨人、慈悲憐を爲す、其の爲めに持ち來る。尊者、畢隣陀婆蹉外甥の兒を取られ、及び寺家を護る淨人、慈悲憐を爲す、其の神力を現じ、或は呪術力にて取る、悉く皆無犯なり。他の所攝の物を、他想の疑を作して、盜めば重罪を得、他の所攝にあらざるを、他攝想を疑ふは、便ち龜罪を得。若し有主物に、無主、若しは已物想を作し、或は暫用心、或は他に告げて知らしめ、或は親友意の者は無犯なり。凡そ親友知識

【五三】 給孤獨長者の子並びに畢隣陀婆蹉の外甥の兒の、賊に誘拐されしこと、目連、畢隣陀の神力のこと、本律に詳かである。

【五五】 毛嗚揭羅野那 Mandagga-ryāyana. 即ち目犍連。

【五七】 畢隣陀婆蹉 Pihinda v-
nisa. 本律に給孤獨長者。

【五七】 暫用心は、一時借用の心。

爲して、應さに爲めに之を受くべし。病苾芻あり、人を遣はし物を持ち、心に福利を希ひ、僧伽を供養するに、彼の言に依らずして、情に随つて處分すれば、掌叶羅罪を得。亡苾芻の物は、是れ佛弟子悉く皆得べし。若し作法已りて此の物を盗む時は、數滿つれば重を成す。若し營作人衆の爲めに舉貸せんに、若し其の身死すれば、衆物を以て償ひ、他の舉物は、時に諸の耆宿に報じ、苾芻明に券契を書して之を與ふべし。賊に偷まるゝ物は、己に捨心を作して、重ねて彼の財を奪へば、數に准じて犯を成す。他に盗み去られ、若し捨心を作せば、即ち是れ他に屬す、重ねて奪ふべからず、是の故に苾芻他に盗まるゝ時は、倉卒に輒く捨意を爲すべからず、後に見ば應さに取るべし。若し賊の來るを見ば、應さに瞋相を現じ、恐喝して去らしむべし。賊を捉へ得ば、官に付すべからず、先づ爲めに說法し、其の物を乞ふに従ふべし、若し與ふることを肯ぜずんば、當さに半價を酬い、或は復全く還すべし、已成の衣鉢は、卒かに得難きが故に。苾芻、若し未損の死屍を見て、或は自ら壞し、或は人を遣はして壞せしめて、糞掃衣を取れば惡作罪を得。下蟲蟻の穿壞に至る、若し此の衣を取れば、便ち應理を成す。深摩舍那の處に於て、死人衣あり、若し掌人あらば輒く取るべからず、蜜吐羅を得。若し賊の財を盗んで持ち去ること能はず、遺棄する所の者は、輒く收むべからず、若し意に隨ふと言はゞ、取るも非犯を成す。賊猪肉及び甘蔗、多羅果等を偷み、嫌つて將ち去らざれば、衆に對して應さに取るべし。要して之を言へば、糞掃衣を取るには、應さに須らく詳審にすべし、方さに收拾すべし。凡そ衣物を見、若し糞掃衣想を作さば、隨意に應さに取るべし、賊心なきが故に非犯なり。若し糞掃衣に不淨汚あらば、此れは畜ふべからず、淨洗し已りて之を持て。死屍衣を得ば、停むること七八日にして、籬上に曝し、澆染して應さに畜ふべし。又死人を送り、衣主持ち來りて施し、若し重ねて索めんには、即ち應さに持ちて還すべし、還さざれば罪を得。若し更に持ち來らば、應さに爲めに之を受くべし、嫌恨を生じて受を爲さざること莫れ。客苾芻あり、來

【五〇】 Sthavira 棄死屍處と譯す。即ち尸陀林なり。

の物を受くれば、數に准じて犯を成す。他請食せざるに觸ち去りて食すれば惡作罪を得。本師縁あらば、須らく餘處に向ふべし、爲めに利を受くる者は非犯なり。若し分を取る時は、須らく他に告げて知らしむべし、囑言せずして、輒く他の分を取ること勿れ。若し他の爲めに物を將つて病人を濟ふに擬し、彼の身亡すと聞かば、物は本主に還せ、若し命後に在りて死するに及ばざれば、此れは亡物を成す。若し掌庫人自ら賊意を爲して他物を盜取し、苾芻に施與せんに、施想して受くるは無犯なり。若し賊他物を盜み、恐怖の爲めの故に、持つて苾芻に施さば、此れは受くべからず、若し彼の主に還すことを作さば、心に之を受くるも無犯なり。若し是れ賊の首領と知らば、隨意に應さに受くべし、既に受け得已りて、刀割染壞して方さに畜持すべし、本主來り索むれば、應さに還すべし。若し書、字印、手印を以て、以て期契と作して他物を盜まば、事に准じて犯を成す。若し故癢錢貝を盜み、及び破缺假僞する者は、當時の價直に准じて犯を成す。若し方便を興して、他の財を盜まんと欲し、觸著の後、便ち主に從つて乞ひ、主若し與ふる時は、前は僱罪を得。寶及び寶類、色を壞して方さに取らば、後價に據りて犯を成す。初めに貸借を爲し、後に還さざらんと欲すれば、決絶の時便ち本罪を得。若し他の所寄物を、先きに盜心を作して、後時に處を移せば、牽吐羅を得、并びに本罪を得。若し先きに處を移し、後に心決絶すれば、亦本罪を得。博奕偷子迷惑して物を取るは、數に准じて犯を成す。凡そ是の賭物は、皆惡作を得。彼の物を偷まんと意ひて、錯りて此れを得るは、既に本心乖く、但僱罪を得。本弊服を偷む、内に貴衣あらば、後に檢見の時、物に准じて罪を得。苾芻洗ふ時、寶瓶の露はるゝを見、物を以て蓋覆するは非犯なり、主索むれば、應さに還すべし。若し此の寺の物を、偷盜の心ありて、移して彼の寺に向はゞ惡作罪を得。鳥栖の巢は、鳥ありて守護す、柴を取りて染めんとすれば惡作罪を得。若し鼠己れの物を盜まば、見る時に應さに取るべし。若し是れ鼠物は、則ち收むべからず。鼠若し持ち來りて便ち施主と成らば、彼の物の想を

に輕重あり。多人同じく契りて彼れの一衣を偷まば、分を受くる時に隨つて、直を計して犯を成す。本衣袋を偷み、衣を簡取するに擬す、初め袋を移す時窺吐羅を得、後選び得る時、獲るに隨つて罪を犯す。若し他の衣物、象牙杖、笏竿等の處に在り、苾芻盜む時、并びに杖等を持ち去るは、但吐羅を得、杖等を舉離する時、事に隨つて罪を得。若し苾芻を遣はし衣を取るに、彼れ賊心を作して、往いて偷取す、若し物を得る時は、事に隨つて犯を招く、彼の物心を作すは無犯なり。他の告ぐるを聞かず、自ら彼の人の爲めに偷んで物を得る時は、窺吐羅罪を得。己れ近圓にして、他をして盜せしむるは近圓に非ず、物を獲れば兇罪を得、此れと相翻すれば亦兇罪を得、第三は本罪、第四は惡作なり。正近圓の時亦四句と爲す。正近圓の時、他をして盜せしむるは、正近圓の時に非ず、物を獲れば窺吐羅罪を得。此の兇罪を翻すれば、第三は惡作、第四は本罪なり。此の兩四句は、諸の學處に通ず、事に隨つて應さに思ふべし。盜事は略して五種あり、一は對面強取、二は竊盜取、三は調弄取、四は因寄附取、五は與更奪取なり、此の五種は咸是れ賊收なり、若し法により取らば無犯なり。他の樹果を盜むに、杖を以て打取し、一打にして數に滿つれば、便ち本罪を得、如し滿たざれば、打に隨つて兇罪なり。若し苾芻東西二洲にあり、即ち彼の方所用の錢貨に據りて、以て輕重を斷ず。北俱盧洲の物は己想に非ず、不與取なし、故に盜罪なし。若し方處に於て、鐵等を用ひて錢と爲し、而も是れ貴價ならば、此の物を盜む時、價に准じて犯を成す。縱ひ貝齒を偷んで、數の萬億に盈つるとも、一たび之を取る時但四磨灑にして根本罪なく、多くの窺吐羅を得。他を盜む心を作して方便を起し、後己想を爲せば、但兇罪を得、之を翻すれば重を得。若し己物に於て他物心を作し、賊想舉移すれば吐羅罪を得。大穀聚に於て、破りて偷み去れば、一取して數滿つれば重を成す、餘は輕なり。若し寶等を偷み、地を掘りて之を埋め、意損壞せしむるは、唯兇罪を得。施物ありて來るあり己れの分にあらざるを知り、我れ得べしと言はば、窺吐羅罪を得、若し其

【五二】 錢を切り去り、牛糞にて染むれば變色となり、比丘の衣として税を要しないのである。病人の着る衣は、それに及ばない、之を藥直衣は、錢を留めて染めずといふのである。

【五三】 彼の物心は、彼れの自己の物といふ心で、自己物想をなして取ることである。

るに、或は半分を取り、或は全分を取り、而も未だ處を過ぎざれば牽吐羅を得、若し税處を過ぎ、數滿つれば本罪なり。若し己れの物を持つて税處に到り、他をして越過せしむれば、亦本罪を得。實に是れ己れの財、心を決して、廻らして父母兄弟等に與へ、掌稅者に告ぐ、此れは我が物に非ず、汝に税を與へすと、或は空に乗じて去り、或は口に含み、或は衣に裹み、或は路を避くるは、並びに龜罪を得。若し盜むところの物、極めて賤く、極めて貴く、價准じて知り難きは、極めて賤きは吐羅を得、貴きは本罰を招く。若し諸の商人、應稅物を將つて、苾芻の衣俗の中に置くに、苾芻知らずして携へ過ぐるは無犯なり。然るに諸の道行の苾芻所有の衣物は、人の守護なかるべからず、宜しく物の處に於て、二苾芻を留め、餘は共に乞食すべし、守護を供にする者は、著くるを聽さずと雖、而も強ひて著くれば、若し淨人なれば、應に自ら捉つて棄つべし。告げて云へ、汝の物は、當に自ら收め取るべしと、苾芻單己にて伴を逐うて遠く行け。乞食の時に己れの物に於ては、明に記驗を爲すべし、若し後に迴還せば、當に須らく檢察すべし。若し父母及び三寶の事の爲めに、持つて税處を過ぐるに、應に稅官の爲めに種々に説法すべし、三寶を稱讚し、父母の恩を説かんに、彼れ稅直を取らずんば、無犯なり、若し猶ほ直を索むれば、應に與ふべし。若し三寶の財を持つて税所を過ぐるに、應に一分を持つて、彼の稅直に酬い、後當に均分すべし、偏少ならしむる勿れ。若し苾芻と共に路を涉つて行くに、伴苾芻に問ひ、方々に爲めに物を持ち、稅財を持たずして稅道に於て過ぐるに、若し是れ新布ならば、應に纏頭を截り、牛糞にて之を染むべし、持ち去るも犯に非ず。若し藥直衣は縷を留めて染めず、病の爲めに持つて過ぐる者は無犯なり。凡そ是れ他をして衣物を染めしめんには、應に須らく彼れに問ふべし、己に染むるとせんや未だしやと、若し問はざれば惡作罪を得。苾芻税を偷む者を將つて持つて、稅官に付すべからず、惡作罪を得、若し夫實に言はず、苾芻妄に説いて、彼の妻より索む、物を得る時に隨つて、犯

【九】守護とは、税關を越ゆる時、商人往々比丘の荷袋の中に貨物を入れ、脫税を企つることある故に、若し比丘を食する時は、其の荷物の看取人を置くことをいふのである。二人の比丘を看取せしむるは、一人にては、時に大小便のため、不在になる恐れあるがためである。然かも暴力を以て一人の比丘を脅迫して、荷物中に加ふることあらば、淨人が居れば之を取り出さしめ、淨人が居なければ、自ら抜き捨て、比丘群に追ひつけといふのである。

【五】稅官に與ふるに、均等に分與せよといふのであるが、然し其の處に於て分與する時は、時間經過のため、隊商に後れ、分離する患がある、當時の比丘等は、危難を免るゝため、隊商と伴つて旅行したものである。故に一定の住處に到着して、均等分配をせよといふことである。本律に、「佛言はく、應に均分すべし、偏與すべからず、苾芻物を等しうす、時節延遲して遂に商旅を失ひ、便ち盜賊虎豹に傷けらる、佛言はく、路に在りて分判を作すべからず、隨つて一分を持つて彼の稅官に與へ、住處に至り已つて、均しく其の物を分て」とある。

て解く時、處を離れば重を成ず、悲愍を懷く時は惡作罪を得。菴芻盜む時は是くの如きの念を作す、若し得らば即ち毀壞し、彼れをして財はしめんと、己れに入らざるものは窶吐羅を得。獵師鹿を逐うて寺中に入らば、傷不傷に隨ひ、還さざるも無犯なり、若し鹿射られて、寺に入りて便ち死せば、應さに獵人に還すべし、留礙すべからず。若し物河水の中に在り、物をして浮沈せしむれば、是れを異處と爲す。若し泥裏に在るは、其の出沒に據りて、處を離るゝに時に隨ひ、物を計して犯を成す。若し他の田地及び園店等、意僧伽非理の言を爲して競ふ、官斷じて與ふる時、彼の心未だ捨てざれば窶吐羅を得、心若し捨つる時は即ち本罪を得、官斷じて與へざれば窶吐羅を得、若し王斷に就き、斷じて得れば更に重なり、斷事の中、王を上と爲すに由るが故に。若し餘の斷官は、他の心思を待つて方さに犯す。若しは籬を以て圍み、或は封記を去るは、籬未だ合せざる時は但窶罪を獲、若し籬合すれば、即ち他勝を犯す。若し賊と同心して、彼の舍處を示し、後時に分を受くれば、得るに隨つて罪を招く。若し後に悔を生じ、彼の物の家に向ひ、防護を遣はし、失脱せしむる勿れと報じ、或は賊と共に伴を結び、心に悔いて行かざれば、設彼の賊偷まば方便罪なり、後に分を受くると雖、亦窶吐羅なり。賊と同行し、盜事を爲さんと欲し、中路にして退けば、但惡作を得。同心して賊と作り、他の爲めに道を守り、物を分ちて分を受くれば、犯を成す。怖に由りて伴と爲るも、盜を共にする心なきは、彼れ偷み得ると雖、窶芻は犯にあらす。若し與に契を結ばんが爲に得て、便ち己れに屬するは、限局あるに由りて、獲たる者は犯を成す、若し此れに異なる者は、物を分つ時、分に據りて罪を得。若し窶芻或は自物を持ち、或は是れ他物ならん、是くの如きの語を作す、我れ税を偷まんと欲すと、是くの如き語は越法罪を得、偷むことを致へて、稅者に異道より去らしむるは、惡作罪を得。若し惡心を作して他の異道を指し、稅直を免れんことを冀へば窶吐羅を得。若し他物を以て彼の稅處を過ぐるに、分を取る心なき者は窶罪なり、未だ稅處に至らざ

【四五】 物をして浮沈せしむ等とは、本律に云く、「若し船破るゝ時は、物主告げて曰く、水上に浮ぶものは取るに任す、若し沈没する者は我れに屬すと、若し窶芻盜心を起し、方便を興して水に入りて沈没す」云々とある。

【四六】 泥裏に在りとは、同じく本律に、「若し泥中に沈めて取らんと疑する者は、前に准じて罪を得、若し非自他心の物をして、彼れに沈めて、其の物をして、彼れに屬せしめずして、我れに屬せしむる者は、前に准じて罪を得」と云々。

【四七】 他の田地及び園店とは、本律に、「田事に二種の取あり、一には言訟取、二には園繞取」とあり、官斷じて與ふは、言訟によりて他より奪ふのである。籬を以て圍む等は、園繞取である。

【四八】 自物他物を持つて、關を越えんと欲する時、脫稅を企つることを税を盜むといふのである。

計して罪を犯す。設利羅、世尊の駄都を盗み、人ありて守護して供養せんと欲し、大師の想を作せば、惡作罪を犯す。若し銜賣して、財利を求むるの心を作して盜取せば、他勝罪を得。若し天福中及び制底香臺の處に莊嚴具あり、若し人ありて守護すれば、波羅市迦を得、非人の護るは、窠吐羅を獲、非人の護るなく、諸天藥又の護想を作せば惡作罪を得。若し傍生の物を盜めば窠吐羅を得。若し是れ人物、傍生に偷まるゝを、人人想にて之を取れば亦本罪を得、傍生想を作せば、窠吐羅罪を得。若し苾芻、無足二足四足多足の類を盜む。無足と言ふは、謂はく蛇、蛭等の人の攝養する所にして、賣りて以て財を規るなり。二足とは、謂はく是れ人と鳥となり。若し人を盜み、時至りて契處を期するは犯なり。鳥を盜むに二あり、一は自手持去り、處を離るゝ時は犯なり、二は人に引逐せられ、來りて飛び墮つる時は犯なり。弟子門人他に偷み去られ、己に彼に屬す、或は未だ相屬せず、偷奪して取らんには、前の次第に隨つて、犯と非犯とを成す。苾芻他に逗掠せられて奴と爲り、身自ら逃走するは無犯なり。四足とは謂はく象馬等なり。或は群處を盜み、或は繫處を盜みて不見處を齎る、他勝罪を犯す。多足とは、蝎、蜈蚣等なり、此れ乃ち獄官及び王大臣、或は汎海の船舶の畜養するところなり。此等を盜む時、直を計して犯罪なり。若し有主の伏藏を盜み、咒力にて持ち來り、未だ物を見ざる時は吐羅罪を得。若し彼の物を見れば、便ち他勝を得。無主の伏藏は、未だ見ざる已來は惡作罪を得、見る時は龜罪なり。若し早時に遭ひ、彼の堤水を決して己れが田に入れんとし、他をして熟して實成就に至らざらしむれば、價に准じて罪を得。或は時に澇泄して水下流するに遭ひ、故らに他の苗を損ずれば、亦直を計して罪を成す。水得難き處は數量に定めあり、水を盜取する時は、價に准じて罪を得、非人の水を盜めば窠吐羅を得、他河水を斷ち、決して自ら用ふるは、亦價に准じて犯なり。若し水陸所生の諸花を盜み、之を取りて束となし、處を擧離する時は、直を計して犯を成す。彌縑罽毘所繫の有情、及び賊牛を偷んで之を柱に繫ぎ、盜心に

【二】設利羅 (Saurima) は舍利と同じ、駄都 (Dhatu) も佛舍利の異稱である。

【三】契處を期するとは、本律に、「若し人を盜む時に三方便あり、期處、定時、現相なり」とあり、場所、時間、及び態度等を約束して、人を誘ふことである。契處は、其の場處について言つたのである。

【四】若し早時に遭ひ等といふのは、本律に、「苾芻自の田中を見るに、水の乏少を恐れ、共有渠内に於て、他の水口を塞ぎ、己れの田畦に決す」云々、又一若し水の多きを見れば、渠内に於て、他の水口に灌らして、己れの田畦を塞ぐ」云々とある。

得。始の發足より、乃至未だ物に觸れ來りて犯さず、對して惡作と説く。若し物に觸著して之を搖動する時は、窺吐羅罪を得、離處すれば本罪を得。若し數滿たざれば、但窺罪を得、即ち此の方便は惡作罪を得。盗んで物を得たる時は、即ち其の方面に據りて物價を斷ず。方便を爲し、時に一擧にして五に滿つれば、便ち本罪を成す。如し頻多に方を擧げ、始めて滿つれば、一々取る時は威窺吐羅なり。後に五に滿つといへども、根本を犯さず。然るに物を置く處、多類にして同じからず、或は地上に在り、或は器を以て盛る、或は牆、石柵、幪衣桁に於てし、或は箱篋に内れ、或は象牙に掛け、或は戸扇に置き、或は牀座に安んず。然るに此の地等の差殊ある者、平坦一段を名づけて一處と爲す。若し裂いて爲めに縫ひ、或は畫き、或は書するは、即ち一處に非ず。若しは場處にありて色別異を成し、若しは倉窖に在りて口平かなるは、名づけて一處と爲す。若しは物缺少し、及び板席等隔障の時は、即ち一處に非ず。若し地敷に在りて、草色別なるに據り、若しは鞍乘に在りて、衣色異なるに據り、若しは象身肥滿なるは、總じて一處を成す。若し身瘦減すれば、隨處別を成す。若し象處に於て所有の鞍具、及び馬車歩乘諸の雜繫與、各其の處に隨つて、一異同じからざるあり。若し船を盜む時、船を纜を以て繋ぎ、或は復纜なくして搖動する時は、便ち惡作を得、或は纜を解いて流れに隨ひ、或は地上を曳いて離見處に去る時は、便ち本罪を得。若し流れに浜りて去らば、所趣の岸、河關の量と等しきに隨つて便ち本罪を得。若し阿遮利耶、鄒波陀耶所付の衣を、賊心を作して取り、若しは寺内より却いて房中に入り、或は復房より簷處に向ひ、或は簷より門に詣り、或は寺外に行き、或は高きより下きに趣き、下きより高きに至り、或は露より扉に向ひ、扉より露に向ひ、或は時に後に在りて退歩徐行し、或は時に前に在りて、進歩して去りて不見處に至れば、皆本罪を得。或は風飄物墮ちて屋上に在り、或は樓隅に墮つ、或は復他の洗衣人の物を取る。或は根生物を盜む、謂はく香附子、薑芋の類、及び諸樹等なり、或は經書を盜む、皆直を

【四〇】「毘奈耶」本律には、
 「若し其の地平一段にして細滑なる、之れを一處といふ。若しは破裂あり、乃至形畫は、之を異處といふ。若し人、重物を安んじて場中に在り、所謂頸、球乃至環者なり……若し場上の穀麥等平にして、總じて一色を爲す者は、是れを一處といふ。若し穀麥等高下不平にして、種々の色を爲さば、是れを異處といふ。若し他の重物を窺害中に安んず、若し「人重物安んじて窺害」内にあり、若し窺害中の穀麥等、口と平滿にして、總じて一色を爲さば、是れを一處といふ。若し穀等口と齊しからず、高下不平にして種々の色を成せば復木及び席藪等ありて障爲し、隔を爲さば、是れを異處といふ」とある。
 【四一】本律に云く、「若し水に逆りて上らんに、河關と相似たるに准ずれば、根本罪を得、未だ其處に及ばざるは窺吐羅底を得、若し此の岸より、盜んで彼の岸に向ふこと、眼見の分齊、前と異なることなし、若し船を牽いて岸に上り、盜んで去るものは、また眼見の分齊に准ず」云々とある。

「とは、謂はく取りて己れに屬す。若しは自ら取り、若しは他に教へて取らしむ。是くの如く盜む」とは、其の限齊を指す、謂はく五磨瀧に滿つ、或は時に五を過ぐれば本罪を犯す。五磨瀧と言ふは、何に據りて准と爲す。謂はく、一迦利沙波拏の四分の一に依る、此の一迦利沙波拏に二十磨瀧あり、若し五磨瀧を偷めば、即ち盜を犯すと名づく。此の一磨瀧に八十貝齒あり、一迦利沙波拏に總して一千六百貝齒あり。國法、二十磨瀧を以て、迦利沙波拏と爲すに據る。若し王法、十二磨瀧を以て迦利沙波拏と爲さば、三磨瀧を盜めば十を犯す。十六を用ふれば、四を盜みて重を犯し、若し四十は、十を盜みて重を犯す、若し更に増減あれば、數に准じて應さに知るべし。「王」とは、謂はく是れ國主なり。「若しは大匠」とは、謂はく國の輔相、王に依りて活く。「若しは捉へ」は執取るなり。「殺」は謂はく、斷命なり。「縛」は謂はく羈鎖等なり、「擯」は謂はく、驅りて國を出でしむるなり。斯等は皆是れ不信の王、及び王の大匠所見狹劣なり。「呵責」とは、是れ敬信の王と臣と、情懷寬恕にして、但言責するのみなり。「咄男子」とは、是れ輕賤の言。「汝は是れ賊」とは、是れ總標の句なり。「癡にして知る所なし」等とは、是れ別釋の句、是れ賊の因、及び正作業を明す。癡にして知る所なきに由るが故に、方便して盜を興して、現法怖及び未來怖なし、次の如く應さに知るべし、是れを盜因といふ。「是くの如きの盜を作す」とは、正しく盜業を明す。主に告げて知らしめず、若しは強ひて、若しは竊にする、並びに名づけて盜と爲す。此の中、「亦の聲は是れ相似の義、初部の四他勝の中に於けるが如し、但初犯姪時に、即ち他勝を得るのみにあらず、若し初犯盜も亦他勝罪なり。下の諸の「亦」字の義も、皆此れに同じ。前に學處を捨てず、學處説かずといへり、諸の學處に於ても、皆應さに知るべきあり。此の中の犯とは、謂はく是れ苾芻或は自ら作し、或は使を遣はし、或は見て作さしむ。盜心ありて方便を起し、是れ他の所攝なるに、彼の物想を作して、數五磨瀧に滿ち、處を舉離して、己れに屬するの想を作し、他勝罪を得。但惡念を起すは、便ち責心惡作の罪を

【九】 迦利沙波拏 (Kāṣṭhāpāṇa) は、「倍祇律」には、羯利沙槃と譯し、或は獨利沙槃とも譯して居るが、「五分律」には之を大錢と意譯して居る、二十磨瀧で一大錢と計算されしものと見ゆる。尤も「倍祇」には、十九故錢としてあるが、此の故錢と譯されて居るが、磨瀧であらう。十九と二十との相違は、錢の相場の相違から來て居る差異であらう。

不可治」とは、賊心と故犯とは是れ不可治なり、此れに異たるは可治なり。「授學の出入罪同じからず」といふは、授學の人は盡形にして方さに出づ、其の不淨行中方便あれば寤吐羅羅なり、重き者は、須らく一切の僧伽に對し説除すべし、輕き者は下四人に至る、餘の三他勝は此れに准じて知るべし。其の僧伽伐尸沙に方便あれば寤吐羅羅なり、重き者は下四人に至る、輕き者は一人、餘罪は知るべし。下の諸學處は初めの八九門は多く並び具悉す、自餘は出不出あり、事に准じて應さに思ふべし。

不與取學處第二

佛王舍城に在しき。時に、但尼迦菴芻、未生怨王の木を盜み、王の爲めに執へらる。時に彼れ責めて言はく、汝當さに死に合すべしと。時に諸の菴芻擧して以て佛に白す。佛言はく、王法何の方を齊りて名づけて賊と爲し、刑罰を行ふや、遂に阿離耶阿難陀をして、往いて其の事を問はしむ。法官報へて云はく、王法は五磨灑を盜めば死罪に當るべしと。佛言はく、當さに王法に依るべし、若し芻菴盜んで五磨灑に滿つれば、即ち當さに擯棄すべしと。事を攝取し、煩惱を攝取するに因りて斯の學處を制す。若し復菴芻、若しは聚落にあり、若しは空閑處にて、他の不與物を盜心を以て取る、是くの如く盜む時、若しは王、若しは大員、若しは捉へ、若しは殺し、若しは縛して驅擯し、若しは呵責して言はく、咄男子、汝は是れ賊、癩にして知る所なく、是くの如きの盜を作すと。是くの如きの盜は、此の菴芻も亦波羅市迦を得、共住すべからず。「聚落にあり」と言ふは、謂はく牆柵内に在るなり。「若しは空閑處」とは、謂はく牆柵外なり。「他」とは、謂はく他の女男半擇迦等の、親友智識相委信する人にあらず。「不與」とは、他の授與物にあらず、謂はく金銀等の物なり。「盜心を以て」とは、是れ他物と知りて、竊盜心を作し、親友想に非ず、重還想に非ず。「取

【三】 不與取は、與へざるに取るにて、盜戒である。

【三】 但尼迦 Dhanika 未生怨王は阿闍世王のこと。

は衆教罪を得、有情身所有の瘡穴、或は餘の支分に於て、流泄心を作し、若しは不淨を泄せば衆教罪を得。若し慈芻諸の明呪、及び餘の雜藥、并びに幻術の事を以て諸の形像を作し、共に姪を行すれば、皆瘞吐羅を得。慈芻重を犯すの時、若し二種の惡心なし、一には不悔心、二には賊心なり、煩惱に逼られて遂に非法を行じ、隱覆することなくして、他に向つて陳說すれば、僧伽應に乘白四法を與へ、其の學事を授くべし。得法の人治罰法を行する、皆遍住行を與ふること同じ、唯一事を除く、乃至命を存するに、他のために食を授け、彼れも亦自ら須らく食を受けて噉ふべし。若し後に阿羅漢果を獲んには、善慈芻と同じく、本位に依りて坐し、餘あれば復云ふ、仍ほ六月僧伽に供侍し、并びに上座に供し、三衣及び波提羅を營理すべし。所有の如法の事業皆應に助け作すべし。此れより已後若し能く僧伽の意に稱可せば、共に知調して、善く應に情慙を生じ、其の行法を休すべし、此れを則ち名づけて、罪に從つて起ると爲す。未近圓の人根本罪を犯して惡心なければ、此れ亦應にために授學法を作すべし。或は先きに犯す人、或は是れ賊住、或は衆と和せず、黃門、汗尼等、但違犯ありて惡作を得、已下の諸戒、此れに類して應に知るべし、一々の學處は更に重ねて述べず。諸の初犯の人は、皆本罪なし、然も責心突色訖里多あり。其の無犯とは、謂はく顛狂類或は親戚死す、或は非人惱ます、或は時に心亂す、餘の痛惱等に纏迫せらる、其の自身に於て慈芻想なき者は、皆無犯を成す。醫人處方して、其れをして下灌せしむ、受樂の心なし、此れ亦犯にあらず。此の姪學處は八緣を具して、方さに其の犯を成す、一には是れ大慈芻、二には行姪に堪ふる境、三には不墮道に於てす、四には已れの根全し、五には方便を興す、六には入るゝこと其の限に過ぐ、七には心に樂を受くるあり、八には二種の心あり、此の八支を具して、便ち無救の波羅市迦罪を得。「釋名」とは、波羅市迦の一義は前の如し。復別釋あり、能く善品を害し、銷滅せしむるが故に波羅市迦と名づく。又復能く惡趣に生ずるの罪を波羅市迦と名づく。可治

【三】波呬羅 (Pāṭha) は鉢のこと。

【三】或は衆と和せずは、原漢文「或無衆不和」とあり、明藏等は「或元衆不和」とあり、恐らくは「或與衆不和」の與字を無と誤り、更に轉じて无となり、元となりしものならん。蓋しこれは破和合僧の意であらう。

或は腰弱こしじやくなるあり、生支を以て己れが口、及び下瘡門かきりに内れ、限を過ぐるの時は、亦本罪もとつみを得。孫陀羅難陀そだらなんだの如き、内に措かかして外に泄はららし、外に措かかして内に泄はららし、後に措かかして、前に措かかして、前に措かかして後に泄はららす、或は根こんに病やまひありて女の口中に内るは、咸本罪みなほんつみを得。如し房中ぼうちゆうにありて、露形ろけいにして臥す、老女來り逼らば、樂心らくしんなきに由りて、此れ皆無犯みなむはんなり、若し染心せんしんあるに似には龜罪かめつみを得。或は村外むらそとに於て、戸を閉ぢずして眠る、他に非ひを行なぜられんに、上の如く應まさに識しるべし、凡そ是れ眠臥みんわせんには、皆須みなすらく、戸を「扇あふすべし、或は苾芻びしゆをして守護しゆごせしめ、或は下裙かきを結むすせよ。阿蘭若あらんじやく中に於て、得定の苾芻びしゆ、偶然根起ぐぜんこんしゆる、樵女せうにょ調弄てうりやうして、逼りて共に非ひを行なずるは、染心せんしんなきに由るが故に非犯むはんなり。凡そ諸もろの苾芻阿蘭若びしゆあらんじやくに住し、若し門戸かどなければ、應まさに柴籬さいしを以て堅かたく圍遮ゐしすべし。非離欲ひりやくの人に、五の因縁いんげんありて、生支しやうしをして起たたしむ。謂いはく大小便過だいせうべんかる、或は風に動ぜらる、或は「唱指微伽蟲なうしゆいけちゆうに齧かまる、或は染汚心せんごしんに由りて起つ。若し離欲りやくの人は、但ただ四のみありて後なし、應まさに知るべし。又如また如ごとく式しき又摩拏女またなにょ等の苾芻びしゆを調てうする時、遂つひに許可きこし、後に追悔つひかいを生おこせん、彼かれ來りて強かいて逼らば、受樂じゆらくの心なきが故に無犯むはんなり、先きの許可きこに由るが故に窳吐羅罪じゆたらつみを得。音樂おんがく天女てんにょの、將まさに自宮じきゆうに至らんとし、遂つひに便べんち凌逼りやうひつせらるゝが如き、本心ほんしんを失うふに由るが故に無犯むはんなり。此の難所なんじよあらば、居ゐ止とすべからず。若し小便せうべんに因より、狗根いぬこんを銜かむは無犯むはんなり。又河を渡わたる時、魚等に生支しやうしを齧かまるゝは無犯むはんなり、露身ろしんにして河を渡わたるべからず。若し道みちに道想だうしやうをなし、或は復疑ふたぎを生おこじ、道みちに非道想ひだうしやうし、入れて限を過ぐる時は波羅市迦はらしやを得。非道ひだうに道想だうしやうし、或は復疑ふたぎを生おこすれば、窳吐羅罪じゆたらつみを得。心を起たして不淨行ふじやうぎやうを作さんと欲する時、責心せきしん、惡作あくさくを得、若しは方便べんべんを興おこして衣裳いさうを整ととのふる等、乃至未だ身に觸ふれ來らざるは、惡作あくさくを對説たいせつすることを得。非法ひぱうを行なぜんと欲し、乃至生支しやうし未だ齊限さいげんを過ぎざれば、窳吐羅罪じゆたらつみを得、若し限を過ぐれば波羅市迦はらしやなり。若し女の髮かみ、及び連髮れんぱつの衣い、或は餘の身分よのしんぶんに觸ふれ、若しは觸ふるゝなきも樂心らくしんは窳吐羅罪じゆたらつみを得。觸ふを作なして樂心らくしん

【一八】孫陀羅難陀 Sandarasa
anda 内に措かかして外に泄はららす
は、女根にょこん内に措かかして、精
陀田家だてんけの時、姪女しにょ之のに勸すすめて、
内措外泄ないさくがいせつは破戒はくがいでないと言つ
て、姪しを行なぜし因縁いんげんのこと、
本律「毘奈耶」に見ゆ。
【一九】露形の形は、根のこと。
【二〇】居ゐは、月牝げつひんなりとある
から、サンを下くだるすこと。

【三一】唱指微伽蟲、「四分律」
には周陵伽蟲しゆりやうかちゆうとあり、未だ明
にし得ず。

【三二】四のみありは、大、小便、
風、蟲の四ありて、後の第五
の染汚心せんごしんなきをいふ。

【三三】道は姪道である。道に
道想だうしやうするは、姪道しだうを姪道しだうと知
りて行姪ぎやうしすることである。
【三四】惡作は後悔の心作用、

は苾芻、若しは苾芻尼等、睡眠の時、或は復他に飲酒を勧められ、昏醉せしめて他に逼まらるゝ時、初中後に於て樂を受領すれば皆本罪を犯す。若し初中後覺知せざれば無犯なり。若し睡らざる時、他に凌逼せられんに、此れに類して知るべし。若しは禁呪を以て、自身を轉變して傍生の類と爲し、或は他身上に變じ、或は復變ぜずして、共に非法を行するに、若し苾芻想あらば波羅市迦を得。此の魚罪を翻じ、腰斬者、或は截頭者に於て、二道に姪を行すれば、俱に重罪を得。若し口中に在りては魚罪を得。身の餘穴或は齒外に於て、或は衣袋を用つて、生支を裏み、或は時に草を用ひ、或は樺皮にて裏み、或は皮囊に盛り、及び餘の魚糞物なり、或は竹筒に内れ、或は頭を屈して三瘡に内入すれば、咸魚罪を得。中に於て身を解き、合して相著けしむ、若し縫あるを見れば啗吐羅罪を犯す、縫を見ざれば重罪なり。若し睡内に於て姪を行じ、苾芻想あれば重罪なり、此れに異なれば魚罪なり。新生の特象及び餘の死禽獸、或は龍女、藥叉女に非法を行する時は、怕怖あれば咸魚罪を得、其の怖に由る時は、染心なきが故に。母に於て羞慚すれば亦魚罪を得、慚を生する時は、染心發せざるが爲めの故に。羞慚なき者は、同じく本罪を得。若し輒草等を以て、結んで人身を作り、便ち非人の執御する所と爲し、身の諸支節愛觸を生すべし、此れと共に姪を行すれば、皆本罪を得。若し但根に於て輒觸する者あれば、啗吐羅罪を得。或は自の足指を以て、阿蘇羅の女根に内れ、或は足指を以て他の男根に觸れ、或は苾芻を勧めて不淨行を行ぜしめ、或は三處内に於て根を動かさず、或は生支を以て他の生支に觸れ、或は被割女根に於て、或は死女根の蟲蛆に已に潰ゆるに於て非法を行すれば、皆啗吐羅罪なり。或は他の欠坎張口の時、遂に生支を以て他の口中に内れ、或は露處に於て、赤體無衣にして、他の爲めに身を措し、生支遂に起てば、他の口内に置くは咸啗吐羅罪なり。受樂の心なければ本罪を得ず。此くの如く、口を開いて欠坎すべからず、手を用つて遮ぎり、或は衣角を以て掩ふべし。露地にて赤體にして、身を措すべからず。苾芻根長く、

【二】 生支は男根。

【三】 阿蘇羅は舊譯阿修羅。

【四】 欠坎はアクビのこと。

【五】 措するは摩すること。

下門を犯すは、他に勝るゝが故に、此の二句は其の過の重きことを彰はすなり。不淨行を行して兩交會にあらざるあり、兩交會にして、不淨行等にあらざるあり。學處を受けずして姪法を行するも、不淨行を作すと名づけざるに簡ぶが爲めなり。又釋す、自の二門に於ては不淨行と名づく、他處に於て犯すを兩交會と名づく。「法」と言ふは、即ち是れ自性を持つの義なり、此の言は、夢に交會するは、自性なきに簡ぶが爲めの故に。「作す」は謂はく、故心にして樂を受く。「乃至」と言ふは、最鄙惡を顯はす。「此の苾芻」と言ふは、犯人を指すなり。既に戒を犯し已れば、便ち苾芻に非ず、先きの形儀に由りて、尙ほ此の號を存す。「亦得」と言ふは、但勝を犯すのみにあらず、劣も亦同じく犯す。又「波羅市迦」とは、非法軍を被りて來りて降伏す、法王の子敗を他に受け、既に所尊の名を失ふ、故に他勝と名づく、故に此れ沙門に非ず釋迦子に非ずといふ。「共住すべからず」と言ふは、現世の中に於て、其の過患を顯はす、同淨行所を驅出せらるゝが故に、餘の學處に於て明かに利用を失ふこと、義皆之に同じ。此の中の犯相とは、謂はく、是の苾芻、男女身の大小便道に於て、及び口中に在りて入るゝに隨ふの時、樂を受くるの意あれば、便ち本罪を得。其の分齊とは、若し大小便道に於て、生支の頭を以て、入るゝこと赤皮を過ぎ、若しは口中に在りて、頭齒を過ぎ、受樂の心を作せば、咸本罪を得。人女男、二形、半擇迦等に於て、死活眠覺及び入定、癡狂、心亂、痛惱所纏、此の境邊に於て行姪の意を作し、有隔を以て無隔に入れ、無隔を以て有隔に入れ、無隔を以て無隔に入れ、有隔を以て有隔に入れ、三瘡處の體に於て壞損なく、入るゝこと分齊を過ぐれば、皆本罪を得。若し損壞すれば、單吐羅罪を得、是くの如く應さに知るべし。非人の女男、二形、半擇迦等并びに傍生の類は、事皆同じきのみ。若し彼の女根の兩邊全在なれば、名づけて不壞と爲す。若しは内、若しは外、或は時に爛損し、或は蟲に傷けらるれば、之を名づけて損と爲す。口及び下門の四邊爛壞すれば、之を名づけて壞と爲す、此れと相違すれば、損壞に非ずと名づく。若し

【二〇】二句は不淨行と兩交會である。

【二一】前舉の戒文に、「亦波羅市迦を得」とあり、漢文には、「亦得波羅市迦」とあり、故に「亦得」と言つて居るのである。

【二二】有隔無隔のことは、「善見論」の文を引いて説明に代ふべし、云く「有隔とは、女の三道中に於て、物を以て女根を隔つ、或は樹葉、或は衣、或は熟皮、或は蠟、或は鉛錫を以てす、是れを名づけて隔と爲す。法師曰く、物を得るに隨つて用つて隔つ」と。

【二三】「四分律」の「調部」にも、「時に姪女あり、比丘に語つて言はく、汝樹葉を以て男根を裹んで姪を行すれば無犯なることを得べし」と、即ち言の如くにして姪を行じ、已りて疑ふ。佛言はく汝波羅夷」とある。此等是有隔についての例であるが、女根に隔なければ、有隔無隔である。なほ後段を見よ。

【二四】三瘡處は、口、大小便道の三處を指す。

とを顯はすに由るが故に。「復」と言ふは、是れ次後の義、謂はく最初の人、作すと雖犯に非ず、已後は方に犯なり、是の故に「復」と言ふ。「苾芻」と言ふは、謂はく近圓の時、身口障法なく、僧伽界分及び作法、并びに過失なければ、方に名づけて、善く近圓を受くといふことを得、是れ眞の苾芻なり。「與に」と言ふは、共伴の義を顯はす。「苾芻」の聲は、先きの犯重に於て、等しく此の名あり、簡別せんと欲するが爲めの故に「苾芻 同じく得」といふ。設し更に重受して、同得にあらずと雖、而も苾芻の名あり、頗し苾芻ありて不淨行を作さば、波羅市迦を犯すにあらずや。有るが謂はく、是れ先時の犯重人と等しと。又苾芻とは、是れ尼等にあらず、其の學處同じからず、増減異なるに由るが故に。若し爾らば、尼轉根して、後便ち苾芻と成らば如何、乃ち不同學處と言ふや。謂はく、根の轉捨に由りて、共學せず、同じく苾芻なるが故に。「學」とは三學なり、謂はく増上戒、増上心、増上惠なり。此の中の學とは、意戒學を明す。「得」とは已得の義なり、羯磨を作して未了の時の如き、設ひ其の犯あるも他勝を成ぜず。「學處を捨てず」と言ふは、謂はく捨縁なきが故に捨てずと言ふ。捨の縁に四あり、謂はく、捨と二形生と命終と并びに斷善となり。豈護斷に非ずや、即ち同得にあらず、上の同得の言已に其の義を彰はず、何ぞ煩はしく更に説かん。學を捨てずの言は、先捨後受も亦同得と名づく、是れ同得と雖、學を犯すものにあらず、其の捨に由るが故に。然も須らく不捨は犯人と簡別すべし、此の意双つながら顯はるゝが故に過あることなし。「學處自ら説かず」とは、謂はく學處に於て、力能く持つなし、名づけて學處と言ふ。内摠じて言はざるが故に説かずといふ、此れは緣起相從に據るが故に來る。「不淨行を作す」とは、行は謂はく聖道は淨し、即ち涅槃は 八正行 に由り、方に能く證會す。不淨行を作せば、正しく彼れに違ふが故に。「不」とは相違の義なり、猶ほし不善及び不生等の如し。「兩交會法」とは、女男の根合するを交會と爲す。又云く、「兩交會」とは、即ち是れ兩身兩根なりと。多に據りて之を説けば、自の口、

- 【五】 同じく得る、即ち同得の意は、「一切有部毘奈耶」の文を引けば下の如くである。
 「同得學處とは、若し先きに圓具を受くるあり、已に百歳を経るも、所應の學事は、新受の者と等しくして異なることあるなし、若し新に圓具を受くれば、所應の學事、百歳圓具の者と、事亦殊ならず、所謂尸羅學處の持犯祖儀咸皆相似て得、故に同得學處と名づく」とあるので、諒解せらるゝ。
 【六】 「豈護斷に非ずや」の上に、脱文があるのではあるまいか、上下の文の脈絡に、通ぜざるところがあると思はれる。
 【七】 先捨後受は、所謂學處の者が、一旦捨戒して、後に再び圓具を受くるを言ふのである。

【八】 八正行は八正道に同じ。

【九】 口下の門とは、口と大便道の三處である。

は二俱に爲さず。因みに捨學の法を明す。苾芻學處を捨てんと欲すれば、有智人に對し、是くの如きの説を作せ。具壽念を存せよ、某甲今學處を捨つ。或は三寶を捨つと言ひ、或は三藏を捨つ、或は阿遮利耶を捨つ、或は 鄔波陀耶を捨つと、若しは總、若しは別、是れ則ち學處を捨つと名づく。或は云はく、我れは是れ俗人、我れは是れ求寂、二形、扇佉、半擇迦、行苾芻尼、作無間業人なり、是れ外道なり、是れ趣外道者なり、是れ賊住なり、是れ別衆人なり、乃至説いて言ふ、我れは今諸具壽と同法者に非ず、同梵行人に非ずと、並びに名づけて捨と爲す。「不淨行兩交會法を作す」と言ふは、其の學處を捨て、并びに學處にして説くものあり。然るに不淨行兩交會法を作さざるに、亦四句を爲す。第一句は謂はく、乞食行に於て、龜食行、擲斂行に於て、堪忍せざる時、遂に學處を捨つ、然も 五學處を持ちて不淨行を作さず、此れは是れ學處を捨て、不淨行を作さず。第二句は不怖心を以て、盜賊心を以て、學處を捨てずして、不淨行を成す。第三句は、善く學處を捨て、不淨行を爲す。第四句は、謂はく樂住の苾芻なり。「乃至傍生と共にす」と言ふは、謂はく禽獸の類、獼猴等の如し。「波羅市迦」と言ふは、是れ極惡の義なり、此の罪を犯す者は、極めて惡むべきが故に。又是れ他勝の義なり、若し此の罪に於て纔に犯す時は、他の淨行者に欺勝する所となるが故に。又他の煩惱の摧勝する所と爲るが故に。出家近圓は煩惱を除くが爲めなり、今禁戒を破りて、却つて降伏せらる。「共住すべからず」と言ふは、謂はく、此の犯人、法食の兩事永く其の分なし。譬へば、死屍のごとし、故に共住せずといふ。是の波羅市迦に、不共住にあらざるあり、應さに四句と爲すべし。第一句は、謂はく不還果なり、他の勝因に於て、所有の煩惱並びに降勝するが故に、他勝人と名づく。第二句は、謂はく、衆ために捨置等の法を作す治罰の人なり。第三句は、謂はく、鄙惡の類顛墜の法を造る。第四句は住本の苾芻なり。又釋す、「若し」とは是れ總相の説一切處に遍し、此の中「若し」の聲局りて苾芻にあらば、是れ同依釋なり、波羅市迦にして、餘に非るこ

【一〇】阿遮利耶 (Aśvina) 舊譯に阿闍梨、譯して軌範師といふ、今の先生に當る。

【一一】鄔波陀耶 (Upathya) 和尚のこと、譯して親教師といふ、親しく師として剃髮を受けし人。

【一二】扇佉 (Quadrin) 最下級の種族、舊譯旃陀羅、闍提に同じ。

【一三】半擇迦 (Pāṇḍika) 譯して黃門といふ。

【一四】五學處は五戒のこと。

謂はく近圓の人なり。作業聲とは、此れ何の業を作す、謂はく同じく戒を學す。所由聲とは、何に由りて得る、謂はく三業に由る。所爲聲とは、此れは何の爲す所ぞ、謂はく涅槃を求む、所從聲とは、此れは何に従つて得たる、謂はく師に従ふ等なり。屬主聲とは、此れは誰の近圓ぞ、謂はく世尊の法なり。所依聲とは、此れは何處に依る、謂はく欲界及び善説法律に依る等なり、是れを七例と名づく。若し呼召聲を加ふれば、爾來れ苾芻と喚ぶが如し、便ち八轉を成ず。轉に各三あり、謂はく、一と二と多となり二十四別を成ず。又十一種の事、苾芻の義を釋す。一に過去苾芻、謂はく已捨學處、二に未至苾芻、謂はく未受學處、三に現在苾芻、謂はく不捨學處、四に内、謂はく内煩惱を斷ず、五に外、謂はく外相攝持す、六に鹿、他の勸請を待つ、七に細、能く自ら要心す。又鹿とは、名字等の四、細とは破煩惱の人なり。八に劣、謂はく冗雜を破する人は不常不堅等なり。九に勝、上と相翻す。十に遠、謂はく出家に堪ふる人、及び始めて樂欲を生ず。十一に近、謂はく正しく近圓を受く。「諸の苾芻と同じく學處を得」と言ふは、謂はく、他人に對して捨法を爲さず、捨戒の時、若し語を解せざる人に對し、或は中邊互に顛狂意亂、痛惱纏心、癡駭、痛聾、熱眠、入定、非人天等、變化、傍生、及び諸の形像に對し、學處を捨つと雖、並びに捨を成ぜず。若し顛狂痛亂の逼る所に因り、有人處に於て無人の想を作し、無人處に於て有人の想を作し、無人處に於て無人の想を作し、或は復悶亂し、或は告住性の人を審にせざるは、亦捨を成ぜず。「自ら同じく學處を得るあり、學處を捨てず」等は、應さに四句と爲すべし。初めに謂はく、苾芻學處を愛重す、第二に謂はく、餘の六衆並びに八學處を受け、及び諸の外道學處を捨つ。第三に謂はく、不愛重の苾芻學處を捨つ。第四に謂はく、前相を除く。「學處自ら説かず」と言ふは、捨學處に對す、亦四句と爲す。第一句は、學處を捨て、學處にあらす、第二句は、如し苾芻ありて學處を捨てんと欲するに、苾芻の事に於て、難行を陳説して、自ら我れ學處を捨つと言はず。第三句は、兩事俱に作す。第四句

【八】一と二と多とは、文法上數の別で、單數、雙數、複數である、八轉に三あれば二十四別といふのである。

【九】學處は、舊譯に戒羸と同じ、力屈して、持戒の行に堪へざるに至りしもの。

帝利、婆羅門、薛舍、戒達羅等に於て、善男子善女人あり、正法の中に入りて、深く敬信を生じて
 苾芻と作り、等しく以て衆を成ずるが故に。(2)僧伽の極善とは、既に善説法律の中に入り、能く善
 法をして、極めて増盛ならしむるが故に。(3)僧伽の業住とは、謂はく、斯の善法に依りて、信施の
 債を還すが故に。(4)未信をして信ぜしむとは、其の未信者に、正信を生ぜしむるが故に。(5)已信増
 長とは、若し已に信する者は、善く自心を護るが故に。(6)惡人を折伏すとは、重を犯すの人、戒品
 を護らざるにより、折伏法を以て駆擯するが故に。慚を懷く者の業住とは、謂はく、異生中極淳善
 の人は、此等をして闘諍あることなく、安樂に住せしむるが爲めの故に。現法漏を斷すとは、謂は
 く、是れ現纏をして行ぜざらしむるが故に。未來漏を斷すとは、謂はく、煩惱業の種をして、永く
 斷ぜしむるが故に。我れの淨行久住するを得べしとは、謂はく、如法に宣説して廣く人天を利し、
 展轉相教へて、佛の正法をして久住せしむるが故に。

若し復苾芻、諸の苾芻と與に、同じく學處を得、學處を捨てず、學羸自ら説かず、不淨行兩交會
 法を作し、乃至傍生と共にす、此の苾芻亦波羅市迦を得、共住すべからず。

「若し復苾芻」と言ふは、謂はく犯人を指す。苾芻に五種あり、一には名字の苾芻、世間の人の、
 男女を呼召せんと欲するが爲め等の時の如し、ために名字を立て、喚んで苾芻と作す。二には自
 許の苾芻、實に苾芻にあらずして、便ち自らはれ淨苾芻と許す。三には乞求に由るが故に、名づけ
 て苾芻と爲す。苾芻と言ふは、是れ乞求の義なり、諸の乞求して活命するは、皆苾芻と名づく。四
 には破煩惱の故に名づけて苾芻といふ、苾芻は是れ破の義なり。五には白四法を以て近圓を受くる
 者を、名づけて苾芻と爲す。此の中の苾芻と言ふは、意第五に存す。餘の四種は、名同じきが故に
 來る。又七例聲に依りて苾芻の義を述ぶるに、一には作者聲、二には作業聲、三には所由聲、四
 には所爲聲、五には所從聲、六には屬主聲、七には所依聲たり。云何が作者聲なる。誰か是れ苾芻、

【七】七例聲は、文法上の語
 格で、梵語には八轉聲と言つ
 て、八種の語尾の變化がある、
 八轉聲の内、呼聲を除いて七
 例聲と言つたのである。之を
 今用ひて居る稱呼に當てると、

- 作者聲——主格(體聲)
- 作業聲——業格
- 所由聲——具格
- 所爲聲——爲格
- 所從聲——從格
- 屬主聲——屬格
- 所依聲——於格
- 呼召聲——呼格

多時覆藏して、其の罪便ち重し、譬へば小水も物を以て、之を偃せて澄ましめ、多時を積めば大波浪を成すが如し。(17)若し前の六種に翻すれば、是れを謂つて輕と爲す。(18)共相無差と言ふは、謂はく性遮學處、威身語心を以て其の共相と爲す。(19)出罪異ありと言ふは、其の四種あり、一には極重治罰に由りて、其の罪を出す、謂はく波羅市迦なり。二には處中治罰に由る。謂はく僧伽伐戶沙なり。三には下治罰に由る、謂はく泥薩祇迦なり。四には治罰に由らず、謂はく所餘の罪なり。(20)有染は謂はく貪等因と爲し、無染は此れに翻す。(21)犯罪の所由と言ふは、五種の因ありて方に罪を犯す。一には羞耻の性なきに由る、二には教を敬する心なきに由る、三には情懷放逸に由る、四には稟性痴鈍に由る、五には正念を忘失するに由るが故に。

初部、四波羅市迦法の一

攝頌に曰く、

若し不淨行を作すと 不與取と斷人と 妄に上人法を説くとは 斯れ皆不共住なり

不淨行學處第一

「不淨行」と言ふは、謂はく、十二年に於て、苾芻僧伽未だ惡垢を生ぜず、十三年に入りて、薄伽梵、佛栗氏國の羯闍鐸迦村に在しき。其の羯闍鐸迦の子、蘇陳那、母の所教の爲めに、種子を求めしむ、姪煩惱及び姪事に由るが故に。佛十利を觀じて、斯の學處を制したまふ。十利と言ふは、一には僧伽を攝取するが爲め、二には僧伽の極善の爲め、三には僧伽の樂住の爲め、四には未信者をして信ぜしむるが爲め、五には已信者をして增長せしむるが爲め、六には惡人を拆伏するが爲め、七には慚を懷く者の樂住の爲め、八には現法漏を斷ぜんが爲め、九には未來漏を斷ぜんが爲め、十には我れの淨行をして、久住を得せしむるが爲めの故に。(1)僧伽を攝取と言ふは、謂はく、利

【二】波羅市迦 Parajika 即ち波羅夷に同じ。
 【三】攝頌は、一章の概括的偶頌である。此の攝頌の置き方は、此の四重罪に於ては、四重全體の頌として、四重の最初に置き、十三倍殘、二不定も同じ、三十捨墮、九十墮以下は、數が多いからであらう、數段に切つて、偈文を置いて居る。
 【四】佛栗氏 (Vrjji)
 【五】羯闍鐸迦 (Kavandaka)
 【六】蘇陳那 (Sudinna)

同じからず、煩惱ぼんごうに異あり、諸學處しよがくじよに於て、事に隨つて之を説くに二十七種あり、所謂貪煩惱しよわいんぼんごう、瞋煩惱しんぼんごう、痴煩惱ちぼんごう、嫉煩惱しよぼんごう、攝取煩惱しやくしよぼんごう、不忍煩惱じゆんじゆんぼんごう、求利養煩惱しゆりやうぼんごう、諍恨煩惱しよごんぼんごう、住處煩惱じよじよぼんごう、鄙業煩惱びよくぼんごう、邪智煩惱じよぢよぼんごう、家僮煩惱けぢよぼんごう、求自在煩惱しゆざいぼんごう、過限分煩惱くわげんぶんぼんごう、癡闕煩惱ちくわつぼんごう、待緣煩惱たいげんぼんごう、毀嫌煩惱くゐけんぼんごう、覆藏煩惱ふくざうぼんごう、攝受門徒煩惱しやくじゆもんていぼんごう、慢法煩惱まんぽうぼんごう、無悲煩惱むひぼんごう、輕毀煩惱けいゑぼんごう、輕心煩惱けいしんぼんごう、不收學煩惱じゆしゆぼんごう、不寂靜煩惱ふじやくじよぼんごう、不敬煩惱ふけいぼんごう、不忍他語煩惱じゆんたごぼんごうなり。(6)制戒せいけいの利益りやくとは、謂はく、佛大師十利を觀察くわんさつして學處がくじよを制したまふ。(7)有犯無犯うはんむはんと言ふは、若し故心に戒を犯すを名づけて有犯と爲し、斯れに異なるは無犯なり。(8)具支ぐしの成犯じやうはんと言ふは、諸の學處がくじよの具足支縁ぐそくしえんに隨つて、方さに犯事はんじよを成す。(9)生過しやうくわの因いんと言ふは其の六種あり、一には身に由る、二には語ごに由る、三には心に由る、四には身心しんしんに由る、五には語心に由る、六には身語心に由る。(10)名字なみじを釋すと云ふは、謂はく、波羅市迦等はらしぢやとうの名、別にして同じからず、下に具さに釋するが如し。(11)罪の體たいを出すと云ふは、凡そ諸の造罪ぞうざいは、皆身語を以ての故に、思を體と爲す。(12)可治かぢといふは、謂はく授學人じゆがくじんなり、不可治ふかぢは謂はく無慚むぜんの類なり。(13)性しやうとは謂はく本性ほんじやう是れ罪なり、遮しやは謂はく制せいに因りて方さに生ず。復有る釋に云はく、性罪しやうざいは唯染心中たゐぜんしんぢゆうの作なり、若し遮罪しやざいは、染不染ぜんふぜんに通すと。(14)作さく及び不作ふさくと言ふは、作は謂はく身語しんごの自造じぞうなり、不作ふさくとは謂はく、止まりて而も事成じやうじやうす。(15)故心に於て造るを有方便うぼうべんと名づけ、無心むしんにして亦犯すを無方便むぼうべんと名づく。(16)重罪じゆうざいと言ふは、中に於て差別さつべつし、其の六相あり、一には制せいに由るが故に、二には事に由るが故に、三には煩惱ぼんごうに由るが故に、四には犯はんに由るが故に、五には人に由るが故に、六には時に由るが故に。制に由ると言ふは、謂はく、世尊學處せそんがくじよを制したまふに因るが故に、其の重罪じゆうざいあり。事に由ると言ふは、傍生ぼうじやうの命を斷じて、波逸底迦罪はいつていかぢを得るが如し、衆教中の罪と雖、亦過ぐることを能はず。煩惱ぼんごうに由るとは、謂はく、教けうを敬けいせざるは、煩惱ぼんごう所起しよきの故に重し。犯はんに由るとは、謂はく、數々犯たゞたゞはんすが故に重し。人に由るとは、謂はく、善根ぜんこんを植えず、稟性愚鈍りやうじやうぐどんにして、其の罪遂ざいじゆに重し。時に由るとは、謂はく、

卷の第二

總釋學處

上は由序を明して、說戒の緣起を彰はし、下は諸門を述べて學處を指陳す。一々の學處に二十門あり、二十一といふは、一には犯の緣起處、二には能犯の過人、三には所犯の罪、四には所犯の境事、五には所由の煩惱、六には制戒の利益、七には有犯無犯、八には具支の成犯、九には生過の因、十には罪の名字を釋す、十一には罪の體性を出す、十二には可治不可治、十三には罪に遮性あり、十四には作及び不作、十五には方便の有無、十六には重罪、十七には輕罪、十八には共相無差、十九には出罪に異あり、二十には有染無染、二十一には犯罪の所由なり。(1)犯罪の緣起處と言ふは、謂はく、某國某城に於て、某學處を制すと、即ち此の方を名づけて犯緣起處と爲す。(2)犯過人と言ふは、謂はく、其の人に由りて學處を制す。(3)所犯の罪と言ふは、即ち身語所造の罪なり。(4)所犯の境事と言ふは、總じて二種あり、情及び非情なり、一々の戒中應に隨つて思察せよ。要して之を言ふに六十五事あり、所謂姪染事、攝取事、不忍事、求利事、住處事、同梵行事、僧伽事、受用鄙事、受用法事、鄔波斯迦事十、長衣事、離衣事、望滿事、因求事、受不淨財事、臥具事、道行事、畜鉢事、求好事、取衣事二十、受衣事、置衣事、衣事、迴他物事、病藥所須事、違心事、出家事、門徒事、起諍事、說法事三十、未近圓事、戒經事、壞種子事、鬼神村事、輕毀事、違惱事、用水事、尼事、食事、詣俗家事、四十、外道事、觀軍事、結伴事、用火事、與欲事、眠臥事、不善觀察事、染衣事、隨自樂事、傍生事五十、戲笑事、女人事、近圓事、壞地事、重請事、輕學處事、靜論事、鬪諍事、受請事、入聚落事六十、針筒事、牀量事、衣量事、法式事、詰問事六十五なり。

(5)所由の煩惱と言ふは、其の二種あり、一には俱生、二には緣發なり。心に隨ふ造業は多種にして

【一】學處は、修行の問題、對象のことで、本律では、姪戒のことを不淨行學處と言ひ、何々戒と言はない、蓋し或は皆一々行者の修習の對象であるからである。

す、一には、現世に於て諸の善法を障ふ、二には、未來に於て善趣に生ずることを礙ふ。「清淨を求めんと欲す」とは、清淨とは是れ涅槃なり、涅槃を求むるが爲めの故に、他の誥責治罰を畏るゝことを爲さずして罪を説く。「發露すれば即ち安樂なり」と言ふは、五種の相あり、一には勤策して、諸の懈怠を治するに由るが故に、二には無罪にして諸の過失を治するに由るが故に、三には治慢式叉を敬重するに由るが故に、四には無悔にして諸の惡作を治するに由るが故に、五には寂定にして散亂心を治するに由るが故に。「戒經の序」とは、經は是れ略して義を詮す、略して戒相を陳ぶることを明さんと欲して、其の綱目を詮す、廣く釋せざるが故に。序と言ふは是れ由緒なり、謂はく、說戒の時此れを以て先きと爲す、能く餘をして、說得生起せしむるが故に。但「三問」を爲す所以は、極略極廣を離るゝが故に。若し極略すれば、闇昧の人は卒に知り難きが故に。若し極廣ならば、多く時を延ばし、衆をして倦ましむることを恐るゝが故に。然も三問に於て皆別に罪を得。持とは是れ了知の義なり。

ば、第二第三たらしめ、或は番次と爲すべし、或は別に餘人を請ふべし。若し上座序を誦得し、餘は誦する能はされば、餘人應さに波羅市迦等を誦すべし。若し顛狂人能く説かば、亦説戒を成す。

諸大徳、我れ今褒瀧陀を作し、波羅底木叉戒經を説く、仁等諦に聽け、善く之を思念せよ、若し犯すことある者は當さに發露すべし、犯すことなき者は默然せよ、默然するが故に知る、諸大徳の清淨なることを。如し餘も、問ふ時は即ち實の如く答へよ。我れ今此の勝苾芻衆中に於て、乃至三問せんに、亦應さに實の如く答ふべし。若し比丘犯あることを憶知して發露せざれば、故妄語罪を得。諸大徳、佛は説きたまふ、故妄語は是れ障礙の法なりと、是の故に苾芻、清淨を求めんと欲せば、當さに發露すべし、發露すれば安樂なり、發露せざれば安樂ならず。諸大徳、我れ已に戒經の序を説く、今諸大徳に問ひたてまつる、是の中清淨なりや不や。是くの如く諸大徳。是の中清淨なり默然するが故に、我れ今是くの如し。

次に 至心に聞くことを勸むるを明す。「諸大徳」等と言ふは、別解脱經の説時至らんと欲す、若し敬仰せざれば法水露はざるが故に、心を攝して散亂を生ずることなきを勸む。「諦かに聽け」と言ふは、總じて用心を遣る。「善く之を思念せよ」と言ふは、別して三義を明す。三類の聽人を明さんと欲して、之を三器に喩ふ。謂はく、仰げば全く淨し、用を貯ふるに堪ふるが故に、若し覆へば穢を漏して、物を受くるに堪へず、次いで、の如く應さに知るべし。次に徒衆を淨むることを明す。「若し犯あらば」等と言ふは、若し先きに犯ありて、今默して言はざれば、更に其の罪を招く、如し餘時の中、他他問はゞ實の如く答ふ、此れも亦是くの如し。「我れ今此の勝苾芻衆中に於て」とは、當時聽戒の徒衆を讚美するなり。「憶知」と言ふは、設ひ犯あらしむるも、而かも憶知せざれば妄語の罪なきが故に。「妄語」は、默し言はずと雖亦妄語と名づく。身相を現じ、語業を表するに由るが故に。有るが云く、唯是れ意の所犯の罪なりと。「是れ障礙の法」とは、二時中に於て能く障礙を爲

【三】第九、至心に聞くことを勸むるを明す。

し、及び讖解なき者は、應さに共に一處に長淨を爲し、事亦足數を成すべし。若し長淨の日に至り、唯獨一身の者は、應さに長淨の處に於て、新翟摩を以て塗拭灑掃し、座席を敷き、毘羅を鳴らし、前方便を作し竟り、自ら少多の經を誦し已り、高適處に於て客苾芻を見る。若し三人ありて來らば、共に長淨を爲せ、若し來る者なき時は、彼の苾芻應さに本座に居り、心念口言して、是くの如きの説を作すべし、今十四日、僧伽長淨す、我れ苾芻某甲、諸の障法に於て自ら遍淨を陳ぶ、我れ今且らく爲めに長淨を所持す、若し後時に於て和合衆に遇はゞ、我れ當さに和合衆と共に長淨を爲すべし、諸の戒衆を満するが故にと、第二第三も亦是くの如く説く。若し一二人の來る者あらば、應さに對首長淨を爲すべし、一人法の作に准ず。若し苾芻路を行いて、村坊に到り、或は村に入るあり、或は村外に住して、是れ長淨の日なるに遇はゞ、彼れ各各其の長淨を爲すべし。村に住する者は、村の勢分を齊りて別住することを得ず。村外にある者は、村の勢分外にて、應さに長淨を爲すべし。若し商旅と同じく去り、彼れ嫌はずんば、隨つて住し隨つて行き、應さに長淨を爲すべし。若し彼れ嫌はゞ應さに心念を作し、長淨を所持すべし。其の六事あり、心念所持するに、皆無犯を成す。一には三衣を所持す、二には三衣を捨つ、三には長衣を分別す、四には別請を捨つ、五には長淨を作す、六には隨意を作す。應さに長淨を爲すべくして、而も爲さざれば越法罪を得。長淨すべからざるに、而も輒ち爲す者は、亦越法罪なり、吉祥長淨を除く。此れは衆破の重ねて和合を得るに由り、大衆歡喜して長淨を爲すが故に。若し苾芻あり、先きに僧伽に捨置法を爲されて、後に解を得る時は、應さに大衆を請じて、別時長淨を作さんことを乞ふべし。波羅底木叉を説くに其の五種あり、一には序を説いて、餘は常に聞くを以て之を告知す、二には序及び波羅市迦を説き訖り、餘は常に聞くを以て是を告知す、三には僧伽婆尸沙、四には二不定に至る、五には乃至終りまでなり。誰か應さに爲めに波羅底木叉を説くべき。謂はく衆中の上座なり。如し能はざれば

【註】 毘羅 (Ghṛita)

く知り、聞き已りて亦其の罪を説かんことを。必ずしも同意なく自ら黙して住し、若しくは他の苾芻、情樂はざる所なるに、強ひて詰りて憶せしむれば越法罪を得。若し前の有罪無罪を知らず、斟酌して將つて清淨と爲し、其れに就いて説罪せんには説罪を成ぜず。若しは別住想を疑ひて長淨を爲さば越法罪を得。若し破壊心を作して長淨を爲さば、是れ破僧の方便なり、窣吐羅罪を犯す、應さに更に和合して長淨を爲すべし。若し長淨の時、舊住の苾芻已に長淨を爲し、客の來る數少ければ、應さに慇懃に衆の和合を求めて、更に長淨を爲すべし。如し肯かすんば、小界場の中に住き、自ら長淨を爲せ。若し客の來ること等多なれば、舊住の苾芻應さに共に和合して、更に長淨を爲すべし。若し安居竟れば、隨意を爲す時を、即ち長淨と名づく、更に作すべからず。其の大苾芻は、苾芻尼と同處にして、長淨を爲すべからず。若し苾芻尼來りて教授を請はど、當さに共に言語すべし、避け去るべからず。教授の人は、長淨の日に至るごとに、應さに門屋の下に在りて坐し、尼の來りて請ふを待ち、時に隨て處分すべし。有住處と言ふは、謂はく其の處に於て解羯磨の人あるなり、無住處と言ふは、其の處に於て、解羯磨の人なきなり、有住處無住處と言ふは、謂はく、一分解いて羯磨を爲し、一分解かざるなり。若し苾芻の處、是れ共住に堪へんには、長淨の日に至り、應さに其の處に就いて長淨を爲すべし、若し處に諍人ありて往いて就かば惡作罪を得。縦ひ苾芻の住するなき處も、同行の者ありて、樂住を爲すに堪へんには、往くに任せて無犯なり。若し雜事將さに至らんとせんには、情に隨つて應さに去るべし。若し長淨の日に至らば、弟子門人は、情に隨つて餘處に向ふことを聽すべからず。若し當處に説戒なくんば、應さに餘處に往いて、説戒人に就いて長淨を爲すべし、如し往かすんば越法罪を得。若し説戒人なき處に於て坐し、前安居に第二長淨を過ごすことを得ず、應さに説戒ある處に向ふべし。皆俗人の前に在りて説戒を爲すべからず。凡そ安居の時は、應さに同意清淨無犯にして、及び同見の者と與に長淨を爲すべし。若し苾芻耳聾

【三〇】窣吐羅(Sūlatra)は、舊譯の偷蘭遮に同じ。

發露して罪を説かざれば安樂ならずと、第二、第三も亦是くの如く説く。彼れ應さに問うて言ふべし、汝罪を見るや不やと。答へて言はく、我れ見ると。將來諸戒能く護るや不やと。答へて言はく、善く護ると。所對の苾芻應さに云ふべし、爾其れ罪を説けと。答へて云く善しと。若し罪に於て疑あらば、應さに持律者に就いて善く決すべし、知り已りて後、當さに發露すべし。應さに苾芻に對して其の罪を説くべし、苾芻尼等に對すべからず、若し尼等に對すれば、越法罪を得。彼の同分の罪を犯す人に對して、發露を爲すべからず、謂はく、波羅市迦を波羅市迦に望めて同分と爲す、乃至突色訖里多是、突色訖里多に望めて同分と爲す。同分といふは、是れ相似の義なり。謂はく、同罪とは、若し褻灑陀の時、所犯の罪を憶し、彼れ即ち心念守持して云ふべし、今僧伽、十四日に於て長淨の事を爲す、我れ苾芻某甲、僧伽の中に於て所犯の罪を憶す、我れ某甲、所犯の罪に於て、自ら心に守持す、若僧伽長淨已後には、淨苾芻に對して、如法に當さに説くべしと。疑罪も准じて知れ。其の誦戒の人、若しは憶し、若しは疑はば、此れに類して應さに作すべし。若し僧伽威犯すあらば、應さに一苾芻を勧め、餘の住處に向ひ、清淨人に對し、説いて罪を除き已りて、還りて本處に來るべし、諸有の犯人、此の苾芻に對して其の罪を説け。若し能くする者なければ、單白を爲すべし、應さに是くの如く作すべし。大德僧伽聽け、今僧伽十四日に褻灑陀を爲す、一切の僧伽悉く皆犯あり、然も一人の能く餘處に向ひ、清淨苾芻に對して、如法に説罪し、我等をして、彼れに對して如法に説いて、其の罪を除くなし、若し僧伽、時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧伽今褻灑陀を作し、後餘處に向つて當さに如法に除罪すべきことを、白することは是くの如しと。若し復苾芻、罪に於て疑あらば、應さに罪に疑ありといふべし、前に准じて應さに作すべし。若し衆中に一比丘あり、清淨にして無犯ならん。時に淨苾芻應さに同意の苾芻の處に詣り、善心にて告語し、憶念せしめ已りて、諸の苾芻の前に對し、當さに其の犯を説くべし、冀はくは彼の衆人普

く。又復褻瀧は前に同じ、陀は是れ淨除の義、謂はく、善法を増長し、不善を淨除するが故に。「時
至る」と言ふは、謂はく是れ褻瀧陀の時、餘の妨難なきなり。「聽さば」と言ふは、謂はく、當時現
座の徒衆、聽許を爲すや不やを問ふなり。「僧伽應さに許すべし」と言ふは、僧伽應さに我が衆の爲
めに説戒することを許すべしとなり。「白すること是くの如し」とは、謂はく、其の事を指して告知す
るなり。衆を擧げて俱に説かざる所以は、皆戒を誦持する能はざる爲めの故に、或は誦すと雖盡く
熟する能はざるあり、又法を聽く者理然るべからず。房内に於て、別々に説かざる所以は、此れ便
ち大衆に褻瀧陀を爲すにあらず、共に一處に集まるは、利益多きに由るが故に。又別々に説かば、
便ち正法を聽かざるの過あり。凡そ説戒の日、善慈芻の戒を誦得するものあらば、授學人をして、
説戒せしむべからず。若し住處に於て、但四人あらば、皆共に集まるべし、別住すべからず、亦欲
を取らざれ。若し誦雜制底の處、或は俗人の處、或は露現の處、或は不淨の處、或は價闇の處にて、
而かも長淨せば惡作罪を得。必ず餘處なければ、四に在るも無犯なり。俗に對すべからず、又眠
時、入定時、乞食時、消息時、供養時に長淨を爲せば、惡作罪を得。餘時に礙りあれば、此れにあ
りても過に非ず。若し芻芻の界内に在りて、官の爲めに拘へられて來らざるに、集まりて長淨を
爲さば別住罪を得、長淨を成せず。其の拘へらるゝものは、餘人應さに爲めに官に詣りて、求めて
釋放せしむべし、若し爾せざれば惡作罪を得。癡狂の芻芻には、癡狂法を與へよ、別住を防ぐが故
に。凡そ芻芻等、長淨日に至る毎に、先づ應さに審諦に自身を觀察すべし、我れ此の半月の中に於
て、諸罪を犯さざるやと。若し所犯を憶せば、應さに如法に説くべし。應さに清淨人の邊に往く
べし、其の所應に隨つて、威儀を具し已り、踰跏合掌して、先きの罪名を憶し、是くの如きの説を
作せ、具壽念を存せよ、我れ芻芻某甲、是くの如きの罪を犯せり、我れ今具壽の前に於て、清淨に
從ひ、來りて並びに發露して罪を説く、我れ覆藏せず、發露して罪を説くに由るが故に安樂を得、

寂の理に於て愛樂の心なきことを顯はす。「彼れ煩惱の陣に没して」とは、謂はく、邪教に因りて煩惱と共に戦へば、善習なきが爲めに他に降伏せらるゝを、名づけて陣に没すと爲す。「生死に迷轉す」とは、別解脱の躰なきに由り、五趣中に於て輪廻して救ふなし、業に隨つて轉じて正道を失ふが故に。

次下は、正しく白事を作し、衆に告げて知らしむることを明す。大徳僧伽聽け、今僧伽黒月十四日褒灑陀を作す、若し僧伽時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧伽今褒灑陀を作し、波羅底木又戒經を説く、白すること是くの如し。「大徳僧伽聽け」等と言ふは、異想を生ずること勿らしめ、專心に聽かしめんと欲するが故に、所聽の事に於て、正しく憶持せしむるが故に。僧伽と言ふは、其の五種あり、謂はく四人、五人、十人、二十人、多人なり。此の中四人僧伽は、謂はく、隨意、出罪、近圓を除いて、自餘の羯磨は咸悉く作すべし。五人僧伽は、謂はく、中方近圓を除き、及び出罪の餘は並びに作すべし。十人僧伽は、但出罪を除いて、餘は並びに應さに作すべし。二十人僧伽及び多人僧伽は、諸法皆作す。「十四日」と言ふは、是れ褒灑陀の時を顯はす。此れは春夏冬三時の中に據り、毎四月の内に、各第三半月盡及び第七半月盡を取り、恒に是れ十四日褒灑陀を爲す。餘は並びに是れ十五日なり。應さに知るべし、一年の中六は是れ十四日、十八は是れ十五日なり。又黒白月は、毎月の中、須らく日を以て數へて、衆に白して知らしむべし。或は上座白す、或は授事人或は復餘人云へ、諸大徳、今は是れ黒白月某日なり、造寺の施主となり、及び護寺の天神并びに四恩の類に、人々各施福の伽陀を説くべし。此の時に告白を須ふる所以は、一には褒灑陀の時を知らんが爲め、二には俗人の來問を防ぐ。又復日を數へ、或は星次に依り、或は王法により、日月の大小は應さに之に隨ふべし。「褒灑陀」と言ふは、褒灑は是れ長養の義、陀は是れ持の義なり。謂はく、衆集まつて戒を説くによつて、便ち能く善法を長養し、自心を持するが故に、褒灑陀と名づ

【三】 第八、正しく白事を明す。

【三】 隨意は自恣に同じ、近日は受具である。
【三】 中方近圓は、中國具戒である。

ふ。此の心根に由りて煩惱を生ずるが故に、此れが爲めに唯勸めて専心洗滌して、善く清淨ならしむ。應に常に無常無我を觀察すべし。我常を執する者は、猶ほ虚空の體の變易なきがごとし、斷惑の理相應せざるが故に。「衝」と言ふは、謂はく是れ不調伏の類犯戒の口、其の口中に於て、誓を施して勒するが故に。「如し」と言ふは、謂はく是れ理に順じて能く善樂と自苦の二邊の過を遠離するが故に。又根欲性等に稱ふが爲めの故に、名づけて「如し」と爲す。又復「如し」とは、之れ譬況の義なり。「百針あり」とは、謂はく破戒の人、現法の中に於て、種々に熱惱し、悔恨して心を痛ましむるを針刺に比す。略して大數を擧げ、且らく其の百を言ふ。「極めて利なり」と言ふは、能く後時に於て、犯を生ずるの因を割いて斷ぜしむるが故に。戒の衝處に於て兩種の義成す。即ち是れ心に追悔を生じ、所犯の罪を説くと、又惡見をして永く生ぜざらしむるの故に。

若し人軌則に違ふも、
大士は良馬のごとし

此の頌は誠勅の利益を明す。「違ふ」とは、謂はく是れ違ひ犯すなり。「軌則」とは謂はく是れ學處なり。「教を聞けば便ち能く止む」とは、其の刀杖等の物に由らずして、遮制を爲すを言ふ。「大士」と言ふは、謂はく近圓の人なり。「當さに煩惱の陣を出づべし」とは、煩惱は推き難し之を軍陣に喩ふ、大士は心に生死を出でんことを欲するを要す、淨戒を策修して煩惱の軍を破するなり。「當さに出づべし」と言ふは、謂はく是れ當さに阿羅漢果を獲べし等なり。

若し人此の衝なければ
彼れ煩惱の陣に没して

此の頌は、無誠にして過の生ずることを明す。「若し人此の衝なければ」とは、諸の外道等、心を邪に馳せ、及び欲に耽る者は、欲樂に慥むなり。「亦嘗て喜樂せず」と言ふは、涅槃の性なく、圓

教を聞けば便ち能く止む
當さに煩惱の陣を出づべし。

亦會て喜樂せず
生死に迷轉す。

【二六】第六、誠勅の利益を明す。

【二七】近圓の人とは、受具足の人のごとである。

【二八】第七、無誠にして過を生ずることを明す。

はし、諸の外道の類皆恐怖するが故に。「別解脱」と言ふは、大師の法に於て恭敬を生じ、方便を起して時に能く煩惑を脱し、極勝の徳あるを別解脱と名づく。現に染せられ、寧しく煩惱に纏はるゝ具縛の有情を、能く調伏するが故に、名づけて調伏と爲す。「我れ説かん仁善く聴け」とは、聴法を勧むるなり。

聽き已りて當さに 正しく行すべし
大仙の説きたまふところの如し

諸の小罪の中に於て

勇猛に亦勤め護れ

心馬は制止すること難し

勇決にして恒に相續す

別解脱は衡の如し

百針ありて極めて利なり

此の頌は正しく戒勅を明す。「聽き已りて當さに正しく行すべし」等と言ふは、謂はく聴聞し已りて、無倒にして行じ懈怠を爲さず、心常に勤勇にして彼の修行を勤め、諸の非法を捨つ。猶ほ大仙の親しく爲めに教を説きたまふが如き、皆奉持するが故に。「大仙」とは謂はく薄伽梵なり、世俗の中に於て是れ衡勝なるが故に。又聲聞獨覺の仙に於て、是れ殊勝なるが故に、號して大仙と爲す。小罪は謂はく是れ遮罪にして、性罪の類にあらず。小罪の中に於て、勇猛に心を防護して懈怠なし、此の中に亦准じて已に性過を防ぎ、小罪の處に於て、亦用心を遣るを知るを言ふ。有る本に云く、「勇猛にして應さに勤め護るべし」とは、即ち性罪を防ぐに准じて、略して「亦」の聲を去ると、此の言は、諸の犯處に於て、緩慢を生ずるなく至意に守持することを表せんがためなり。罪と言ふは、謂はく鄙惡の法、勝流の人の嫌ひ耻づる所なるが故に。勤め護ると言ふは、善法の中に於て精進を起すが故に。「勇決」と言ふは、勤勇にして列を決し、諸境に貪著して、馬の奔逸して畏るべきが如きの故に。「恒に相續す」とは、交馳して絶えず、境と相近づき、極めて遮止しがたし、此の言は、心は是れ調ひ難し、主故に調心を遣ることを顯はす、此れ若し善く身語を調へんには正に隨

【二】 第五、正しく戒勅を明す。

【五】 薄伽梵(Bhagavat)佛のこと、譯して世尊といふ。

【六】 性罪は其の行爲の本質としての罪惡なるもの、遮罪は本質罪惡にあらずるもの、其の結果自他を害する恐れある故、禁止して行はざらじむるもので、遮は禁止の意である。

【七】 「有る本」には、他の一本には、「勇猛に亦勤め護れ」の句の、亦の字がない、「勇猛にして應さに勤め護るべし」とあるについて、こゝに其の解釋を述べて居るのである。

現に停水處にして小界場を兼ねぬ。并びに尼の住處は、亦界を以て越ゆべからず。餘界に五處ありて越ゆべからず。謂はく苾芻界、苾芻尼界、小界場停水處、及び二界の中間なり。亦此の界を解く、しかも餘界も亦解くにあらず。若し一大樹を以て、亦多界の相と爲すことを得。其の結果の時、既に方相を知る、所作の羯磨已に多分を説く、兼羯磨の者、忽然身死するも、亦結果を成す。若し幻術及び神通力を現じて、界の標相を作らば結果を成ぜず。亦水波星月等を以て、界相と作すべからず。若し客苾芻空住處に至り、七八日舊人を待たずして、便ち結果せば惡作罪を得、應さに前界に依り、後結に依らざるべし。若し諸河澗に橋梁あらば、通じて結果することを得、之に異なりて河澗の上にあらざる橋梁壞すれば、若し修治せんと欲し、七日を経ることを得、若し第八夜に至れば界法便ち失ふ。若し本重ねて修理するに心なくんば、橋梁既に破れて界も亦隨つて失ふ。五事の大界を失ふあり、一切の僧伽皆悉く轉根す、一切の僧伽捨を決して去る、一切の僧伽並びに皆歸俗す、一切の僧伽同時に命過す、一切の僧伽作法して解く。若し阿蘭若及び村中に在る非結果の處は、何を齊りて界と名づくる。阿蘭若は一拘盧舍を齊り、村中は牆柵の處と、并びに外の勢分を齊り、之を名づけて界と爲す。斯の二の界内に苾芻同じく集まり、手の相及處に在りて、諸有の羯磨咸隨意に乗ること、上に説くところの如し、教に違ひて作さば、咸越法罪を得。

十指を合せて恭敬し

釋迦師子を禮したてまつる

別解脱調伏

我れ説かん仁善く聽け

此の頌は 供養法式を明す。「十指を合せて恭敬し」と言ふは、謂はく兩手を合せて、恭敬の相を表す。凡そ大師に於て供養を作すは、其の二種あり、一には謂はく禮を致す、二には讃嘆を申ぶ。合掌恭敬は是れ禮を致すの儀、「釋迦師子」は是れ徳を讃歎す。釋迦と言ふは、在俗の時の族性の、高勝にして下流にあらざることを明すが故に。師子と言ふは、出家後に先づ畏憚せらるゝことを顯

座席を敷き已り、次に羯磔を鳴らす、若し衆集まらずして下四人に至らば、小界中に在りて、一苾芻に令して、應さに先づ白を作し、方さに羯磔を爲すべし。大德僧伽聽け、此の住處に於て、和合僧伽先きに共に結して小界場を作る、若し僧伽時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧伽今共に此の小界場を解く、白することは是くの如し。大德僧伽聽け、此の住處に於て、和合僧伽先きに共に結して小界場を作る。僧伽今共に此の小界場を解く、若し諸の具壽、此の小界場を解くことを聽す者は默然せよ、若し許さずんば説け、是れ初羯磔なり、第二、第三も亦是くの如く説く。僧伽已に小界場を解き竟る、僧伽已に聽許す、其の默然に由るが故に、我れ今是くの如く持つ。或は先きに大界ありて小界なきあるべし、今小界を結せんと欲せば、應さに先づ白四羯磔を以て其の大界を解くべし、應さに是くの如く解くべし。大德僧伽聽け、此の住處に於て、和合僧伽先きに共に結して、一衰瀧陀、同住處法の僧伽大界を作る、若し僧伽時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧伽今大界を解くことを、白することは是くの如し。大德僧伽聽け、此の住處に於て、和合僧伽先きに共に結して、一衰瀧陀、同住處法の僧伽大界を作る、僧伽今此の大界を解く、若し諸の具壽、此の大界を解くことを聽す者は默然せよ、若し許さざる者は説け、是れは初羯磔なり、第二、第三も亦是くの如く説く。僧伽已て大界を解き竟る、僧伽已に聽許す、其の默然に由るが故に、我れ今是くの如く持つ。既に解界已りて先づ小界を結し、後に大界を結す。并びに不失衣も、上の如く應さに作すべし。若し舊界を解かずして、更に新を結せば、後の結は成ぜず、惡作罪を得。若し小界大界を、一羯磔人にて、一白二を以て同時に結せんと欲せば、并びに白四を以て同時に解かんには、兩界の上二僧伽を集め、應さに座席を以て二界の上を墜すべし。其の秉法の者、此に住して應さに羯磔を作すべし、又復應さに知るべし。結する時は小界前にあり、解く時は小界後にあり、若し雙解雙結は、文に牒して、作法事に准じて知るべし。凡そ結界の時、界を以て入るべからず、餘界及び

に大界四方久住の標相を稱ふ、東方は某相乃至北方は某相なり、若し僧伽時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧伽今此の相域内に於て、結して一褒灑陀、同住處法の僧伽大界を作ることを、阿蘭若より斯の住處に至る、此に於て村及び村の勢分を除く、白することは是くの如しと。次ぎに羯磨を作せ。大德僧伽聽け、今此の處に於て、所有の舊住の苾芻、共に大界四方久住の標相を稱ふ、東方は某相乃至北方は某相なり、僧伽應さに許すべし、此の相域内に於て、結して一褒灑陀、同住處法の僧伽大界を作ることを、阿蘭若より斯の住處に至り、此に於て村と及び村の勢分とを除く。若し諸の具壽、此の相域内に於て、結して一褒灑陀、同住處法の僧伽大界を作り、阿蘭若より斯の住處に至り、此に於て村と村の勢分とを除くことを聽さば默然せよ、若し許さざる者は説けと。僧伽已に此の相域内に於て、結して一褒灑陀、同住處法の僧伽大界を結し竟る、僧伽已に聽許す、其の默然に由るが故に、我れ今是くの如く持つと。若し僧伽已に大界を結すれば、此の中の苾芻、應さに一處に集まりて、褒灑陀及び隨意事を爲すべし、并びに一切の單白、白二、白四羯磨を作せ。若し衆集まらずんば、作法成ぜず越法罪を得。若し此の界上に於て、結して不失衣界を作らんと欲すれば、還た大界相に依りて結せよ、是くの如く應さに作るべし。一苾芻をして白二を作すべし、先づ白を作し已りて、方に羯磨を作せ。大德僧伽聽け、此の住處に於て、和合僧伽已に共に結して、一褒灑陀、同住處法の僧伽大界を作る、若し僧伽時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧伽今此の大界相域内に於て、結して苾芻不失界を作る、若し諸の具壽、此の大界相域内に於て、結して苾芻不失衣界を作ること聽さば默然せよ、若し許さずんば説け、僧伽已に、此の大界相域内に於て、結して苾芻不失衣界を作り竟る、僧伽已に聽許す、其の默然に由るが故に、我れ今是くの如く持つ、若し僧伽は、已に不失衣界を結し竟る。唯上下の二衣を將つて、界内に行住すれば、離衣の咎なし。若し小界、大界は、縁あつて解くべき者は、應さに白四を以て之を解くべし。小界場中に於て

學の人は、他の欲を持せず、應さに他に欲を與ふべし。是の苾芻に由るが故に、界内に在りて住する人は、應さに界内の者に欲を與ふべし、此れに異すれば成ぜず。尼の教授を請ふ有無は隨つて説く。因みに界法を明すに其の二種あり、一には小、二には大。大界の内にありて妨難處なければ、小界場を安んず。先づ標相を觀る。且らく東方の如き、或は牆樹柵籬を以てし、土を聚め石を立て崖に釘櫛する等なり。餘方も亦爾なり。衆は相を知り已りて言つて白す。復周りに座席を敷き、擬権を鳴らし、前方便を作す。大衆俱に集まりて、與欲法なければ、諸舊住の苾芻共に方相を稱す。先づ東方より、次でに南北西す、既に方相を知り已りて、次ぎに一苾芻白羯磨を作す。先きに小界を結す、後に在るべからず。大德僧伽聽け、今此の處に於て、所有の舊住の苾芻、共に小界四方の久住の標相を稱ふ、東方某相乃至北方某相なり。若し僧伽、時至りて聽さば、僧伽應さに許すべし、僧伽今此の相域内に於て、結して小界場を作ることを、白すること是くの如し。次ぎに羯磨を作す、大德僧伽聽け、今此の處に於て、所有の舊住の苾芻、共に小界四方の、久住の標相を稱ふ、東方は某相乃至北方は某相なりと、今僧伽此の相域内に於て、結して小界を作る、若し諸の具壽、此の相域内に於て、結して小界場を作ることを聽す者は默然せよ、若し許さざる者は説け、僧伽已に此の相域内に於て、結して小界場を作り竟る、僧伽已に聽許す、其の默然によるが故に、我れ今是くの如く持つ。此の小界場は文に定制なし、西方在處に、皆其の量縁に丈餘ばかりなるあり、平地を觀にて圍み、更に階級なし、中に制底を安んじ門は一邊に向ふ、次ぎに大界を結するの法、此の中の大界の量は、極大は横闕兩踰綫那半なり、若し其の水なきは、下に向ふも亦然り。水ありて隔つれば、水を齊りて界す。若し界内に樹あり山あれば、樹山に隨ひて上水界に至ること、闕量も同じ。若し小界是事樂はど、情に隨へ、大界を結する時は、前の標相に同じ。舊住の諸苾芻共に四方に於て標相を觀已り、座席を敷き、擬権を鳴らし、衆應さに悉く集まるべし、前に同じく告知す。次ぎに一苾芻白二羯磨を作す。大德僧伽聽け、今此の處に於て、所有の舊住の苾芻、共

【二】制底の(utpan)は塔婆。

【三】踰綫那は、舊音譯由旬である。原音 Yojana であつて、四十里或は三十里に當るとある、四丁一里とすれば、大凡四里餘、或は三里餘ほどになる。兩踰綫那半であるから、十里若しは七里餘である。

れば、若し扶け去るに堪ゆれば、應さに墮つて衆に入るべし、若し堪へざれば、俱に病人に就いて
 褻瀧陀を爲すべし、若し爾らざれば作法成ぜず、越法罪を得。若し褻瀧陀にあらず、餘の羯磨を作
 せば、但欲を與へて清淨と説かず。其の持欲淨の苾芻、既に衆中に入らば、應さに比座の苾芻に
 對し、是くの如きの言を作すべし。具壽念を存せよ、某處の房に於ける苾芻某甲、身病苦に嬰り、
 今僧伽十四日褻瀧陀を爲す、彼の苾芻某甲亦十四日褻瀧陀を爲す、彼の苾芻某甲自ら遍淨にして、
 諸の障法なきことを説く、病患の因縁の爲めに、如法の僧事與欲清淨す、彼の所陳の事、我れ今
 具さに説く、若し更に餘の縁あらば、當時の事に隨つて之を稱説す、所以に別人の邊に於て、欲清
 淨を説く。大衆に告げざる者は、時を延べ、疲勞を生ずる等の、諸の過失を遮せんが爲めの故なり。
 若し苾芻懈惰し、及び法を鄙むるが爲めに與欲せんには、突色訖里多罪を得。若しは羯磨陀那、
 或は現に病あり、或は病の將さに生ぜんとするを恐る、或は患新に差ゆるに遇ふ、或は贍病人、或
 は復疲困す、或は飢渴寒熱に遭ふ、或は稟性多く闇睡あり、餘の善品を修して昏沈を遣らんことを
 冀ふべし、或は靜房に於て自ら戒本を誦す、或は他に於て戒義を聽受すべし、或は文句を守るの人、
 心を繋げて義を思ひ、其の癡忘を恐る、或は創めて修得妙觀現前す、心を伏するが爲めの故に、或
 は覺分善品に於て間雜せしめず、若しは餘縁を雜えて正念を失はんことを恐る、或は時に諦を見て
 初果を得、斯れ皆與欲するは無犯なり。若し欲を與ふれば、多く同集する者は、少年老苾芻、應さ
 に餘の善事を廢すべし、當さに集處に赴くべし。持欲の人は、既に欲を受け已り、若しは急に走り、
 若しは杖を跳び、若し欄楯の危處に在り、或は空に乘じ、若しは界外に向ひ、若しは雙趺道に登り、
 若しは兩梯杖を躡み、若しは睡眠し、入定し、身死し、歸俗す、或は云ふ我れは是れ求寂等は、並び
 に善を成ぜず。欲淨を持せんには、應さに更に欲を取るべし。若し一人にて多くの欲淨を持せば、
 能く憶するに隨つて説け。若し地に在り定に居るは、互に皆成ぜず。亦欲淨を轉持すべからず。授

【九】 突色訖里多是突吉羅に
 同じ。Duskrīṇa。
 【一〇】 羯磨陀那(Karmadāna)
 は譯して知事といふ、特殊の
 事務を擔當する人。

の稱ふが故に。「應」とは、諸の有情に於て、應に供養を受くべきが故に。「正等覺」とは、謂はく是れ無倒遍了知の故に。「何に況んや所餘の覺品善法をや」と言ふは、此れまた前の不放逸に由つて、能く菩提に趣くに配す、有らゆる善法は、皆悉く覺品善法と名づく。

次に 總集せざるを呵す。「大德僧伽先きに何事を作す」とは、此れ先きに別事なければ、應に來りて共に集まるべきことを明すが故に。下の文に云く、「律の聲聞衆、少求少事」と、既に餘事なし、何故に來らざると。又釋して云く、「禿髮淨土の時は、灑掃清淨にして、燈花等を嚴設す、是れ前作業の故に。須らく問うて云ふべし、大德僧伽、先きに所作の事、並びに已に作すや未だしやと。」「少求少事」と言ふは、少求は謂はく少欲、少事は謂はく知足なり。又少求は謂はく意業、少事は謂はく身語なり。「聲聞」と言ふは、他に隨つて聞くなり、他の音聲に隨つて聽聞するが故に、斯れを以て衆を成すが故に聲聞衆と言ふ。「衆」とは、同心共集して壞すべからざるが故に。

次に 集まらざるを隨聽するを明す。「來らず」等と言ふは、長淨の時に於て、同じく集會せざるを、名づけて不來と爲す。「大德」と言ふは、是れ相敬するの言なり。世尊の説きたまふが如し、諸の苾芻に於て、若しは少、若しは老、名及び姓氏等を喚ぶべからず、應に 具壽と言ひ、或は大德と言ふべしと。若し佛世尊は、應に德號を喚ぶべし、爾らされば越法罪を得。「欲及び清淨を説く」と言ふは、苾芻身に病患あり、及び勝善品を修して集に赴く能はざれば、應に欲淨を與ふべし。或は身表業にして欲淨を與ふ、應に是くの如く與ふべし。偏露右肩にして革屣を脱し、其の所應に隨つて敬事を爲し已り、踞踞合掌して是くの如きの説を作す、具壽念を存せよ、今僧伽十四日衰瀆陀を爲す、我れ苾芻某甲、亦十四日衰瀆陀を爲す。我れ某甲自ら遍淨にして諸の障法なきことを陳ぶ、病患の因縁の爲めの故に、彼の如法僧事、我れ今欲清淨を與ふ、此の所陳の事、當に我が爲めに説くべしと、第二第三亦是くの如く説く。若し苾芻病重くして與欲すること能はざ

【二五】 第二、總集せざるを呵す。

【二六】 衰瀆陀(Borittan)は、舊譯布薩に同じ、義淨は譯して長淨と言つて居る。舊には淨住等と譯す。

【二七】 第三、集まらざるを隨聽するを明す。

【二八】 具壽は、舊譯長老に同じ。

て光顯すべし、放逸を爲すこと莫れ、不放逸に由りて必ず當さに證得し、知るが如く應正等覺す、何に況んや所餘の覺品善法をや、大德僧伽先きに何事を作す、佛の聲聞衆、少求少事にして來らざる、諸の苾芻、欲及び清淨を説け。初めに佛の所教を明すとは、即ち是れ「諸の大德、春時爾許を過ぐ」等なり。「過ぐ」とは是れ已往の業残りなり。「春時」と言ふは、謂はく三時の内、何の時に在りて、波羅底木叉を説き、而かも其の事に稱ふに隨ふ、此の中且らく春時に據るなり。三時と言ふは、謂はく春夏多なり。「爾許」と言ふは、其の限量を指す、謂はく、説戒の日に隨つて數を取る。而も「餘は爾許の在るあり」と言ふは、當時の餘日に准じて説くべし。「老死既に侵す」と言ふは、意は老死の常に現前にあることを明す。老より死に及ぶまでを、名づけて老死と爲す。然るに十二有支、但此の一を言ふは、憂悲等に於て、其の用最も強きが爲めの故に、淨行を修する者の、圓滿の事を失ふことを顯はさんと欲す、此れは是れ初因なり。然るに修行者圓滿の因に、略して二種あり、一は謂はく所依、二は謂はく行本。所依失と言ふは、老死逼るに由るが故に、堪能するところなく、命根斷壞すること其の次第の如し。行本失と言ふは、謂はく大師の教法久しからずして當さに滅すべし、佛法滅して行を退失するに由るが故に。大悲世尊無倒の義を以て諸の有情を化するが故に、「大師の法」といふ、謂はく十二分教なり。世尊此れを以て有情を導利し、有緣に隨ふ者は悉く化を受く、此の二事によりて圓滿行を失ふが故に。「放逸なる莫れ」と言ふは、不放逸にして、勤心勇決、聖教を光顯することを勸むるが故に。但不放逸を言ふ所以は、不放逸は、諸善中の最勝たることを顯はすが故に。「應さに勤むべし」と言ふは、不放逸を勸むるは、能く出世聖道の加行のために依止と爲るが故に。謂はく、奢摩他、毘鉢舍那に於て、雙修等しく運して聖道を獲るが故に、「不放逸に由りて必ず當さに證得すべし」等とは、此れ世尊の、出家衆の解脫を求むるものをして、道果を證せしむるが故に、衆學處を制したまふことを顯はす。「知るが如く」と言ふは、「所了の事の如く、實知

【三】第一、佛の所教を明す。以下序は十段に分る。

【四】十二有支は十二因縁のこと、十二因縁中の老死の一のみをこゝに擧ぐるをいふ。

て妙階めうかいと爲す、喻へば河津に妙階道めうかいどうあるが如し、是れ行旅ぎやうりょの樂の因なるが故に。「法を以て怨うらを降し戦勝せんじやうつは樂し」と言ふは、此れ正行法しやうぎやうほふを以て敵を捍ぐの具と爲し、煩惱ぼんごうを降伏かうふくして、更に生ぜざらしむることを明す、故に「戦勝せんじやうつ」といふ。次ぎの下半の頌は、智劍ちけんを以て、我慢の幢ちゆうを斬ることを明す、魔羅まらの軍を破りて勝を彰あきはすは樂しきが故に。

若し能く決定の意を爲すありて

善く根欲を伏し多聞を具し

少より老に至るまで林中りんぢゆうに處し、

寂靜じやくじやうにして蘭若らんじやくに閑居するは樂し。

此の頌は、前の正行を修する人、杜多ととの功德圓滿相應とくとくまんげんじやうおうすることを明す、是れ樂の因なるが故に。「決定けつじやうの意」と言ふは、謂はく、初めに淨心じやうしんを發して知足行じやくちよくを爲し、決斷策動けつだんさくどうして名利めいりを希はず、身心しんしんを檢攝けんさつして外境がいけいを防護ぼふごし、解脱げつだつの正因しんぎん此に成するが故に。「善く根欲を伏す」と言ふは、此れは助伴じゆはん清淨じやうじやうにして、戒と俱なることを顯はすが故に。多聞を具すと言ふは、此れは勝上しやうじやうの果を獲るには、必ず多聞たもんに藉よることを明す。智は能く簡擇かんたくして、煩惱ぼんごう方さに斷ず、愚癡ぐぢの人は、蘭若らんじやくに住するに堪ふるにあらず。是の故に苾芻びぢゆう先づ多聞を學す、設し多聞たもんにあらず、但戒相けいさうを明にするも、亦蘭若らんじやくの處に住することを得。「少より老に至る」等と言ふは、決定けつじやうの心始終退しじゆうたいすることなきを明すが故に。「寂靜じやくじやうにして蘭若らんじやくに閑居かんこするは樂し」と言ふは、謂はく、誼難ぎなんを離れて、方さに能く理に趣き、心をして樂に住せしむ。

上の六頌は、是れ諸羅漢しよらかんの結集けつじふして置く所なり、自下の序文じよもんは、總じて十義を開く。初めに佛の所教しよきやうを明し、二には總集そうじふせざるを呵し、三には集まらざるを隨聽ずいぢやうす、四には供養くやう法式ほふしき、五には正しく教勅きやうてくを明す、六には誠勅じやうてくの利益、七には無誡むじやうにして過生こせうす、八には正しく白事はくじを作す、九には至心に聽くことを勤む、十には其の徒衆てしゆを淨む。諸の大徳、春時しゆんじ爾許にこ時を過ぎ、餘は兩許りやうしよの在るあり、老死らうじ既に侵して、命根めいこん漸く減す、大師だいしの教法きやうほふ久しからずして當さに減すべし、諸の大徳しよのだいとく應おきに勤め

【一〇】 蘭若は何蘭若(Anāpāna)に譯して寂靜處とす。

【一一】 杜多(Dutthi)は頭陀に同じ、抖擻ちゆうとくに譯す、或は修治しゆぢとも譯せり、抖擻ちゆうとくは始末しじまつすること、修治しゆぢと意同じ。

【一二】 苾芻びぢゆうは比丘のこと、苾芻びぢゆうの音譯を用ひて譯して居る。

諸の煩惱をして、究竟して盡きしむるが故に。又心勇決にして、所修の事に於て、進んで退するこ
となきが故に。並びに是れ樂の因なり。

若し實人を見れば則ち樂みとなす、

並びに與に共住する亦樂みとなす、

若し諸の愚癡の人を見ざれば、

是れ則ち常に樂みを受くるとなす。

此の頌の意は、善人に親近し、惡友を遠離するは、亦是れ樂の因なることを明すが故に、上半と下
半と、次いで如く應さに識るべし。「實人」と言ふは、罪惡の事に於て、遠ざけて捨棄するは、即
ち此れ實人なり、勝善の徳見あり、及び同じく住すれば、並びに能く樂を生ず、若し善品を修せざ
れば、多く惡行を爲して正理に迷ふ、故に愚癡といふ、親近すべからず、速に當さに捨離すべし。

尸羅を具するを見れば樂と爲す、

若し多聞を見れば亦樂と名づく、

阿羅漢を見れば是れ眞の樂なり

後有不生に由るが故に。

此の頌の意は、善友の差別を明す。然るに諸の實人に其の二種あり、一には世俗、二には勝義なり。
世俗に復二あり、一には住定分、二には住惠分なり。「尸羅を具す」とは、謂はく住定分なり、是れ
俗の寶と雖、亦能く惡を遠ざく。此れは戒に因りて、能く定を發することを明すが故に。「多聞」と
言ふは、謂はく住惠分なり、定に由りて惠を發するが故に。下半は定惠二法平等に運心して、究竟
處に住することを明す、即ち是れ勝義眞善の智識なり。「阿羅漢」と言ふは、流轉の中に於て不生法
を證す、謂はく、煩惱業苦の繫縛より、永く脫することを得るが故に。

河津處に於ける妙階は樂し

法を以て怨を降し戰に勝つは樂し、

正惠を證得して果生ずる時、

能く我慢を除き盡すを樂みと爲す。

此の頌の上半は、樂を致すの因を明し、下半は、惠生じて惑を斷することを明す。河津と言ふは、
謂はく、解脱の河は二邊の過を離るゝが故に。八正道に由りて、方さに能く獲得するを、名づけ

【九】八正道は、正見、正思
惟、正語、正業、正命、正精
進、正念、正定。

乃ち一たび逢ひ、又善趣等は、極めて得ること難きが故に。「無量俱惡劫」とは、謂はく是れ大劫なり、多數を経ると雖、戒法は逢ひ難し、設ひ此れを過ぐるも、亦値遇し難し、此れは遭難きの極を顯はす。「讀誦」と言ふは、若しは文若しは義、惠を以て領受するなり。「受持」と言ふは、謂はく彼の二に於て數々憶持して、長時に忘れず、念誦等勤めて相應するに由るが故に。「如説の行者」と言ふは、所作の業に於て、身語心を以て、大師の言に順じて違犯なきが故に、「更に遇ふこと難し」とは、聞讀受持は斯れ猶ほ得易し、如説の行者は、極めて遇ひ難しと爲す、勇勵精勤して、方さに戒行を全うするは、下劣の心の能く得る所に非るが故に。「更に」の言を説くは、極めて難きを彰はすなり。此の中に教及び行は、是れ遭遇し難きことを明す。聞讀誦持は謂はく是れ其の教なり。遵奉修習は、即ち是れ行なり。

諸佛の世に出現するは樂し、
僧伽の一心同見なるは樂し、

微妙の正法を演説するは樂し、
和合して俱に修し勇進するは樂し。

此の頌の意は、三寶世に興れば、所有の事業は皆是れ樂の因なることを明すが故に。「諸佛の世に出現するは樂し」とは、謂はく、入胎の時、現生の時を佛の出世と名づく。將さに成ぜんとする理に依りて是くの如きの説を爲す、菩薩といふと雖、佛陀の稱を受くるなり。或は正覺を成ずる時を、佛の出世と名づく、爾の時に於て、一切智を成じて佛陀の號を得るに由り、是の妙解脱は喜樂の因なるが故に、説いて名づけて樂と爲す。猶ほ世人の、火を名づけて樂と爲すが如し。「微妙の正法を演説するは樂し」とは、謂はく契經等の十二分教なり。「僧伽」と言ふは、謂はく八大人等なり。「一心同見」と言ふは、謂はく、戒見威儀正命に於て、衆同じく遵ふが故に。又一心同事なれば、壞すべきこと、難きを明すが故に。「和合して俱に修す」と言ふは、即ち是れ心を齊うして、淨尸羅を俱にするが故に。「勇進」と言ふは、三學處に於て、勤めて修行するが故に。或は勇心策勵して、

な數である。

【六】「此の中の初頌」とは、前掲の偈文中で、「略を樂ぶ者」までは、序分とし、「別解説經」以下の、一頌を初頌として解釋するのである。

【七】「彼の二に於て」とは、二は文と義である。

【八】淨尸羅は清淨戒のこと尸羅(Śīla)は戒。

根本薩婆多部律攝

尊者勝友集 三藏法師義淨奉制譯

卷の第一

初釋 波羅底木又經序

調伏の煩惱を除き、

日の廣く照して利無邊に、

佛の説きたまふ廣釋并びに諸事、

増一乃至十六文、

摩納毘迦の申ぶる要釋の毘尼得迦并びに本母、我れ今次に隨つて廣文を攝し、速に開悟せしめん。

略を樂ふものをして、

別解脫の經は聞くを得ること難し、

讀誦受持することも亦是くの如し、

此の中の初頌は、教行の得難きことを明す。「別解脫」と言ふは、別解脫經に依りて、如說修行するによつて、下々等の九品の諸惑に於て、漸次に斷除して永く退せざるが故に、諸の煩惱に於て、

解脫を得るを、別解脫と名づく。又見修の煩惱其の類各多し、別々の品に於て能く捨離するを別解脫と名づく。惑に由りて三界に漂没する有情、此れが爲めに先づ應さに勤めて解脫を求むべし。

「經」とは謂はく佛語なり、外道の教を簡ぶ。「聞く」とは、他の所說に於て、文及び義を、其の耳識

并びに後の決斷心を以て、了知するを謂ふが故に。「得ること難し」と言ふは、諸佛出世の時には、

衆生の惑を滅する正因たるを敬禮す。

咸能く諸の冥闇を破し盡すが如し。

尼陀那及び目得迦、

鄔波離尊の所問、

經は無量俱胝劫に於て、

如說の行者は更に遇ふこと難し。

此の如說の行者は更に遇ふこと難し。

此の中の初頌は、教行の得難きことを明す。「別解脫」と言ふは、別解脫經に依りて、如說修行するによつて、下々等の九品の諸惑に於て、漸次に斷除して永く退せざるが故に、諸の煩惱に於て、

解脫を得るを、別解脫と名づく。又見修の煩惱其の類各多し、別々の品に於て能く捨離するを別解脫と名づく。惑に由りて三界に漂没する有情、此れが爲めに先づ應さに勤めて解脫を求むべし。

「經」とは謂はく佛語なり、外道の教を簡ぶ。「聞く」とは、他の所說に於て、文及び義を、其の耳識

并びに後の決斷心を以て、了知するを謂ふが故に。「得ること難し」と言ふは、諸佛出世の時には、

衆生の惑を滅する正因たるを敬禮す。

咸能く諸の冥闇を破し盡すが如し。

尼陀那及び目得迦、

鄔波離尊の所問、

【一】波羅底木文は、舊譯に波羅提木文(Pratimoksa)。
 【二】諸事は、業事、衣事等の辨度を指す。
 【三】尼陀那(Nidana)は因縁と譯す。目得迦(Marika)は行母と譯す。尼陀那も、目得迦も、内容は律と別なものではない、唯後に加へられたものゝ中で、尼陀那とか目得迦とか言つただけのもので、現に義淨譯の「一切有部尼陀那目得迦」は、尼陀那五卷と目得迦五卷、合せ十卷あるがつまり廣律を補つて加へたものと見るべきである。尤も「毘尼母經」なども「四分」の目得迦で、毘尼母はヴィナーヤ、マートリカの譯である。之によつて見ると、律を整理解釋したのも目得迦である。要するに、律の増補、整理本などの異名を因縁とか行母などと言つたものであらう。増一乃至十六文は、恐らく十七事の跋塞堵のことであらう。
 【四】摩納毗迦(Manavaka)で、備童等と譯せらる。これは過去本生譚では、燃燈佛の下に於て、釋迦佛の少年時の名になつて居るから、こゝでは釋尊を指して言つてゐるのである。
 【五】俱胝劫(Koti-kalpa)は百億と言つた様な、常に大き

初釋波羅底木又經序

COLLECTION

1875

1875

1875

1875

簡単に説明したもので、終りに七佛の通誠偈を出し、戒を總括して居るので、七佛略教と題したものである。唯義淨は、

昭和七年二月廿日

従來の譯者と、大に譯語を異にして居るので、之を注意して置く必要がある、それは波羅夷の波羅市迦以下を比較するこ

とによりて、明かに察知せらるゝであらう。

譯者 境野 黃 洋 識

中に、未譯程度が含まれて居たのかも知れない。尤も此の跋窣堵は、全部十七に分れて居たもので、「根本一切有部毘奈耶頌」三卷の中の、最後の下卷には、十七跋窣堵の要領を、頌として掲げて居るから、之によりて研究すれば、其の大體は推知せられるわけである。此の「毘奈耶頌」は、尊者毘舍佉の造とあるが、此の人のことは、何等傳ふところが無い。「薩婆多律攝」は、義淨が以上の如く、

有部律宣揚の目的の下に譯せられたものゝ一つで、しかも廣律は、其の「毘奈耶」が長安三年(明天武氏時代の年號、編聖二十年に當る。)に譯したになつて居り、他の諸律本も、これから漸次譯出されて居るが、此の「律攝」の譯は、久視元年に終結したとあるから「毘奈耶」より三年前に結了して居るのである。即ち義淨が歸朝の後、早速先づ此の「律攝」を譯し、それから廣本の「毘奈耶」の譯に着手したことが推測されるのであ

る。之によつて見れば、此の「薩婆多律攝」は、歸朝後に於ける義淨譯出聖典中の最初のものであることが、推知せられるのである。但し前舉の毘舍佉の「毘奈耶頌」は、義淨が印度に居る間に、摩揭陀の那欄陀寺で譯したものだといふから、これは別である。然しこれも、修正して、奏して世に行つたのは景龍四年であるから、久視元年よりは、遙に十年も後になるのである。

此の「薩婆多律攝」は、尊者勝友(Sikhiyā)の集としてあるが、勝友について、今何等知ることが出来ない。義淨の譯したところは、大福先寺の譯場だと言はれて居る。大福先寺は洛陽にある寺で、義淨は最初専らこゝで譯業に従事したのも様である。比丘尼の「毘奈耶」もこゝで譯されて居るが、比丘尼の「毘奈耶」は大薦福寺譯出であるから、景龍の年には、洛陽から長安に轉じ、長安の大薦福寺に

居たことが知らるのである。

「薩婆多律攝」の内容は、比丘の「毘奈耶」の逐條的の要領を説いたものであるから、多く語るの必要はない。即ち

初部

四波羅市迦法

第二部

十三僧伽伐尸沙法

二不定法

第三部

三十泥薩祇波逸底迦法

九十波逸底迦法

第四部

四波羅底提舍尼法

第五部

衆學法

七滅罪法

七佛略教法

が其の全部で、最後の「七佛略教法」は、律についての注意やら疑問やらについて

根本薩婆多律攝解題

「根本薩婆多律攝」略して單に「薩婆多律攝」は、義淨三藏の譯出である。義淨のこの詳細はこゝには述べることを略するが、唐の高宗の咸亨二年に出發入竺して、二十五年間印度の地を經歷し、太宗の嗣聖十二年に還つて來た人である。歸國の際には多くの梵語原本を携へて來たが、中でも其の特色とする所は、薩婆多部の律本の將來と其の翻譯とである。薩婆多部(即ち有部)の律としては、既に羅什時代に、弗若多羅と曇摩流支との「十誦律」の譯があり、一般に知られて居るが、義淨の持つて來た原本は、餘程これとは違つて居つた様である。即ち戒目其のものには大なる相違はないのであるが其の編纂の體裁と、解釋の内容に、彼此の間に不同もあり、詳略の異もあるので

あつて、いづれ義淨本は、前の「十誦律」よりは後になつて整備されたものであつて、本文中に、所々に偈頌を加へて、各篇の要を摘出して居ることなども、後人の手に成りしことを物語つて居るものである。義淨はいづれこれ等の有部に關する律本の全部を完譯する豫定であつたらうと思ふが、それが終に目的を達せず、一部の譯を終了せしにしまつたものである。今存するものでは、比丘、比丘尼の二部の廣本である「一切有部毘奈耶」(五十)と、「一切有部苾芻尼毘奈耶」(卷二十)と、之に附隨して後に添加されたと思はるゝ、「一切有部尼陀那目得迦」(十卷)との三を主とし、それに他の律では隄度の部に屬すべき、「一切有部毘奈耶藥事」以下、「破僧事」、「出家事」、「安居事」、「隨

意事」、「皮革事」、「羯耻那衣事」等の七種がある。之を既出「十誦律」に比較すると、「十誦」の隄度は七法と八法と二段とし、合して十五法になつて居るが、七法は、受戒、布薩、自恣、安居、皮革、醫藥、衣で、此の中の布薩と衣が、義淨には缺けて居る。八法は迦絺那衣、俱舍彌、瞻婆、般茶盧伽、悔、遮、臥具、諍事であつて、此の中では、迦絺那衣法の外は、全部義淨の譯にはないのである。但し「十誦律」には、特に破僧隄度の項目がない。要するに、義淨の原本には「十誦律」にあつて其の譯出にない部分は、本來缺けて居つたのか、あつても譯するに至らなかつたものか、確實には知り得ないが、多分大體は存在して居たらうが、譯し了らなかつたものと推量される。「貞元錄」によつて見ると、義淨は、約七八十卷の跋窣堵を譯したが、修正未了で死んだと記述して居るから、此の跋窣堵の

飲酒學處第七十九……………二七六

非時入聚落不囑苾芻學處第八十……………二六八

食前食後詣餘家學處第八十一……………二六九

入王宮學處第八十二……………二七〇

不攝耳聽戒作不知語學處第八十三……………二七〇

用牙角作針筒學處第八十四……………二七一

過暈作牀學處第八十五……………二七二

草木綿貯牀學處第八十六……………二七三

過暈作尼師但那學處第八十七……………二七三

過暈作覆瘡衣學處第八十八……………二七四

過暈作雨浴衣學處第八十九……………二七四

與佛等過暈作衣學處第九十……………二七四

卷の第十四

〔二七二——二九三〕

第四部四波羅底提舍尼法

從非親尼受食學處第一……………二七六

受尼指授食學處第二……………二七七

學家受食學處第三……………二七八

阿蘭若住處外受食學處第四……………二七九

第五部(一)衆學法……………二八〇

同(二)七滅諍法……………二八六

同(三)七佛略教法……………二九〇

索引

卷末

攝受惡見求寂學處第五十七.....三五

著不壞色衣學處第五十八.....三七

捉寶學處第五十九.....三八

非時浴學處第六十.....四一

殺傍生學處第六十一.....四三

故惱苾芻學處第六十二.....四四

以指擊攙他學處第六十三.....四五

水中戲學處第六十四.....四六

與女人同室宿學處第六十五.....四六

恐怖苾芻學處第六十六.....四七

藏他衣鉢學處第六十七.....四八

他寄衣不問主輒著學處第六十八.....四九

以衆教罪謗清淨苾芻學處第六十九.....五〇

與女人同道行學處第七十.....五一

與賊同道行學處第七十一.....五一

卷の第十三.....〔四八—五七〕.....三五

與減年者受近圓學處第七十二.....三五

壞生地學處第七十三.....五一

過四月素食學處第七十四.....五一

遮傳教學處第七十五.....五三

默聽評論學處第七十六.....五四

不與欲默然起去學處第七十七.....五五

不恭敬學處第七十八.....五五

卷の第十一

[二〇九—三二七]

非時食學處第三十七.....三二五

食會觸食學處第三十八.....三二五

不受食學處第三十九.....三二八

索美食學處第四十.....三三三

受用有蟲水學處第四十一.....三三三

有食家強坐學處第四十二.....三三四

有食家強立學處第四十三.....三三五

與無衣外道男女食學處第四十四.....三三五

鬪軍學處第四十五.....三三六

軍中過二宿學處第四十六.....三三七

動亂兵軍學處第四十七.....三三七

打苾芻學處第四十八.....三三七

以手擬苾芻學處第四十九.....三三八

覆藏他鹿罪學處第五十.....三三八

共至俗家不與食學處第五十一.....三三九

觸火學處第五十二.....三三〇

卷の第十一

[三二八—三四七]

與欲已更遮學處第五十三.....三三二

與未近圓人同室宿過二夜學處第五十四.....三三二

不捨惡見違諫學處第五十五.....三三三

隨捨置人學處第五十六.....三三三

卷の第十

〔二八九—三〇八〕

牽他出僧房學處第十六……………一九一

強惱觸他學處第十七……………一九三

故放身坐臥脫脚牀學處第十八……………一九四

用蟲水學處第十九……………一九五

造大寺過限學處第二十……………一九六

衆不羞教授苾芻尼學處第二十一……………一九七

教授至日暮學處第二十二……………一九九

謗他爲飲食故教授學處第二十三……………一九九

與非親尼衣學處第二十四……………二〇〇

與非親尼作衣學處第二十五……………二〇〇

與苾芻尼同道行學處第二十六……………二〇〇

與苾芻尼同乘一船學處第二十七……………二〇一

獨與女人屏處坐學處第二十八……………二〇三

獨與尼屏處坐學處第二十九……………二〇四

知苾芻尼讚歎得食學處第三十……………二〇四

展轉食學處第三十一……………二〇五

施一食過受學處第三十二……………二〇六

過三鉢受食學處第三十三……………二〇七

足食學處第三十四……………二〇八

勸足食學處第三十五……………二一〇

別衆食學處第三十六……………二一一

預前求過後用兩浴衣學處第二十八……………一七
 迴衆物入己學處第二十九……………一四

卷の第八……………

〔一五〇—一六九〕……………

服過七日藥學處第三十……………一五

第三部(二)九十波逆底迦法……………

……………一五

故妄語學處第一……………一六

毀誓語學處第二……………一六

離間語學處第三……………一六

發學殄諍羯磨學處第四……………一六

與女人說法過五六語學處第五……………一七

卷の第九……………

〔一七〇—一八九〕……………

與未近圓人同讀誦學處第六……………一七

向未近圓人說他龜罪學處第七……………一七

實得上人法向未近圓人說學處第八……………一七

謗迴衆利物學處第九……………一七

輕呵戒學處第十……………一七

壞生種學處第十一……………一八

嫌毀輕賤學處第十二……………一八

違惱言教學處第十三……………一八

不舉救具學處第十四……………一八

不舉草救具學處第十五……………一八

過量乞衣學處第七.....二一三

知俗人許與衣就乞學處第八.....二一四

勸共作衣學處第九.....二一五

過限索衣學處第十.....二一五

用野蠶絲作敷具學處第十一.....二一九

用純黑羊毛作敷具學處第十二.....二一九

過分數作敷具學處第十三.....二二〇

減六年作新敷具學處第十四.....二二一

作新尼師但那不用故帖學處第十五.....二二一

自擔羊毛過三踰膳那學處第十六.....二二二

使非親尼治羊毛學處第十七.....二二五

捉金銀等學處第十八.....二二五

出息求利學處第十九.....二二五

賣買學處第二十.....二二六

卷の第七

畜長鉢過十日不分別學處第二十一.....二二八

乞鉢學處第二十二.....二二八

自乞縷使非親織師織作衣學處第二十三.....二三一

勸非親織師織衣學處第二十四.....二三一

奪衣學處第二十五.....二三三

過後畜急施衣學處第二十六.....二三三

在阿蘭若處過六夜離衣學處第二十七.....二三六

〔二四〕—〔四九〕

索供養學處第四..... 三

媒嫁學處第五..... 三

造小房學處第六..... 突

卷の第四..... [五 — 八]..... 充

造大寺學處第七..... 充

無根謗學處第八..... 三

假根謗學處第九..... 三

破僧伽違諫學處第十..... 夫

助伴破僧伽違諫學處第十一..... 大

汚家違諫學處第十二..... 公

惡性違諫學處第十三..... 三

卷の第五..... [八 — 一〇]..... 〇

第二部(一)(二)不定法..... 〇

第三部(一)(三)泥薩祇波逸底迦法..... 三

有長衣不分別學處第一..... 三

離三衣學處第二..... 一五

卷の第六..... [一〇四 — 一〇六]..... 一〇八

一月衣學處第三..... 一〇八

使非親尼浣故衣學處第四..... 一〇九

取非親尼衣學處第五..... 一一三

從非親居士居士婦乞衣學處第六..... 一一三

目次

根本薩婆多部律攝解題

(本丁) [一—三]……………(通頁) 一

根本薩婆多部律攝(全十四卷)

[一—二九三]…………… 五

卷の第一

[一—二〇]…………… 五

初釋波羅底木叉經序…………… 五

卷の第二

[三一—四]…………… 三五

總釋學處…………… 三五

初部四波羅市迦法…………… 三七

不淨行學處第一…………… 三七

不與取學處第二…………… 三六

卷の第三

[四—六四]…………… 四七

斷人命學處第三…………… 四七

妄說自得上人法學處第四…………… 五三

第二部(一)十三僧伽伐尸沙法…………… 五五

故泄精學處第一…………… 五五

觸女學處第二…………… 五八

說鄙惡語學處第三…………… 六〇



律

部

十七

境野黃洋譯



CHENG YU TUNG
EAST ASIAN LIBRARY
UNIVERSITY OF TORONTO LIBRARY
130 St. George Street
8th FLOOR
TORONTO, CANADA M5S 1A5

國譯一切經

大東出版社藏版



